

令和 7 年

第 3 回 定例会 会 議 録

奄美市議会

第3回定例会 会議録目次

○第3回定例会

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5

9月8日（月）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	19
職務のため出席した事務局職員	19
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
議案第66号～78号（13件）上程	20
陳情第4号撤回の件（1件）上程	23
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23

9月9日（火）（第2日目）

出席議員及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	25
職務のため出席した事務局職員	26
一般質問	
瀧 真一郎 議員（無所属）	27
前田 要 議員（無所属）	35
朝木 一仁 議員（チャレンジ奄美）	45
帯屋 誠二 議員（無所属）	55

9月10日（水）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	67
職務のため出席した事務局職員	68
一般質問	
与 勝広 議員（公明党）	69
大庭 梨香 議員（公明党）	79
川口 幸義 議員（自民党新政会）	90
栄 ヤスエ 議員（公明党）	98

9月11日（木）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	111
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	111
職務のため出席した事務局職員	112
一般質問	
盛 剛 議員（無所属）	113
幸多 拓磨 議員（チャレンジ奄美）	123
竹山 耕平 議員（自民党新政会）	134
崎田 信正 議員（日本共産党）	145
9月12日（金）（第5日目）	
出席議員及び欠席議員	155
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	155
職務のため出席した事務局職員	156
一般質問	
西 忠男 議員（チャレンジ奄美）	157
奥 晃郎 議員（自民党新政会）	167
永田 清裕 議員（自民党新政会）	176
9月16日（火）（第6日目）	
出席議員及び欠席議員	187
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	187
職務のため出席した事務局職員	187
議案第 66 号～78 号（13 件）上程	189
議案付託	197
陳情付託	197
9月25日（木）（第7日目）	
出席議員及び欠席議員	199
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	199
職務のため出席した事務局職員	200
議案第 66 号～78 号（13 件）上程	201
陳情第 3 号， 8 号（2 件）上程	206
議案第 79 号～88 号（10 件）上程	208
10月8日（水）（第8日目）	
出席議員及び欠席議員	217
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	217

職務のため出席した事務局職員	217
議案第 79 号（1 件）上程	218
議案第 80 号～88 号（9 件）上程	224
発議第 4 号（1 件）上程	230
閉会中の継続審査及び調査の申出について	230
別紙	
各常任委員会・特別委員会審査報告書	231
閉会中の継続審査及び調査の申出について	236
参考資料（意見書等）	237

会期・議事日程
付議事件

令和7年 第3回奄美市議会定例会議事日程表

○令和7年9月8日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 31日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月8日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（31日間） 3 議案第66号～第78号（13件） 上程 説明 4 陳情第4号撤回の件 上程 報告 採決 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※全員協議会（本会議終了後）
9月9日	火	本会議	1 一般質問 - 瀧 議員，前田議員，朝木議員，帯屋議員（質問順）
9月10日	水	本会議	1 一般質問 - 与 議員，大庭議員，川口議員，栄 議員（質問順）
9月11日	木	本会議	1 一般質問 - 盛 議員，幸多議員，竹山議員，崎田議員（質問順）
9月12日	金	本会議	1 一般質問 - 西 議員，奥 議員，永田議員（質問順） ※ペーパーレス会議システム体験会（本会議終了後）
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	敬老の日
9月16日	火	本会議	1 議案第66号～第78号（13件） 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { <ul style="list-style-type: none"> 総務企画—議案第74号～第75号（2件） 文教厚生—議案第67号～第71号，第78号（6件） 産業建設—議案第72号～第73号，第76号～第77号（4件） 全委員会—議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）は，所管する各常任委員会に付託。
			※請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画—陳情第8号（1件） 文教厚生—（継続分）陳情第3号（1件） ※全員協議会（本会議終了後）
9月17日	水	休 会	※各常任委員会審査（文教厚生）
9月18日	木	休 会	※各常任委員会審査（産業建設）
9月19日	金	休 会	※各常任委員会審査（総務企画）
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	休 会	報告書整理・議案調査

令和7年 第3回奄美市議会定例会議事日程表

○令和7年9月8日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 31日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月23日	火	休 会	秋分の日
9月24日	水	休 会	報告書整理・議案調査
9月25日	木	本会議	1 議案第66号～第78号 (13件) 上程 報告 質疑 討論 採決
			2 陳情第3号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決
			3 陳情第8号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決
			4 議案第79号～第88号 (10件) (決算関係) 上程 説明 質疑 付託
			☆付託区分 { 一般会計決算等審査特別委員会 議案第79号 (1件) 特別会計決算等審査特別委員会 議案第80号～第88号 (9件)
9月26日	金	休 会	※令和6年度決算等審査特別委員会 (一般・特別)
9月27日	土	休 会	
9月28日	日	休 会	
9月29日	月	休 会	※令和6年度決算等審査特別委員会 (一般・特別)
9月30日	火	休 会	※令和6年度決算等審査特別委員会 (一般)
10月1日	水	休 会	※令和6年度決算等審査特別委員会 (一般)
10月2日	木	休 会	報告書整理
10月3日	金	休 会	報告書整理
10月4日	土	休 会	
10月5日	日	休 会	
10月6日	月	休 会	報告書整理
10月7日	火	休 会	報告書整理
10月8日	水	本会議	1 議案第79号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決
			2 議案第80号～第88号 (9件) 上程 報告 質疑 討論 採決
			3 発議第4号 上程 説明 質疑 討論 採決
			4 閉会中の継続審査及び調査の申出について
			※全員協議会 (本会議終了後)

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		出資法人の経営状況を説明する書類の提出について			
		令和6年度健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書の提出について			
(1)	議案第66号	令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	R7.9.25	原案可決	全委員会
(2)	議案第67号	令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R7.9.25	原案可決	文教厚生
(3)	議案第68号	令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	R7.9.25	原案可決	文教厚生
(4)	議案第69号	令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	R7.9.25	原案可決	文教厚生
(5)	議案第70号	令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R7.9.25	原案可決	文教厚生
(6)	議案第71号	令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号)について	R7.9.25	原案可決	文教厚生
(7)	議案第72号	令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)について	R7.9.25	原案可決	産業建設
(8)	議案第73号	令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算(第2号)について	R7.9.25	原案可決	産業建設
(9)	議案第74号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R7.9.25	原案可決	総務企画
(10)	議案第75号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R7.9.25	原案可決	総務企画
(11)	議案第76号	奄美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R7.9.25	原案可決	産業建設
(12)	議案第77号	奄美市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について	R7.9.25	原案可決	産業建設
(13)	議案第78号	財産の取得について	R7.9.25	原案可決	文教厚生
(14)	議案第79号	令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	一般会計決算等審査特別委
(15)	議案第80号	令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(16)	議案第81号	令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(17)	議案第82号	令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(18)	議案第83号	令和6年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(19)	議案第84号	令和6年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(20)	議案第85号	令和6年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(21)	議案第86号	令和6年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R7.10.8	認定	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第87号	令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R7.10.8	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(23)	議案第88号	令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R7.10.8	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(24)	陳情第8号	景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情書	R7.9.25	採択	総務企画
(25)	発議第4号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書の提出について	R7.10.8	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

(26)	陳情第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善，義務教育費 国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための， 2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	R 7. 9. 25	採択	文教厚生
(27)	陳情第4号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める 意見書採択の陳情について	R 7. 9. 8	撤回承認	本会議

令和7年第3回定例会一般質問通告

9月9日（火）

◎無所属 瀧 真一郎

1 奄美市市制施行20周年記念第62回奄美まつりについて

(1) 本年度の奄美まつりの運営にあたり、以下の4つのイベントについて、昨年度からの変更点の有無とその考え方、また変更がある場合の関係団体との調整・進行方法についてお示してください。なお、変更がない場合はその旨をお示してください。

①花火大会

②八月踊り

③パレード

④舟漕ぎ競争

*着目点

・予算配分の考え方（歳入・歳出）

・運営の考え方（時間配分／参加団体数）

(2) 本年度の奄美まつりに関する振り返りについて、現時点での計画や進め方、またその振り返り内容を来年度の運営にどのように反映していく予定かについて、振り返り対象を明確にした上で可能な範囲でお示してください。

*振り返りの対象

（例：来場者数、予算配分、安全対策、関係団体との連携など）

2 奄美市の管理する公園施設について

(1) 奄美市で管理している公園の数を、名瀬／笠利／住用、各々の地区で分けてお示してください。

(2) 各々の地区で活用できている公園と、あまり活用できていない公園があると思うが、その数をお示してください。また活用できていると判断している定義もあわせてお示してください。

(3) 活用できていないと認識している公園があれば、その公園に対する今後の対応をお示してください。今後検討していくのであれば、いつまでにその計画を示していただけるか目途をお示してください。

3 特別認可校への対応について

(1) 「特認校制度運営検討委員会」について伺う。

①7月実施予定と聞いていたが各校に対する実施状況について実施済・未実施（計画中）・未実施（未定）のいずれかでお示してください。

②実施済の場合、校名・参加メンバー層と意見交換会で出てきた主な意見・課題について示せる範囲でお示してください。

③②の意見・課題に対する方向性や考え方を反映方法とあわせてお示してください。

4 奄美市地球温暖化防止活動実行計画の進捗について

(1) 【事務事業編】の今年度実施状況について伺う。

①：奄美市地球温暖化防止活動実行計画【事務事業編】ではく温暖化対策推進員会議を7月に設置、8月に情報公開となっているが、現時点での進捗状況と内容をお示してください。また遅れが発生しているならその理由をお示してください。

◎無所属 前田 要

1 宇宿保育所の今後について

(1) 保護者説明会が二回開催された経緯と、内容についてお聞かせください。

(2) 当初の計画では、認定こども園が開園しても、宇宿保育所はそのまま残すと認識しているが、何故子育て世帯を不安にさせるのか、お聞かせください。

(3) 奄美市として宇宿保育所の方向性をお示してください。

2 動植物の密猟対策について

(1) 奄美大島自然保護協議会（5市町村で構成）の概要と活動等をお聞かせください。

(2) 密猟にする方に見れば

①まずは、移動手段

②次に、下見（ネットでの情報共有）

③密猟の時間帯等々

(3) 密猟出来ないような環境造り 【笠利半島版】

①夜間の海辺パトロール

（例）各集落でボランティアを募集

②夜間の市道その他道路進入規制

（例）蒲生岬公園への二箇所の道路入口

閉鎖＋電気自動車を配置しライトを、照らし続ける。

③市長のマニフェストの防犯カメラ設置

④警察署との連携強化

3 笠利の基幹産業・サトウキビの5年後10年後の戦略チームの立上げについて

- (1) 笠利総合支所内農林水産課の中に、糖業推進室があります。推進室を主体とし、生産農家・JA・製糖会社で『うぎ生産・反収アップ・プロジェクトチーム』を結成の提案
- 4 重要害虫【セグロウリミバエ】について
 - (1) 奄美市の対策についてお聞かせください。
- 5 ソテツカイガラムシ防除の薬剤について
 - (1) 昨年度にはなかったトレボン乳剤混合について
 - (2) 市民の皆様への、混合薬剤散布の周知徹底について
- 6 インスタグラムHello-kasariについて
 - (1) 以前の一般質問にて笠利版公式ラインの可能性についてお伺いしました。Hello-kasariの毎月の駐在員会の資料の可能性についてお伺いします。
- 7 サイクリングロードの指定管理の可能性について
 - (1) 宇宿校区にあるサイクリングロードの経緯についてお聞かせください。
 - (2) 台風や冬の季節風による倒木の撤去作業は各集落でボランティアにて施行していますが、校区での指定管理の可能性についてお伺いします。

◎チャレンジ奄美 朝木 一仁

- 1 世界自然遺産について
 - (1) 希少種・固有種の保護について
 - ①今年5月（ナキ・ムラサキ）オカヤドカリの不法所持事案について市の見解・対応
 - ②今後の対策について
 - ③外国人観光客への啓発について
- 2 スポーツ行政について
 - (1) 市の複合施設（名瀬運動公園・太陽が丘総合体育館・奄美体験交流館）の空調整備について
 - ①これまでの検討経緯について
 - ②国の制度活用について
 - ③空調の調査について
- 3 農林行政について
 - (1) 農福連携について
 - ①市の認識について
 - ②異業種間のマッチング環境について
- 4 企画行政について
 - (1) コクトくんラインスタンプについて

- ①ラインスタンプ制作の目的と実績について
- ②今後の活用について

◎無所属 帯屋 誠二

1 市民生活について

(1) 市民と市長のふれあい対話における市民からの問い合わせについて

- ①住用町山間地区の国民体育館に対する今後の利用計画と、石抱きガジュマルに対する当局の見解を伺う。
- ②平松町コミュニティ用地活用の進捗状況と、浜里町の防災対策について伺う。
- ③小宿土地区画整備事業について伺う。
- ④お達者ご長寿事業の利用枠の拡大について

2 自然環境と生活環境について

(1) 捕獲禁止にされている動植物の違法な捕獲や採取について

- ①奄美市における違法な捕獲や採取への対策と、今後の課題について伺う。

(2) 害獣（イノシシ）対策について

- ①農地以外における害獣対策について伺う。
- ②駆除事業（鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業）の活用状況について伺う。

9月10日（水）

◎公明党 与 勝広

1 奄美群島振興開発特別措置法について

(1) 奄美群島振興開発特別措置法の総括と成果について

- ①奄美、沖縄との連携強化の現状及び今後の取組みについて

2 市長の政治姿勢について

(1) 指定管理者制度導入の総括

- ①インセンティブ付与の成果
- ②「タラソ奄美の竜宮」再開のめどは

(2) 住用町内海公園の整備について

(3) 美術館交流について

- ①一村サミットの開催について

(4) 市有地の有効活用について

- ①平松コミュニティ用地活用の現況
- ②小宿小学校横の旧教員住宅及び長浜教育委員会作業場の今後の活用はど

のようになっているのか

3 福祉行政について

(1) 子育て支援について

- ①こども誰でも通園制度の実施状況
- ②産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の取得状況について

(2) 持続的な地域医療の確立について

◎公明党 大庭 梨香

1 住用版地域創生戦略について

(1) 地域創生戦略の趣旨について

- ①「住用未来10か年計画」の実現に向けた市長の思い（期待）について伺う。
- ②目的、推進体制、人口目標について伺う。
- ③「住用未来10か年計画」の実践体制について、住用町民や集落ができること、行政がすべきこと等、取組事業や目標数値があるのか伺う。（5年後、10年後の目標値は）

(2) 基本目標について

- ①「Ⅰ自然を活用した稼ぐまちづくり」地元主体による気運の醸成をどのように促すのか。（地場製品の加工製造促進事業について）集落、民間、行政の役割について伺う。
- ②「Ⅱ災害に強い防災まちづくり」自主防災組織の強化の具体的な事業と定期的な防災訓練について伺う。
- ③「Ⅲ定住振興を見据えたまちづくり」空き家対策の具体的な施策について伺う。（地域協力隊の連携、定住希望者への対応戸数や目標数値）

2 教育行政について

(1) 住用校区統廃合について

- ①在り方検討会の進捗状況、検討内容について伺う。（委員からの意見、その意見をどのように今後に活かしていくのか。）
- ②今後のスケジュールおよび地域への周知について伺う。

(2) 不登校対策について

- ①不登校児童生徒の各地区の状況について伺う。（児童生徒や保護者への学校の関わりや相談体制が取られているのか。）
- ②フリースクールの活用状況について伺う。
- ③フリースクールに対しての市としての支援について伺う。（これまでの市の支援、実態把握をしているか。）
- ④あまみ不登校対策プロジェクト事業の内容、進捗状況、成果について伺

う。

⑤「こころの健康観察」の取組状況，成果について伺う。

3 医療・福祉について

(1) R S ウイルス感染症の現状について

①R S ウイルス感染症とR S ウイルスワクチンに対する認識を伺う。

(2) R S ウイルス感染症の予防対策について伺う。

①R S ウイルス感染症の重症化リスクが高いとされる乳幼児や高齢者を中心に向けた啓発の周知の必要性について伺う。

②妊産婦や高齢者への一部助成の考えはないか伺う。

(3) 帯状疱疹ワクチンについて

①定期接種の接種状況について伺う。

②50歳以上の対象者に任意接種の助成を考えないかを伺う。

◎自民党新政会 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市BPR取組みの変遷について

①BPRの必要性について

②当初予算の全庁業務量調査・業務分析・BPR支援業務5,115千円の進捗状況をお示してください。

2 教育行政について

(1) 奄美市小中学校の校務員について

①小中学校校務員の勤務時間は，現在の物価高騰の状況では，終日勤務への改善が急務だと思うが，見解を示せ。

(2) 課外活動（部活動）の位置づけについて

①自主的，自発的な参加について

②スポーツや文化，科学に親しませる活動について

③学校教育の一環であることについて

④持続可能な運営体制について

(3) 部活動の社会的意義について

①地域との関連について

②子どもたちのセーフティネットについて

(4) 学校における部活動の再認識について

①教育活動と部活動について

②生徒の人格を育む部活動について

③指導者を成長させる部活動について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 防災行政について

(1) 奄美市総合防災訓練について

- ①名瀬地区・住用地区（集中豪雨想定）について伺う。
- ②笠利地区（地震・津波想定）について伺う。

(2) 防災専門監（仮称）の配置について

- ①本市として、配置についてどのように捉えているのか伺う。
- ②配置するためには、条例改正が必要と聞いているが、本市はどのように検討を進めているのか伺う。

2 市民生活について

(1) 見守りカメラ設置について

（犯罪の抑止，事件等の早期解決，市民生活の安全の確保）

- ①本市に設置されている見守りカメラ運用の現状・課題について伺う。
- ②本市として、見守りカメラの設置と管理と運用はできないか伺う。

(2) 学校現場，体育施設での水分補給，熱中症予防について

- ①本市の小中学校，体育施設へ給水機の設置ができないか伺う。

(3) 令和6年4月より，HPV検査が自治体の判断で導入可能になりました。

- ①本市で導入はできないか伺う。

3 子育て行政について

(1) 令和8年度より実施予定の「こども誰でも通園制度」について

- ①本格実施にむけての体制整備の課題はないか伺う。

9月11日（木）

◎無所属 盛 剛

1 市長の政治姿勢について

(1) 2期目へ向けて奄美の直面する政治課題

- ①人口減少や少子高齢化に対する将来のビジョンを伺う。
- ②食の安全保障に関して一次産業振興策を伺う。
- ③エネルギー問題について見解を伺う。

2 災害対応について

(1) 7月26日古田地区災害について

- ①発災を知った日時。通報を受け復旧に着手するまでの経過を伺います。
- ②この現場は集中豪雨のたびに道路に水が流出して危険であるということです。地域住民より砂防建設等の要望はなかったか伺います。
- ③山際の危険個所に多く家屋が建っていますが、建築基準法による許可の

もとで建設された家屋か伺います。

④後背地の森林は個人有林か林齢は災害未然防止の森林整備の必要性を問う。

(2) 緊急時における連絡網の体制について

①古田地区の自治会長は不在であるということですが緊急時の連絡網体制には不可欠と思われるが、会長不在、区長不在等の集落や自治会の数を伺います。

②緊急時、警察消防が道路の寸断等によって救援に来られない場合、その地区の青年団、婦人会が大きな役割を果たします。青年団組織がある集落、自治会は

③集落、自治会ごとに消防団員は確実に配置されているか。

④災害等に対応するため区長、青年団、婦人会、地区消防団員、役員等連絡体制を確固たる組織に位置づけるべきと考えるが伺います。

⑤カムチャッカ沖地震の津波関係における緊急連絡体制警報発令までの経過を伺う。

3 島外資本・外国人による土地売買について

(1) 外国人による土地の売買について

①奄美において外国人による土地の売買の事例はあるか伺います。

②奄美において外国人によるマンション等の売買事例はあるか伺います。

(2) 島外資本による土地の取得について

①笠利節田地区におけるホテル建設計画の直近の状況を伺います。

②当該建設予定地の当初登記年月日と地目を伺います。

③売買時における態様。第三者による仲介か伺います。

④景観法、景観条例、建築基準法、農地法等、関係法令との整合性は万全か。

⑤地元住民とのコンセンサスは十分か。

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 教育行政について

(1) 学校現場の環境改善

①学校現場の環境整備と教員不足解消・離職率低下と成り手不足解消に向けた取組みについて

②教員が子どもと向き合う時間を確保するための業務軽減策について

②-1 部活動の指導者の地域移行の現状と内容について

②-2 開門時間の現状について。

2 財政行政について

- (1) 奄美市の財政状況について
 - ①現在の奄美市の財政状況を分かりやすくお示してください。
 - ②令和7年度現在における奄美市の地方債残高は幾らでしょうか。また、現在の基金の総額はいくらでしょうか。そして今後、何年で返済を行う計画でしょうか。
- (2) 財政運営と市民の意識
 - ①私たち市民が、税を「取られるもの」ではなく、行政サービスや地域の発展のために「預けるもの」と捉えられるようにするには、どのような情報発信や仕組み改善が必要と考えているか、お示してください。
- 3 水道管の維持管理について
 - (1) インフラ更新と財源確保
 - ①上水道管の老朽化と更新課題（老朽化率22%・更新の必要性）
下水道管の老朽化更新事業について
- 4 名瀬総合体育館の更新計画について
 - (1) 名瀬総合体育館の更新計画について
 - ①建築年数と今の課題、今後の改修（建て替えも含む）計画について
 - ②熱中症に対する市当局の見解と、現在の競技中の室温の調査などは行われているのか。
 - ③改修を行っている場合の優先順位は
 - ④名瀬総合体育館への空調導入、または、トレーニングルームのように部屋ごとでの空調設備の導入は
 - ⑤建て替えの場合と改修場合、総事業費はいくらを想定していますでしょうか。

◎自民党新政会 竹山 耕平

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 子どもの航路航空路運賃の更なる負担軽減に向けて
 - ①再度の質問となるが、子どもたちや保護者に対する負担軽減策への取り組み及び働きかけ（制度設計等）への見解は
 - ②子ども達の大会には、現状では支援制度の対象がありなしという状況にある。離島のハンデを支援するため、また更なる経験と体験する機会を創出するための支援が必要と考える。そのためにも本市を含め群島・県・国においても更なる負担軽減策の実現を望む。
 - (2) 平田土地区画整理事業進捗について。事業計画変更後の計画通り進捗されているのか示せ。
 - (3) 子育て・保健・福祉複合施設計画について及び変更された11ブロック

内の事業計画（全体像）とまちづくり，中心市街地活性化との将来像について

- ①施設規模変更の理由（構造・機能・測候所跡地との配置換え・都市公園のイメージなど）
- ②設計業務（基本・実施以降）の手法について
- ③完成後のまちづくりの目的，目標値，基準値の設定は。またどのような形（指標等）で公に示すのか。（賑わい，人・物の流れ，交流人口の増加，通行量，交通量，居住人口，空き店舗率，出店率（増加率），売上げの増加など）
- ④老人福祉会館（長浜町）の建て替え計画は。高齢者機能を省くのではなく新たな拠点づくりとして機能を高めることを目的目標に掲げるべき

2 教育行政について

（1）タブレットの更新時期を迎える

- ①当初の予算概要と財源
- ②更新にあたる予算概要と財源
- ③タブレット導入の費用対効果について（当初の目的との整合性，達成率は，効果成果は）

（2）学校に設置された空調機について

- ①教室への設置状況（普通・特別・通級指導・職員室等・体育館）
- ②普通教室の更新時期計画は。今後財源含め市財政は圧迫される。首長会等含め働きかけは
- ③体育館（通常授業・災害時の避難場所）への設置計画は。国（文科省含め）の指針等含め見解を示せ。

（3）友好都市交流促進事業の活用状況について。また，来年度以降の事業計画について

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- （1）今年には戦後80年，被爆80年の節目の年となり，8月6日，9日のヒロシマ，ナガサキへの原爆投下，そして15日の終戦日を迎えます。メディアでも特集記事や戦争体験者の記憶などの記事が多く紹介されました。15日の「奄美名瀬戦没者合同慰霊祭」で市長も追悼の辞を述べ，不戦を誓っておられます。その上で現在の軍備拡大をどのように捉えられているのかご見解をお伺いします。
- （2）現在，奄美市名瀬の町並みの景観は，マリントウン地区の整備や，おがみ山トンネルの掘削開始などで大きく変化しています。その中心ともなっ

ている末広港土地区画事業の進捗について事業目的に照らして現在の評価をお伺いします。

2 社会保障制度について

(1) 健康保険証について

①昨年12月2日以降は、新規発行はされなくなっています。このことについて、トラブルや市民の混乱などは起こっていないか現状をお伺いします。

②国保税滞納者の実態についてお伺いします。

(2) 介護保険制度について

①訪問介護事業所がない自治体が全国各地の町村にひろがっています。奄美市ではゼロにはなりません、ニーズに応えられるのかご見解をお伺いします。

3 福祉行政について

(1) 生活保護基準引き下げを違法とした最高裁判決がだされましたが、保護受給者が多い当市にとって補償額などの影響についてご見解をお伺いします。

4 教育行政について

(1) 防衛省がこども版「防衛白書」を全国2,400小学校に6,100冊配布しているとのことですが、奄美市の各学校に配布がなかったのかお伺いします。

9月12日(金)

◎チャレンジ奄美 西 忠男

1 教育行政について

(1) 今年7月の参議院議員選挙の10代・20代の奄美市の投票率を伺います。

(2) 中学生の政治参加についてどのような教育や指導をされているか伺います。

(3) 教科書の採択について伺います。

2 第2次鹿児島県自転車活用推進計画について

(1) 矢羽根型路面標示・自転車歩道通行可について市民の皆様に周知しているか伺います。

(2) 奄美5市町村の自転車ネットワーク計画があるか伺います。

(3) サイクルツーリズムによる観光振興について伺います。

(4) 来年4月から導入される自転車の反則金について伺います。

3 奄美市の公共公園について

- (1) 公園の数・環境整備・駐車場管理について伺う。
 - (2) 御殿浜公園の駐車場について伺います。
- 4 Uターン・Iターンについて
- (1) 奄美市定住促進住宅入居について伺います。
 - (2) 過去の5年間のUターン・Iターンの推移を伺う。
 - (3) 外国人の移住について伺います。

◎自民党新政会 奥 晃郎

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 市長就任時と現在の地区ごとの人口について
 - (2) 出生数，合計特殊出生率はいくらか，増やす取組みは
 - (3) 人口増加に取り組んできた施策は
 - (4) 人口増加対策についての評価は
- 2 自治会，集落の活性化策について
- (1) 限界集落の現存及び定義について
 - (2) 行政としてのサポートについて
 - (3) 集落担当職員，集落支援員制度について
 - (4) 集落支援金制度の導入について
- 3 地方交付税について
- (1) 人口，世帯数に算定される金額は
 - (2) 人口，世帯数の算定は如何に
 - (3) 歳入に占める地方交付税の比率は
 - (4) 令和7年度の確定額及び前年度との比較
 - (5) 奄美市の最新の合計特殊出生率は
- 4 地方創生への取組みについて
- (1) 地方創生への取組みと成果
 - (2) 関係人口増加への取組みについて
 - (3) 若者，女性の移住者への取組みについて
- 5 奄美市職員の兼業への取組みについて
- (1) 奄美市職員の兼業者について

◎自民党新政会 永田 清裕

- 1 安田市政1期4年の総括と2期目への抱負について
- (1) 4年前，市議会議員から市長へ就任し，奄美市政に臨む立場が大きくが変わりました。市長を務めた4年間をどのように感じたのか，率直な思いについて伺う。

- (2) 市長に臨むにあたり、88項目のマニフェストを掲げ取り組んでこられた。その実績と達成感についてどのように捉えているのか、思い通りに実施できたこと、厳しいと感じたことなど伺う。
 - (3) 「明るく、優しく、風通しの良い未来都市奄美市の実現」をビジョンに、市民、民間、議会、行政の「オール奄美市」で取り組むことを掲げ、市民との対話、民間との連携を強く打ち出してこられた。このことの成果として、市政にどのようなことが反映されてきたのか伺う。
 - (4) 「子育て支援の充実」を施策の一丁目一番地に掲げてこられた。この分野における4年間の成果と今後の課題等について伺う。
 - (5) 1期4年を振り返り、2期目に臨む抱負について伺う。
- 2 世界自然遺産登録からの4年について
- (1) 登録から4年が経過し、登録後における環境保全等への取組強化や地域活性化などの経済効果をどのように捉えているのか伺う。
 - (2) 金作原の試行ルールについて
 - ①試行ルールに至る経緯を伺う。
 - ②現状及び課題を伺う。
 - ③試行ルールの今後を伺う。
 - ④認定ガイドの捉え方を伺う。

第 3 回 定 例 会
令 和 7 年 9 月 8 日
(第 1 日 目)

9月8日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	事 務 所 長
永 田 公 洋	総 務 課 長	久 保 和 代	総 務 部 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	信 島 賢 誌	企 画 調 整 課 長
麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	市 民 環 境 部 長
國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長	大 庭 勝 利	福 祉 事 務 所 長
坂 元 久 幸	建 設 部 長	川 上 浩 一	農 林 水 産 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長		上 下 水 道 部 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向 井 涉	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱
田 川 正 盛	主 幹 兼 議 事 係 長	重 井 真 人	議 事 係 主 査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから令和7年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。なお、本定例会での議場へのタブレット等の電子機器の持ち込みを議員及び当局ともに許可いたします。また、電子機器については、議案の審議等に直接関係のない機能の使用は差し控えてください。併せて、音が鳴らないように設定をお願いいたします。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第2回定例会において可決されました、学校上空での米軍機オスプレイ飛行禁止を求める意見書の提出について、ほか1件につきましては、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

次に、市長から地方自治法第243条の3、第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。その内容は、お手元に配付いたしました書類のとおりであります。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員に、正野卓矢議員、栄 ヤスエ議員、奥 晃郎議員の3人を指名いたします。

○

奥 輝人 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から10月8日までの31日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月8日までの31日間とすることに決定いたしました。

○

奥 輝人 議長 日程第3、議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第78号 財産の取得についてまでの13件を一括して議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。ただいま上程されました、議案第66号から議案第78号までの提案理由を御説明いたします。

議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正におきましては、関係する費目に、職員の人事配置及び時間外勤務手当の追加等に伴う人件費を計上いたしております。総務費の総務管理費におきましては、公共施設整備事業基金への積立金1,302万2,000円を計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、小規模多機能ホームの自家用発電設備整備に係る経費として、地域介護・福祉空間整備推進交付金772万3,000円を新たに計上するほか、介護保険事業特別会計への繰出金2,186万8,000円を追加計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、養育医療扶助費として830万円を追加計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、笠利有機農業支援センター堆肥舎シャッター修繕に係る経費として、384万8,000円を新たに計上するほか、新規農業研修生に対する助成金219万3,000円を追加計上いたしております。また、農地費におきましては、大川地区パイプライン復旧工事に係る経費として2,400万円を、農業用水配水業務委託料として1,103万2,000円を追加計上いたしております。

商工費におきましては、内海公園道路舗装工事に係る経費として755万8,000円を、マンガローブパーク浄化槽整備に係る経費として4,450万円を新たに計上いたしております。

土木費の都市計画費におきましては、浜里町・平松町及び長浜町のモクマオウの伐採に係る経費として600万円を追加計上いたしております。

教育費の教育総務費におきましては、各小中学校の施設修繕に係る経費として1,299万3,000円を、社会教育費におきましては、奄美川商ホールの高圧受電設備や消火設備の修繕に係る経費として936万円を、保健体育費におきましては、名瀬運動公園プールボイラーの修繕、太陽が丘運動公園における消防設備、プールろ過装置の修繕等に係る経費として1,016万4,000円を追加計上いたしております。

災害復旧費の土木施設災害復旧費におきましては、7月26日の豪雨による土砂崩れ等の復旧に係る経費として1,147万4,000円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。国庫支出金の国庫補助金におきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金772万3,000円を新たに計上いたしております。

県支出金におきましては、空港管理委託料の内示額確定に伴い、空港管理費委託金1,873万9,000円を減額計上いたしております。

繰入金におきましては、令和7年度第1号補正において、大川地区パイプライン復旧工事に伴う財源を財政調整基金から繰り入れておりましたが、今回の補正予算において、合併特例債に財源を更正することから、財政調整基金繰入金を5,410万円減額計上いたしております。

その他、各種事業の歳出予算に要する財源として、市債1億8,660万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で1億4,745万5,000円を追加することにより、令和7年度奄美市一般会計予算の総額は、357億2,064万9,000円となります。

次に第2表、債務負担行為補正につきましては、奄美市健康体験交流施設アドバイザー業務に係る期間及び限度額を設定するものでございます。

次に第3表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第67号 令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、各費目の人件費を増額及び減額計上いたしております。また、賦課徴収費におきまして、子ども子育て支援金制度移行に伴うシステム改修費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金においてシステム整備補助金を追加計上するほか、一般会計繰入金において職員給与等繰入金及び事務費繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ509万9,000円の増額となり、令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は53億1,087万7,000円となります。

議案第68号 令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費のほか、笠利診療所における医療機器の購入費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び前年度の実績に伴う繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ250万円の増額となり、令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は3億1,565万5,000円となります。

議案第69号 令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、一般管理費に弁護士委任業務に係る委託料を計上するほか、賦課徴収費にシステム改修に係る費用を増額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度の実績に伴う繰越金及びシステム整備補助金等を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ85万7,000円の増額となり、令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は6億7,867万2,000円となります。

議案第70号 令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳入につきましては、総務費及び地域支援事業費におきまして、人事異動に伴う各費目の人件費等を増額または減額計上いたしております。また、前年度の介護保険給付費負担金等の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。また、前年度の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1億5,027万2,000円の増額となり、令和7年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は54億5,978万円となります。

議案第71号 令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、訪問看護オンラインシステム導入に関する負担金を計上するほか、交付金残額等を基金積立金に増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、医療提供体制設備整備交付金等を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ43万2,000円の増額となり、令和7年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は3,307万2,000円となります。

議案第72号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、大川ダムに関する一部負担金として増額計上するなど、合わせて1,448万8,000円を減額計上いたしております。資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正として、169万4,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する10億9,007万円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第73号 令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の減額のほか、消費税及び地方消費税を追加計上し、合わせて211万5,000円を増額計上いたしております。資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の減額のほか、真名津地区污水管路施設工事及び宇宿地区污水管路移設工事に伴う所要額を追加計上し、合わせて1,733万4,000円を増額計上いたしております。

また、資本的収入につきましては、建設改良費の増額に伴う財源等としまして、企業債1,910万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7億5,937万7,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第74号 奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度に関する職員の意向確認等の措置を講じるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第75号 奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号 奄美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児部分休業制度の拡充を図るため、

所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第77号 奄美市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合において、被災地での円滑な排水設備工事及び給水装置工事の実施のため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第78号 財産の取得につきましては、GIGAスクール端末の更新のため、公立学校の情報機器を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第66号から議案第78号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○

奥 輝人 議長 日程第4、陳情第4号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についての陳情撤回の件を議題といたします。本件について、陳情者から撤回の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、申出のとおり、撤回を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、陳情第4号撤回の件については承認することに決しました。

○

奥 輝人 議長 日程第5、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。同議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は22人です。候補者名簿につきましては、お手元に配付しております。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配布)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて順次投票を願います。

(点呼、投票)

(点呼, 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西 忠男議員及び前田 要議員を指名いたします。両議員の立会をお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票22票、無効投票0票。有効投票のうち、山田義盛議員17票、井上勝博議員5票、以上とおりです。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時)

第 3 回 定 例 会
令 和 7 年 9 月 9 日
(第 2 日 目)

9月9日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	住 務 所 長
永 田 公 洋	事 務 所 長		総 務 部 長
柳 樹 三 郎	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
田 畑 文 博	財 政 課 長	中 村 幸 浩	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長
押 川 治	地 域 総 務 課 長 (笠 利)	信 島 賢 誌	市 民 環 境 部 長
喜 納 祐 司	世 界 自 然 遺 産 課 長	麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長
中 村 明 広	福 祉 事 務 所 長	盛 功 一	高 齢 者 福 祉 課 長
川 畑 良 二	い き い き 健 康 課 長	國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長
肥 後 健 作	紬 観 光 課 長	中 山 哲 史	産 業 建 設 課 長
川 畑 博 行	産 業 振 興 課 長	大 庭 勝 利	農 林 水 産 部 長
坂 元 久 幸	農 林 水 産 課 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 課 長 (笠 利)
	建 設 部 長	俵 裕 樹	都 市 整 備 課 長

9月9日(2日目)

川上 浩一	上下水道部長	當田 栄仁	教育部長
村岡 和志	学校教育課長	押川 裕也	学び・スポーツ 推進課長
宅間 道和	文化財課長	久保田 貴美人	地域教育課長 (住用)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向井 涉	議会事務局長	本田 信章	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱
田川 正盛	主幹兼議事係長	重井 真人	議事係主査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

奥 輝人 議長 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1, 一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにはあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に無所属 瀧 真一郎議員の発言を許可いたします。

瀧 真一郎 議員(4番) 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット配信を御覧の皆様、おはようございます。無所属の瀧 真一郎でございます。

まず初めに、誤記がありましたので、修正をお願いいたします。2ページ目の1行目、特別認可校情報交換会、こちらのほうを特認校制度運営検討委員会へ修正をお願いいたします。

さて、今回の令和7年第3回定例会にて、議員として約2年の折り返しを迎えました。今回、初めて一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。初心を忘れず、丁寧に質問を進めてまいります。

まずは、今年も全国各地で発生した集中豪雨や台風により、甚大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

近年、こうした自然災害が頻発、激甚化していることを私自身も強く感じております。その背景には、地球温暖化の影響もあると考えられます。もちろん、それが全ての原因ではありませんが、私たち一人一人が少しずつでも対策を進めていくこと、こちらが重要だと考えております。

私たちの奄美でも、2010年の豪雨災害から15年が経ちました。あの災害の記憶を風化させることなく、次の世代へと語り継ぎ、備えを強化していく責任があります。

今年度、奄美市議会政策立案推進会議では、災害に強いシマづくりをテーマに掲げ、発生要因の抑制とともに、市民の防災意識を高める政策について議論を深めてまいります。

では、これから通告に従い、私の質問に移らせていただきます。

今回は、大きく4つのテーマで行います。1つ目は、奄美市市政施行20周年記念第62回奄美まつりについて、2つ目は、奄美市の管理する公園施設について、3つ目は、特別認可校への対応について、4つ目は、奄美市地球温暖化防止活動実行計画の進捗についてになります。

時間に限りがありますので、御答弁のほうも簡潔な対応をよろしくお願いいたします。

最後の2つの項目に関しましては、第1回、第2回定例会でも取り上げた内容の進捗確認になります。なぜ繰り返しお聞きしているのかと言いますと、奄美市としてははっきりした方向性が私にはまだ見えていないと感じているからです。これまでの取組の中で、PDCAサイクルのうちPD、つまり、計画を立てて実行するところまではやれていると伺っております。ただ、その後のCA、振り返りと対応の部分、特にAの振り返りを踏まえた対応が私にはまだ見えてこない。だからこそ改めて質問させていただいています。私の質問が時に言葉足らずなこともあるかもしれませんが、ですが、こうした背景を御理解いただいた上で、今どこまで進んでいるのか、今日はぜひ明確にお答えいただければと思います。

前段が少し長くなりましたが、これから1問目の質問に移ります。

奄美市市政施行20周年を記念した第62回奄美まつり、7月31日から8月3日までの4日間にわたり開催されました。節目にふさわしい、にぎやかで楽しい時間となったことをうれしく思います。運

営に携わられた皆様、そして参加された市民の皆様へ心より感謝と敬意を申し上げます。

さて、今年度のまつりを開催するに当たり、幾つかの大きな変更点があり、準備段階から運営まで多くの御苦労があったことを拝察いたします。しかしながら、具体的にどのような段取りや調整が行われたのか、市民の目には十分に見えていない部分もあるように感じております。そこで、本質問では、今年度の奄美まつりにおける運営の取組について、整理、検証をお願いする趣旨で取り上げさせていただきます。

なお、まつり全体には多岐にわたるイベントがございますが、今回は、以下に示す4つの主要イベントに絞って質問いたします。1つ目、花火大会、2つ目、八月踊り、3つ目、パレード、4つ目、舟こぎ競争、この4つになります。

それぞれのイベントについて、以下の観点から御説明をお願いいたします。1つ、昨年度の振り返りを踏まえ、どのような課題を認識し、どのような解決策を検討したのか。2つ、その解決策を実施するために、どのような手順で準備運営を進めたのか。3つ、課題解決に向けて、関係団体との調整はどのように行ったのか。4つ、予算配分に関して、変更があったかどうか。なお、各イベントに共通する取組や重複した内容がある場合は、その旨を明示していただければと思います。

それではまず、花火大会について説明をお願いいたします。次の質問からは発言席にて行わせていただきます。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。それでは、瀧議員の御質問にお答えします。

我々のほうで頂いた質問通告、そして調整した内容で答弁をさせていただきます。私のほうでは、八月踊りまで答えさせていただいて、残りは、担当部長がお答えしますので、御了承願います。

初めに、花火大会についてであります。本年度の花火大会は、奄美市市政施行20周年を記念し、例年以上に盛大に開催することを目的に、予算を拡充し、実施いたしました。変更点としましては、寄附金の拡充方法がございます。従来の企業の皆様、市民の皆様等、多くの皆様からの貴重な寄附金に加え、ふるさと納税制度の一つであるガバメントクラウドファンディングによる予算確保に努めたところでございます。

なお、ガバメントクラウドファンディングで集まった寄附金につきましては、全額、花火の打ち上げ費用や運営費に活用させていただきました。御寄附を頂いた全ての皆様に対し、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。なお、花火大会当日の実施方法につきましては、例年どおりでございました。

次に、八月踊りについてお答えします。本年度の参加団体は、市内外から31団体の参加の下、花火大会同様、盛大に開催することができました。変更点としましては、遠方等から参加いただく団体の皆様の利便性を図るため、伊津部小学校グラウンドを駐車場として開放し、御利用いただきました。なお、八月踊りの実施方法等につきましては、例年どおりでございました。以上でございます。

國分正大 商工観光情報部長 おはようございます。それでは、私のほうからパレードと舟こぎについてお答えいたします。

本年度もパレードにつきましては、2部制で構成しまして、1部に9団体、2部に14団体に参加いただきました。変更点としましては、1部のパレード開始前に、パレードのオープニングとして、新たに子どもたちによるダンスを披露する場を設けさせていただきました。なお、パレードの1部及び2部の実施方法につきましては、例年どおりでございます。

最後に、舟こぎ競争についてお答えいたします。本年度は、一般の部及び女子・子ども会の部を合わせ140組の参加となり、昨年度と比較し、4組多い参加となりました。変更点についてでございますが、2点ございます。1点目は、近年の夏場の高温による熱中症対策による全体開催時間の変更でござ

います。御承知のとおり、奄美まつりは8月に実施されることから、ここ数年、舟こぎ競争の参加者の皆様、観客の皆様、そして運営に関わるスタッフの中から、熱中症と思われる症状による緊急搬送等が発生している状況でございます。このことから、奄美まつり協賛会及び舟こぎ競争協議の主団体であります、奄美舟こぎ協会からの意見等も踏まえまして、一般の部の舟こぎ回数を決勝までの最大漕ぎ数を4回から3回に変更しまして、競技時間の短縮による変更を行ったところでございます。なお、女子・子ども会の競技方法については、変更はございません。2点目の変更点でございます。参加費の変更でございます。参加チームの参加費を1チーム7,000円から1万円へ変更させていただきました。変更につきましては、昨年度の運営に関わる収支状況等からの措置でございます。参加される団体の皆様には、新たなご負担をお願いすることとなりましたが、御理解、御協力に感謝を申し上げます。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） 回答ありがとうございました。まず確認をさせてください。認識がずれるといけないので。

まず1番目の中身、花火大会につきましては、変更点は予算の確保方法ですかね、クラウドファンディングを活用したというのが1個大きくあると。八月踊りに関しましては、遠方の方からの移動確保という形で、伊津部小学校のグラウンドを開放したということが2つ目。3つ目のパレードに関しては、大きく変更はないんですが、1部の前にイベントを開催いたしましたということが1点。4つ目に関しての舟こぎに関しては、まず熱中症対応という形で競技回数を減らす、開催時間を減らすということ。それを踏まえて、参加費の変更ということがあったかと思います。

ここで、ちょっと再質問になるんですけども、参加費が7,000円から1万円、これは昨年度の収支状況を踏まえてという話があったかと思います。こちらの内訳のほうをお示しいただければと思います。

國分正大 商工観光情報部長 まず、舟こぎなんですけども、収支、まず令和6年度につきましては、収入のほうは104万7,000円、支出のほうは261万3,190円ということで、156万6,190円の赤字といたしますか、支出のほうが多かったということになります。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。今年の収入のほうは、何かもし分かっているのであれば教えていただけないでしょうか。なければまた都合の結構です。

國分正大 商工観光情報部長 今整理中でございますので、今、手持ちにないので、御理解いただければと思います。

瀧 真一郎 議員（4番） 了解いたしました。変更に関しては理解をさせていただきました。

では、次の質問に移らせていただきます。既に振り返りの、先ほど予算のほうの取りまとめも行っているということですので、振り返りの作業には着手されているかと思います。鉄は熱いうちに打てという言葉のとおり、祭りの記憶が新しいうちに検証を進めることが私は重要だと考えております。特に、課題が見つかった場合には、積極的に改善策を試みるのが大切ですが、それ以上に、その取組内容を市民や関係者の皆様にはしっかりと伝えること。これが不可欠だというふうに考えております。

そこで以下の点について、現時点で把握されている範囲で御回答をお願いいたします。今年度の奄美まつりに関する振り返りは、どのような方法、体制で進めていく予定なのか、その振り返りの結果を来年度の運営にどのように反映していくのか、上記に関する具体的なスケジュール、特に予算編成との関係を踏まえた上で、対応をいただければと思います。なお、ここであえて日程をお聞きするのは、課題が予算に関わる場合、来年度予算にしっかりと反映していただきたいと、そういった意図も含まれております。また、イベントごとに振り返る進め方が異なる場合は、それぞれのイベント単位で御説明をお

願いたします。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、奄美まつりの振り返りにつきましてお答えいたします。現時点での来年度の計画や進め方についての御質問でございますが、現在、今年度の奄美まつりの運営等全体を通して、運営に直接関わったスタッフをはじめ、関係団体からの現在、意見聴取を行っている状況でございます。このことを踏まえまして、特に、御質問の予算等の措置もあるかと思いますが、予算等の措置につきましては、来年度の対策等に取り組んでまいりたいと思っております。あくまでも、今、意見聴取の段階ですので、そこを踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、奄美群島最大の祭りである奄美まつりを持続可能な祭りとして継続をしまして、市民の皆様はもとより、祭りに訪れる観光客の皆さまにも楽しんでいただけるよう、今後も取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） 回答ありがとうございます。もしあれでしたら、意見聴取という話がありましたけれども、その日程感をもう少し教えていることは可能ですか。

國分正大 商工観光情報部長 今、意見の聴取の日程等ですが、舟こぎはじめ、具体的には今、意見のほうを聴取を終わっているところでございます。あと、ほかの大きなパレードであったりとか、八月踊りであったとか、その辺も含めまして順次やっていきたいと思っております。特に、この運営にかかわりました庁内の職員の皆様には、メール等で、また自由意見等で、今、聴取を始めているところでございます。最終的には、これ協賛会でやっておりますので、協賛会からの意見をやっぱり中心に考えていきたいと思っておりますので、その辺も踏まえまして対応していきたいと思っております。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） やはり、ぜひ日程という観点でいくと、いつもかなりこういったものというのは、年度末まで引っ張っていくとか、結構見当たりますので、ぜひ締めをいつかというところをここで明言できないのかどうか分かりませんが、もし示せるのであれば、いつまでというところを具体的にお示しいただけないでしょうか。

國分正大 商工観光情報部長 日程等は、非常に重要なところだと思いますけれども、現段階で今、聴取の段階でございますので、明言できませんので、御理解いただきたいと思います。

瀧 真一郎 議員（４番） 状況はよく理解しているつもりではございます。ただ、先ほど言いましたように、予算等といくどぎりぎりになってきていくのもよくないと思っておりますし、今年でいきますと、クラウドファンディングのタイミングも当然あります。そういったことをやりながら追加で入ってくるのもありましたので、ぜひ少なくとも年内とか、それぐらいの、当然それが変更になってもいいと思うんですよね。今、現状の目標でここを目指しているという姿だけは、ここで言うだけではないですかね。12月とかでも結構です。それ、当然変更でも結構です。

國分正大 商工観光情報部長 これ先ほどのクラウドファンディングでございますが、当然この奄美まつりにつきましても、市側から財源を頂いております。予算編成のタイミングとしては、恐らく1月が一応リミットだろうと思っておりますので、できる限り年内で頑張れるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） 御回答ありがとうございます。私当然、状況に応じた柔軟対応ということであったり、変化というのは必要だと考えております。ただ、奄美まつり自体は市民全体を楽しむ行事であり、楽しいと感じるポイントですね、それは個人それぞれで異なっております。だからこそ、今年

度の課題というのを早めにしっかりと把握した上で、全体に見えるようにしていくと。誰もが納得できるような形、100点は難しいかもしれないですけども、今年に対しては何かが変わったと早い段階で示せるようなことをぜひ提案していただければと思いますし、それを来年度の運営にしっかりと生かしていただいた上で、また来年、しっかりと楽しい奄美まつりが開催できることを願っております。こういった思いを込めて、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。奄美市の管理する公園施設についての質問にはなります。市民の方々から受ける相談の中に、公園の有効活用、こういったものは多々、最近含まれております。そういったところの中で、管理部署が異なるという点もあるかと思いますが、まずは定義の整理の意味を込めさせていただきます。今回は全貌についてということで質問をさせていただきます。

まず最初に、名瀬、笠利、住用、各々の地区で、奄美市が管理している公園の数、こちらのほうをお示しください。

坂元久幸 建設部長 おはようございます。それでは、本市が管理します公園の数について、3支所ごとにお答えいたします。

公園数につきましては、条例に定めのある公園のほか、広場やトイレがあり、一般的に公園として利用される施設につきましても計上しておりますので、御了承ください。

それでは、名瀬地区における公園数からお答えいたします。まず、条例で定めのある公園につきましては、都市整備課で所管しております都市公園が41か所、農林水産課所管の農村公園が4か所、袖観光課所管の海浜公園が1か所となっております。次に、条例で公園としての定めはございませんが、公園として利用している施設として、農林水産課所管の漁港施設が2か所、建築住宅課所管の市営住宅共同施設が5か所、土木課所管の港湾施設が1か所、財政課所管の公共用施設が4か所となっております。名瀬地区の合計で58か所となっております。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、住用地区における公園数をお答えいたします。住用地区では、奄美市農村公園条例で定める山間農村公園、内海公園条例で定める内海公園、条例上は公園ではございませんが、和瀬漁港緑地の3施設が公園として利用されております。以上です。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 おはようございます。それでは、笠利地区における公園数についてお答えいたします。まず、条例で定めのある公園については、農林水産課が所管している農村公園が5か所、産業振興課が所管している観光公園が2か所、地域教育課が所管している総合運動公園が1か所となっております。次に、条例で定めはございませんが、公園として利用されている施設として農林水産課が所管している漁港施設が2か所、建設課が所管している港湾施設が2か所、公共用施設が3か所となっております。合計で15か所となっております。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。名瀬地区で58か所、笠利地区で15か所、住用地区で3か所ということを理解いたしました。また、管理担当課が多岐にわたるということも理解をさせていただきました。個人的には、やっぱり全体像を把握できている方がいらっしやると、かなりしかるべきかと思いますが、多分、必要性等々にニーズが異なるという観点から複数にまたがっているのかというふうに理解しております。

そういった観点で、市民の皆様との認識をそろえるために、当局側で公園を活用できている、あまり活用できていないの2つに分類すると、こういった数になるのかお示しください。その際に、管理課ごとに多分、認識であったり、定義が異なるかと思いますが、そういった形もありますので、活用できているという定義も併せてお示しいただければと思います。

坂元久幸 建設部長 お答えいたします。公園施設の活用についてでございますが、本市といたしまして

は、管理する公園につきまして、それぞれの種別ごとの設置目的に応じて活用がなされているものと考えているところでございます。

その上で、まず、名瀬地区の公園について、それぞれの設置目的と活用状況についてお答えいたします。条例で定められた公園のうち、都市公園につきましては、奄美市都市公園条例により公共の福祉に資することを目的として、都市計画区域内に設置されているものでございます。計画的に遊具などの公園施設の更新を行っており、子どもたちの遊び場としてはもちろん、グラウンドゴルフの練習場など、一番身近にある地域コミュニティ形成の場として、幅広い年齢層の方に利用していただいております。また、今年度から開始しました「みんなの公園・みんなで育てるプロジェクト」では、スポーツ少年団による清掃活動を通じて、自分たちで育てる公園という意識醸成を図るとともに、ボール遊びなどの公園利用ルールの柔軟な運用を行うなど、身近にある公園のさらなる活用を目指しているところでございます。

農村公園につきましては、奄美市農村公園条例に基づき、地域住民の健康増進と憩いの場を供することを目的として設置されており、地域住民交流の場及び公衆トイレの利用など、日常的に活用がなされております。

大浜海浜公園は、奄美市大浜海浜公園条例により、市民その他の来園者の健全な行楽の用に供することを目的に、本市における海洋性観光の総合的施設として設置されております。御承知のとおり、観光客を含め、多数の方に御利用いただいております。

また、その他の条例に定めのない一般的に公園として利用されている施設についても主に地域住民の交流の場として、子どもの遊び場、夏祭り会場、ラジオ体操会場など、地域コミュニティ形成の場として活用されているところでございます。

公園施設につきましては、遊具の更新や施設の老朽化などの課題がございますが、いずれにいたしましても、地域にとって重要な施設でございますので、さらなる活用が図られるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、住用地区の公園について、それぞれの設置目的と活用状況についてお答えいたします。

山間農村公園につきましては、名瀬地区と同様、奄美市農村公園条例に基づき設置されており、地域住民の交流の場として、山間集落の運動会やグラウンドゴルフ大会など、日常的に活用がなされております。

内海公園につきましては、奄美市内海公園条例により、奄美市民の健全な行楽の用に供するために設置されており、三太郎まつりやたんかん祭り、地域の各種イベント会場として活用しており、市内の方々や観光客など、多数の方が利用しております。

和瀬漁港の緑地につきましては、芝が張られてトイレ施設等も設置されており、地域の方々や集落を訪れた方々の交流の場として活用がなされているところでございます。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、笠利地区の公園施設の設置目的と利用状況についてお答えいたします。まず設置目的ですが、条例に定められている公園につきましては、名瀬地区同様に条例に基づき設置をされております。

活用状況につきまして、5か所ある農村公園は、地域住民の交流の場及び公衆トイレの利用など、日常的に活用がなされております。

観光公園につきましては、奄美市観光公園条例により、観光客の受入体制の充実と住民生活の向上及び景勝地の保護利用を目的に設置、整備されており、特にあやまる岬観光公園においては、台地エリアに展望所や観光案内所が整備され、奄美の絶景を楽しむ観光客等に好評を得ているほか、遊具施設等エリアにおいては、遊具や多目的広場が整備され、ファンシーサイクルやサイクル列車を満喫する子どもたちからグラウンドゴルフを楽しむお年寄りまで多くの方々に利用されております。

また、その他の条例に定められていない公園につきましてもグラウンドゴルフや休憩施設として利用するなど、地域コミュニティ形成の場として活用されているところがございます。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（４番） 御回答ありがとうございました。まず、いろいろな目的があるにしろ、大きくくりとしては、地域住民の交流の場であるということ、これが大きな柱のように捉えることができました。それを考えていくと、私なりに理解はさせていただきましたが、やっぱり市民の皆様が思っている使える環境というところと今、皆さんが把握されている環境というところの認識のずれがある部分もあるかと思います。また、個々の案件については、それぞれ異なる事情等々があるかと思うので、そうした点については、改めて個別で相談させていただければと思います。今回、皆様の思われている定義ということは、私なりに理解はできました。今後も行政側と市民側、双方の声を丁寧につなぎながら、よりよい方向へ進めていきたいと考えております。また今後、相談させていただきまますので、引き続き御協力をお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

さて、これからの２項目につきましては、冒頭で述べさせていただいたように、前回の一般質問で答弁いただいた内容の進捗確認と今後の方向性について、現時点での状況をお聞かせいただければと思います。まず、特別認可校の対応について伺います。前回、回答いただいた７月に実施予定の特認校制度運営検討委員会の実施状況を実施済み、未実施、計画中もしくは未実施、未定のいずれかでお示してください。よろしく願いいたします。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。７月３１日に関係する学校長が一堂に会して第２回特認校制度運営検討委員会を開催いたしました。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。実施済みということですので、参加校、参加メンバーと併せて、その場に出てきた主な意見、課題をお示してください。

當田栄仁 教育部長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。第２回特認校制度運営検討委員会の参加メンバーは、特認校である崎原小中学校、芦花部小中学校、知根小学校、小湊小学校、市中学校の校長５名と住所地により定められた本来、就学すべき学校である原籍校として名瀬小学校、奄美小学校、伊津部小学校、朝日小学校、小宿小学校、名瀬中学校、金久中学校、朝日中学校、小宿中学校の校長９名、合計１４名の校長先生方に集まいただき、実施いたしました。

本委員会では、最初に各特認校から、これまでの校内での取組、保護者への取組、そして地域との取組について御説明を頂きました。そこで出された主な成果として、保護者や地域の多大なる御協力により、ＰＴＡ活動や地域での活動が活性化されていることや児童クラブ設立の動きがあること。それから、特認校に来たことによる児童生徒の登校状況が改善されてきたことなどが挙げられました。また、学校にとっても児童生徒が増えたことによる教育活動の多様化や活性化が図られたことが報告されました。

説明後の協議におきまして、市小中学校の今後の対応について説明と様々な課題に対する話し合いを行いました。市小中学校につきましては、来年度の在籍者がいないことから、特認校募集を一旦停止することを確認いたしました。

課題としましては、児童生徒数の減少が市全体に進んでいることから原籍校となる基準をより明確にすること。今後、特認校制度がよりよい形で継続できるよう、現在ある規則をより詳しく見直していく必要があること、芦花部小中学校、崎原小中学校の特認校バスの乗車時間や費用及び下校の際のバスの待ち時間の過ごし方について、特認校と原籍校の連携の在り方についてといったことなどが挙げられました。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。課題という観点でいくと、今は特認校バスの点が主に挙げられたかと思うんですけども、例えば、市小中学校のほうに行けなかった、もしくは、そこに

希望者がいなかった理由等々について何かその場で意見とかは出ていなかったでしょうか。

當田栄仁 教育部長 お答えいたします。市小中学校への特認校生徒が来れなかった理由についてどうか、御意見とか情報等は頂いておりません。

瀧 真一郎 議員（４番） 今、多分学校側のほうの意見という形で、多分いろいろと課題のほうを挙げられてきたかと思います。そこには多分保護者の方の意見も届いているかと思いますが、ぜひちょっと幅広く、通えなかった、なぜ行こうということにならなかったのか、そういったところもぜひ深掘りしていきながら、当然、当初おっしゃっていただいたように人数自体が減っているということは理解しているつもりですので、しっかりとこの辺のほうを活用できるような、もう少し幅広いアンケート等を取りながら進め方のほうを詰めていただければうれしいなと思いました。

現在、検討できている中、そういった課題が出てきたということがお伺いしましたが、そういった課題に対して現状を把握できている範囲で結構ですので、その意見や課題に対する今後の方向性ですね、そういったものや考え方、その反映方法のほうをお示しいただければと思います。

當田栄仁 教育部長 議員の御質問にお答えいたします。第２回特認校制度運営検討委員会が出された意見や課題に対する今後の対応といたしまして、原籍校の基準の明確化と特認校制度の規則の詳細化につきまして、他市町村の取組状況を参考に検討し、今年度中に形にする予定でございます。

芦花部小中学校、崎原小中学校から挙げられた特認校バスに係る課題につきましては、５月に引き続きまして、９月１２日に特認校バスの在り方情報交換会を行いますので、利用者や地域の方々などと丁寧な情報交換を行いながら、よりよい形を模索していきたいと考えております。

特認校と原籍校の連携につきましては、特認校の様子をリモートで原籍校に伝える取組ができないかななどの前向きな意見も出され、本委員会の中で連携強化の確認ができましたので、今後、さらに連携が図られていくものと期待しております。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。前回のお願いをさせていただいたように、他市町村の状況等々を踏まえて、今年度中にある程度方向性が見えるようにということを理解させていただきました。

今回、このやつをしつこく取り上げているのは、前回お伝えさせていただきましたように、この特認校制度の特徴である地域の教育資源の有効活用、あと地域を軸とした教育への取組ということ、こういったところを全国の子育て世代のほうへ奄美の実例というのをアピールできるような成功事例をつくってほしいと。そういったことで、奄美で子どもを育てたいと、学ばせたいと、そういう人々を呼び込むきっかけづくりになったらという観点から今回、かなりしつこく質問させていただいております。人口減少というところは、どこも止められない大きな問題です。そういったことを歯止めの一環として取り組んでいただけるように、方向性が明確になるまで、実際、今回９月の状況がありながら、年度末に向けて方向性を出していただけるということですので、それを見極めながら、次の対応を一緒に話させていただければと思っております。

それでは、次の質問のほうへ移らせていただきます。それでは、最後の質問に移ります。前回、奄美市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）の今年度実施状況について、温暖化対策推進委員会議を７月に設置し、８月に情報公開を行う予定であると。この予定に関しては、前回の段階では進捗としては遅れはないというふうに答弁があったかと思いますが。併せて、計画に修正があった場合、その場合は、ホームページ等々でお知らせするという旨の回答を頂いております。私の見逃しであるなら申し訳ありませんが、この一般質問通告を出した８月２１日時点ですか、その段階の時点で、一応何ら反応がないと認識しております。現状についてお示しいただくとともに、遅れが発生している要因があれば、そちらのほうをお示しいただければと思います。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。それでは答弁いたします。奄美市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）の実施状況の点検、公表につきましては、各部局のエネルギー等の使用状況を取りまとめ、7月25日、温暖化対策推進委員会議を開催し、温室効果ガスの排出量や取組内容の確認を行ったところです。また、8月4日に開催した温暖化対策実行計画推進委員会において公表資料の内容を確認し、8月5日に市のホームページにて公表したところです。内容といたしましては、奄美市の事務事業に伴う令和6年度のエネルギー使用状況、温室効果ガスの排出状況、計画に基づく取組状況について取りまとめております。

温室効果ガスの排出状況としましては、平成25年度の基準年と比較し、2,752トンの減少となっており、2030年度の目標年度までの進捗状況は52.3パーセントとなっているところです。また、電気自動車や再生可能エネルギーの導入、職員による省エネ行動などの取組も掲載しているところです。なお、奄美市だよりへの掲載につきましては、10月号への掲載を予定しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。私がじゃあ、ホームページを見逃していたということを理解しましたのでよかったです。

これは、かなりこの質問やらさせていただいているのは、今ありましたように、2030年の実質排出量ゼロというのはかなり高いハードルであると私自身思っております。使用量削減というのは、なかなか前回、平成30年からこの取組をやられているかと認識しておりますが、なかなか減らないということも理解をしているつもりです。そうした場合には、ほかの手段、それこそカーボンニュートルではないですけれども、再生エネルギーの活用であったり、そういったカーボンクレジットの対応であったり、そういったものへ早いうちにシフトしていかないと2030年というのはすぐ来てしまうと。そういった懸念がありましたので、そのあくまでも全ての目安になるのがこの事務事業編の進め方であると私は認識しております。そういったところのやつがきちんとなかなか見えてこないなと思ったので心配しての質問でした。実際に、8月5日に中身を見させていただいた上で、細かいところは議論させていただければと思います。

こういったしっかりとした検証を行った上で、冒頭に述べさせていただいたPDCAサイクルのCAというところ、こちらのほうにしっかりと計画を立てて実行している姿、これを、せつかく職員の方が動いている状況というのを市民の皆様々に伝えていくこと、これ自体が当然、我々市議会議員の仕事でもありますし、こういった答弁の中で皆様々に伝えていただける、回答の中で盛り込んでいただける大事なことだと思います。

こういったことを踏まえながら、次につながるアクションということをしつかりと動けていけるように、私のほうも肝に銘じまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

奥 輝人 議長 以上で、無所属 瀧 真一郎議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時15分）

奥 輝人 議長 再開いたします。（10時35分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 前田 要議員の発言を許可いたします。なお、前田 要議員から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

前田 要 議員（11番） 皆さま、おはようございます。無所属の前田 要です。質問の前に所見を述べさせていただきます。

我々議員に与えられた3か月に1回の貴重な1時間です。市民の皆さまからの負託をいただき、間も

なく2年が経過し、おかげさまをもちまして、何かあったら前田 要へ連絡すればキャッシュリユットという声をいただいております。本当にありがとうございます。次に、当選前の公約が8個ございまして、1丁目1番地の公約に議員定数削減、議員報酬削減とございます。奄美市議会の議員定数・報酬等特別委員会が6月30日に設立され、奄美市議会の議員定数・報酬等に関する市民アンケートを今年9月1日から10月31日まで実施しております。ちなみに、現在の定員は22名と書かれています。報酬に関しては書かれていませんので、平議員は500万となっております。その他、政務活動費として1人に対して年27万円の支給がございます。我々は、公人、任務中は公の人として勤務しております。市民の皆様からの御意見を参考にするために、アンケートの御協力をよろしくお願いいたします。

さて、今年の夏も、全国津々浦々と、様々な夏祭りが催されました。議場の皆さん、このポーズが分かる方はいらっしゃいますでしょうか。我々、笠利町の誇る、あやまる祭りのなんこ大会での相手の手の中を的中したときのポイント、3ポイントの審判のジェスチャーでございます。今年のあやまる祭りのなんこ大会は、昨年、ちょうど1年前ですが、この議会にて、子どもたちの参加及び各集落代表の個人戦の提案をしました。それに関して実現したことに対し、笠利総合支所の皆様に頑張ってください、深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

そこでなんですけれども、来年は、20代、30代、40代の方々が一生懸命になられて、70代の先輩たちは継承できたと喜んでおります。子どもたちも個人戦に三十数名参加されました。提案としましては、来年やるかどうかは分かりませんが、今度は校区単位で、小学校から低学年1名、3・4年生から1名、5・6年生から1名とか、中学生1名、高校生1名、同じ5人集めてもらって、校区対抗の、笠利ジュニア校区対抗なんこ大会とかいう名称をつくってもらって、やっていただいて、また、子どもたちが盛んになるような感じで継承していけたらいいかなと思っております。

先ほど、なんこ大会の的中3ポイントとございました。市職員にも、物すごい方がいらっしゃって、その方が審判をすると、すごく燃えて、市長をはじめ3役皆様と、あと笠利支所の幹部お2人の方と、5人もやられましたが、まあ面白いです。皆さんも一挙手、あれに熱中して見入ります。私ごとですが、去年も言いましたけれども、これは笠利町のなんこ、多分、世界でもないと思っておりますので、これをもっともっと宣伝してもらって、市の職員ですごくいい審判がいらっしゃいます。頭はぴかぴかですけど、気持ちのいい子がいますので、その方を先頭にやってもらったらと思っておりますので、それも提案しておきます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。1番、宇宿保育所の今後について。(1)保護者説明会が2回ほど開催された経緯と、内容についてお聞かせください。次の質問からは発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。まず初めに、保護者説明会が開催された経緯についてお答えいたします。笠利地区の公立保育施設等の現状といたしまして、出生数の減少に伴う通園児童の減少や、児童発達支援施設との並行通園を行う児童が増加傾向にあるなど、きめ細かい保育の実施が求められている中で、数年来、保育士が不足しているといったような課題を抱えております。このような中、宇宿保育所の児童数につきましては、近隣に新設の笠利こども園の開園も予定されていることから、令和8年度以降、認可保育所の法定定員である20名を下回るおそれも懸念されているところです。このようなことから、近い将来において、宇宿保育所の休廃園の議論は避けられず、少しでも早い段階で説明したほうがよいと判断し、意見交換を目的として開催した経緯がございます。説明会については、2月と6月の2回開催いたしました。

次に、説明会の内容についてお答えいたします。1回目の説明会は、16世帯中14世帯の出席で開催いたしました。内容といたしましては、近隣に新設される笠利こども園に集約することで、保育環境の改善や保育人材確保の安定化を図ることが可能となり、持続的な保育の質と量の確保に最善ではないかという判断に至ったことを説明いたしました。説明に関する保護者の意見としましては、もちろん宇

宿保育所を残してほしいという意見などもありましたが、一定の理解は示していただいたものと認識しております。また、2回目の説明会は、16世帯中11世帯の出席で開催いたしました。内容といたしましては、集約の時期について、新設の笠利こども園が開園する来年4月に集約する方向で進めることが最善ではないかという判断に至ったことを説明いたしました。説明に関する保護者の意見としましては、現状と集約については理解するが、集約の時期については唐突で時期尚早という意見が多かったため、現在も議論を重ねているところでございます。以上でございます。

前田 要 議員（11番） 御答弁ありがとうございます。私、たまたまといったらあれですけども、同じ宇宿校区に住んでいます。ここの保育園は出ていませんが。保護者の方から御連絡をもらって、説明会がありますということで、1回目、2月に出席しました。保護者の言う言葉と市当局さんの受け取り方にどこか違いがあったなという気持ちはありますが、その後、また2回目が開催されました。認定こども園ができるのは、父兄の方もちゃんと分かっていながら、でもいろいろな意見がある中で、今いる子たちだけ何とか頑張ってここの保育所だという声もたくさんございます。

また次の質問に入りますが、当初の計画では、こども園が開園しても宇宿保育所は残すと、去年の3月議会の中で笠利町の保育所の在り方について議論したときに、宇宿と節田は残すということ聞いて、明確に、「はい、残します」と、僕は聞いていると思うんです。でも、こういう形で一緒に集約しましょうという父兄への説明会を、なぜ急にするのか。開園するのは分かるんです。そういう声をいただいているものですから、そのまま2番目の質問、なぜ子育て世代の方たちを不安にさせるんですかをお聞きしたいと思います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、令和3年度策定の奄美市笠利地区公立保育施設等のあり方基本方針においては、令和8年度の新設認定こども園の開園に合わせ、宇宿保育所も認定こども園に移行し、継続する方向性でございました。当然ながら、これまでその方針に基づき取り組んでおりましたが、笠利地区の公立保育施設等の児童の減少や保育士不足等の現状から、その課題を解決するためには、どうしても基本方針を見直さざるを得ない状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、近隣に新設される笠利こども園に集約することで、保育環境の改善や保育人材確保の安定化を図ることが可能となり、持続的な保育の質と量の確保には最善ではないかという判断に至ったところです。なお、なぜ子育て世代を不安にさせるのかという点に関してでございますが、決してそのような意図ではなく、今後の笠利地区の公立保育施設等の充実した安心・安全な保育環境等を考慮した前向きな議論であることを、ぜひ御理解くださるようお願いいたします。以上でございます。

前田 要 議員（11番） 市民を代表してここに立っていますが、身近に皆さんの若い世代の声を聞くと、龍郷から引越してきて、宇宿に帰ってきて、わざわざ帰ってきて、家も造って、子どもを宇宿で育てようと思っているのにという声とか、あるお母様は、みんなでもう1人ずつ子どもを産めば、この保育所は残ってくれるんですかという声とか、いろんな父兄の声がございまして。開園するのは同じ宇宿校区なんですよ。新しい施設は。でも、今いる子たちだけでも、ここで何とかできませんかという声に対して、どう思われますでしょうか。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員おっしゃるとおり、保護者に関しましては、今いる児童はそこで卒園させたい、そういう思いもあろうかと思っております。ですが、先ほど申し上げましたとおり、保育環境、質と量、そこをしっかりと整えるために、今、時期を検討しているところでございますので、御理解くださるようお願いいたします。

前田 要 議員（１１番） 分かりませんが分かりました。

３番目の奄美市としての宇宿保育所のこの先の方向性をお示してください。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。繰り返しになりますが、笠利地区の公立教育施設等の児童の減少や保育士不足等の現状から、宇宿保育所につきましては、近い将来には近隣に新設される笠利こども園に集約する方向で進めたいと考えております。保護者をはじめとする関係者の皆様の御理解と、集約時期の問題であると認識しており、今後も丁寧な説明に努めながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

前田 要 議員（１１番） １７日に保護者説明会があるという旨を聞いております。近い将来というのは、今度の３月なんですか。それを明確に、今、御返答はもらえないんですか。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 当初、来年４月ということで説明をしたのですが、時期尚早という話が保護者の方からありました。そこを含めて、今現在検討しているところでございますので、先ほどありましたけれども、説明会を早めに実施をして、保護者等にも早い段階で周知していきたいと思っております。以上でございます。

前田 要 議員（１１番） それでは、もう少しお伺いします。保育所の募集は、多分１０月に入ってから、父兄さんがここに応募するとなると思うんですけども、この宇宿保育所の来年度の子どもの募集はあるのでしょうか。募集をされるのでしょうか。お聞きしたいと思っております。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 募集を始めるまでにはしっかりと結果をお伝えしたいと思っております。今、現況届というものを各保護者のほうからいただいておいて、今、その意向とかを確認している状況でございます。以上でございます。

前田 要 議員（１１番） 保護者の方から、来年からはもう募集をしませんという声を聞いて、今、市民の代表としてここに立っております。今、言われたとおり、まだはっきり父兄さんのあれはもらっていませんと言いますが、もし募集を停止されたら、今ある宇宿保育所に通って、次の妹さん、弟さんはうまがり連れて行って、宇宿に連れて行って、今度はまた太陽が丘まで連れていけない。そういうふうになったら大変なことだと私は思います。父兄さんも、そうやって私に、何でこんなことをするわけというお言葉です。言いたいのは、市がいろいろな方針を出されてやる分には、皆さん納得すればいいと思うんです。でも、この先、閉める、閉めないは別として、市民の皆さんがちゃんと納得するような形できちんと説明されて、今、住用でもそうですよね、何年後かに統合するといって検討をされていますよね。でも、急にぽんと言われて、極端に言ったら、じゃあ小学校は来年からもう閉鎖しますから、赤木名小学校にみんなまとめましょうというようなことを言われているのと同じことだと思うんです。

いつも笠利のことしか言いませんけれども、笠利に家がありさえすれば、人はいっぱい来るんです。この前も地域おこし協力隊の方といろいろお話ししましたが、宇宿きよら郷とって、先輩たちが一生懸命、補助を２５０万円もらって、家をリフォームして、Ｉターンの子たちをいっぱい引き連れて、面接もして、ちゃんと子どもたちがいる方たちを入れるように、全部先輩たちが頑張っているんです。その中で、こうやって子育て世代の方たちを一生懸命援助してあげる、それが奄美市の発展だと思うんです。この先、また説明がありますので、きちんと子育て世代の方たちが分かるような形で説明をやってほしいという思いで、すぐ泣きそうになることは毎回ですけど、何とかよろしく願います。以上で、この質問を終わります。

次に、動植物の密猟対策についてお伺いします。写真をお願いします。奄美大島自然保護協議会（５市町村で構成）の概要と活動等をお聞かせください。これは、ほかの同僚議員もたくさん質問して

いると思います。非常に大変な問題だと思いますので、御説明をよろしく願いいたします。

安田壮平 市長 それでは、前田議員の御質問にお答えします。議員御質問の奄美大島自然保護協議会につきましては、平成25年度に奄美大島5市町村を構成団体として設置されました。また、オブザーバーとして、環境省や鹿児島県にも御参加いただき、国・県・市町村で奄美大島の希少野生動植物をはじめとした自然保護や啓発活動など、様々な課題解決に向け取り組んでおります。

具体的な活動内容につきましては、昨年度で申し上げますと、希少野生動植物保護のためのパトロール、盗掘・盗採防止カメラでの監視や外来植物対策、また奄美大島の住民を対象に、各地域の自然文化を体験するイベントや、5市町村の中学生を対象として奄美大島と屋久島の自然を巡り、世界自然遺産価値の理解を深める奄美大島子ども世界自然遺産講座などを実施しております。加えまして、今年度は密猟対策事業として来島者が増える7月から9月の夏時期において、空港の到着ロビーでのチラシ配付による来島者への啓発活動や、出発ロビーの手荷物検査場での持ち出し対策などを行っております。以上でございます。

前田 要 議員（11番） 御答弁ありがとうございます。私ごとですけれども、7月の終わりに台風が来たんですけれども、そのときに、私、ドラセナという観葉植物をいっぱい畑に植えていて、ちょうど鉢上げをして、100個ぐらい、ばあっと並べていたんです。笠利支所のほうには盗難届が出た旨を報告しましたけど、こんな形で初めて盗まれて、びっくりして、それから、8月からずっと、この前の送り盆まで、自分なりにパトロールをしました。次からは僕の考えですけど、密猟をする方にすれば、まずは内地から、島外から来ますので移動手段。次に、下見です。レンタカーが、畑とか、あちこち、わナンバーが走っています。時間帯は、大まかに、大体夜です。次に、この笠利半島版と勝手に作りましたけど、密猟できない環境づくり。夜間の海辺パトロール。夜に行ったらレンタカーがいっぱい並んでいます。みんなここにライトをつけて、みんな入れ放題です。入れ食い状態。屋仁の蒲生神社に行けば、入り口が2つしかないから、そこに行けば、名瀬で借りたレンタカー、ナンバーも全部控えていますけれども、それで走ってきて、おととい、お盆の送りの日は、大笠利らが川上に下りる道から、県道602を突っ切って、すぐ左側に上がれば、蒲生神社に上がれるんですけど、そこにまたレンタカー。そういう形で、皆さん出稼ぎに来られているんです。それが実情です。何かあれば、自分で見てみて、いろいろ思うことを、ここでこうやって質問しながら、解決してもらおうと思って、私なりに書いています。大きく言えば、もう夜になれば、奄美市道は止めた方がいいと思うんです。笠利版の話します。蒲生神社に行こうと思ったら、2か所を閉めればそれで構わないです。だめなら、電気自動車がそこに7台ぐらいありますので、あのライトをつけて、スピーカーでも流しておけば、みんなびっくりしながら来ませんので。

僕も8月にぐるぐる回りながら、回るついでに、ハブをいざりしながら回るんですけど、ハブを取りながらでも、やっぱりレンタカーがばんばん走って行って、屋仁の奥へ行ったり、普段、市民の皆様が通らない佐仁の奥の辺りを通ったり、もうびっくりするぐらい……。先方さんにしてみれば入れ食いです。僕らにしてみれば、何やっているんだって。この前、4月末に自分の盗難届を出したときに、警察官に電話番号を聞いて電話したら、いや前田さん、こんな時間に電話されても困りますと。ちゃんと本部に電話してくださいと。名瀬に電話したら、はい、分かりましたと言うけど、晩も、こうやってずっとうちゅきやおったら、いつ、何されるか分からないから、近寄ることはできません。こういう形で、思い切ったことを2回、3回やれば、奄美に来たら、クワガタもヤドカリも、捕っても監視がきついかから、もう奄美はやめようとなると思うんです。ほんの何回かすれば。でも、これを言ったら、またYouTubeで見ているかもしれませんので。そういう形を取るべきだと思います。環境省で、こうやってここで配っても、みんな出稼ぎに来る人を見て、ああという感じにしかないと思うんです。そういうことで、すみません、これは私の提案です。

お聞きしたいのは、市長のマニフェストに防犯カメラ設置とあると思うのですが、これは今、どんな

感じて設置されているのかをお聞きしたいと思います。

信島賢誌 市民環境部長 おはようございます。それでは、御質問の市長マニフェストの防犯カメラの設置状況ということについてお答えをさせていただきます。これは密猟対策としての防犯カメラの設置状況ということでお答えをさせていただきます。奄美大島自然保護協議会で設置しております監視カメラの状況につきましては、盗掘・盗採防止を目的として、加計呂麻島・請島を含む奄美大島全域で、主に山林内の道路脇に設置しております。運用につきましては、島内各所に設置されたカメラの月1回の点検とデータ分析を行っており、設置場所の選定につきましては、希少種の分布状況や、パトロールの結果、生き物持ち出しの状況などを勘案し、随時見直しを行っております。また、環境省や林野庁におかれましても、それぞれの目的・御判断により監視カメラを設置しており、盗掘・盗採防止に向け、情報を共有するなど連携して取り組んでいるところでございます。一例を申し上げますと、先日、蒲生崎公園で昆虫トラップが発見されたことを受け、環境省におかれましてカメラを設置し、奄美大島自然保護協議会においてもパトロールを強化しているところです。今後につきましても、関係機関と連携し、盗掘・盗採対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

前田 要 議員（11番） 御答弁ありがとうございます。カメラがありますとか、大きくやらせたり、ぴかっと光るやつを出したり、やってもらいたいと思います。次に、警察署との連携強化についてをお聞かせ願いたいと思います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 警察署との連携強化ということですが、聞き取りの中で、警察署に笠利のほうに電話をした際には、本署のほうにかけてくださいというようなことがあったということで、その点についてということでしたので、聞き取りの内容で答弁をさせていただきます。

議員の御質問にお答えいたします。奄美警察署に確認したところ、令和5年6月をもって、県内の交番・駐在所の一般加入電話は廃止され、管轄する警察署の代表電話か、緊急時には110番通報する体制となっているとのことでございます。盗難や密猟等の通報を受けた際には、警察署から駐在所へ連絡を行い、現地へ向かっているとのことでございます。また、駐在が不在の場合には、最寄りの駐在所または巡回パトロールと連携するとともに、専門性のある事案の場合には、担当部署も含めて、いち早く現地へ駆けつけることとしており、警察への連絡体制は変更されているものの、犯罪等緊急時の警戒体制は変わっていないとのことです。本市といたしましても、緊急時をはじめ平時につきましても、駐在所の役割はこれまでと同様と認識しております。以上でございます。

前田 要 議員（11番） 御答弁ありがとうございます。多分、まだまだ密猟をされる人は来ていると思いますので、もうちょっと強化して、思い切ってやるときはやるで、何とか頑張っていたきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。3番。

奥 輝人 議長 （2）と（3）については、先ほど思いを言っていましたので、これで終わりたいと思います。では3番のほうをお願いしたいと思います。

前田 要 議員（11番） 笠利の基幹産業、サトウキビの5年後、10年後の戦略チームの立ち上げについて。（1）笠利総合支所内農林水産課の中に糖業推進室があります。推進室を主体として、生産農家、JA、製糖会社で、うぎ生産・単収アッププロジェクトチームの結成の提案をいたします。お願いいたします。

大庭勝利 農林水産部長 おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。現在、本市では、生産者・奄美市・あまみ農協・富国製糖・農業委員会・鹿児島県農業共済組合・大島支庁農政普及課・農

事組合法人奄美市サトウキビ受託組合の8つの団体が構成する奄美市サトウキビ振興対策協議会がご
います。毎週月曜日に関係機関の担当者によるサトウキビ部会を開催し、情報共有を行い、生産量向上
に向けて取り組んでおります。議員の御提案のプロジェクトチームにつきましては、この協議会が担っ
ているものと考えております。今後も、関係機関・関係団体との連携を図りながら、単収及び生産量の
アップに向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

前田 要 議員（11番） ありがとうございます。先日、笠利農村環境改善センターで開催された大島
本島地区、奄美大島ですけれども、サトウキビ生産振興大会がございました。そちらに衆議院議員の三
反園代議士と、生産者、JA、製糖工場の方たちとの意見交換を、多分、奥議長が段取りをしたと思
いますが、それに参加されて、私も後ろのほうで参加しました。その後、元県議から連絡をもらいまし
て、御自宅にお伺いし、笠利のサトウキビにやり残したことがあると言われて、笠利のサトウキビを、今、
4人の議員が頑張っているから、みんなで話をし、私も一緒に入って話をするから、プロジェクトか
何かをつくって、5年先、10年先を何とかできないかを、いろいろ伝授してもらいました。その思い
で、私たち笠利地区の議員を含めた話合いの場ができないかをお伺ひしたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 議員の御質問にお答えいたします。議員からありましたように、先月のサトウ
キビ生産振興大会後に行われました地元選出の国会議員との意見交換会におきましても、生産者やJA、
製糖会社からも活発な意見や要望があったとお聞きしております。私も議事録を見させていただきました。
また、国会議員からも、地元からの意見や要望を農水省へ伝えて対応していくとおっしゃっていた
いただいたと聞いております。

御提案の議員を含めた話合いの場につきましては、先ほど申し上げました奄美市サトウキビ振興対策
協議会の構成員となっている関係団体等に伺いながら、開催時期と併せて前向きに検討していきたいと
考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

前田 要 議員（11番） ありがとうございます。この通告書を出した後に、サトウキビで頑張ってい
らっしゃる先輩が急にお亡くなりになられて、ちょうど1年前の今頃ですけど、電話をもらって、御自
宅に呼ばれ、サトウキビのことをよろしくお願ひしますと言われて、夢半ばにして亡くなられたん
ですけども。今、うぎで頑張っている方たちは、先輩方がいっぱいいらっしゃいますけど、70代、
80代が主なんです。大体、皆さん4町、5町、頑張って作っていらっしゃるんです。その方たちが、
ふと病気をしたり、何やかんやして、やめられるのは、5年後というのは目に見えて分かっていること
なんです。部長がさっきおっしゃったみたいに、いろんな協議会で切磋琢磨していろいろ協議される中
に、この前、三反園さんが言った言葉は、「頑張って、5年後、10年後の、ちゃんとそういうのを一
からつくってきちんとしなさい」と。奥議長も一緒にいましたので、分かっています。それをちゃんと
紙に書いていろいろ申請すれば、国は幾らでもいっぱい出すと言ったんです。なので、きちんと政策を
立てて、富国とか、皆さんもプロフェッショナルがいっぱいいらっしゃるんです。一番は、この空いた
畑をどうやって事業を継承していくか。というのは、前もって、もう何年後かにやめるとか、急に具合
が悪くなるというの分かっていますので、そこに市は入っていけないと思うんです。個人情報とかい
ろいろありますので。そういうところを、私たち、今、たまたま笠利で4人いますので、僕らが寄り添
いながら伴走して行って、なん、もうこのうぎあれになったときに、きゃししゅんよとかいう話をしな
がら、次の子たちに引き継ぎたい。でも、今度は若い子たちは儲からない。じゃあ稼ぐ力をどうやって
持っていくか、単収をどうやって上げるか。

すみません、写真を出してもらっていいですか。これは地元紙がこんな感じで出して、地元紙のほう
が一生懸命頑張って危惧しています。次をお願いします。こんな感じで、奄美と与論とか、いろいろ出
てきますけれども、残念なことに、寂しいですけど、こんな数字が現状です。じゃあどうやっていくか
というのを、ここで長々は話しません、部長も分かっているとおり、何とか糖業室長の名前は言えま

せんけど、2人の方、一生懸命なんです。なので僕らもあと2年しか任期がございませんが、一生懸命バックアップしたいと思いますので、何とかよろしくお願ひしますという形で、もっと若い方たちを、どうやっていったらサトウキビ生産農家になってもらえるかを皆々で考えたいと思って、この質問を終わります。ありがとうございます。

次に、重要害虫セグロについてお伺ひします。セグロウリミバエについて、今、各地元紙ですごく問題になっています。これを出したのが8月21日ですから、その後、ばんばん出てきていますが、奄美市の対策についてお聞かせください。写真も一緒にお願ひいたします。

大庭勝利 農林水産部長 セグロウリミバエの対策についてお答えいたします。セグロウリミバエは、朝鮮半島を除くアジア全域に広く分布する体長約8から9ミリメートルの小型のハエの一種で、キュウリ、カボチャ、ニガウリなど、主にウリ科の野菜に甚大な被害を与える重要害虫とされております。ウリ科野菜のほかにも、トマトやピーマンといったナス科の野菜、さらにはパッションフルーツ、パパイヤ、グアバなどにも寄生し、被害をもたらしております。沖縄県では、令和6年3月に名護市で本種が確認されて以降、殺虫剤の散布や寄生植物の除去などの防除対策を実施してきました。しかし、誘殺が継続して確認されていることから、今年4月より植物防疫法に基づく緊急防除が行われているところです。本県においては、今年3月に伊仙町で初めて確認されて以降、9月1日までに奄美群島の10市町村において194匹の誘殺を確認しております。

本市においては、8月12日に1匹が確認されて以降、現在までに5匹の誘殺が確認されております。現在、本市ではセグロウリミバエの確認を受け、国のマニュアルに基づき初動対応を実施しているところでございます。初動対応としまして、まずトラップ調査を実施しております。発見地点から半径5キロメートルの範囲に新たにトラップを設置し、発生状況の把握に努めております。次に、寄主果実の調査としまして、発見地点から半径2キロメートル以内のウリ科などの果実を採取して、幼虫の有無を調査しております。また、初動防除としまして、餌と殺虫剤を混合したベイト剤の散布、簡易誘殺資材の設置に加え、半径1キロメートル以内の不要な寄主果実については、農家の協力をいただき、除去・埋設処分を行っております。また、発見地点周辺においては、防災行政無線による放送を行うとともに、公式LINEなどSNSを通じて、果実の早期収穫や不要果実の適切な廃棄を市民の皆さまにお願いしているところでございます。今後も引き続き、国のマニュアルに基づき、初動対応を着実に実施し、蔓延防止に全力で取り組んでまいります。以上です。

前田 要 議員（11番） 御答弁ありがとうございます。この前、本茶峠で市職員さんがやっているのを見まして、安心しました。その後、西仲勝で伐採の現場がありまして、西仲勝に行ったら放送されていたものですから、あと思ったんですけど、あの放送って、笠利とかはまだやっていらっしゃらないんですか。やっていらっしゃるんですか。

大庭勝利 農林水産部長 今のところ、誘殺が見つかったところを中心に行っておりまして、ただ、新聞紙上のほうでも一面を使って、この蔓延防止の対策として市民への呼びかけをしているところでございます。以上です。

前田 要 議員（11番） まだまだ未知の、すごく怖い害虫だと思うんです。沖縄から来ていますので、沖縄のいろんな資料を基に、この前、鹿児島県も補正予算か何かを組んで、昨日、新聞を見ましたけど、何かあったら即対応していただきたいと思います。以上で終わります。

続きまして、ソテツカイガラムシについては6回目になりますけど、昨年度にはなかったトレボン乳剤混合についてお伺ひいたします。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、トレボン乳剤についてお答えいたします。これまでソテツカイガラムシによる被害防止のために、マツグリーン液剤2を配付してまいりました。しかし、ソテツカイガラ

ムシ以外にも被害をもたらす害虫の可能性があるため、今回から新たに対応策を講じることとなりました。導入するトレボン乳剤は、害虫の駆除に使われる殺虫剤で、特にチョウ類の昆虫に対して有効とされており、具体的には、ソテツの新芽や葉を食害するクロマダラソテツシジミが媒介となるということが懸念されており、その被害を防ぐため、新芽の保護も兼ねてトレボン乳剤を併せて散布することにしております。今回の散布により、ソテツの被害を総合的に予防し、さらなる効果を期待しているところでございます。以上です。

前田 要 議員（１１番） ありがとうございます。笠利町限定で、１回だけ新聞にカイガラムシ散布を、よろずやまえだで出したら、いっぱい来て、今でも３００件ぐらい、あれているんです。去年のことは皆さん分かっていたらしゃったんです。でも、僕も気づかずに、このトレボンを入れたのを、ネットで見ても出ていなかったと僕は認識していて、このトレボンを入れてやりますということ、もしかしたら僕の間違いかもしれませんが、市民の皆様に分かるように……。大体、皆さん家庭でやっていますので、３リッターもあれば、しゅしゅっと、すぐ終わるものですから、それを周知徹底をしていただきたいと思つての御質問です。

奥 輝人 議長 前田 要議員、質問でいいんですか。

前田 要 議員（１１番） はい、ごめんなさい。質問です。

奥 輝人 議長 答弁できますか。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。今、議員がおっしゃったように、このマツグリーン液材についてはよく承知していると思つますが、このトレボン乳剤をしっかりと市民に知らせるようなチラシ等を、今、作つて配布はしているものの、いまひとつ浸透していないということであれば、またしっかりと広報紙だとか、または行政無線を使つて対応していきたいと思つますので、御理解をお願いいたします。

前田 要 議員（１１番） すみませんがよろしくお願ひします。以上で終わります。

次に、インスタグラム、Hello-kasariについてお伺ひします。以前、こちらのほうで笠利版公式LINEの可能性についてお伺ひしましたが、インスタでHello-kasariというのが出ていまして、そちらに毎月の駐在員さんの説明する資料をアップできないかについてのお伺ひです。各集落に駐在員さんが持つて帰つて、いろいろ常会で説明しますけれども、いろいろな方がいらつしゃつて、出れない方もいらつしゃつてということで、市民の方からの御相談です。お願ひします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 駐在員会で配付する資料等についてということでしたが、それでは御答弁をいたします。奄美市笠利町公式インスタグラム、Hello-kasariにつきましては、笠利地区内での行事などをインスタグラムにより情報発信し、市民の皆様の地域への愛着の向上、また観光客や移住希望者、また出身者等への情報発信ツールとして、令和７年５月に開設し、現在７７０名ほどのフォローがあり、内訳は奄美市内が６４パーセント、それ以外が３６パーセントとなっております。

議員御提案の駐在員会において配付している資料等のインスタグラムを通しての周知につきましては、写真や短い動画等が中心であるインスタグラムの性格上、会次第や多くの各種資料を含めた文書については難しい面もござつます。しかしながら、駐在員会で行つている説明会や報告等について、市民の皆様へ周知を行うことは非常に大事なことと認識しております。これまで同様、駐在員の皆様のお協力を得ながら、各集落の常会等での周知に努めてまいりたいと思つておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

前田 要 議員（１１番） 御答弁ありがとうございます。インスタで笠利のできる範囲はしてもらって、できないものは、またいろいろ世界に発信していけたらと思います。引き続きよろしくをお願いします。

次に、７番、サイクリングロードの指定管理の可能性についてお伺いします。（１）宇宿校区にあるサイクリングロードの経緯についてお聞かせください。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、サイクリングロードの整備等の経緯についてお答えいたします。サイクリングロードにつきましては、昭和６３年度の新奄美空港開港に向けて、観光客の受入体制充実を図るため、昭和５８年度から自転車ロードとして整備が始まり、沿線の保健保安林施設整備と併せて平成５年に、あやまる岬観光公園と新奄美空港を結ぶ全長５．６キロメートルが完成し、これまで利用されているところであります。以上でございます。

前田 要 議員（１１番） ありがとうございます。そのまま質問をお伺いします。（２）台風や冬の季節風による倒木の撤去作業は、各集落でボランティアにて施行していると思います。校区での指定管理の可能性についてお伺いいたします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 答弁の前に、まずもってサイクリングロードの倒木撤去作業をボランティアで実施している集落の皆様方にも感謝を申し上げます。ありがとうございます。それでは議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、サイクリングロードの維持管理として、定期的な伐採作業や台風通過後の被害状況調査及び倒木枝などの撤去等を実施いたしております。また、年１回、土木事業所のボランティア協力をいただき、倒木枝などの撤去を行っております。議員御質問の校区での指定管理の可能性についてでございますが、指定管理者制度は多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を目指しながら、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者に施設の管理権限や包括的な管理運営が委ねられていることとなっております。サイクリングロードにつきましては、これまで指定管理者制度導入に至っておりませんが、民間が維持管理、自主的な事業を実施することで、施設をより有効に活用できないか、再度指定管理者制度導入の調査検討を行ってまいります。なお、類似の事例として、蒲生崎観光公園の点検・清掃業を集落に委託しているケースもございますので、委託の可能性についても併せて検討・協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

前田 要 議員（１１番） すみません、写真をお願いします。台風が来た後は、防風林ですので、こんな感じになるんですけども、これを、どことは言いませんけれども、各集落の方々が撤去をして頑張っています。これに対して、私は指定管理と書きましたが、市民の方々はチェーンソーの油代とか、そういうのも全然納得と言ったらおかしいんですけども、されると思うんです。なので、頑張っているいろいろ行動されるのを……。もう１枚ないですか。こういう感じですか。これが台風の後です。こういう感じでまた検討されたらよろしくお伺いいたします。

冒頭、また思いが過ぎて、すぐ弱々しい声になりますけれども、本日はこれにて終わります。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、無所属 前田 要議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時２９分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 朝木一仁議員の発言を許可いたします。

朝木一仁 議員（１番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは、チャレンジ奄美の朝木一仁です。

一般質問に入る前に所見を述べたいと思います。思い返すと、私の人生初の一般質問から２年がたちました。同僚前田議員の後を務めることが非常に多かったなと思っております。もう私の父とは間違われないう、私も努力して気張っていきたいというふうに思います。

今年夏に発生した鹿児島県内本土での記録的な豪雨災害は、土砂崩れや河川の氾濫等、ニュースやネットを通じて報じられ、今も復旧作業が続いている地域もあります。このたびの台風により不安な日々が続いていることと思います。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。また、トカラ列島周辺では、６月下旬からの地震が相次ぎ、２か月間での累計観測が２、０００回を超えました。住民の皆様には平穏な日々が戻りますよう改めてお祈りいたします。こうした災害は決して他人ごとではありません。奄美大島も過去の豪雨や台風による被害、そして地震、津波へのリスクを抱える一地域であります。自然災害と並行して、私たちは地域の自然環境を守る課題にも直面しております。適正な観光の拡大は重要ですが、同時に法の周知、観光客への啓発、そして違法行為への厳正な対応が求められております。自然災害への備えと同様、環境保全も事後対応ではなく、事前の予測と対策が不可欠ではないでしょうか。観光の充実は環境保全によって支えられ、また、環境保全は観光によって価値が見出される、まさに表裏一体であると考えております。住民の命、文化、伝統、自然を守るための行動を心がけ、今後も具体的な改善策を提案していく所存でございます。

それでは通告に従い一般質問に移ります。今年５月上旬、中国籍男性３名によるオカヤドカリ約５、０００匹の無許可所持という重大な事案が発生いたしました。本件は、奄美の豊かな自然を象徴する生き物が大量に持ち出されかねない、そして私たちの宝を壊されかねない、極めてゆゆしき問題であると考えております。名瀬簡易裁判所からは３０万円の略式命令が出されたとの報道もありますが、このニュースは地元紙のみならず、全国、そして海を越え、英国公共放送BBC、米国CNNのメディアでも、オカヤドカリが詰まったスーツケースと英語で見出しを打ち、ネット記事で取り上げられているのを拝見いたしました。このように、私たちが住む奄美大島は、日本中、世界中からの注目を浴び、風光明媚な自然環境と住民の在り方に対して、私自身、責任の重さを実感しております。今回の事案に関しまして３か月がたちました。各関係機関からの意見や対応方針も示されております。また、安田市長におかれましては、早急に個人のSNSで意見を述べられているのも拝見いたしました。そこで、今回起きた事案に関しまして、市としてどのように受け止めておられるのか、お考えを伺います。また、発生後の対応につきまして、警察や環境省との連携体制、市職員がどの程度時間をかけて対応に当たったのか、加えてお尋ねいたします。次の質問からは発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

當田栄仁 教育部長 それでは、５月に発生しましたオカヤドカリ不法所持事案についてお答えいたします。今回、違法に所持されていたのは、国の天然記念物及び奄美市希少野生動植物種に指定されている、ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オカヤドカリの３種です。日本全国で検挙された同様の事件の中でも、最も捕獲された個体数の多い事件となりました。今回の事件において、文化財保護法第１９７条違反の罪で、名瀬簡易裁判所が、被告３人にそれぞれ３０万円の略式命令を出しております。判決内容につきましては、裁判が行われた上での結果でございますので、コメントを控えさせていただきます。今回の事件全体に関する見解としましては、誠に遺憾の一言でございます。

今回、違法で所持が確認されたオカヤドカリ３種は、環境省が所管する法律の対象となっていないことから、主に本市教育委員会が警察の捜査への協力など対応に当たりました。対応の内容につきましては、事件発覚日の現場立会い、オカヤドカリに関する専門知識の教示、約５、２００匹の種同定及び鑑

定書の作成・提出，約4,500匹の放逐，メディア対応などでございます。対応に当たった時間は100時間ほどと思われます。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 教育部長，ありがとうございました。やはり，こういったことで，市としての認識としまして，遺憾の一言であるというふうに述べられました。危機感を持っていることが分かりましたので，ありがとうございます。今後，船であったりとか，車というもののチェック体制を取り上げていかなければいけないと思いますが，先ほど答弁もありましたように，今回，各関係機関の皆様のおかげで，早い段階での処理ができたということで，こういったこと再犯につながらないためにも，やはり抑止という意味では，今回の対応は素早かったのかなというふうにも認識しました。また，市の職員の対応に当たっては約100時間，書類の作成であったり，メディア対応，現場の立会い等があったということです。

今回，報道等を通じて捕獲された現場というものが，5か所というふうに記載しておりましたが，もし分かる範囲で構いません。または，お伝えできる範囲で構いませんが，もし分かれば，市として把握されている範囲でお答えいただけますでしょうか。

當田栄仁 教育部長 御質問の発生現場につきましては，本市教育委員会が放逐したことから把握はしておりますが，希少種の生息地であり，奄美警察署も公表を控えていることから，具体的な場所の回答は控えさせていただきます。なお，オカヤドカリ3種，約4,500匹の放逐に関しましては，事前に生息状況調査を実施した上で，捕獲された5か所の海岸とその周辺において実施しております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） ありがとうございます。次の被害もありますので，一番は理解されているところだと思います。そういったところが，情報の共有が関係機関とできているところが一番大切かなと思いますので，今回の事案というものが，なぜその現場で起きたのかというところであったり，オカヤドカリだけではなくて，別の希少種の被害が今後考えられると思いますので，そういったことも調査される上で検討・視野に入れていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。今後の対策について伺います。昨年12月，私も一般質問をさせていただきました。売買を目的とした希少種の持ち出しにつきまして，以前，奄美野生生物保護センターのマップを使いまして説明させていただきました。同マップでは捕獲採取禁止エリアというものがある一方，見方を変えると合法的にトラップを仕掛けることのできるエリアもあるということで伝えさせていただきました。先月，奄美博物館の講座におきまして，私も自然の勉強をさせていただきました。講師の先生から奄美の森の生態系，全ての生き物たちがそれぞれ大切な役割を担っていますと，その中でどれかが欠けてしまうと自然のバランスが一気に崩れてしまうという言葉も頂いております。昨年のお返に返りますと，希少種の持ち出し防止のため，奄美大島自然保護協議会作成の啓発物でありましたり，ガイドブックの配布，ホームページでの情報発信，または空港でのリアルタイム対応とか，これらを御紹介いただきまして，当時としましては評価すべきものではあったと思いますが，実際こういった事案が発生してしまった以上，さらなる取組の強化というものが不可欠であるのかなというふうには考えております。空港に設置されたそのチャットの機能も気になるころではあるんですが，今回の事案発生後，市として新たに取組まれる施策でありましたり，強化された啓発の運動，あと今後進む計画等について具体的なものがあればお示しいただきたいと思います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは御質問にお答えいたします。議員御案内のありました奄美大島自然保護協議会での取組につきましては，今年度も継続して実施いたしております。また，これまでも来島者の増える夏時期に，関係機関合同による空港到着ロビーでのチラシ配布による啓発活動や，環境省による出発ロビー，手荷物検査場での持ち出し防止対策を行ってまいりましたが，本年度からは奄美大島自然保護協議会においても実施をし，人数と実施日を増やし対応を強化しております。これらの取組に加

えまして、昨年度から規制のない動植物を含め、島の全ての生き物の持ち出し対策についての検討を進めてまいりました。これは近年、規制対象外であるアマミシリケンイモリやクワガタ類の大量持ち出しが確認されていることなどを受けたもので、今年6月には環境省、鹿児島県地元自治体、世界自然遺産推進共同体の連名で、「島の生き物の持ち出し自粛に関する共同文書」を発出しました。タイミング的にオカヤドカリの事件直後ということや、マスコミにも取り上げていただいたことで、多くの方々に認知していただいたものと考えております。また、航空会社、日本航空の取組でございますけれども、航空会社では、奄美空港に向かう機内や到着直後に空港手荷物受取場において、島の生き物の持ち出し自粛に関するアナウンスを行い、島の入り口における啓発をしていただいているところでございます。

一方で、共同文書の発出後も、報道等でありましたとおり、笠利町の国立公園内で違法トラップが確認されたほか、違法ではないものの空港での大量持ち出し事例が依然として続いており、動植物の規制の有無にかかわらず、生態系を保全するための持続的な対応が必要と認識しております。現在、持ち出し自粛に関する共同文書の趣旨を伝えるポスターなどを作成し、さらなる啓発・浸透に向け取組を進めているところでございます。今後とも、希少種や固有種の保護に関する効果的な方法について、関係する機関、企業と連携しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

奥 輝人 議長 部長、ありがとうございました。昨年からの取組であったり、今回の事案が発生した直後の取組であったり、また今後も計画されていると、ポスター等も計画されているということで、ぜひここは強化していただきたいなというところであります。そういったところの行動というのが、私たち市民にとっても安心感というものにつながってくると思いますので、ぜひともここは期待したいというふうに思います。ただ一方、今回の事案というものがもし見過ごされていたらと考えると、希少種の大量流出という取り返しのつかない事態になっていたのかなと、私も懸念するところではありますので、こういった事例、事案、日本国内のみならず、世界中も注目していることだと思いますので、ぜひとも検討、また対応強化に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。外国人客への啓発につきまして。今回の事案のように、私たちの啓発というものがどこにできたものなのか、また今後どこに発信をしていくものなのかという観点から質問させていただきたいと思います。文化や価値観の異なる外国人観光客に対しまして、単にルールを掲示するだけでなく、明確で分かりやすい形での周知が求められてきております。世界の例を見ますと、エクアドルのガラパゴス諸島では、10のルールを定め、半数近くが動物の保護に関するものを、全旅行者に対して訴えかけております。また、パラオ共和国では、以前も取り上げましたパラオプレッジにおきまして、入国者全員に対しまして、パラオ国民の自然に対する意識というものを確認させた上で、サインをして入国するという事例も始まっております。こういった規制というものが満足度の向上に図られないという見方もありますが、奄美に来ていただく旅行者に対して、私たちの高い自然の保護への意識というものは、理解していただきたいなというふうに私も思います。例えば、私もツアーガイドをすることもありまして、外国の方を案内するときには、玄関口で必ず靴を脱ぎましょうとか、地べたに座るといふ文化がない方に対して座ってくださいという、この一言のお声がけというのも、やはりツアーガイドそれぞれでこと細かく案内するように心がけているわけですが、こういったこともなかなか日本のマナーとして成り立っておりますので、行政としましてもアプローチの仕方、または旅行者、外国の観光客に対してのアプローチの仕方というの、ぜひ検討していただけたらと思います。沖縄やんばる地域におきましては、国土交通省の案内用図記号、これはオリンピックでも使われていた、いわゆるピクトグラムというものを活用しまして、禁止事項やルールというのを絵で表現している地区もあります。奄美市は、世界自然遺産を有する市行政として、日本でも特筆しているのは御承知のことかと思っております。市としても空港、港、観光施設における外国人向けの啓発手段をさらに検討していくべきではないかと考えますが、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは御質問にお答えいたします。まず、外国人観光客への啓発についてですけれども、奄美大島自然保護協議会では、これまでもホームページを日本語、英語、中国語、韓国語に

より多言語化し、希少野生動植物の紹介や捕獲採取の規制について情報発信を行っているほか、パンフレット等においても英語版を作成しているところがございます。また、金作原や三太郎線の入り口におきましては、現在施行しております利用ルールの説明を多言語にて記載した看板を設置し、それぞれのエリアの自然環境保全のための周知を図っております。このほかにも、環境省におかれましても、ホームページや啓発物を多言語化し、海外からの旅行者への周知に努められております。さらなる周知の方法といたしましては、先ほど紹介いたしました「島の生き物の持ち出し自粛に関する共同文書」を啓発していくため、議員御紹介のピクトグラムのように、誰もが見て伝わるようなデザインのポスター制作を進めているところがございます。今後につきましては、これらを活用しながら、空港や港をはじめとした来訪者の目に留まる場所で啓発を続けるとともに、ホームページやポスター以外にも多言語化を含め、効果的に多くの方々にアプローチできる周知啓発方法について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございました。金作原やマングローブ、人が多いところで捕獲されるという事例はあまり考えられないのかなと思いつつ、やはり私も旅行者のタッチポイントといますか、必ず通るポイントでの周知が必要になってくるのかなと。ホテルでありましたり、レンタカー、各観光施設、そういったところでの案内が必須になってくるのかなというふうに思います。ここで2点要望なんです、空港や港といった水際でのチェック体制というのをどう高めていくかということと、希少種を守る大切さというものが、いかに自分ごととして旅行者の皆様へに届けていただくか、そういった工夫を、ぜひこの2点強く要望して、次の質問に移りたいというふうに思います。

次に、スポーツ行政について伺います。昨年、3つの複合施設、三儀山名瀬総合体育館、住用奄美体験交流館、笠利太陽が丘総合体育館におきまして、指定避難所としての空調の可能性について質問させていただきました。多くの課題があることも答弁にて回答を頂いております。今回はスポーツ行政として取り上げさせていただいておりますが、今回の空調の件に関しましては、先月8月5日の市内中学生によるひかり議会の中でも、数名中学生がこの議場で取り上げていたのかなというふうに思います。奄美の子どもたちもこの部活動やスポーツを通じて直近の関心事であるのかなというふうに仄聞いたしますが、三儀山名瀬総合体育館では毎年、郡民スポーツ大会の屋内競技の開催地であったり、利用者数というのも多く、昨年令和6年度におきましては、三儀山体育館におきまして5万6,639名が1階アリーナを利用されておりました。また、住用の奄美体験交流館では1万3,012名の方が利用されていると、年間昨年度になります。笠利地区の太陽が丘総合体育館では2万3,736名の方が利用されているという実績もありました。また、この3施設避難所としても指定されておまして、昨年答弁を頂きましたが、過去7年間におきましての避難実績が名瀬総合体育館は0回、太陽が丘は1回、住用におきましては3回避難実績があるという答弁も頂いております。御承知のとおり、これらの施設というのが十分な空調整備が整っておらず、利用者からも夏場の利用が厳しいというお声を頂いております。実際、私も夏場体育館に行くことであったり、大会等で使用することもあるんですが、同僚議員も多く視察に来られていたりもされたと思います。そういった大会等での役員席であったりとか、来賓向けの席というのがスポットで空調が当たる反面、プレーしている選手の皆さんがどうしても暑い思いをしていると。試合に関して言えば、次の1点が入るかどうかが試合を分けるときに、多少無理をしてもプレーする方というのも、私もですが、実際にいっちゃうなというふうに感じております。この暑さのリスクというのが、熱中症のみならず、こういったプレー中に流れ出た汗で滑って転倒してしまうおそれがあるとか、二次被害等も懸念しているところではあります。奄美群島市町村の体育協会におきまして、こういった屋内競技の皆様と話す機会があると、やはり空調のことに關しまして話題が上がります。そこでちょっと詳しくなんです、私もハンドボール競技をしております、こういったボールの重さが大体450グラムぐらいなんです、これぐらいになると体育館の窓というのも開けても多少問題ないかなというふうに思うんですが、やはり私が屋内競技で懸念しているのが、郡体、またはスポーツ部活動、バレーボールであったりとかバドミントン競技、あと卓球競技とか、新体操のリ

ボン等がやはり風を通じての演技に対する影響というのが顕著に出てくるのかなというふうに思います。また、こういった屋内競技では日光を遮るためカーテンの閉め切りというのもあると伺いました。私も大会各スポーツに行ってみると、やはり立っただけで危険な暑さだなというふうに実感しております。昨年7月、霧島市の栴志田体育館、旧国分体育館の後づけ可能の輻射式空調というものを視察させていただきました。そこでまず、本市この3施設におきまして、これまで空調導入というのがどのように検討されてきたのか、その経緯についてお聞かせください。過去にどのような場面で空調の必要性というのが議題に上がったのか含めて、お伺いしたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それでは御質問にお答えいたします。名瀬、住用、笠利地区の体育館への空調設備導入の検討経緯についてお答えいたします。これまでに担当職員レベルで、他市町村の事例調査や空調設備業者への見積り徴取を行ったことはございますが、設備新設に向けて具体的に予算要求や庁内協議を行った経緯はございません。体育館へ空調設備を新設することは、スポーツ環境の整備や市民の利用促進、熱中症対策に加え、島外からの合宿誘致や大規模大会の開催など、多くの利点があると認識しております。また、防災拠点としての機能強化なども見込まれることから、今後も引き続き空調設備導入の可能性を検討していきたいと考えております。なお、体育館の空調整備に当たりましては、高額の初期費用に加えまして、継続的に維持管理費が発生することから、市全体の実施計画及び財政計画を踏まえ、緊急性及び優先度を精査した上で、総合的に判断されるものと存じます。

朝木一仁 議員（1番） ありがとうございます。担当者レベルでは見積りの徴取であったりとか、検討に至ったということですが、高額の初期費用、ランニングコスト、イニシャルコスト等も、これも先月、ひかり議会の答弁でもあったかなというふうに私も思います。そういった中でも、鹿児島県内におきまして、空調導入という事例がありますので、私のほうでも調べさせていただきまして、どういった経緯で導入したのか、またどういった国の制度を活用したのかということも調べさせていただきました。最近、この導入が進んでいるのが、輻射式空調と呼ばれるものでして、私も国分の体育館のほうで見に行かせていただいたんですが、壁沿いに手のひらぐらいのサイズのパネルを後づけ設置させて、その管の中に夏場は冷水を、冬場は温水を流すということで空調ができるということでした。これ、高所の作業が要らないという点と、フィルターの清掃が要らないという点で、非常に私もすごいよくできた空調だなと思いつつ見させていただいたんですが、やはりこのランニングコスト、こちらのほうも私のほうで輻射式のものですが、調べさせていただきました。この空調、対流式の空調とは異なりまして、層によっての空調が可能である。なので、競技が行われる1階アリーナエリアのみを空調し、2階部分は非空調エリアとして、層によって空調することが可能であるということも分かりました。ランニングコストをそういったところで抑えていると。維持管理も含めて、そういったところで抑えているということです。また電気代等々になりますと、各自治体によって電気代も変わってくるんですが、会社のホームページ等を見させていただきまして、事例というものが載っておりましたので紹介します。1,600平米のアリーナで1時間の電気代事例ということで、従来のエアコン、対流式のものであれば1時間当たり1万円の電気代がかかるところ、こういった輻射式の使用では2,000円に抑えられるという事例もホームページで拝見させていただきました。これは、あくまで体育館の種類に合わせた、変化することもあると思うんですが、そういったものでコストを抑えているということです。同市施設の1階アリーナ面積を調べますと、名瀬総合体育館、三儀山の体育館のアリーナ面積が1,832平米。笠利太陽が丘総合体育館が2,077平米。住用奄美体験交流館の1階アリーナ面積1,351平米となっております。私のほうで2つの鹿児島市の複合施設、この3つの施設に類似した体育館というのを調べさせていただきました。桜島総合体育館、こちらがアリーナ面積1,904平米。鹿児島市の郡山体育館、こちらが1,983平米となっております。直近で空調を導入した事例があります。こちらの建設費用と国の制度について調べますと、桜島総合体育館におきましては、やはり以

前より火山灰等で窓の開閉ができないということで、空調導入に至ったそうです。空調導入に関しまして、過疎対策事業債の活用、2016年3月に入れております。こちらは県内で初めてこの輻射式が導入されたということでした。設置費用は1億8,345万8,000円。設計に至っては388万8,000円。管理費が222万5,000円。そして工事費が1億7,734万5,000円であったと。この地方債、過疎対策事業債の活用で1億8,330万円が充てられておりました。また、同市郡山体育館におきまして、昨年、輻射式のを導入されております。アリーナ面積も太陽が丘のアリーナ面積より少し小さいくらいではあるんですが、空調設置費用が2億4,698万1,000円。工事費2億4,239万4,000円。こちらは緊急防災・減災対策事業債の活用をして2億4,410万円が充てられたというふうに載っております。この地方債、どちらも事業に対しての充当率というものが100パーセントでありまして、元利償還金70パーセントが交付税で措置されるということで、自治体の負担というのが3割程度になるため導入を実施した自治体もあったのではないかなというふうに思います。今のが鹿児島市の事例ですが、この輻射式、霧島市の先ほど視察に私ども行きました国分楠志田大体育館が2019年、さつま町宮之城総合体育館が昨年、この緊急防災・減災対策事業債の活用で空調を整備したという事例もあります。また、こういった施設というのが福祉的要素と、あと昨年鹿児島国体もありましたが、スポーツ誘致、大会等の誘致も掛け合わせた空調導入ではないのかなと私も考えますが、奄美市3施設におきまして、このような地方債の活用の可能性というものが適用されるのか、設置というものが今後改修時期等のこともあると思うんですが、まずはこの国の制度の活用というものができるのか、可能性があるのか、伺いたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それでは、空調整備に関する国の補助制度等についてお答えいたします。議員御案内の制度につきましては、いずれも本市の名瀬総合体育館、太陽が丘総合体育館、奄美体験交流館といった社会体育施設であると同時に、指定避難所としても位置づけられている施設について、対象となり得るものと認識しております。そのほかにも、学校施設環境改善交付金など国が設けている各種補助制度があり、社会体育施設としての環境改善や災害時の避難所機能の強化に資するものとして活用可能でございます。いずれにいたしましても、本市におきまして空調設備を新設する場合には、こうした国の補助制度の活用は不可欠であり、その財源確保なしには実現が難しいと考えております。このため、今後も他市町村の導入事例を参考にしつつ、関係部局とも連携して活用可能な補助制度の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

朝木一仁 議員（1番） ありがとうございます、部長。調査費の対象であるかどうかと、また別の補助金等も調べていただきました。やはり今後、改修時期に合わせるのか、またこういったスポットでやるのかというのが、そういった議論のある中で、空調は入れていただきたいなど、空調という議題が上がってほしいなという思いで、今回取り上げさせていただきました。そして今回、先ほど地方債の例で行きましたが、3割負担ということで、奄美大島におきましては、5市町村がありますし、また屋内協議でも各関係団体等もありますので、そういったところの協力を得るのかとか、奄美のモデルというものがしっかり形成できていただけたらなというふうに思います。直近では、先月、昨年空調を導入しましたさつま町の宮之城総合体育館におきまして、毎年8月に空調体感会というものが開かれているそうです。先月の8月におきましては、この空調体感会に南さつま市や志布志市、阿久根市、長島町であったりとか、また他県からも視察に来た事例があったということでした。実際職員が約50名ほど参加していたというふうに、私も拝見させていただきました。こういった先進事例でありましたり、導入経緯の情報収集、または導入を検討している自治体との情報交換であったりとか、そういったところも本市も積極的に足を運んでいってもいいのかなというふうに思いますが、今後施設の更新計画等において、こういった調査をしていく意向があるのかということも、併せて伺いたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それではお答えいたします。県内で開催されている空調設備の体感会や導入事例の情報は、今後の施設整備を検討する上で有益であると考えております。本市としても、他市町村の事例

や最新の技術動向について情報収集しつつ、必要に応じて現地調査等も行っておりまいます。また、今年度におきまして、代理店業者の協力を得て、エアコンの代替機器としての気化式冷風機の実機でも行うなど、実際の効果を検証する取組を行った経緯もございます。これから施設の更新を検討していくに当たりまして、利用者の安全・快適性を確保する観点から、空調設備の導入は重要な検討課題であると認識しております。そのため、更新計画の策定に際して、空調設備の導入も含め、他の整備項目や財政的な状況も踏まえながら、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございました。前向きな対応ということで、私も期待をしたというふうに思います。ただ一方、市民の皆様から見ると、いつ整備が始まるのかなど、またどの段階で検討されるのかなどというところもしっかり示していただくと、私たちも安心して体育館の利用に当たれると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。先ほど申し上げた地方債、緊急防災・減災対策事業債に関しましては、今年度、令和7年度で終了するという国の意向も出ました。こちらに関しては、自治体レベルで延長の要望であったりというのも見えています。なかなか今回に関しては間に合うものではないのかなというふうに思っております。ただ、ほかの事例、先ほども部長調べていただきましたが、いろんな事例を空調導入に関しまして、テーブルの上に出していただきたいという思いで取り組ませさせていただきました。あと、これは私の個人的な意見になってしまうんですが、私もハンドボール競技をしておりまして、高校生の大会からプロの大会までに体育館内の設定温度が競技規則で定められたということも始まっております。つまり夏場に関しては空調を導入しているところが優先されると、冬場に関しては温かくしているところが優先されるというところは、ハンドボール競技のレベルで行いましたので、これが様々なスポーツに波及していくことになると、今回は屋内スポーツの合宿先でありましたり、大会誘致というものが選ばれにくくなっていくのではないかなど少し懸念をしているところではあります。今後も次世代も見据えながら、私たちも活発的に議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。近年、全国各地で農業と福祉を結びつけた農福連携の取組が広がっております。農福連携とは、農業分野では深刻な人手不足が続く一方、障害のある方や就労に困難を抱える方々には、働く場や社会参加の機会が必ずしも多くないという観点から、農福連携はこの双方の課題を同時に解決し、農業者にとっては安定的な労働力を、福祉側にとっては利用者の収入確保や自立のきっかけというものを提供する。双方にとってメリットのある仕組みであると認識しております。農林水産省も令和2年に、農福連携等応援コンソーシアムを設置しまして、補助制度を通じ支援を進めております。実際に私も奄美大島内にある施設に伺わせていただきました。龍郷町の就労支援事業所では、利用者の体調や特性に合わせた農業チーム、販売チーム、加工チーム等を構成し、観光客への体験提供を行うなど、多様な展開が見られておりました。また、市内の就労支援事業所におきましても、農業や観光分野でパソコンAIを活用する事例もあるということで、新しい時代に合ったものが広がっているのだなというふうに私も実感しました。これらの事例を見ましても、奄美市において農福連携の可能性というもの非常に大きなものであると考えております。まず、市として農福連携の取組というのをどのように把握されているのか、そして農業と福祉といった異なる分野が連携し、課題解決に取り組むことについて、どのようなお考えをお持ちか、伺いたいと思っております。

大庭勝利 農林水産部長 まず、本市における農福連携の現状についてお答えいたします。現在、本市では、農家が障害者を直接雇用したり、就労支援事業所と農作業の請負契約を結んで農作業を実施する事例は確認されておられません。しかしながら、市内の就労支援事業所において、作業内容に農業を取り入れているところが10事業者あり、農福連携の一形態として取り組まれているところでございます。昨年度は、パッションフルーツ農家が県の障害者等の農業体験受入支援事業を活用し、体験的に障害福祉サービス事業所を受入れ、収穫後の調整や選果・選別といった農作業を委託する、いわゆるお試し農福を実施した事例がございます。この取組に対し、農家側からは、繁忙期の作業負担が大きく軽減された、

作業委託の報酬についても柔軟に対応してもらえ印象を受けたといった肯定的な意見があった一方、報酬を支払う以上、より丁寧な作業やスピード・正確性を求めることになるとの課題認識も示されています。また、作業を受託した福祉サービス事業所側からは、作業が利用者に適しており、みんなで楽しく取り組むことができた、今後も受託希望をしたいとの前向きな意見がある一方で、作業技術の向上や品質チェックの体制の構築、日々の収穫量に応じた人員配置や作業時間の調整など、継続的な課題も挙げられております。

次に、課題解決に向けた本市の考え方についてお答えいたします。現在、本市において、農福連携に関する独自の支援策は設けておりませんが、今年度から下方地区にある農林水産物直売所がリニューアルオープンしましたが、本施設は障害者就労支援事業所が指定管理を受けて運営をしております。障害者就労支援事業所が主体的に地域の農産物を仕入れ、直売所を通じて販売を行っております。これにより、地域の農家と障害者支援事業所との信頼関係が築かれ、地域の方々の障害者に対する理解が深まってくものと考えております。今後、この取組がさらに発展し、農福連携の可能性を広げる契機となると期待をしております。議員の御指摘のとおり、農福連携は障害者の就労機会の創出や生きがいがいづくりにつながるだけでなく、農業分野における労働力確保や経営の持続的な発展にも資する可能性があるものと認識をしております。他自治体では、先進的な取組が進められている事例もあることから、本市においても県内での事例や課題を参考にしながら、今後、福祉部門や就労支援事業所、農業関係者などと連携の在り方について調査研究を進め、農福連携の可能性を深めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございました。下方地区の直売所のことも触れていただきました。市としまして、この農福、農業と福祉の連携という面で答弁いただきまして、双方にとってメリットがあるという御認識を示していただけたということは、非常に心強く感じております。また、事例がないということも農家にとってあったそうですが、市の今の意向等も踏まえて、また新たに皆様、農家の方であったり、また利用者の方であったりが、頼りになるような環境というものを整えていただけたらなというふうに思っております。私のほうでも農林水産省の令和4年度の農福連携の効果と課題というアンケート調査を拝見させていただきましたので、御紹介したいと思います。農福連携に取り組まれた福祉事業所の87.5パーセントが「プラスの効果があった」というふうに回答されておりました。また、利用される方へのアンケート調査としまして、身体面、精神面、生活面等でアンケート調査がありました。利用者からは「体力が付き長い時間働けるようになった」と答えられた方が80.5パーセントだったと、「またよく眠れるようになった」という方が42パーセントほどいらっしゃいます。精神面のアンケート調査におきまして、「物事に取り組む意欲が高まった」という方が59.1パーセントいらっしゃいます。生活面のアンケート調査では、いずれも4割以上の利用者の方が「生活のリズムが改善した」であったり「コミュニケーション力が向上した」また「挨拶ができるようになった」というようなアンケートの結果も出ております。一方、企業向けのアンケートというところでは、この農福連携の認知度がまだまだ進んでいないということで、知られていないというものが77.6パーセントあったとされています。これは、令和4年度の調査結果でありますので、今は多少変わっているのかなというふうに認識しました。私自身、インタビューさせていただくと、どの農家と連携できるのかが分からないという就労支援事業所であったり、または福祉事業所に対してどの作業を頼めるのかが分からないという農家の方であったり、様々な意見が出たなど、初歩的なところでの意見がよく出てきたなというふうに感じました。そういった面では、マッチングされる方というのが不在しているのが課題なのかなと考えております。今後、奄美市の今の部長の意向も踏まえた上で、こういった取組に賛同してくれる民間の方というのが、市民の皆様がいらっしゃるということのを期待して、次の質問に行きたいと思っております。

異業種間のマッチング環境におきまして、先ほど申し上げました農業者と就労支援事業者が情報交換・協議できる場というのを設けることで、お互いの共通の課題であったり、新たな事業展開というも

のにつながっていくのではと考えております。これは新潟県の例なんですけど、県で農福連携コーディネーターというものを配置し、農作業と受注開拓・調整を行うという事例がありました。また、神奈川県藤沢市におきましても、市が委託したNPO法人、ここがコーディネーターを育成し、マッチング支援を行っているという事例もあります。今、農福連携の農業と福祉分野で述べさせていただきましたが、こういったものというのが奄美に置き換えると、観光であったり教育というのに波及していくのではないかなというふうに私も考えますが、奄美市としまして、このつなぎ役としての機能であったり、このようなマッチング環境というのを整備できないか、異業種間、担当課を超えたコーディネーターの配置を含め、積極的な支援を行っていくべきではないかと考えますが、市のお考えを伺いたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。地域課題が複雑化・多様化する中において、分野を超えた連携について課題解決を図ることは、今後の地域づくりにおいて極めて重要だと認識しております。現在、大島支庁では、障害福祉サービス事業所が農業に参入する際の相談窓口を担っております。また、大島支庁をはじめ、奄美大島、喜界島の農業福祉部門の行政機関及び奄美地区障害者等機関相談支援センターで構成されております大島地区農福連携推進チームが設置されており、農業と福祉の連携に関する情報提供や推進に取り組んでいるところでございます。さらに、県が設置する鹿児島農業経営就農支援センターでは、専門家の派遣を通じて、農業参入後の経営戦略の策定や経営改善に向けた支援が行われております。加えて、農作業の依頼や相談を受け、障害者就労施設等への発注を仲介する鹿児島障害者共同受注センターも設置されており、農業者と障害者就労支援施設とのマッチング支援が実施されているところでございます。こうした関係機関との連携を図りながら、今後農業者と就労支援事業所などが異なる分野間でのマッチングや意見交換が可能となる協議・交流の場の設置について検討してまいりたいと思っております。あわせて、JAや農業青年クラブなどの関係団体とも連携を図りながら、これらの支援機関の周知に努め、農福連携の環境整備と認知度の向上を図ってまいりたいと存じます。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございます。今回、異業種間のということで取り上げさせていただきましたが、やはり組織というのがなかなか県であったりとか、大島地区のものであったり、なかなか身近に感じられないのではないかなという意味も含めて、今回質問させていただきました。市、行政におきましても、こういった窓口というのがあると非常に相談しやすくなるのかなと思っておりますので、今後こういった農福連携を含め、異業種間で取り組みたいという方に対しても、支援等を検討していただけたらと思います。人口減少・高齢化等を迎えていく中で、専門職を超え、横断的な課題解決、そして地域の特色を生かした発展というのを見据えまして、交流人口であったり、関係人口の増に取り組んでいくというのも一つの手段ではないかなと思っております。

それでは最後の質問に移りたいと思います。企画行政に関しまして。本市は、今年度、奄美市市政施行20周年を記念し、様々な取組行事がなされております。その中で、奄美市公式キャラクターコクトくんのLINEスタンプを今年4月に製作販売を開始いたしました。LINEというのは、日頃より日本国内において連絡ツールとしてほとんどの方に親しまれているかなと思います。このたび施行20周年の記念に、このようなLINEスタンプを製作したということに、私自身も関心を持っておりまして、本市ホームページを見ていると、財源の活用であったりとか、PRの運動であったりとか、様々述べられております。私も購入させていただいたんですが、日本語版が4月、英語版が7月に、いずれも120円で販売が開始したというふうになっておりますが、改めて今回製作に当たった目的とこれまでの実績というものが分かりましたら、お伺いしたいというふうに思います。

安田壮平 市長 それでは、朝木議員の御質問にお答えします。議員御案内のとおり、今年度本市は施政施行20周年を迎えることから、それを記念した初めての試みとして、本年4月に公式キャラクターコクトくんのLINEスタンプを発売いたしました。LINEスタンプの公開までは、図案化や登録に係

る事務処理など、幾つかの課題がございましたが、市職員の有志によるチームとして取り組むことで、外部に委託することなく製作完了に至っております。また、このLINEスタンプ製作は、令和5年度奄美市職員提案制度において、コクトくん方言LINEスタンプ販売という提案が、最優秀に当たる市長賞を受賞したことが契機となりましたことも申し添えておきます。次に、LINEスタンプ製作の目的につきましては、コクトくんは奄美市公式キャラクターデザインガイドラインにおいて、もともとは普通のアマミノクロウサギであったが、交通事故に遭い、瀕死のところを奄美大島の大自然のパワーに助けられて、妖精として復活したというふうに設定をしております。そのような経緯から、コクトくんLINEスタンプの販売収益を世界自然遺産地域の環境保護や啓発活動の財源として活用したいと考えております。最後に、現在までの販売数でございますが、8月25日現在、4月に発売した第一弾が1,150セット、7月に発売した第一弾の英語版が38セットという状況となっております。以上でございます。

朝木一仁 議員（1番） 市長、ありがとうございます。私も質問を作りながら、あまりコクトくに触れるのも、やばかなと思いつつ、ちょっと今回質問をさせていただいているんですが、数字で表していただきましてありがとうございます。今回、日本語版が1,150セット、英語版が38セットだったということでした。また、私も気になっていたんですが、こういったものがどういうふうに作られるというものを、市の職員の提案ということで、委託することなく、市の職員で取り組んだことであるということが分かりました。非常に興味深いものだなというふうに私も感じております。そして、先ほど120円で私も購入させていただいているんですが、この1セット40個スタンプがあると思いますが、こういったものを購入するごとに、市への財源というものが入ってくるものなのかどうかというところが、もし分かればパーセントであったり、金額でも構いませんが、教えていただけますでしょうか。また、製作に当たったときに、目標の数値というものがもしあれば教えていただきたいなと思います。

藤原俊輔 総務部長 それでは収益についてお答えいたします。LINEスタンプの販売額は、購入経路によって若干差異がございますが、本市では1セットの金額を120円と設定しており、これまでおよそ5か月で日本語版・英語版、合わせて1,188セット御購入いただいておりますので、販売額の合計は14万2,560円という計算になります。ここからLINE社、Apple社、Google社の販売手数料が差し引かれ、1セット当たりの市収益は約37.5円となることから、8月25日現在の市収益の合計は44,555円という状況でございます。

次に、今後の販売数の見込みにつきまして、当初LINEスタンプを販売するに当たって、年間1,000セットという目標を設定しておりましたが、大変ありがたいことに、その目標は約5か月間で達成するに至っております。9月以降につきましては、これまでの傾向から月間100セットの販売数を目標として、年度末には2,000セットを目指したいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） ありがとうございます。市への収益1個当たり120円当たり37.5円入ってくると。収益というところもあります。やはりPR等も兼ねてのことだというふうに思います。このLINEユーザーというものが日本国内9,700万人程度ということでした。全世界では1億8,000万人ということで、英語版も作っていると、コクトくんも英語をしゃべれるようになったと思いますので、こういったところも海外向けにもぜひ案内していただきたいなというふうに思います。また、他国ではありますが、また別のプラットフォームというのがありますので、LINEがその中でどう競争率を上げていくかということだと思います。日本以外にはタイであったり、また台湾でLINEというものがシェアされているのが分かりました。

ぜひ、次の②の質問に移るんですが、こういったものというのを今回の事業で終わらせるのか、または継続的に続けていくのかというところを1点、そして、ほかの事例を見ますと、奈良県の奈良市では無料配布をする取組であったり、また、富山県高岡市のところでも、友達登録をされた方に無料配布す

るという取組もなされていますが、市の判断でこういうことが可能なのかということも含めて御答弁いただけたらと思います。

藤原俊輔 総務部長 現時点での計画の段階ではございますが、今年度中に実施される20周年記念事業と連携し、第2弾、第3弾のLINEスタンプを販売するよう調整しているところでございます。続きまして、LINEスタンプの無料配布の質問でございますが、現在利用者が有料で購入するクリエイターズスタンプと企業などがLINE社へ広告費を支払うことで利用者が無料または条件つきで入手できるプロモーションスタンプがございます。このプロモーションスタンプでは、その費用が数百万から数千万と大変高額になることが課題となっております。本市としましては、引き続きクリエイターズスタンプとして提供を継続したいと考えておりますので、御理解をお願いします。

朝木一仁 議員（1番） 最後の質問になります。奄美は島外にも組織を構える地域でありますので、こういったところへの周知・啓発というものをどのように行っていくのか伺いたいと思います。

藤原俊輔 総務部長 様々な方法で今現在も広報しておりますが、公式ホームページやSNS、奄美市だよりとは別に、奄美体験交流館など公共施設の壁面に二次元コードを提示しておりますので、そのような方法も拡大を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

朝木一仁 議員（1番） きっとコトくんも喜んでいることだと思いますので、私も皆さん全力で、この20周年一緒になって盛り上げていきましょう。終わります。

奥 輝人 議長 以上で、チャレンジ奄美 朝木一仁議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時31分）

○
奥 輝人 議長 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
無所属 帯屋誠二議員の発言を許可いたします。

帯屋誠二 議員（3番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは、お元気ですか。先ほどは、とんだハプニングに見舞われまして、少々慌てております。無所属の帯屋誠二でございます。

一般質問の前に、少し所見を述べさせていただきます。奄美大島並びに近隣諸島におきましては、旧暦のお盆を無事に終えて一段落となりました。お盆といえば、御先祖様の霊をお迎えし、感謝の気持ちをお伝えする大事な行事であります。そして、多くの帰省客でにぎわい、遠くの親類や旧友との再会に喜ぶ楽しい時期でもあります。しかし、残念ではあります。最近のお盆の時期は帰省客も少なく、以前のようなにぎわいもなく、それぞれの実家やふるさとの習わしや伝統行事も簡略化されたり、または消滅していることもあります。奄美で暮らし、議員として活動させていただいている私としましては、島外で暮らす地元の方々が懐かしく思い、帰りたくなるような島づくりに役立つよう、今後も頑張っていきたいと改めて思った、今年のお盆でありました。

それでは、質問に移らせていただきます。1、市民生活について。（1）市民と市長のふれあい対話における市民からの問合せについてであります。市政運営を臨むに当たり、市長におかれましては、多くの市民から声を聞き取り、対話の機会を多く持たれていることは、私ども市会議員をはじめ当局も知るところであります。その活動の一環には、市民と市長のふれあい対話という活動がございます。この活動では、奄美市内のそれぞれの地区に、市長をはじめ副市長並びに関連のある当局の部署の皆さんが定期的に赴き、市政運営を市民に直接、生の声で報告し、また、説明をされております。そして、市民

からは生活や地域の問題点を当局に伝えたり、奄美市に対して意見を述べる大変よい機会であると考えます。私も、前回に行われました浜里町と小宿地区でのふれあい対話と、前々回の住用町山間地区でのふれあい対話に参加させていただきました。対話におきまして、それぞれの地区ではいろいろな意見がありました。その中で、今回は幾つかの意見について、私より、改めまして質問させていただきます。当日の対話の中でも、それぞれの意見につきましては、当局より大変丁寧な説明を頂きました。さらに、当局におかれましては、対話での質問に対しまして、市長等回答と所管課補足としまして、市のホームページにも掲載していただいております。ですが、このような掲載、広報では、ネット環境や人によっては見ることができない方もいらっしゃると思います。そこで、改めまして、私の一般質問として再度伺いたします。それぞれの地域でのふれあい対話では、多くの意見が出されましたが、今回はその一部分を質問させていただきます。私が今回一般質問するに当たって、聞き取り調査へ伺ったときに、さらに掘り下げた意見を述べられる方もいらっしゃいました。内容を付け加えました質問もありますので、詳しい答弁をよろしく願いいたします。

まず、①の質問。まずは、住用町山間地区の国民体育館について伺います。この建物は、山間集落の県道609号線、山間役勝線沿いに建てられております。建設当初は、地域の集会や屋外での催しが雨天の場合の代替場所として使われてまいりました。近年は、山間地区の高齢者の健康体操の場所として使われておりましたが、コロナ流行に伴う複数人による集会の禁止・自粛によって使用されなくなっております。今現在も体操や集会には使用されておらず、先日、視察に行きましたところ、大島地区大会か、県体会か、または、国体なのか確認できませんでしたが、住用地区で開催された競技・種目の会場の設営に使ったような看板や機材、様々な道具の保管場所として使用されていたり、市の職員が周辺で伐採作業の際の休憩場所として使われておりました。対話の中で、「本来の目的として使わないのであれば必要ないのではないか」という率直な意見が出されました。今でこそ、奄美体験交流館という大きな施設が住用地区にはございますが、それが建設される以前は、住用地区の中の建物としてもかなり大きな施設であったと思われまます。そこでまず、このような大きな施設が集落に建設された年代と経緯をお聞かせください。なお、管理者・所有者の移り変わりも併せてお聞かせください。次の質問より発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、住用山間地区国民体育館についてお答えいたします。まず、建設された時期ですが、昭和57年に建設されております。また、経緯につきましては、当時の住用村では総合体育館がなかったことや、国民体育館建設以降、村総合グラウンド隣接地に村民プールやクラブハウス、弓道場建設など、村総合グラウンド全体を運動公園化する計画にも着手しており、国民体育館含め、社会体育の振興を図る施策で建設されたものだとして認識しております。その後、議員御案内のとおり、平成15年に総合体育館としての機能を有した奄美体験交流館が建設され、広く市民に利用されているところでございます。

次に、所有者につきましては、本市の所有施設となります。管理者につきましては、合併以前は一時的に管理運営を山間集落へお願いした経緯があるようですが、集落において維持管理等が難しかったため、すぐに行政の管理に移っております。それ以降は本市のほうで管理をしております。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。やはり、昨今の人口減少に伴い、集落での維持管理の難しさ、そういった事情により、管理者が異動をしたということを知りました。それで、質問でも私が申し上げましたように、かなり大きな施設であります。やはり率直に申し上げまして、使われていないのであれば非常にもったいないという意見もございました。その中で、今後の使用計画や、そういった予定など何かありましたら、また、活用方法等ございましたらお聞かせください。お願いします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 今後につきましては、建物の修繕や維持管理には、相当な費用がかかる状況でございます。建物老朽化による解体ともなると、さらに多額の費用が必要なこととなりますので、関係部署で十分、協議検討してまいりたいと存じますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。やはり、老朽化が激しいということですので、修繕及び改修に当たっては、なかなか難しいというふうに認識してもよろしいでしょうか。再度お願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 修繕のほうも、ただいま答弁したとおり、費用がかかることと、解体のほうにつきましても、費用が莫大になりますので、今後につきましては、関係部署のほうで、繰り返しになりますが、検討してまいりたいと考えております。以上です。

帯屋誠二 議員（3番） ありがとうございます。大変お答えしにくいことかとは思いましたが、実際、率直な意見として、現場で、集落で出ている意見でありましたので、改めてこの場をお借りしまして、質問させていただきました。ただし、今後の方針といたしまして、やはり、思い入れのある建物でもあり、少なからずとも、いろいろ活用する方法を期待していらっしゃる方もいらっしゃいますので、そのような方法、方針が決まりました際には、ぜひ、集落をはじめ、近隣の地域の方々に御説明を頂ければと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。同じ山間集落にあります、石抱きガジュマルについて伺います。このガジュマルは、地元の方々にお聞きしましても、樹齢、いつ頃から生えているのか確認はできませんでした。しかし、おおよそではありますが、昭和の初期には生えていたことは間違いないようです。そのため、集落の多くの方々が思い入れのあるガジュマルであり、また最近では、石抱きガジュマルという名のとおり、岩を抱きかかえるようにして生える姿は非常に珍しいためか、多くの観光客が訪れております。ちなみに、市内においても石抱きガジュマルという名はございませんが、同じような風体、石を抱えたようなガジュマルは、ほかの地区にも自生してはいるんですけれども、特にこの山間地区の石抱きガジュマルというのは、その大きさ、スケールの壮大さから、いろいろ、今で言う「映える」と申しますか、観光記念、撮影スポットとして、結構、SNSの中でも見受けることができます。当局におかれましても、令和4年12月の奄美市景観計画における「集落と生業・暮らし」の項目におきまして、住用地区を代表する景観地区と示されております。その計画の中では、良好な景観形成には、長い年月と継続的な取組の積み重ねが必要と申してあります。そこで、令和4年12月、奄美市景観計画が発表されてから現在まで、奄美市景観計画に基づく、石抱きガジュマルへの対処並びに現在の見解をお聞かせください。あわせまして、ふれあい対話のときに出されました、石抱きガジュマルの今の生育状況を診断するための樹木医の診断を希望するという意見もございました。この2つの意見に関しまして、見解をお聞かせください。お願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではお答えします。石抱きガジュマルについては、本市の景観計画において、住用地区の代表的な景観資源の一つとして挙げているところでございます。また、地域の観光資源としても重要な資源だと認識しております。平成27年度の森と水のまち住用観光プロジェクトにおきましても、案内用の石碑を建て、石抱きガジュマルを保護・PRすることなど、景観計画が策定される以前から、地域の宝である住用の自然の一つとして活用することや、地域の方々と連携をし、保護することに取り組んできたところでございます。また、ふれあい対話時の樹木の診断を希望するという意見につきましては、現在のガジュマルの状況を確認しますと、樹木の状態も良好なようでございます。ガジュマルは、乾燥した状態が続くと黄色くなり、自ら葉を落とし、再生する特性があるとも、造園関係者の方からお聞きしているところでございます。いずれにいたしましても、本市としましては

貴重な地域資源と認識しておりますので、専門家等の意見を聞きながら、対策が必要な場合は、地域住民の皆様や関係者と協力体制の下、後世に残していけるよう対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。ところで、奄美市景観計画には、その地域の計画とはまた別に、アンケート調査の結果も記載されております。結果の内容は長くなりますので、ちょっと省略いたしますけれども、今の答弁におかれまして、このアンケート結果というものに関しまして、やはり参考になさっているのでしょうか。お聞かせください。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 議員御案内のアンケート調査については、奄美市景観計画の策定に向けて、平成29年に実施したものであり、市民の景観に対する意識や意向を把握し、本市の景観づくりの指針となる景観計画に反映させることを目的として実施したものでございます。引き続き、景観計画に基づき本市の景観づくりに取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。やはり、今後の計画に向けまして、くだんのそのアンケート結果を参考にした上で、今後、活用していただければと思います。その活用に関しましても、住用地区におきましては、奄美市「未来づくり」総合戦略と連動した住用版地域創生戦略を基に、中長期的な計画が進行中であると私は認識しております。その基本目標に、「①自然を活用した稼ぐまちづくり」とありますので、これに関連させた上で、先ほどお話しした体育館の再利用と石抱きガジュマルの有効利用をお願いしたいと思います。特に石抱きガジュマルにつきましては、鹿児島県のホームページにおいて、障害者に優しい施設、レジャーとして紹介されております。これは、近隣施設、特に住用町における障害者向けのトイレの設備の充実度等も含めた上での県からの紹介ではないかと考えております。したがって、このような県からの告知に連動した様々な視点での稼ぐまちづくり、それに向けまして今後取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②の質問に移らせていただきます。平松町コミュニティー用地の活用状況と、浜里町の防災対策について伺います。まずは、平松町コミュニティー用地の活用状況についてでございますが、この意見は浜里町のふれあい対話にて、浜里町の市民の方から出された意見でございます。この用地に関しましては、当地である平松町、近隣の小宿地区また浜里町の3地区が共有する意見や、それぞれが有する意見が、それぞれの地区が持っている考え、意見というものがございます。今回、浜里町の市民からの意見ですが、自衛隊官舎と平松コミュニティーセンターの建設予定と、あと、替わりになる、今、グラウンドゴルフ場として皆さん使用しておりますけれども、替わりとなるグラウンドゴルフ場についての意見がございました。当局より、また説明もそのときあったんですけれども、今回また改めて、御説明をお願いいたします。よろしく願いします。

安田壮平 市長 それでは、帯屋議員お尋ねのコミュニティーセンター用地につきましてですが、これまで、平松町自治会から集会所建設の要望、陸上自衛隊から官舎整備の要望があり、また、小宿地区における公共事業に伴う移転用地として、地元の皆様の御意見を伺いながら、土地利用の調整を進めてまいりました。そのような中、自衛隊官舎については防衛省と協議を行い、各種調査を進めているところで、下方地区におけるコミュニティーセンターにつきましては、施設の規模や機能などについて、現時点では決まっておりませんので、今後、地域の方々の意見を踏まえながら計画してまいりたいと考えております。また、周辺住民の皆様がグラウンドゴルフ場として利用されておりますが、当用地の活用が決定するまでの利用を条件として、毎年更新して無償での貸出しを行っているところであります。今後は、コースの一部が自衛隊官舎整備予定地に含まれるため、利用できない箇所もございますが、周辺には都市公園が2か所ありますので、そちらでのグラウンドゴルフ利用を検討していただきたいと思っております。

おります。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） 市長，分かりました。今回の当局の答弁が公式な見解ですかというような念を押すつもりは私，毛頭，全くございません。しかし，基本となる部分は決してふれずに，今後とも地域の意見を反映した，地域に歓迎されるような計画をぜひ実行していただくよう，この場をお借りしてお願いいたします。それと，そのふれあい対話の中で，市長より，防衛省との年内のそういった契約を目指すというふうな回答も頂きました。よろしければ，この契約の状況といいますか進捗状況について，御説明いただけるようでしたらお聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

藤原俊輔 総務部長 それではお答えいたします。議員御質問の自衛隊官舎建設における進捗につきまして，令和6年2月20日にありました議会全員協議会でも御説明しましたとおり，市のほうで提供可能な土地の面積を4,000平方メートルと提示した上で，今年7月に，本市，防衛省，測量会社立会いの下，建設予定地の箇所やスケジュール協議及び現場立会いを行ったところでございます。今後は，測量調査の結果を基に，土地の面積確定後，売却額の合意が得られた場合には，来年2月をめどに当該土地の売買契約を締結する予定としております。以上です。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。御丁寧にありがとうございます。このような，奄美市と陸上自衛隊奄美駐屯地との関係性というものは，地域の活性化や奄美市の未来を考える上で大きなウエイトを占めているのではないかと私は考えております。国防問題という非常にセンシティブな問題も含んでおりますが，自衛隊員は地域防災にも欠かすことのできない，頼もしい存在でもありますので，隊員やその家族また地域の市民，お互いが信頼し合い，安心して暮らせるような環境づくりのためにも，円満な契約をお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。③小宿地区再開発について伺います。これはもう長い年月がかかっている案件でございます。ふれあい対話でも意見がかなり多く出されました。地域の方々にはそれぞれの思いがあるがゆえに，地区の総意として取りまとめることが厳しいのではないかと，私は個人的に思っております。そして，そのような地域の状況を鑑みまして，当局はこの計画をどのように今後進めていくのか，改めてお聞かせください。お願いいたします。

坂元久幸 建設部長 それでは，小宿地区における土地区画整理事業についてお答えいたします。小宿地区内の道路につきましては，幅員が狭く，車の離合が困難であり，緊急車両の進入にも支障を来している箇所が多くございます。建物につきましても，老朽化した狭小木造住宅が密集しておりまして，また，地区南側の小宿小学校付近は豪雨時に浸水する宅地もあります。防災上，極めて危険な状況であるものと理解しております。これらを解決するために，土地区画整理事業の導入を検討しているところでございますが，当該事業の実施に当たりまして，計画の遅延やトラブルを防ぎ，円滑に事業を進めるため，権利者の皆様の合意形成が不可欠であり，地域住民の意向を尊重することが重要であると考えているところでございます。これまでの取組といたしましては，平成17年度から事業導入の合意形成率90パーセント以上を目指し，小宿町内会の役員や住民の方々と事業導入に向けた勉強会やアンケート調査，個別訪問等を行ってまいりましたが，合意形成率78パーセントと目標に届いていない状況でございます。

近年の動きにつきましては，令和5年10月の町内会の臨時総会におきまして，今後は町内会ではなく，権利者で事業の実施について協議していくということが決定され，令和6年8月に1回目の総会を開催し，本年8月に役員会を実施しております。しかしながら，事業実施に関する具体的な協議は，いまだ開催されていないと伺っております。国の示す土地区画整理事業の運用指針においても，地方公共団体施行の土地区画整理事業においては，事業の立ち上げの段階から地域住民等との適切な連携を工夫し，地域住民等を主体にしたまちづくりを行うことにより，事業の推進が図られることが望ましいとあ

りますことから、本市といたしましては、引き続き、権利者の皆様の自主的な協議を尊重しまして、適切な情報提供や関係機関との調整等の協力を行い、早期事業導入に向けて努めてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。この計画と申しますものは、先ほどの②で質問いたしました平松コミュニティーセンター用地の件にも関係してくる案件でございます。さらに、地域住民にしてみると、個人的な感情になるかもしれませんが、長らく放置されている、なかなか進展しない、そういった不安要素を抱えていらっしゃる地域の住民の方が多数いらっしゃいますので、早急な解決を望むとともに、市民ファーストでよろしくお願いいたします。

次の質問に移させていただきます。④お達者ご長寿事業について伺います。この件に関しまして、私、去年も同じ質問をさせていただきました。その際に説明いただいたのは、事業の特性上、ほかのもの、いわゆる買物などに使うことはできない、そういうことは十分理解しております。しかし、ふれあい対話におきまして、同じ移動手段である運転代行業者に利用できないかという意見がございました。この運転代行業というものは、御存じかと思えますけれども、飲酒・飲食後の利用でございます。これは、ご長寿利用券は飲酒に使うことはもちろんですけれども、飲食店の利用による地域経済の活性化にも貢献することかと思われます。このように地域経済の循環、利用者の生活意欲の向上、そういった利点も多いと思えますけれども、これは今後、利用できないのか、当局の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、議員の御質問にお答えをいたします。まず、本事業は、奄美市に住所を有する高齢者に対しまして、バス・タクシー等の交通機関及び高齢者の健康増進につながる施設の利用に係る補助券を発行いたしまして、外出機会の増加などによる高齢者の生活の活性化を図り、元気な高齢者の増加及び交通弱者の救済を目的としております。登録できる事業所につきましては、本事業の実施要綱第7条におきまして、「九州運輸局の許可又は登録を受けた旅客自動車運送事業者及び市長が認める福祉有償運送事業者」「本市に所在し、健康の増進を図る運動又は入浴施設」「高齢者の健康の増進及び外出機会の増加に寄与する事業を行う者で市長が必要と認めるもの」と定めております。御質問の代行運転事業者につきましては、利用客の車を運転すること、つまり、車の移動を目的としておりますので、人を運ぶ旅客運送の許可・登録を受けていないため、本制度の趣旨には合致しないと思われることから、現在、利用対象とはしておりません。頂きました御意見につきましては、この事業の目的また利用実態と併せまして、今後、検討していく中で参考とさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いします。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。部長のおっしゃっていることは十分理解できます。そこで、あえて申し上げますが、ちょっとお伺いしたいのは、高齢者の健康増進というふうにおっしゃいましたけれども、健康増進というものは、いろいろ側面はあると思います。私が先ほども質問で申し上げました生活意欲の向上、もうストレートに言いますけれども、まだまだ元気な高齢者もいらっしゃると思うんですよ。そういった方々が、はっきり言いますけれども、屋仁川に出て、飲んで歌ったり、そうやってすることによる生活意欲の向上という側面から、この事業に参画できないのかどうか、少しちょっとその辺の見解を、申し訳ありませんがお聞かせください。お願いします。

麻井庄二 保健福祉部長 まず、そういう飲食等の場合っていうことになりますと、全てどこまででも広がっていくものではないかと思えます。まず、この事業自体が、もともと始まりました平成28年には、介護予防への取組ということで、まず元気な高齢者、足腰の悪い方については、その交通弱者としての面をカバーしようというところで始まっておりますので、ちょっと目的として、なかなかそこは広げることは難しいのかなど。非常におっしゃりたいことは分かるんですが、まず、そのもともとの制度の

目的、そこから照らし合わせていって、再度検討をさせていただきたいと思っております。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。非常にちょっと私も意地悪なといいますか、十分理解はしていませんけれども、いかにせん私の周りに元気な高齢者が多くて、「どうにかならないか」というふうな意見もございました。確かに、そういう元気な方々、全てではないんですけれども、やはり、日々楽しみにしていることを多く持っていらっしゃる方が多いと思います。その中の飲酒であったり、そういうふうにと人と語り合えるような場所に出向くことが健康の秘訣だというふうに感じましたので、あえて今回質問させていただきました。ただ、この事業の趣旨は十分理解しているつもりでありますので、ぜひ今後とも継続して、この事業が続くことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。最後になりますけれども、今回の質問に対しまして、当局の皆様、御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。最初に申し上げましたように、市政運営における市民と市長のふれあい対話、これに関しましては、非常に重要な役割を私は持っていると感じております。そこで改めて申し上げますけれども、この回答といいますか、市長の答え、所管課の補足に関しまして、ネット環境は、人によってはどうしても見ることができない方々が多くいらっしゃいます。ですので、こういった回答等、所管課補足に関しまして、より多くの方、多くの市民に伝える工夫を今後お願ひいたします。あわせまして、今後、対話のほうに市民の方々がもっと多く、もっと参加される方が増えますよう願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2、自然環境と生活環境について。（１）捕獲禁止にされている動植物の違法な捕獲や採取について。①奄美市における違法な捕獲や採取への対策と、今後の課題についてであります。この質問に関しまして、本日の一般質問におきまして、似たようなといいますか、同じような質問が再三再四、出ておりますが、改めてまた伺いますので、よろしくお願ひいたします。今回発生しましたオオヤドカリの事案がありますが、もう内容も、先ほど朝木議員のほうで濃い質問をしていただきましたので、割愛いたします。そこで1つ伺いたいのですけれども、聞き取りのときにお話ししたんですが、今回のヤドカリの事案以外に、それとは全く別の、このような違法な捕獲や採取についての報告等は御存じかどうかお聞かせください。お願ひいたします。

信島賢誌 市民環境部長 それでは御質問の、違法な捕獲や採取の事案についてお答えいたします。違法な捕獲や採取により立件された事案につきましては、令和元年に宇検村において、国の法律で捕獲が禁止されているアマミシカワガエルやオットンガエルを無断で捕獲した事案があったと認識しております。また、そのほかとしましては、山林内に設置しました監視カメラに盗採・盗掘が疑われる画像が映っていた事例もございまして、その際は警察へ情報提供を行っているところでございます。また、パトロール中で希少植物が盗掘され、なくなっているということを確認した事例もあるところでございます。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。確認というよりも立件されているということをお聞きして、ちょっと正直驚きといいますか、少し安心しております。それで、私、今回、同僚議員と同じように、いろいろな方に聞き取り調査を行いました。そこで耳にしましたのは、残念であります、やはり今の答弁にもございましたように、違法な捕獲や採取が、もう数十年前から現在において、ずーっといまだに行われているという現実であります。それは特に、森林地域における生物や植物等の違法な捕獲や採取が行われていることではあります、このような行為が蔓延している理由は、この場で語り尽くせないほど非常に多くございます。先ほど朝木議員からもありましたように、一番の理由として考えられることというのは、そのようにして捕獲された動植物が高額で取引されているという実情にあるのではないかと感じております。その中でも奄美大島でのみ生息する固有種、昆虫に関しましては、特に高額で取引されておりますので、捕獲・採取禁止区域やその区域の近く、ちょっと、場所が特定されますので詳しくはお伝えできませんが、禁止区域と捕獲可能な設置可能区域のちょうど境界線辺りとかそういったと

ところで、捕獲・採取するためにわなを設置して、要は、道路向こうは捕獲禁止だけれども手前はオーケーだよ。だから、オーケーのところを設置しているから大丈夫だというような、狡猾といえますか、物すごく悪質な事案もあるというふうに聞いております。このように禁止区域で捕獲することに、もう、狡猾も何もなく、全て違法でありますから、ぜひ今後、対策といえますか、市のほうで考えていらっしゃる、奄美市における違法な捕獲や採取に対しましてどのように対策されているか、先ほど、朝木議員からも質問があったと思うんですけれども、再度お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、違法な捕獲や採取に対する対策についてお答えいたします。答弁につきましては、他の議員の答弁と重複する部分がございますが、御理解を賜りたいと存じます。違法な捕獲・採取の対策につきましては、奄美大島自然保護協議会によるパトロールや監視カメラの設置、分析を、年間を通して実施いたしております。環境省や林野庁におかれましても、パトロールや監視カメラの設置、分析をなされていると伺っております。また、来島者が増加する時期や昆虫類が捕獲されやすい時期に合わせて、日中には環境省、林野庁、鹿児島県、市町村合同でパトロールを実施しているほか、警察署も合同で夜間のパトロールを実施しているところでございます。その他の対策としましては、来島者への普及啓発と併せ、奄美大島の独自の取組といたしまして、空港で生き物の持ち出しがある際には、空港職員と環境省、鹿児島県、本市職員及び市の受託事業者が、タブレットやスマートフォンのチャット機能を用いまして、種類の特定や採取した場所の聞き取りをリアルタイムで行い、その違法性の有無を判断し、水際対策を行っているところでございます。取締りの体制につきましては、違法トラップなどによる捕獲や採取の可能性のある事例を発見した場合には、該当法令や条例を所管する機関に連絡をし、関係機関連携の下、その箇所の重点的なパトロールや監視カメラの設置などの対策強化に努めているとともに、違法性が疑われる場合は警察へ通報し、対応を依頼しているところでございます。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。再三再四、何度も答弁していただき、申し訳ございません。ありがとうございます。対策等が厳しいということは、もう十分理解いたしました。そこで1つ、私からの提案といえますかお願いなんですけれども、この違反者に対する厳罰化というものは可能かどうか、厳罰化していただきたいというものがございます。といいますのも、今回のオオヤドカリの件、立件されました、下された判決というのが罰金30万円です。これが重いのか、軽いのか、罰金の金額が多いのか、少ないのか、そういった観点からいきますと、私、軽いと思います。罰金も少ないと、私個人思っております。そこで、罰則を重くしたり、罰金や制裁金を上げることによって、こういった捕獲・乱獲を防ぐ抑止力として効果が上がるのではないのかなと、私個人的に思っております。さらに、この条例にも守るように、抑止力を高める方法としまして、我々市民がその条例にもっと関心を持って、地域の問題として理解して、自主的に行動すること、つまり我々が、違法な捕獲や採掘を日常生活の中で問題として共有することが大事ではないかなと考えております。そのためにも、当局からの広報、啓蒙活動というものは必要不可欠かと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。（2）害獣（イノシシ）対策についてでございます。奄美市におきましては、害獣対策として、鳥獣被害対策実践事業があると聞いております。その中のイノシシに対する事業としまして、イノシシ侵入防護柵を設置する補助がございますが、対象になるのは農地に設置する場合であり、それ以外は対象ではないと理解しております。今回、私がお聞きしたいのは、農地以外でのイノシシの対策についてであります。最近の報告といえますか、市民からの情報によりますと、市街地や運転中の道路脇でイノシシと遭遇または見かけたりしたとか、あと空き地、主に耕作放棄地ですね。そこや道路脇において泥浴びや餌を探したりした後、土が掘り起こされている跡を多く見かけられるとのことでした。そこでお聞きしたいのは、市街地などにおけるイノシシ対策はどのように行っているかをお聞かせください。お願いいたします。

大庭勝利 農林水産部長 市街地などにおけるイノシシ対策についてお答えいたします。市民からのイノシシによる被害や目撃情報を受けた場合、農地にかかわらず、まずは猟友会に連絡をし、通報者と連携をして現地の確認を行います。その後、捕獲が可能な場合には、銃器、くくりわな、捕獲箱などを使用して捕獲を実施しております。また、市街地などでの捕獲が困難な場合には、追い払いなどの方法を用いて対応している状況でございます。以上です。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。対策をなされているというふうなことですよね。改めてちょっとお伺いしますが、この市街地におけるイノシシ対策であります。何度も申し上げますけれども、市長とのふれあい対話の中におきまして、金久地区での市民の意見で、イノシシに対する意見がございました。そこで市長からは、「農林水産課が定期的に駆除をしていますよ」ということ。あと、「安全優先でお願いしたい」というふうな回答を頂いております。これは、ホームページのほうに掲載していることでもあります。それで、補足としまして、令和7年4月から6月にかけて捕獲指示を出し、144頭の捕獲があったというふうに説明されております。付け加えまして、なお、第2回目の捕獲指示も継続中とのことですが、ここで、現在これほどのようになっているのか、進捗状況と捕獲状況までお聞かせください。お願いいたします。

大庭勝利 農林水産部長 現在の進捗・捕獲状況についてお答えいたします。有害鳥獣の捕獲につきましては、今年度4月14日から6月12日までの60日間、第1回目の捕獲指示を出して猟友会に対応していただきました。その後もイノシシの被害や目撃情報が継続しておるため、6月以降に第2回目、そして8月から、今のところ10月10日をめどにしておりますが、第3回目の捕獲指示を出して、現在も捕獲活動を実施しているところでございます。現時点では今、9月1日時点でございますが、187頭のイノシシを捕獲したところでございます。以上です。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。現在、187頭の捕獲ということで理解いたしました。そこで、この対策に至るまでの経緯を説明いたしますけれども、金久地区での市民からの意見によってそういうふうな捕獲指示が出たということなんですけれども、これ、金久地区での捕獲等そういったものは把握されていますでしょうか。それとあと、この捕獲指示が出た後に、この意見を申し上げた金久地区の市民の方に経過報告といいますか、結果といったものは報告されているのでしょうか。ちょっとお聞かせ願えますか。

大庭勝利 農林水産部長 今年度4月に名瀬矢之脇町で行われた、市民と市長のふれあい対話において、イノシシ駆除の要望があり、それを受けて4月から6月の期間で144頭を捕獲した旨の回答をいたしました。そのうち金久地区における捕獲等数についてでございますが、捕獲地点の詳細な位置までは特定できませんが、イノシシ捕獲時に報告されたハンターマップによりますと、金久地区から下方地区にかけての範囲でハンターマップとしてエリアを設けておりますが、範囲で4月から6月の間に12頭が捕獲されたことが確認されております。次に、このふれあい対話で御意見を頂きました市民への対応についてでございますが、個別の結果報告は行っておりませんが、主な御意見と対応については、市のホームページを通じて広く周知を図っているところでございます。また、通報者や近隣住民への対応については、猟友会が通報者と連携をして現地の確認を行い、捕獲や追い払いを実施しておりますが、その後の捕獲状況については逐次報告を行っているわけではございません。このことについても、野生生物の出没や被害は流動的であり、捕獲しても別の個体が現れることもあるため、被害があった場合にはその都度、御連絡を頂き、個別に対応をさせていただいているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。イノシシの生態を私なりに調べたのですが、部長のおっしゃる

ように、やはり活動範囲も広く、個体の判別も非常に困難であると。仮に、わなによって捕獲できたとしても、見かけた個体のイノシシなのか、地面を掘り起こしたり、いたずらをした個体なのか、もう判別するのはほぼ不可能だというふうに私も理解しております。ですが、しかし、当局から駆除また対策の結果報告がある、ない、これに関しましては、やはり、報告をした市民からしてみれば、ちゃんと答えが返ってきたということは、これは非常に、すごくうれしいことではないかなと思うんですよ。といいますのは、申し訳ありません、私、これ一番大事なことかなと個人的に思っているんですけども、報告することによって、やっぱり市民からの信頼を得られることではないかと考えております。今後、奄美市における様々な課題を解決したり、目標を達成するために、やはり、先ほどの、条例を守らせるための抑止力を上げるための観点から申し上げましたけれども、当局からの広報活動や、こういった啓蒙活動、こういったものは必要でございます。しかし、その問題は日常の問題として共有するためには、やはり、市民から当局への信頼があってからこそだと私は思っております。また、地域社会の問題や、この政治、行政への無関心が課題となっている今日この頃であります。ですから余計に、人々が無関心な状況を少しずつ変えていくにも、市民から信頼を得ることが、我々、地方行政に携わる者は初めの一步といえますか、最初の一步ではないかなと思っておりますので、これから私も市民のためにも頑張っていくしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②駆除事業、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業について伺います。これは文字どおり鳥獣被害に見舞われた場合、早急に捕獲して、被害を最小限に抑えて、さらなる被害の拡大を防ぐための事業かと思われま。例年、予算に計上されておりますが、この予算の内訳についてお聞かせください。あと、財源について等も分かりましたらお聞かせください。よろしくお願いいたします。

大庭勝利 農林水産部長 有害鳥獣の捕獲に関する事業についてお答えいたします。まず、鳥獣被害対策については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を財源として、県の補助制度である鳥獣被害対策実践事業により総合的に取り組んでおります。本事業の内容は、大きく分けて3つございます。第1に有害鳥獣の捕獲、第2にイノシシ防護柵の整備、第3に鳥獣被害防止に向けた普及啓発活動等の推進でございます。御質問の有害鳥獣の捕獲に係る費用につきましては、全て、捕獲を実施していただいた猟友会に対する補助金として支出しております。捕獲に対する補助額は、イノシシの成獣1頭当たり7,000円、幼獣が1頭当たり1,000円、また、カラスは1羽当たり200円というふうになっております。捕獲実績については、令和4年度が、イノシシが343頭、カラスが3羽、補助金が240万1,600円、令和5年度が、イノシシが196頭、カラスが1羽、そして、補助金が121万6,000円、昨年度が、イノシシ376頭、カラスが7羽、補助金が243万5,400円となっております。以上です。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。害獣1頭、1羽当たりの単価といいますか、捕獲したときに支払われる金額であるということが分かりました。今後は地元の猟友会との皆様とさらなる連携を図り、今後も対応していただければと思います。

最後になりますが、もう一度申し上げます。今回、私、自然環境と生活環境について質問させていただいたわけですが、一番に感じたことは何といたっても、市民が日常から問題に関心を持っていただき、地域の問題として理解して自主的に行動することが最善ではないかということでありま。ただし、そのためには我々議会、行政と市民の間に信頼関係が絶対に欠かせないものであります。私の今回の一般質問の趣旨、本題からはそれてしましますが、市民が喜ぶ、市民にプラスとなる、円満で健全な市政運営を執り行うには、市民との信頼関係は必須であるかと思いま。今後、いろいろな問題や課題を乗り越えて解決するためには、信頼関係があってこそ実現できるものだと思っております。その信頼関係を築くために、日頃の真摯で誠実な対応を心がけ、豊かな市民生活の礎をつくるために、黒子に徹する当局の皆様と共に議員活動を頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で，無所属 帯屋誠二議員の一般質問を終結いたします。
以上をもちまして，本日の日程は終了いたしました。
明日午前9時30分，本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午後3時42分）

第 3 回 定 例 会
令和 7 年 9 月 10 日
(第 3 日 目)

9月10日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	総 務 部 長
永 田 公 洋	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	政 新 一 郎	地 域 総 務 課 長 (住 用)
田 畑 文 博	地 域 総 務 課 長 (笠 利)	信 島 賢 誌	市 民 環 境 部 長
麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長
米 田 大 樹	こ ども 未 来 課 長	郷 田 早 苗	健 康 増 進 課 長
畠 山 正 明	重 点 政 策 推 進 監	國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長
川 畑 良 二	紬 観 光 課 長	中 山 哲 史	産 業 建 設 課 長
肥 後 健 作	産 業 振 興 課 長	大 庭 勝 利	農 林 水 産 部 長
坂 元 久 幸	建 設 部 長	川 上 浩 一	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	林 孝 浩	教 育 総 務 課 長

9月10日(3日目)

村岡 和志	学校教育課長	押川 裕也	学び・スポーツ 推進課長
久保田 貴美人	地域教育課長 (住 用)		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向 井 涉	議会事務局長	本 田 信 章	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱
田 川 正 盛	主幹兼議事係長	重 井 真 人	議事係主査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広議員の発言を許可いたします。

与 勝広 議員(18番) 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。

令和7年第3回定例会、私のこのたびの一般質問の1番目は奄振の質問であります。公明党は、2002年、平成14年7月に公明党奄美ティダ委員会という組織を立ち上げました。その組織は奄美群島地域振興の発展、そして、また奄振の延長・改正を取り組む組織であります。鹿児島県内には、自民党の奄美振興特別委員会、我々は奄振委員会と呼んでいますけれども、自民党の奄振委員会におかれましては、これまで長きにわたり奄美群島の地域振興、また奄振の延長・改正に取り組んでこられたことに心からまづは敬意を表したいと思っております。私どものティダ委員会という組織はまだ歴史の浅い組織であります。私はそれでもこれまで数々の実績を残してきたと自負しております。この実績の中で、特に私にとって思い入れのある実績を1つ紹介した後に質問をさせていただきたいと思っております。しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。昨年11月17日は、奄美ナンバーが登録されてちょうど10周年という節目の年でありました。今、奄美群島、例えば奄美市内でも奄美という名を冠した車が縦横無尽に走っております。この奄美ナンバーの導入に際しまして、公明党奄美ティダ委員会としても微力ながら貢献をしたのではないかと考えております。この奄美ナンバーの導入の経緯につきましては、平成16年5月に、当時は奄美群島14市町村でありました。14市町村の首長、議長会が一丸となって、また業界団体が一丸となって国に対してこの奄美ナンバー導入の要望をいたしました。それから、毎年、要望は行われておりますけれども、平成18年に御当地ナンバー第1弾の発表がありました。奄美はその御当地ナンバーから漏れました。そして、その7年後の平成25年2月に御当地ナンバー第2弾ということで受付が開始されました。その平成25年に私に奄美自動車連合会から連絡が入りました。これまで足かけ約10年にわたって官民一体となって奄美ナンバーの導入に取り組んできた。しかし、今回、第2弾の登録の受付も開始されたが、これを外すともう二度と奄美ナンバーの導入は困難ではないかと心配をしている。そこで、ぜひ公明党にもお願いをしたいということでありました。公明党は、近年は国交大臣を抱えており、国交省、国交大臣としっかり連携を取って奄美ナンバー導入に向けて、側面から協力をお願いしたいということでありましたので、私はその場から公明党の国会議員に連絡を取り、そして、その国会議員は直ちに大臣の秘書官につないでいただきました。そして、後日、当時の太田昭宏国交大臣から私に連絡が入り、その内容というのは、奄美ナンバーがまず導入できない大きな理由というのは、奄美群島内における車の登録台数が少ないという点であります。もう1点は、これはもっと県が積極的に動いてもらわないと困るといふのは、この奄美ナンバーを導入するシステム改修等に多額の経費が必要であると、これは県が主体となってやっていかなければいけないことであると、このように言われました。そして、逆に提案されました。こういった状況であるからこそ、ティダ委員会として国交省に対して奄美ナンバー導入の陳情要望活動を行ってはどうかと言われました。そして、ただし条件があるとのことでありました。その条件というのは、県を必ず説得して県の交通政

策課の課長もぜひ同行させていただきたいという旨でありました。私にとって県を説得するというのもう至難の技でありましたけれども、いろいろ調べておられますと、当時の県の交通政策課の課長というのは国交省からの出向でありました。そして、さらに調べておられますと、今、現国交大臣であります中野国交大臣がかつて国交省にいた頃の同僚ということなどもありました。そして、様々な角度から県にプッシュをして、そして翌月の平成25年6月に私と県の交通政策課の課長と、そして、また公明党の県本部代表とで国交省に対して奄美ナンバーの導入の陳情要望活動を行いました。そして、私は大臣にそのとき申し上げたのは、奄美は今年は群島復帰60周年という大変大きな節目の年に当たると。なので、この60周年ということなどに免じて、特例的に何とか奄美ナンバーの導入を決定していただければ大変ありがたいですと申し上げました。大臣は、これは国交省を挙げて努力をしてみたいと、このように返事をいただきました。そして、忘れもいたしません。その2か月後の平成25年8月2日に太田大臣は大臣談話としてインタビューの中で、来年から奄美ナンバーを導入すると発表していただきました。このことは新聞などでも大きく掲載されました。そして、平成26年11月17日に全国の離島で初の奄美ナンバーの導入が始まりました。くしくも、この11月17日というのは公明党の結党記念日でもありましたので、私にとっては大変思い入れのある実績となっております。先ほどから述べておりますように、この奄美ナンバー導入については奄美群島が一丸となって、業界団体が一丸となって取り組んできたおかげであることは、当然、事実でありますし、公明党奄美ティダ委員会としても、微力ながらそこに尽力できたことを大変誇りに思っているところであります。これからもティダ委員会は、奄美群民のために真剣に頑張りたいと、改めて決意をするところであります。

それでは、1番目の奄美群島振興開発特別措置法の総括と成果について、お尋ねをさせていただきます。この奄美群島振興開発特別措置法、これは奄振法と言っていますけれども、奄振法の経緯を少しだけ述べたいと思いますけれども、皆様もよく御存じのように昭和28年12月25日に奄美群島は悲願の祖国復帰を果たしました。その翌年の昭和29年から復帰特別措置法として始まったのが今日まで71年間続いている奄振法であります。また、この奄振法も10年ごとに名前を変えておりますけれども、昭和39年は復帰という言葉がなくなり振興特別措置法となりました。そして昭和49年は振興に開発が加わり奄美群島振興開発特別措置法となって今日まで至っているわけですが、それぞれその名を冠したとおりの使命と責任と成果は、私は果たしていると思います。この成果でありますけれども、これについて総括成果というところが大ざっぱになりますので、的を絞って質問をさせていただきたいと思えます。

まず、この奄振法というのは何でそもそもできたのか。開始したのか。これは先ほど申し上げましたように奄美群島が復帰に伴い、県本土と奄美群島民との生活の格差を是正する。これが第一義でありました。これまで昭和29年から39年、そして昭和49年まで、また今日まで生活の格差はどのように是正されたのか。1点目。2点目は、インフラの整備であります。奄振の総事業費の6割7割はほぼインフラに費やされた。あるいはもっと費やされたのではないかなと思いますけれども、このインフラ整備の現況、そして今後のインフラ整備の在り方について御答弁いただきたいと思えます。そして最後は、これまで71年間の奄振の総事業費をお示しいただきたいと思えます。これからの質問は発言席で行いますので、当局におかれましては、答弁は簡潔明瞭なる御答弁をよろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。与議員におかれましては奄美ナンバー誕生にまつわるお話をありがとうございました。大変に学ばせていただきました。

それでは御質問にお答えします。奄美群島と県本土との生活の格差是正につきまして、1人当たり所得を参考に見てみますと、昭和28年度は県が3万9,000円に対し、奄美群島が1万9,000円の対県48.7パーセントの所得水準となっております。昭和38年度は県12万3,000円に対し、奄美群島8万8,000円の対県71.5パーセント。昭和48年度は県60万7,000円に対し、奄

奄美群島45万1,000円の対県74.3パーセント。令和3年度は県260万5,000円に対し、奄美群島238万3,000円の91.5パーセントと推移しております。このほか、インフラ整備の現況ですが、電灯の点灯率は、昭和28年40パーセントであったものが昭和48年には99.6パーセントに、水道普及率は、昭和29年1.7パーセントであったものが令和2年には99.4パーセントに、人口10万人対医師数は、昭和39年に40.0人であったものが令和2年には180.3人となるなど、着実に生活環境の格差が是正されているところであります。

次に、奄美群島のインフラ整備の現況については、奄美群島振興開発事業の積極的な取組の結果、昭和56年の名瀬新港岸壁整備や昭和63年の新奄美空港の整備など、離島において大変重要である港湾、空港の整備が着実に進められてきました。また、昭和29年には奄美群島の国道、県道改良率は0.9パーセントであったのに対し、令和3年では県全体の改良率の79.8パーセントを上回る82.7パーセントとなっております。農業基盤の整備については、圃場整備率が昭和48年では7.4パーセントであったのに対し令和2年では76.2パーセントとなるなど、各分野において成果が顕著に現れております。しかしながら、昨今の頻発する自然災害や奄美群島が台風常襲地帯であることから、治山、治水などの防災対策や既存施設の老朽化対策を実施するなど、住民が安心して住み続けられるよう引き続き整備していくことが必要と考えております。

これらの事業に要したこれまでの奄振予算の総額について、国費ベースで申し上げますと、昭和29年度から昭和48年度までは旧自治省一括計上分として約332億円、昭和49年度から令和5年度までは国土交通省一括計上分として約1兆4,988億円となり、合計で約1兆5,320億円となっております。以上でございます。

与 勝広 議員（18番） 国費ベースで1兆5,000億円ぐらいの奄振の予算が当時はできたわけですが、すごい莫大なお金だと分かるんですけども、具体的にどのぐらい莫大なのかということ、私、計算をしたことがあるんですよ。1兆円は、例えば毎日100万円を使うと2,740年かかる。1億円を使うと27年4か月。だからそれぐらい本当に莫大なお金が奄美群島には投入されてきたと。今、インフラの話がありましたけれども、インフラ、公共事業等もちょっと関連すると思いますので、先ほど冒頭で公明党ティダ委員会の話をさせていただきました。ティダ委員会ができた経緯を少し、恐縮ですけどもお話させていただきたいと思います。先ほども平成14年7月にティダ委員会ができたという話をしました。その十数年ぐらい前から公明党の国会議員もこの奄振の予算の使われ方、奄振の予算が確実に地元に落ちているかということやいろいろ調べたところ、ごく一部はそうでもないということが分かりまして、これはやっぱり奄美群島にきちんとした組織をつくったほうがいいのではないかとということでティダ委員会ができました。この奄振の予算が一部落ちていないということに對しましては、これまでは鹿児島県が例えば奄美群島で行われる大型プロジェクト、いろんな公共事業、大きな公共事業も含めて県が窓口になっていたこともありまして、県が本土から大手ゼネコンを奄美に連れてきて、奄美の業者は二の次、三の次と、結局は奄美で行われる公共事業の6割、7割は県本土に持っていかれるという、まだそういうシステムが残っていた頃で、自民党の奄振委員会などでも議論されたと思います。また、業界団体からもそういう要望もあったと思います。奄美の業者はきちんと技術力もアップし、もうそういう状況でいろんな事業もできるということで、何とかこのシステムを変えないといけないということで取り組んだという経緯もあって、奄美ティダ委員会という組織ができました。

格差是正についても、昭和29年から今日まで比べると本当に格差是正はされたと思います。でも、まだまだやっぱり奄美群島と県本土とはなかなか差が縮まらないところもありますので、もっとしっかり取り組んでいかなければならないなと思っております。この奄振予算のこれまでの流れをずっと見てみますと、平成25年と平成26年を皮切りにこの流れが大きく変わったんです。それは何が変わったかということ、奄振交付金が平成25年は6億7,100万円だったんですね。ところが平成26年の奄振法の延長・改正で、一気に21億3,000万円まで奄振の交付金が大幅拡充になりました。公明党は、ちょうどそのときに2013年離島振興ビジョンというのをつくりまして、とにかく奄振でこれ

までインフラの整備もされて、もう予算も減額されてきたから、しっかり中身をどうするかということを考えないといけないということで、その離島振興ビジョン2013というのをつくりまして、まず奄振の交付金を大幅に拡充することによって格安航空機も入ってくる。そして航路、航空運賃も軽減できる。そして、また農林水産物の条件不利性の改善。そういったことも含めて7項目にわたって国また国交省に要望書を提出いたしました。これは自民党奄振委員会でも同じような動きをそのときはしておりますけれども、そういう中で21億3,000万円の大幅な拡充ができました。

改めて聞きたいと思っておりますけれども、この21億3,000万円の、私が今、説明をしたけれども、改めてこの大幅拡充の主な要因について述べていただきたいと思っております。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。議員御質問の平成26年度の奄振交付金の大幅拡充の要因と、また今後の見通しということも御質問いただいておりますのでお答えいたします。御認識のとおり、交付金制度創設までの奄美群島の振興開発については社会資本整備を中心として実施されており、一定の成果を上げてきたところです。一方で、奄美群島はその条件不利性から産業競争力が本土と比較して弱く、また若年層の流出を中心とした人口減少が依然として続いておりました。定住の促進を図るためには産業の振興を進め雇用を拡大することが必要であり、これらソフト施策の実施に当たっては地域が主体的に取り組む必要があるため、奄美群島一体となり、自らで10年後の将来像を描いた奄美群島成長戦略ビジョンが平成25年2月に策定されました。平成26年度予算から奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向け、地域自らが自主性と責任を持って施策を推進するため、その施策の展開を後押しする仕組みとして交付金制度が創設されたものと理解しております。奄振交付金の今後の見通しについて、奄美群島12市町村では令和5年2月に奄美群島成長戦略ビジョン2033を策定しました。全ビジョンの基本理念である重点3分野、農業、観光と交流、そして情報を継承しつつ、新たに3つの柱、つなぐ宝、稼ぐ力、支える基盤を基軸として自然と文化を守り受け継ぐとともに、仕事の創出に重点を置いた産業振興に向けた取組をさらに加速させることとしております。これらを踏まえた法改正において、地理的、歴史的につながりが深く、ともに世界自然遺産に登録された沖縄と連携を図っていくことが、今後、さらなる振興に重要であることから、奄振法の基本理念に沖縄との連携が盛り込まれ、奄振交付金を活用した各制度の拡充がなされたところです。今後も本市を含む奄美群島の自立的発展のためには、奄振交付金は重要な制度であることから、所要額が確保できるよう引き続き県と連携しながら要望してまいり所存でございます。

与 勝広 議員（18番） その奄振交付金の拡充によりまして奄美群島民の航路、航空運賃の軽減、またさっきも言ったように格安航空機なども飛んできて、その平成26年以降というのはやはり奄振交付金の大幅拡充によって、この奄美群島、特に奄美市の物、人の入りが活発になってきました。これは本当にすごくいい効果だったなど。平成26年から拡充してきているんだけど、この奄振交付金が離島割引カードといったもので恩恵を受けていますけれども、そのうち準島民ということで奄美群島民に扶養されている大学生、学生なども対象に、また介護で帰省する方も対象ということになりましたけれども、この離島割引カードの発行の現況、枚数とかは今はどんな状況ですか。

國分正大 商工観光情報部長 おはようございます。それでは、御質問の離島割引カード等の利用状況についてお答えいたします。まず、利用状況といたしましては、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会の事務局をしております鹿児島県交通政策課に確認をしたところ、令和6年度の鹿児島・奄美大島間の実績として、住民対象分が航路、航空路合わせて延べ7万4,312人、うち航空路の介護帰省者を含む準住民対象分が1人となっております。また、群島全体での利用状況といたしましては、住民対象分が航路、航空路延べ31万5,664人、うち航空路の介護帰省者を含む準住民対象が47人の利用となっているところです。

次に、発行枚数につきましては、令和6年度末までの発行実績として、住民の移動等もあることから

推計値ではございますが、住民対象分で2万7,582枚、準住民対象分は346枚となっております。そのうち、令和6年度から制度の対象となった介護帰省者分の発行は23人となっているところでございます。以上です。

与 勝広 議員（18番） この離島割引カードで準住民また介護帰省、本当にいろんな形で恩恵を受けているなということが分かりました。この奄振の交付金というのは、やはり令和3年が一番、補正も入れて34億円ぐらいを保っていたんですけども、奄振の交付金もこれからしっかり確保できるように、そのためには様々なメニューをしっかりと遂行するということが大事だと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、次に奄美、沖縄との連携強化の現況と今後の取組についてお尋ねをいたします。先ほどちょっと部長のほうからも触れておりましたけれども、奄美、沖縄で連携をしていこうというきっかけになったのは、令和3年7月26日に奄美本島、徳之島、沖縄北部、西表島が世界自然遺産に登録されました。これが奄美と沖縄の連携を強化していこうという大きな流れになりまして、その2年後の令和5年2月に、先ほど部長からもありましたように奄美群島成長戦略ビジョン2033というのが出されて、そこに沖縄の連携ということで随所に盛り込まれてありました。そして、その同じ年の令和5年8月は、沖縄、奄美群島の交流拡大に係る連携協定を締結ということで、沖縄県と鹿児島県、そして広域事務組合の3者で締結されました。その内容というのは、交流人口の円滑化、また観光振興、そして農林水産物輸送の円滑化、あと自然環境の問題、そして青少年の交流といったものが主な形で組み込まれましたけれども、そういった経緯で令和6年4月には奄振法の延長・改正によって、今さっき部長からありましたように基本方針ということでここに組み込まれることによって、これを基本にやっていこうということになっていますので、こういった流れで奄美、沖縄の連携をやっていこうということになっていますけれども、具体的に現況と今後の取組についてお答えください。

藤原俊輔 総務部長 それでは、議員御質問の奄美、沖縄の連携強化の現況と今後の取組についてお答えいたします。先ほども申し上げたとおり、奄振法の基本理念に沖縄との連携が追加されたことを踏まえ、奄振交付金を活用した航路・航空路運賃軽減事業において離島割引運賃の対象路線が沖縄路線に拡充されております。また、輸送コスト支援事業においても沖縄向けが対象になるなど制度拡充され、人、物の交流が促進されております。また、今年度は観光庁の支援のもと、鹿児島県、沖縄県や内閣府などを含む高付加価値なインバウンド観光地づくり推進委員会が設置され、令和9年度にかけて奄美、沖縄が一体となって質の高い観光商品の開発や人材育成などに取り組むこととなっております。本市では、今年度から奄振交付金を活用し、奄美・沖縄世界自然遺産地域交流事業を実施しており、高校生を対象に環境学習を通じて双方の交流を図ることで、共通の財産である世界自然遺産の価値を将来にわたり継承していく担い手となる人材育成に取り組んでいるところです。今後も農林水産物輸送コスト支援事業を活用し、沖縄県の市場ニーズに対応した奄美群島の地域産品の輸出拡大や相互連携による観光交流人口の拡大はもとより、民間においても各分野での経済交流を促進してまいりたいと考えております。併せて、沖縄路線の離島割引対象に奄美群島出身の大学生等を含む準住民も対象としていただくよう制度拡充を国に要望するなど、より一層、交流人口増加に向け取り組んでまいりたいと考えております。

与 勝広 議員（18番） 奄美、沖縄の連携強化ということで、今年1月4日に奄美市の年始会がありまして、有村会頭が大変、問題提起というか、奄美と沖縄の連携強化、連携強化と言うけれども、我々は沖縄に行ったらいろんな観光とか、いろんな面で満足して帰ってくると、しかし沖縄から奄美に来たときに満足して帰れるかと、これからはそういったことも考えて連携強化をやっていかないといけないという発言をされまして、ああそうだなと、やっぱりこういった受け入れる側の体制も大事だなと思っております。今回、奄振を取り上げたのは、奄美群島振興開発特別措置法ということでもう71年間続いております。この特別措置法ということで特別に措置された法律が71年間も続いていると、財務省

あたりからすると特別が71年間、何ということだみたいな感じになると思うので、もう措置法でもいいのではないかなと、そして、またやはり先ほど言った奄振の交付金の拡充はもう永遠に続けていって、そのためには沖縄との連携強化がいかに大事になっているか、充実してくるかということが大事ですので、これからは行政も私たちもそうですけれども、政策立案能力が問われる。やっぱりいろいろな政策メニューを立てて、その中でいろいろな事業をやっていくということが大事だと思いますので、奄振の問題はこれで終わりたいと思います。

指定管理者制度導入の総括についてに移りたいと思います。平成15年以降から指定管理者制度が導入されておりすけれども、そもそも指定管理者制度の導入というのは、多様化する住民ニーズにいかに対応していくか、公の施設を民間に任せることによってその多様なニーズに応えられ、様々なメニューもなし住民サービスの向上につながると、そして最終的には経費削減につながるということでありすけれども、この指定管理者を導入してどれぐらいの経費が今日まで削減されてきたのか。そして、また市民サービスの向上をどのように捉えておられるのか。それで、次のインセンティブまでちょっと質問したいと思います。①のインセンティブの付与につきましては、このインセンティブを付与する、しないというのは、指定管理者にとってはもう死活問題です。これがされることによって次の指定管理もできるような体制になりますので、このインセンティブの付与については、公平性とか透明性というのをどのように確保した上で付与しているのかというまで併せて御答弁をお願いします。

藤原俊輔 総務部長 本市においては、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和7年4月1日現在、75施設が指定管理者制度を活用した管理運営を実施しております。本制度のこれまでの総括として、まず経費の削減効果につきましては、施設を取り巻く状況や物価高騰などの社会情勢、配置する人員や使用料収入、自主事業収入の扱いなどから単純に直営のコストと指定管理料を比較することは難しいと考えております。コスト削減効果で最も大きいのは、市職員を配置する必要がなくなった人件費相当額の財政効果だと考えております。さらに、制度導入時の平成18年度と令和7年度の職員数を比較しても109名が減少していることから、市政運営の面からも効果が高いものと考えております。サービスの向上につきましては、毎年実施している利用者アンケート調査、実地調査、セルフモニタリング調査、所管課による業務評価などのモニタリング総合評価や事業報告書、収支報告書等による確認を行う中で、制度導入の目的の1つであります民間活力の導入による住民サービスの向上について、利用者の便益を図る事例や様々な自主事業が実施されており、利用者の満足度が全体的に向上したものと評価しております。令和4年度から運用を開始しておりますインセンティブ付与の透明性、公平性につきましては、指定管理者を市民の視点、行政の視点、第三者の視点の3つの視点から総合的に評価し判断を行うものとしております。市民の視点として、毎年度、指定管理者モニタリングにおいて実施している利用者アンケートの結果で判断いたします。行政の視点として、モニタリングで毎年実施している業務評価の結果で判断いたします。第三者の視点として、奄美市行政改革推進委員による施設の現地視察やヒアリングを踏まえた業務評価により判断いたします。なお、インセンティブ適用となった指定管理者は、市ホームページでその選定経過や理由、指定管理候補者の概要を公表しております。これまで6件のインセンティブ付与を行った結果として、令和4年度からの3年間の利用者アンケート結果を確認しましたところ、満足度平均が72.4パーセントとなっており、業務評価におきましても全ての施設で目標や事業計画以上の取組がなされており、運営状況は良好であったと評価しております。以上でございます。

与 勝広 議員（18番） インセンティブ付与については、付与した事業者はしっかりそれに応えて、サービス向上等に努めているということですね。分かりました。1つだけちょっと聞きたいのは、例えば指定管理を受けました令和7年4月1日からという契約であるにもかかわらず、その契約を守れないという、ちょっと例を出して申し訳ありませんけれども、住用の三太郎の里は、今度、前指定管理者の業者から新しく事業所が変わりまして、私も今度、新しく事業所が変わったので4月の初めにどうい

運営、営業の仕方をしているのかなと見に行ったところ、何と改装ということで貼り紙がしてあったんですね。それでリニューアルオープンのために5月の中旬からやりますと、これは契約上、契約違反ではないのかなと。こういったことは今までそういう事例としてあったのか。また当局としてどういう対応をなされたのか御答弁をお願いします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 おはようございます。ただいま議員のほうから御案内ございましたとおり、奄美市住用観光交流施設三太郎の里及び奄美市農林水産物加工センター内海公園につきましては、令和7年度から指定管理者が変更しております。指定管理施設のうち、住用観光交流施設三太郎の里は5月17日、農林水産物加工センターにつきましては5月1日からの営業開始となっております。その理由といたしまして、農林水産物加工センターにつきましては、施設内の機器の点検、修繕及び指定管理者の機器の使用法の説明並びに保健所立会いでの安全衛生点検等を行ったことによるものでございます。三太郎の里につきましては、昨年度までの指定管理者による施設の営業が3月末まで行われておりました。それにより、今年度からの管理者が営業するための準備が4月1日にならないと始められなかったことによるものでございます。具体的には、施設内の飲食コーナー、調理室及び物産販売所などの改装や配置変更作業等に加え、昨年度の指定管理者との施設機器管理業務の引継ぎなど、営業再開に向けた準備によるものでございます。本市の対応としまして、施設の早期の営業再開に向けて農林水産物加工センターの機器の修繕、使用方法等の研修会の実施、管理者間の引継ぎへの助言、指導、ホームページ等による臨時休業の周知などを行っております。

議員御指摘の4月1日から営業しないのは契約違反ではないかという御質問でございますが、指定管理者が変わることにより、先ほど申し上げました理由等により一定の準備期間が必要であり、本市と指定管理者間で営業再開に向けての協議を行い対応しておりますので、違反に当たるとは考えていないところでございます。また、これまでこのような事例があったかとの御質問ですが、指定管理者制度の管理者変更による事例ではございませんが、本市から管理業務委託されている管理事業者の事業変更に係る営業再開に向けての準備期間による休業は、過去にも事例がございました。指定管理者の変更による施設営業再開に向けての一定の準備期間は必要なことだと認識しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

与 勝広 議員（18番） 長い答弁ありがとうございます。私は、これについてはいろいろ意見もあるんですけども、結局、年に四半期ごとにまた指定管理料は支払うわけですよね。そうしたら、その空いた1か月半ぐらいの指定管理料も全部含めて払うのかとか、いろいろ問題も生じてくる。しかし、去年の12月にこの業者については議会でも承認されているわけですから、3か月間という猶予期間もあるわけですので、そのための猶予期間だと思いますので、しっかりそこはスタートできるように、これからは業者の皆さんの御指導をお願いしたいと思います。

それでは、タラソ奄美の竜宮の再開のめどについて、ずばりお答え願います。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、タラソ奄美の竜宮の再開のめどということでお答えいたします。タラソ奄美の竜宮につきましては、令和5年5月に指定管理者が撤退しまして休館状態が続いております。休館後、同施設の在り方について市民の皆様や観光客の皆様などを対象にアンケート調査を実施しまして、民間事業者からは官民連携等による施設の活用方法などについて幅広く意見を求めるためのサウンディング調査を行ってまいりました。これを踏まえまして、まずは庁内において再活用に向けた検討を行い、観光施設としての施設活用を基本とした持続可能な運営施設を目指す方針を取り決めたところでございます。この方針につきましては、さきの令和7年第1回定例会時の全員協議会におきまして議員の皆様にご説明したとおりでございます。その後、この方針に基づき本年4月から6月にかけて、再度、民間事業者を対象にサウンディング調査を実施いたしました。その結果、島内6事業者、島外4事業者の計10事業者の参加をいただきまして、同施設活用に対する多様な意見をいただいたところ

でございます。このような状況から、施設の再活用に向けた具体的な取組が可能となったため、これは公共施設活用の新たな取組となることから考慮しまして、専門的な経験等を必要とすることが想定されましたことから、アドバイザー業務を導入しまして、事業の実施に向け、現段階、準備に入っているところでございます。なお、このアドバイザー業務に関わる予算措置につきましては、先日、今議会での補正予算として計上させていただいております。御理解賜りますようお願いいたします。

与 勝広 議員（18番） このタラソは閉館してもう2年余り、一昨年だから2年前の6月1日から無期限の休館ということで、サウンディング調査などを行うということで、なかなかこのサウンディング調査というのがどういう状況とも分からない。やはりこれを利用して市民の方々がとにかく1日も早く再開してほしいという声が私のところに届いていますので、何とかまたしっかり前に進めるように頑張っていたきたいと思います。

次に、内海公園の整備についてお尋ねいたします。住用町の観光というと世界自然遺産センター、マングローブパーク、ここは今は観光客からすごく人気のスポットでありますけれども、私はこの内海公園及び内海をしっかりと整備することによって観光も相乗的になるし、また三太郎の里、バンガローなどにもそういった意味で波及効果があるのではないかなと。まず1点目、今、言ったように内海公園の整備。この公園をきちんと整備して観光客がゆっくり散策できる。地域住民の方も。そして内海については、例えばカヌーやボートの競技といった県体や国体なども誘致できるように、またサマースポーツなどもできるような体制といったこと。内海公園と内海の整備についてどのような考えを持っているのか御答弁をお願いします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、内海公園の整備についてお答えいたします。1点目の御提案の観光客がゆったりとくつろげるような公園の整備を行うことはできないかということですが、以前、三太郎まつりや各種イベントを展開しておりましたステージ広場は、雨によるぬかるみにより足元が悪くなりイベント開催が困難になることなどもあり、平成23年度より現在の自由広場へ会場を変更した経緯がございます。このような経緯から、森と水のまち住用観光プロジェクトにより平成25年度から30年度にかけ内海公園自由広場へトイレ、駐車場、遊具、イベント広場などを整備し、観光交流の拠点施設として内海公園施設の機能を集約し、充実を図ってきたところでございます。2点目の御提案の舟こぎやカヌー競技など、マリンスポーツの開催や内海公園を新たな観光スポットとして生かすことにつきましては、以前は奄美体験交流館横でカヌー教室や集落による浜下れの舟こぎ競争、またバンガロー前で市内高校カヌー部が合宿を行っておりました。このような実績もあることから、まずは奄美体験交流館、三太郎の里、バンガローといった既存施設の指定管理者による自主事業の展開や地域行事での活用など、住民や関係団体等と連携しながら既存施設を有効活用することが重要だと考えております。また、関係団体と連携して取り組むことにより、住用地域の産業の振興、活性化につながっていくものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

与 勝広 議員（18番） その最後の御理解を賜りたいと思いますということにだまされて、つついそうだなと思ったりもするんだけど、内海の公園、内海の整備というのはまだ来年の予算に反映できると思うので、内海公園プロジェクトみたいなのを立ててしっかりやっていただきたいと思います。

もう時間も来ていますので、次の美術館の交流、一村サミットの開催についてお尋ねいたします。昨年は、東京都美術館の一村展で28万8,000人以上の方が入ったということで、大変、好評を博しておりますけれども、私はこの一村の絵を所蔵している地域が全国に、今、奄美には大島紬美術館、そして奄美パークの一村記念美術館、この2つが奄美にありまして、全国には、愛知県の岡崎市におかざき世界子ども博物館というのがありまして、そして栃木市立美術館、栃木県立美術館、そして千葉市美術館、そして宮城県仙台市に島川美術館というのがありまして、奄美市以外に岡崎市、栃木市、茨城市、そして仙台市と。奄美市とこの5つの市を結んで何とか地域交流ができないものかなと、しっかり

と地域交流をやることによって地域の活性化にもつながりますし、また観光の浮揚にもつながってくると思います。そして、最終的には一村サミットの開催ができないのかなと思っておりますので、この答弁をお願いします。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、一村サミットの開催ということでお答えいたします。御案内のとおり美術館がある4市、先ほど言いました岡崎市ほかでございます。そこを踏まえまして答弁させていただきます。御提案の一村サミットの開催につきましては、本市において田中一村の作品とその歴史的背景を活用した地域づくりを推進するための貴重な御意見として参考にさせていただきたいとまずは思います。先ほど案内がありましたとおり、昨年度の東京都の美術館で開催された田中一村の反響は大きなものであったと考えておりますし、地域振興の観光資源の活用になる契機とも考えております。加えまして、先ほどこれも案内がありました栃木県栃木市についてでございますが、令和5年度から民間団体であります田中一村会及び田中一村記念会をはじめ、本市につきましては令和5年及び令和6年の間、栃木市長から奄美市長への3回にわたる親書の交換など、少しずつでございますが両市の交流を始めているところでございます。いずれにいたしましても、栃木市をはじめ一村の絵を所蔵している自治体の皆様につきましては、一村でつながる地域間交流を目指しまして人的交流や観光産業に結びつけまして、今後、直接な交流の場を設けることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

与 勝広 議員（18番） 理解しました。田中一村については、私は今回、第3弾の質問でありますけれども、もうちょっと時間が押していますので、次の質問に移りたいと思いますけれども、市長に、これはもう答弁は要りませんので、2年前に私は提言を2つしました。奄美空港を奄美一村空港と改名できないのかと、そして市民交流センターのマチナカホールを一村ホールと改名できないのかと、奄美空港に関しては設置者、管理者は県でありますので、県の了解を得られれば大丈夫だと思いますけれども、まず近隣市町村の理解も大事だと思いますので、その部分と市民交流センターについては奄美市の所有でありますので、奄美市がオーケーを出したら、これはもう今にでも改名できると思いますので、このところはちょっとまた心がけでいただきたいと思います。

それでは、次に市有地の有効活用について、昨日、平松のコミュニティ用地については同僚議員が質問しましたので、これはもう置いておきます。自衛隊の官舎と集会場の件ですけれども、これはもう昨日も答弁いただきましたので置いておきますので、小宿小学校の横に教員住宅がありまして、そしてまた長浜に教育委員会の作業場というところがあるんですけども、これはずっとそのままの状態で置かれておりまして、これの今後の活用などをどのように考えているのかお尋ねいたします。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。それでは、小宿教職員住宅及び教育委員会の旧長浜作業場についてお答えいたします。まず、小宿教職員住宅につきましては、昭和42年度及び昭和53年度に整備された3棟4戸のコンクリート造り平屋建ての建物であり、建設から45年以上が経過し老朽化が著しく進んでおります。このため、教職員の入居は難しいものと判断し、令和4年度から新規入居を中止しており現在も入居者はいない状況となっております。また、旧長浜作業場につきましては、軽微な施設補修等を行う大工の現場作業事務所として昭和58年度に建築された木造の施設でございますが、現在、雇用できる大工がいなかったり施設の老朽化により、一時的に倉庫として使用する場合を除き使用されていない現状でございます。施設の管理につきましては、教育委員会において定期的に敷地の草刈りや伐採などの周辺環境整備を行っておりますが、今後の施設の活用につきましては、両施設とも現時点では改修計画や他用途への転用計画はなく、また軽微な補修等では活用が難しい状況でございますので、今後の施設の在り方から検討してまいりたいと考えております。

与 勝広 議員（18番） 長浜の作業場については、もう木造なものですから奄美は台風の常襲地帯というのもありまして、やはり地域住民は2次災害、3次災害をちょっと心配していますので、そこら辺

も、もし置くのであれば管理をしっかりね。小宿の教職員宿舎についても、ずっとそのままの状態であるので、やっぱり管理だけはちゃんとしてもらって、できれば壊して地域住民に駐車場で貸すとか、そんなこともできると思いますので対応をお願いしたいと思います。

次に、福祉行政について、もう時間もはしょってここまで来ましたが、子育て支援について、こども誰でも通園制度というのが今年には試行的に、来年の2026年から本格的に実施されるんですけども、これは0歳から3歳児未満の子どもに対して親の就労条件関係なく預けることができるという制度であります、この現況と今後の取組について御答弁をお願いします。

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。こども誰でも通園制度、事業名は乳児等通園支援事業と申しますが、国が令和8年度から本格実施を予定する新たな子育て支援策であり、内容は議員御案内のとおり生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず月10時間まで柔軟に保育所等を利用できる制度でございます。本市におきましては、本年9月下旬に市内の幼児教育、保育施設等を対象とした事業説明会を開催し、制度の内容や今後の運用に関する周知を図った上で12月議会に認可基準を含めた関係条例の制定を提案後、制定を見た後、実施事業所を募り、令和8年4月から制度を円滑に開始できるよう、現在、準備を進めているところでございます。

与 勝広 議員（18番） 分かりました。令和8年から実施できるように準備しているということですね。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、産後パパ育休制度というのがありまして、これは2022年10月に制度化されたものですが、子どもが生まれて28日以内に2回育休を取ることができるという制度ですけれども、これの奄美市の現況、そして奄美市職員の育休の取得状況は今どうなっていますか。

藤原俊輔 総務部長 御質問の本市における男性職員の育児休業の取得状況につきましては、令和2年度時点では0パーセントでありましたが、その後、令和5年度には対象者16名のうち5名の31パーセント、令和6年度には対象者15名のうち5名の33パーセントと年々増えてきており、今年度の8月現在では対象者7名のうち3名、42パーセントの取得となっております。なお、今年度には子育てしやすい環境づくりや働き方改革等の方策を示す、令和8年度からの今後10年の計画となる奄美市特定事業主行動計画の改定に取り組んでおります。その中で、職員の意向調査や職場の環境調査等を行い、さらなる育児休業の取得向上に向け数値目標を設定し、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

与 勝広 議員（18番） 2022年10月時点で育休を取ると、大体7割程度の手取りがあったみたいですが、今、2025年4月から10割がもらえるようになりましたので、この育休を今は取る人も増えているという話を聞いております。しかし、取るだけ育休とって、育休は取るけれども家事は一切何もしないという、取るだけ育休。そして、ひどいになると朝早く出て行って夜遅く帰ってくる。これは「どこへ育休」と言うかどうか分かりませんが、そういう人たちもいるみたいです。これは後追い調査もできませんので、性善説に基づいてしっかり、もうこの育休制度というのは家庭円満の秘訣になりますので、私がここで子育ての話とか家庭円満の話をする、もしうちの妻がこの一般質問を聞いていたらどの口がそんなことを言っているかと言われそうな気がするけれども、今日は議員としての使命を果たさせてもらっていますので、やっぱりこういう形でしっかり育休制度もあるので推奨していただきたい。

最後に、もう3分ちょっとしかありませんので、これは持続的な地域医療の確立について提言だけしておきたいと思っております。奄美市は、もうあと10年もしたら医療難民になるのではないかと、市長も施政方針の中で医療懇話会とかいろいろ言っていますけれども、これはもう形も姿もどういう方向に行くのかもちょっとなかなかまだ見えない状況の中で、1つ提案しておきたいと思っております。今、ずっと子育て支援の話をしておりますけれども、例えば住用の診療所もお医者さんがもう辞めるという話もありま

すよね。これからまた当分の間は住用の人たちは受診できないということも続きますし、私が1つ提案したいのは、奄美市の鳩浜町に元小児科をやっていた病院の跡があるんですけども、例えば公設民営という形で考えて、そこを奄美市が買い取って最小限の医療ができるような状態にして、お医者さんを公募するというような形でやっていったら、先ほど誰でも通園制度、そしてそういったものができて奄美市がしっかりそういう子育て支援の町だなど、小児科もしっかりそこにできることによって、もっともっと若い人たちが生活しやすいという状況になりますので、この今の提案については、今、答弁できますか。

麻井庄二 保健福祉部長 議員から、今、御提案がございました。本市で不動産を購入をして医師の募集、運営を委託できないかということですが、やはり財政上の問題も加えまして、周辺に小児医療を行っている病院、診療所がございまして。その運営にもまた影響を及ぼすことも考えられますので、この件に関しましては慎重に議論すべき点ではないかと考えているところでございます。

与 勝広 議員（18番） これはもう小児医療だけにかかわらず、病院の施設を置くということは大事なことです。そういったことも視野に入れて、あと1分ですけれども、先ほど保育士が大変厳しい状況にある中で1つだけ提案したいと思います。奄美市の奨学金制度というのがあって、これは上限で3万5,000円貸与しているんですけども、これを例えば将来保育士になるために専門学校、短大、大学院に行って、その資格を取って保育士で働くと、そういった方については給付型の奨学金、例えばもう上限5万円ぐらいにしてもいいと思うんですけども、この給付型の奨学金にすることによって最終的には保育士の資格を取って、そして保育士として働くときは奄美市に帰ってくると、こういったこともできると思いますので、この給付型の奨学金を、もう時間がありませんので提案して終わりたいと思います。以上であります。

奥 輝人 議長 以上で、公明党 与 勝広議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
公明党 大庭梨香議員の発言を許可いたします。

大庭梨香 議員（8番） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の大庭梨香でございます。

まず、第3回定例会の一般質問に当たり、所見を述べさせていただきます。以前、一般質問において、更年期障害への理解の促進を訴えておりますが、先日、私たちの地域の住用町見里集落において、更年期障害について奄美市の出前講座を開催していただきました。受講者の方は十数名でしたが、高年期のメカニズムや症状に対する対処方法などの内容から、受講者から自身の体験を語られる方や体調の変化などはホルモンの変化が起こっていることが分かり、我慢する必要はないんだとお声もありました。貴重な講座を引き受けてくださり、本当にありがとうございます。知識を得ることで健康への第一歩となり、健康寿命への延伸へとつながっていくものだと思います。このように市民の健康を支えていただいていることに、この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、質問に移ります。1、住用版地域創生戦略について。（1）地域創生戦略の趣旨について。昨年度末に住用版地域創生戦略が策定されました。ご苦労も本当にあったかと思えます。世界自然遺産の山河に抱かれ、人と自然と文化が息づく住んでよし、訪ねてよしのまちづくり、住用未来10か年画がいよいよ今年度からスタートしているわけですが、奄美市の中でも特に住用町は、人口減少、高齢化、少子化が急速に進み、住用未来10か年計画はまさしく住用の未来がかかった大切な戦略と言っても過

言ではないと思っております。

それではまず初めに、①住用未来10年計画の実現に向けた市長の思い、期待について、安田市長の実現に向けた期待について、ご答弁いただきたいと思っております。次の質問からは発言席から行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 それでは大庭議員の御質問にお答えします。議員御質問の住用未来10年計画の実現に向けた思いについてであります。平成18年3月20日の合併以来、3地域の均衡ある発展と地域の特性に応じた課題への対応や、特色を生かした地域振興については、これまでも取り組んでまいりましたが、さらにそれぞれの地域特性を發揮するため、住民が主体となった地域独自の戦略策定をマニフェストで掲げさせていただいたところであり。住用地域は世界自然遺産に登録された山河に抱かれ、水と森を守り継いできた歴史と文化がございます。また、奄美大島世界遺産センターが整備されるなど、自然文化の体験拠点として、まさにこれから新たな成長期を迎えようとしています。そのような中、住用地域の特性を生かしたまちづくりの方向性を定めた地域創生戦略を策定いたしました。策定の過程では、地域協議会や地域創生戦略策定審議会での熱心な議論を重ね、多くの方々から自らの暮らしや地域の将来について真剣に考え、知恵を出し合ってくださいました。集落めぐりや加工食材確保のための休耕地活用、たんかんまつりの復活、民泊のネットワークづくりなど、具体的な取組の芽生えも既に始まっております。こうした住民の皆様への意欲こそが、この計画を実現する最大の原動力になると確信しております。この思いを世代を超えて共有し、一步一步着実に歩みを進めながら、10年後に住用に生まれてよかった、住用に住んでよかったと多くの方々から実感していただけるよう、地域の皆様とともに住用未来10年計画の実現に取り組んでまいりたいと存じます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。住用町に対しての市長の思いと期待を感じる御答弁でした。先ほど申しましたように、奄美市といっても3地区それぞれ地域環境が違い、特に住用町は超高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない状況でありますので、住民の思いを大切に地域振興を図っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。②地域創生戦略の目的、それから推進体制、人口目標について伺います。住用版地域創生戦略は、住用町の人口減少対策に取り組むために、人口減少の抑制や増加につながる施策であると思っておりますが、地域創生戦略の目的、位置づけや具体的な推進体制について、また人口目標についてお答えください。御答弁お願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、地域創生戦略の目的、推進体制、人口目標についてお答えいたします。目的についてでございますが、本戦略は、奄美市総合計画、未来の奄美市づくり計画で目指す将来像を実現するため、住用町に特化した施策を、より具体的に企画、立案する上で重要な基礎となるように位置づけております。世界自然遺産に登録された豊かな自然環境と、これまで培われてきた水と森を守る文化を基盤とし、人と自然と文化が息づく、住んでよし、訪ねてよしのまちづくりを、基本理念に人口減少に対応できる活力あるまちづくりを目指すこととしております。次に推進体制についてお答えいたします。戦略の策定にあたっては、住用町地域協議会からこれまでの議論を踏まえて、喫緊に取り組むべき重点施策について御提案をいただき、これをもとに、学識経験者や農産物生産者、移住者、加工グループ関係者など幅広い方々に御参画いただき、地域創生戦略審議会において、10年後の住用町のありたい姿について議論を重ね、本戦略の策定に至ったところでございます。また、今後の推進に当たっては、行政のみならず地域住民や関係団体が一体となり、施策に取り組み、実施状況につきましても、年度ごとの地域創生戦略審議会委員によるフォローアップ作業を行い、戦略の実効性を確保して取り組んでまいりたいと存じます。最後に人口目標についてお答えいたします。住用地域の人口推移を分析すると、昭和46年から常に減少傾向にあり、令和5年の人口は1,155人で、昭和

46年は2,935人となっており、比較しますと約60パーセントの減少となっております。さらに将来人口を、国土技術政策総合研究所の将来人口世帯予測ツールを用いて推計すると、令和17年には住用地域の人口が650人とされることから、まさに人口減少への対応は待ったなしの状態であり、地域コミュニティーを維持するための施策の展開が必要不可欠となっております。本戦略にかかげた取組を実行していくことで、5年ごとに10パーセントの人口抑制を目指すことで、令和17年の目標人口を796人としていきたいと考えております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。大変な状況だというふうに感じましたけども、人口減少対策は暮らしやすさの向上、それから働く場の創出、移住定住の仕組みづくり、それから地域コミュニティーの強化などを柱として施策を組み合わせることが重要ですので、住用の魅力、強みを生かして取り組んでいただきたいと思います。地域創生戦略に記載されていましたが、自然増減と社会増減の影響を分析すると、将来人口推計が令和32年には人口270人になると記載がありました。人口減少を抑制する政策を早急に検討しなければならないと思います。待ったなしとおっしゃいましたけど、本当に待ったなしの状況で、この後住用町がどうなっていくか、もう消滅都市って、消滅していく状況にあるかと思います。危機感を持って行政がリーダーシップを取っていただいて、具体的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。②住用未来10か年計画の実施体制について、住用町民や集落ができること、それから行政がすべきこと等、取組事業や5年後、そして10年後の目標数値について伺います。御答弁をお願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、まず実施体制についてお答えいたします。本戦略は、行政が単独で推進するものではなく、地域住民、各集落、関係団体、そして行政が一体となって取り組む戦略として位置づけております。住用町民や集落においては、例えば、集落巡りを通じた地域資源の再発見、体験型企画の実施や伝統行事の継承、民泊運営や特産品づくりなど、日々の暮らしや活動の中で地域の魅力を高める役割を担っていただきます。行政としましては、これらの取組を下支えするために、各種助成制度での支援や育成養成講座の開催、移住定住施策や観光交流の推進、防災や福祉の基盤整備など、必要な環境整備を進めてまいりたいと考えております。次に、数値目標についてお答えいたします。本戦略は、奄美市未来づくり総合戦略2025と連動しながら、施策を展開していくこととしております。本戦略の各基本目標における数値目標を個別に設定しておりませんが、連動する奄美市未来づくり総合戦略2025においては、各施策の目標値を設定しているところでございます。これらの連動する各施策の目標値を参照しつつ、基本目標で定めた3つの柱を実現するための各種施策を着実に実行しながら、さらに評価改善を実施していくことで、5年後、10年後においても、持続可能な地域社会の構築を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。基本方針については、後ほど質問いたしますけども、ここでは、住用未来10か年計画の実施体制について、住用町民や集落ができること、そして行政がすべきことと、また民間や団体等ができることなど、具体的な取組事業や目標数値が示されていると、それぞれが同じ方向で課題に取り組み、実践していけると思いますので、数値目標の設定は大変重要であると考えます。評価も数値目標がなければやっていけないと思いますので、また改めて考えていただけたらいいなというふうに思います。

次の質問に移ります。（2）基本目標についてですが、1, 2, 3は同時に伺います。①自然を活用した稼ぐまちづくりの事業の地場産品の加工製造促進事業について、地元主体による機運の醸成をどのように促すのか、集落、民間、行政の役割について。②災害に強いまちづくり自主防災組織の強化の具体的な事業と定期的な防災訓練について。③定住振興を見据えたまちづくり、空き家対策の具体的な施策について、地域おこし協力隊との連携、定住希望者への対応戸数や目標数値について、御答弁お願い

いたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、議員御質問の自然を活用した稼ぐまちづくりにおける地場産品の加工製造促進事業につきましては、住用地区にあります農林産物加工センター、和瀬水産物加工センター、木工芸みどりの里の3つの加工施設を活用し、短期事業として、加工機材の点検整備及びJAあまみ女性部住用支部や住用漁業集落その他地域女性団体などの加工グループの再編育成の取組を行うことや、中期事業として加工団体、グループによる地場産品商品開発、長期事業として加工製品の販路の拡大を掲げております。住用地域創生戦略の推進体制につきましては、先ほど答弁しましたとおり、各事業を行政が単独で実施するのではなく、地域住民が認識を共有し、個々の住民の方々や各集落、関係団体そして行政が一体となって取り組む共同の戦略の推進性として位置づけております。この位置づけに基づき、住民集落による農産物等の生産、地域団体、民間事業者による加工販売、並びに行政による生産・加工に関する研修会の開催など、官民が連携して戦略の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織の強化の具体的な事業と定期的な防災訓練についてお答えいたします。2010年発生の中越豪雨災害を教訓として、今回の地域創生戦略審議会の作業部会の中からも災害に強い防災まちづくりに関しては、早期に取り組むべき課題として、自主防災組織の強化に関する様々な御意見をいただきました。非常時における住民の迅速かつ安全な避難を実現し、地域全体の防災力の向上を図るためにも、各集落が主体として取り組む自主防災組織の強化が重要であり、その具体的な事業の一つとして、防災について十分な意識と知識、技能を習得した防災士の育成を掲げております。さらに、本市防災訓練を嘱託員会等で周知し、各集落で地域住民の情報伝達訓練や、実際の災害を想定した避難訓練などを行うことで、避難体制の確立を図りたいと考えております。また、引き続き、自主防災組織の強化を支援するとともに、地域住民とともに協力できる枠組みを協議実行してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、住用地域全体の空き家対策情報の把握について答弁いたします。議員御案内のとおり、昨年度より空き家解消による住環境総合対策事業として地域おこし協力隊を配置し、取り組んでいるところでございます。今年度は、嘱託員の皆様と連携のもと、空き家調査を実施し、空き家情報の更新を行っております。今年度実施した調査によりますと、住用町内の空き家総数は、2019年の91戸から、2025年には164戸へと増加し、約1.8倍の伸びとなっております。そのうち、活用可能とされるABランクは、計89戸である一方、約46パーセントに当たる75戸が老朽化等により利活用困難なCランクであるという結果でございました。定住希望者への対応戸数や目標数値でございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、本戦略自体には数値目標を設けておりませんが、一方で、今年度調査で確認されたABランク89戸、潜在的な供給可能戸数として見込んでおります。空き家対策は、単に危険家屋を解消するものではなく、移住・定住促進の柱であり、ひいては地域振興につながるものと考えております。引き続き、地域おこし協力隊や、集落の皆様と連携しながら、所有者や家屋管理者に対し、空き家バンク等への登録を働きかけて、移住定住の受皿を広げてまいりたいと考えております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） ①の稼ぐまちづくりについては、7項目の事業が示されていますが、各事業を確認しても実際に実施できる内容の詳細の計画が必要だというふうに思いました。今後、事業に関わる関係者との連携協議が重要になっていきますので、しっかりと行政が側面から関わりをもって推進していただきますように要望いたします。②の防災のまちづくりについては、災害はいつ何時発生するか分からないのが災害です。先月の防災訓練においても、毎年いろいろと想定した訓練がされております。ぜひとも、住用地区においても笠利で行われた大規模な防災訓練を計画していただきたいと思っております。また、それぞれの集落の自主防災組織の強化は重要なことですので、自主防災組織の強化のためにも防災士の取得助成には支援を早急をお願いいたします。③の定住振興については、活用できる数値を示し

ていただきましたけども、そのABランクの89戸、どういうふうを活用していくのが鍵となると思います。まさしく定住促進が地域活性化の鍵になりますので、地元出身者の受入れや子育て世帯など若者についても認定こども園の施設など、大変すばらしい環境を整えていきますので、私たちは民間が賃貸住宅を建設する際や企業誘致についても、市有地の活用とか補助金、税制措置をするなど、大胆に住用特区として限定した政策も検討してほしいと思います。このような措置がなければ、住用に住みたい住める状況であるというふうには思えませんので、本当に人口減少に歯止めをかけるには、今やるべき政策だと思いますので、よろしく願いいたします。住用版地域創生戦略の10か年未来計画には、集落に活気が戻ってくる施策がしっかりと盛り込まれているものだというふうに思います。しかし、これを誰がどのようにどういうふうに進めていくのか、住用町民、民間、団体、そして職員が一体となって課題を共有して、目標を掲げて前に進めていっていただきたいというふうに思います。市民にも分かりやすく、具体的な取組を掲げる必要があると思います。また、一例ですけども、参考にさせていただきたい点として、1点申し上げますと、笠利版地域創生戦略の中では、高齢者に対してですが、具体的に示されております。住用町も高齢化率が52パーセントと上昇している状況から、高齢者が安心して暮らせるまち、健康寿命を延ばしていけるように、自立して生き生きと生活ができるような取組政策が、今後も計画的に行っていかなければならないと考えます。高齢者にもしっかりと目を向け、高齢者の孤独や生きがいがづくり、ごみ出し問題、買物支援、様々な問題を抱えていると思います。人口減少と同様に、高齢者をしっかりと支えていくということも大事だというふうに思います。笠利町は、令和5年に市民アンケートを実施して集計分析をしておられ、市民の声が要所に反映されていると感じました。また、笠利版地域創生戦略の概要版も、子どもから大人まで分かりやすい冊子だと思います。ぜひとも、支所間でよいところをしっかりと補って、成長を実感できるような具体的な計画となるように要望いたします。

次の質問に移ります。教育行政について。住用校区統廃合について、①、②同時に伺います。①在り方検討委員会の進捗状況、検討内容について、委員からどのような意見などがあつたのか、そしてそのことに対してどのように今後に生かしていくのか。②今後のスケジュールと地域への周知について伺います。御答弁をお願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、在り方検討会の進捗状況、検討内容についてお答えいたします。まず、検討委員会の進捗状況についてでございますが、本委員会は年度内5回の開催を予定しております。それで、既に2回委員会を終えております。7月4日、第1回検討会を開催しており、検討会の中では、教育長より委員会委員長宛、諮問書が提出され、委員会設置の経緯と目的や、住用町の人口や町内各学校の児童生徒数の推移、住用町内小中学校の状況等について、説明、協議いたしました。委員からの意見としては、統合と判断された場合、学校形態の判断時期はいつなのか。それから、また早期に統合を望む等の声がありました。8月23日の第2回検討会では、町内4つの学校の現地視察を行い、委員の皆様へ、統合の可否や統合となった場合の学校位置について、それぞれの設問に選択した理由を明記していただく形で、アンケートを配付しております。今後は、委員の意見も踏まえつつ、最終的な答申に向け、町内学校再編の基本的な計画や方針を委員会で協議して策定していく予定でございます。

続きまして、今後のスケジュールについてお答えします。第3回検討委員会が10月30日、第4回検討委員会が12月22日、第5回検討委員会が来年2月10日にそれぞれ実施予定でございます。協議内容としましては、第3回検討委員会では、委員アンケート調査における意見のまとめや、住用町における学校再編計画と基本方針についての協議を予定しております。第4回検討委員会では、学校再編計画と基本方針の素案の協議とパブリックコメントの内容についての協議を行う予定としております。第5回検討委員会では、再編計画と基本方針をまとめ、作成した答申報告書の最終確認を行い、2月末日までには教育長へ答申書を提出する予定でございます。また、保護者アンケートを9月に、保護者説明会や住民説明会、パブリックコメントを12月から来年1月にかけて、それぞれ実施予定でございます。

次に、地域住民への周知としましては、先ほど申し上げました今後予定されている保護者説明会や住民説明会、パブリックコメントの実施に加え、本市ホームページにも会議の概要を掲載して、広く周知に努めているところでございます。また、町嘱託員会や地域協議会においても、検討委員会終了後には概要を説明し、御意見を伺っているところであり、併せまして嘱託員の皆様には、各集落住民にも周知をお願いしているところでございます。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。今後のスケジュールにつきましては、詳細に計画されていると伺いました。第２回目の検討会での委員アンケートにより、詳細な方向性が定まってくると思いますが、公明党で視察させていただいた、日吉町の日吉学園は、１１年間の経過を経て、統廃合義務教育学校を設立されています。短期間での取組になりますので、何よりも地域住民には丁寧な説明し、計画的に取り組んでいただくようお願いして、次の質問に移ります。

（２）不登校対策について伺います。不登校児童生徒の各地区の状況について、名瀬地区、住用笠利地区について、それから児童生徒や保護者への学校の関わりや、相談体制が取られているのか伺います。御答弁お願いいたします。

向 美芳 教育長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。初めに、不登校児童生徒の状況でございますが、７月末の報告で８１人となっております。また、各地区の状況でございますが、本市では子どもたちの人権的な配慮も鑑みて、名瀬、住用、笠利地区ごとの状況は公表しておりません。御理解を賜りたいと存じます。次に、児童生徒や保護者への学校の関わりや相談体制についてですが、全学校で定期的に教育相談が実施されており、教職員は教育相談体制充実のための研修会やＳＯＳの受け方、再登校支援研修会等で研修を深めており、子どもたちの違和感に気づいたときに適切な対応が図られるように努めております。今年度は相談窓口を改訂しまして、子どもたちの１人１台タブレットに設定しております。また、各学校のホームページにも設定しておりますので、保護者や地域の方々に対しても、いつでもどこでも相談しやすい環境をつくり、支援を図っております。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。令和６年度の総合教育会議資料については、各地区、名瀬、住用、それから笠利で分けて掲載されておりましたけれども、その情報があればよろしく願いいたします。御答弁お願いします。なかったらよろしいかと思えます。

向 美芳 教育長 答弁いたします。手元にございませぬので、後で報告したいと思います。以上です。

大庭梨香 議員（８番） ありがとうございます。地区ごとでどのように変化しているのかを確認したかったものですから、御質問いたしました。昨年度の令和６年度７月現在では、名瀬、住用地区で小学校が２２名、笠利が６名、中学校では名瀬住用が５２名、笠利が１７名というふうに記載がされておりました。新聞記事にも掲載されておりましたけれども、７月時点、不登校状況、小学校が９人増、中学校が１６人減ということで、様々な御対応と、校内支援センターを設置されている中学校もございませぬので、その取組の成果だというふうに思いました。

では次の質問に移ります。不登校児童生徒の大事な居場所の一つでもあります、フリースクールについての活用状況についてお伺いしたいと思います。本市の児童生徒がフリースクールＭＩＮＥを利用している人数、平均して月どれぐらいの生徒が活用しているのか伺います。御答弁をお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、以下の質問につきましては、私のほうでお答えさせていただきます。一般に学校に行きにくい子どもたちの新しい学びの場とされるフリースクールにつきましては、学校教育法で定められた学校ではございませぬが、文部科学省においても、一定の条件でフリースクールへの通級を学校の出席扱いにできるという方針を示しております。本市教育委員会においては、フリースクー

ルMINEとの連携協力を図るとともに、同施設への通級について、最終的に各学校長の判断で出席扱いとしております。本市児童生徒のフリースクールMINEの活用状況でございますが、7月末時点で本市は小学生7人、中学生5人、合計12人となっております。以上です。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。定員が15名のところ、緊急性の高い児童生徒を見越して、12人から13人を受け入れているということで、MINEさんのほうから聞き取りさせていただきました。常勤のスタッフが2名ですので、大変苦労されていると、多く受け入れたいけれども厳しい状況であるということでした。

次の質問に移ります。すみません、時間の関係上、スピーディーに行きたいと思います。フリースクールに対しての市としての支援について伺います。御答弁をお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 お答えいたします。フリースクールMINEに対する本市としての支援につきましては、市長部局において、現在、助成を受けられている休眠預金活用事業について、情報提供などの側面支援を行ってきたほか、昨年度は、奄美市紡ぐきよらの郷づくり事業にご応募いただき、助成を行っております。実態把握という点につきましては、機会あるごとに事務所を訪問しているほか、それぞれの児童生徒に関する情報共有など、十分な連絡体制を取っております。以上です。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。フリースクールMINEさんは、支援期間、休眠預金については、最長26年の2月までということで、あと1年余りでありますので、今後の運営が危ぶまれるということで、大変心配されております。文科省は、学びの多様化学校の設置を促進しております。奄美市においては、認可されている民間のフリースクールは、現在のところはフリースクールMINEさんだけですが、今後必要とする子どもは確実に増えてきます。多様な学びの場の施設が継続していけるように、奄美市独自の支援をしていただきたいというふうに考えますが、御答弁できることがあればお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それではお答えいたします。本市教育委員会としましては、学校に行きたいけれども行くことができないという状況にある児童生徒のために、ふれあい教室、教育支援センターを設置して、子どもたちが自立する力を身につける支援を行っております。近年は、教育の在り方についても多様化が進み、民間団体が運営するフリースクールについても、特色ある運営などにより利用者が増加するなど、一定の教育的機能及び社会的貢献が認められております。民間の事業者として、基本的に運営は自己資本及び収入によるものであり、行政からの支援については公平性などの観点から慎重かつ総合的に判断されるべきものと認識しております。フリースクールには、不登校対策に加えて子どもの居場所といった側面もあることから、国県はじめ、福祉関係など関係部署と十分に連携を取りながら、情報収集等に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） ご答弁いただきました。不平等性があってはならないということでの御答弁だっただと思いますけれども、本当にこの不登校の子どもたちの居場所づくり、多様であっていいと思います。いろんな形があってもいいと思います。その子に合った居場所ができるといいなというふうに思います。第3期子ども・子育て支援事業計画にも読ませてもらいましたが、掲載されていましたが、児童育成支援拠点事業というのがありまして、令和6年4月に施行された改正児童福祉法によって地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業がありますので、奄美市の不登校の状況も鑑みて、児童生徒が生き生きと過ごせるように大切な事業所を継続して運営できるように、奄美市において不登校児童生徒が本当に多い状況ですので、少し減っているという現状はありますが、居場所づくりは大変重要です。継続できるための支援はないか、そして一緒に考えていただきたいというふうに思います。多様な子どもの居場所を広げていただきたい。ぜひ子どもの居場所づくりに尽力されているMINEさん

を含め、他の複数の事業者がありますので、今後も継続して運営できるようにお願いしたいと思います。そして側面からの支援というものもお願いしたいと思います。今後このような事業者を増やしていかなければならない現状にあると思いますので、ぜひ子どもの居場所づくりのための支援事業を活用して財源の確保もお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。奄美不登校対策プロジェクトの事業の内容、進捗状況、成果について伺います。御答弁をお願いします。

當田栄仁 教育部長 それでは議員の御質問にお答えいたします。奄美不登校対策プロジェクトは、児童生徒の状況を理解するための支援シート作成と活用の研修、心の健康観察に関する研修、スクールソーシャルワーカーの配置、奄美不登校対策推進協議会の設置といった4つの柱といたしまして取り組んでおります。進捗状況に関しましては、令和6年度から令和8年度までを3期にわたり、計画的、段階的に研修会や心の健康観察導入の全学校実施に向けて取り組んでいるところでございます。支援シートを活用する研修会では、複数の教職員で仮想事例に対して支援法略まで検討することで、教職員の保護者や子どもたちに対する感度が高まると期待しております。SSWの配置に関しましては、今年度より新たに芦花部小中学校と崎原小中学校に配置いたしました。成果としまして、子ども、保護者、教職員の連携調整を図り、子どもたちや先生方の相談体制が整い、実際に不登校数が減ったことが上げられます。奄美不登校対策推進協議会は、福祉政策課主催の子ども対策事業検討会と併せて8月22日に実施しました。各関係機関に本市の不登校の現状を知っていただき、それぞれの機関が持つ専門性を生かし、情報共有や役割分担を行い、より効果的な支援体制を構築できました。不登校の成果ですが、まず前提としまして、文部科学省では、学校への登校だけを目指とせず、個々の生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことを重視する方針を打ち出しております。今回の事業を踏まえて、教職員と子どもたちとの関係性が高まり、各関係機関との連携がより深まってきたと実感できました。最後に、各期の不登校数の推移をお伝えいたします。令和6年度は、第1期として取り組み、不登校数の増加率が27.7パーセントから3.1パーセントと大幅に減少しました。特に、中学校の不登校生徒数は減少しており、中学校に入学してから、環境や学習内容の変化に馴染めず不登校になる、いわゆる中1ギャップの解消が図られていると考えております。令和7年度は、第2期として取り組んでいる最中であり、7月末の不登校数は99人から81人と減少し、新規不登校数も24人から11人と減少しました。また、30日以上長期欠席数も86人から79人と減少し、成果を得られております。今後も、粘り強く再登校支援を続け、心の健康観察も導入することで、不登校長期欠席数の減少を図ってまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁ありがとうございます。不登校者数の99人から81名に減少したということで、心の健康観察は今後全校へ、そしてSSWは10人に増員をしているということ、そして、その内容から、この結果から、どのように分析をして、客観的に分析していただくことから、一番に子どもの声をしっかり拾っていただきたいということを思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。次の質問に移ります。⑤心の健康観察の取組状況、成果、課題について伺います。それから、試験的にモデル校として、先ほども名瀬中と崎原小中学校で実証中ということで、新聞記事等にも載っていましたが、その取組状況と成果、課題についても、御答弁をお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それではお答えいたします。心の健康観察の取組状況ですが、今年度の2学期より、全小中学校での実施となります。昨年度からモデル校として実施している名瀬中学校、崎原小中学校の成果に関しましては、いじめの早期発見・対応ができたことや、子どもたちへのコミュニケーションのきっかけとなり、児童・生徒のいいところに気づき、声をかけたりすることで、自己存在感を高めたりする場面が増えたこと、生徒がちよつとした体調面の不調でも、学校側に伝えやすくなったことなどが上げられます。以上です。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。ヒアリングでは、成果はすぐに出ませんというような回答がありました。成果には、教員においては、教員が早期に変化を把握できることや、生徒は先生が自分の気持ちを気にかけてくれているというふうを感じることで、安心感を得やすくなるのではないのでしょうか。また、学校全体ではメンタルヘルスの意識向上にもつながるものだというふうに思います。新聞記事には、心の健康観察に関する研修会を開催していますが、成果としていじめの早期発見・対応につながることや、心の状態を知ることがコミュニケーションのきっかけになるなどが上げられておりました。課題については、システムの煩雑さや、入力・確認時間の確保などの教員の負担が上げられているようでした。教育委員会が試験的にモデル校への実施をされたわけですので、そこでの成果や課題を把握、分析することで、全校での実施に生かされるのではないのでしょうか。今後、全校においてスムーズに実施されるように、学校を任せにせず、しっかりと対応していただきたいと思います。

不登校対策について、これまで質問させていただきましたけれども、不登校対策は、不登校児童生徒がゼロにするのが目標ではなく、しっかりと児童生徒一人一人に光を当てていただきたいと思います。一人一人が大切であり、ほっとできる、安心して登校できる学校を目指していただきたいと思います。また、子どもの意見がしっかりと反映できる環境づくりが重要ではないかと思います。NPO法人のフリースペースたまり場の西野理事長がおっしゃっておりますけれども、子どもたち、このフリースペースの理事長は、学校復帰を目指したのではなく、子どもたちの今をしっかりと大事にして、遊ぶのも自由、勉強するのも自由、ほっと過ごせるような場の提供を目指して、居場所づくりをされております。支援の在り方も、先ほど部長からも答弁がありましたけれども、将来的な社会的自立を目指す方向に変わってきていると、親ができることは、食事、睡眠、排せつができれば大丈夫ぐらいに考えていいのではないかと。子どもに対して生きてきてくれてありがとうと思えるとき、子どもの何かが変わっていくはずであるというふうに言われています。教育の現場でも大変忙しい中で、このような健康観察等の業務もプラスして入ってきて、大変だと思いますが、しっかりと子どもの声を聞いて、一人一人の顔、目を見て、お話をしながら進めていただきたいと思います。本市には、子どもの権利条約が制定されておられません。こどもまんなか社会を実現するためには、子ども、保護者の意見をよく聞ける体制、行政の関わりが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。3、医療福祉についてRSウイルス感染症の現状について。①RSウイルス感染症とRSウイルスワクチンに対する認識を伺います。御答弁をお願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 RSウイルス感染症につきましては、RSウイルスを病原体とする乳幼児に多く見られる急性呼吸器感染症です。風邪のウイルスの一つで感染力は高く、咳などによる飛沫感染と、ウイルスが付着した手や物などを介した接触感染が主な感染経路になっております。大人も子どもも感染をいたしますが、感染した場合は発熱や鼻水、咳などの風邪症状に始まり、通常なら1週間ほどで回復をいたします。しかしウイルスが気管支や肺に入り込みますと重い症状を引き起こすということがございます。特に、早産児や免疫不全などを伴う新生児、乳幼児が感染した場合には、肺炎や気管支炎など重い呼吸器感染症を引き起こすことが多く、致死率が高いとされているところです。また、基礎疾患のない子どもでも生後間もない新生児は乳児で入院するケースが多いようです。RSウイルス感染症には、インフルエンザのように有効な抗ウイルス薬がないため、その治療手段は栄養や水分補給、酸素補充等の対症療法のみとなっております。そのため厚生労働省により平成26年に定められた予防接種に関する基本的な計画、この中でもRSウイルスワクチンは開発優先度の高いワクチンの一つに定められているところです。昨年1月に薬事承認されましたRSウイルス母子免疫ワクチンについては、妊婦が接種することにより、母体を通して胎児の段階で免疫を獲得させる新生児及び乳児の感染予防を目的としたワクチンとなっております。このワクチンの投与対象は妊娠24週から36週の妊婦と60歳以上の方というふうになっております。現時点におきましては、このワクチン接種は保険給付の対象ではないため任意接種となっておりますが、本市においても国の検証などから一定の効果については認識をし

ているところでございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。詳細にさせていただいたので、私のほうも繰り返しになるので省略したいと思います。次の質問ですけれども、RSウイルス感染症の予防対策について伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 先ほども答弁いたしました。このワクチンの有用性につきましては、本市においても認識をしているところでございます。RSウイルスワクチンにつきましては、令和6年11月に厚生労働省で開催されましたワクチン評価に関する小委員会の中で、乳幼児におけるRSウイルスの予防について疾病による負担や母子免疫ワクチン等の有効性について一定の知見があると示されておりました。その一方で母子免疫ワクチンについては諸外国では安全性への議論もあり、また国内知見が限定的でもあることから、継続的な安全性評価が必要であることなども意見として上がっておりまして、国内においても今後定期接種化に向けての検討を継続していくと思っております。そのような中で、今年8月に鹿児島県産婦人科医会から妊婦に対するRSウイルスワクチンに関する情報提供に協力していただくよう文書による依頼が届いております。母子健康手帳を窓口で交付する際に啓発のための資料を配付していただきたいということでもございました。本市としましても、普及啓発一環として今年度から実施していく方向で検討してまいります。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁ありがとうございます。今年度から普及活動を啓発をしていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

高齢者がこのウイルスを感染しますと、大変重篤な状況になります。基礎疾患をお持ちの方は死に至るということもありますので、ぜひ検討していただいて、そして啓発を市民の知らない方たちにも啓発できるような形でお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。①と②と同時に質問をさせていただきます。ちょっと時間がないのでよろしくお願ひいたします。RSウイルス感染症の重症化リスクが高いとされる乳幼児や高齢者を中心に向けた啓発の周知の必要性、それから妊産婦や高齢者への一部助成への考えはないか伺います。先ほど答弁の中にもちょっと含まれておりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、妊産婦や高齢者への一部助成への考えはないかということでもございますが、国におきましてワクチンの効果自体は認めつつも母子免疫の予防接種を広く行う場合、やはりその特に安全性また接種の適正な実施の確保のため、副反応に関する報告、健康被害救済の在り方といった制度の議論が必要との見解が示されております。同様に、高齢者に対する接種に関しましても議論されていくことと思われませんが、昨年薬事承認されたことを踏まえ、今後は製薬会社や医療機関などから情報収集を行い、進めていくとの見解も示されております。本市におきましても、今後国の動向、また県内の他自治体の状況等を注視しつつ、どの程度の接種者数が見込まれるのか、また持続的な運用が可能かどうかなど、引き続き研究をさせていただきたいと存じます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。予防に有効なワクチンですので、接種費用は全額自己負担だと2万5,000円から3万円台の負担が大きいです。ためらう方も多いです。産婦人科の医師からの強い要望があり、日置市は今年7月から妊産婦へのワクチン接種に対して助成が出ております。子育て世帯の負担軽減につなげたいと助成がスタートしました。対象は妊娠24週から36週6日の妊婦、助成金額は1万4,000円です。現在は高齢者向けのワクチンと妊婦向けのワクチンが2社から発売されています。日本では何とRSウイルス感染症によって毎年約6万3,000人の入院と約4,500人の院内死亡が推定されているようです。RSウイルスの病原性は新型コロナやインフルのウイルスに次いで高齢者施設での集団感染も多いと言われております。高齢者がこのウイルスに感染し

ますと重症化していくということも言われております。奄美市の高齢者人口は1万3,800人、総人口の約36パーセントが高齢者です。高齢者をしっかり守っていく、そして必要な方には助成をする必要があると思います。9月24日から30日は呼吸器感染症予防週間になります。この期間にワクチンについてぜひ知っていただきたいと思います。接種を希望される方々の負担を軽減し、感染予防としての選択肢を広げていくためにも助成を要望いたします。

次の質問に移ります。①②同時にお願いいたします。带状疱疹ワクチンについてですが、丁寧に告知をしていただき助成をしていただいたおかげで、市民の方々からは大変喜びの声が届いております。質問に移りますが、①定期接種の接種状況について、4月から開始している带状疱疹ワクチンの接種状況について伺います。それから、50歳以上の対象者に任意の助成についてですが、全国では定期接種と併せて任意接種の助成を50歳から64歳の対象者に継続して任意助成をしている自治体がありますけれども、市民の声も多く上がっているのではないかと思います、それについてはいかがでしょうか。

麻井庄二 保健福祉部長 では带状疱疹ワクチンの接種状況についてお答えをいたします。議員から御案内ございましたが今年度から定期接種が開始されておまして、対象となる65歳以上の5歳刻みの方々に4月末に予診票を発送いたしております。7月末までの3か月間の接種者の数は261名となっており、今年度の対象者2,952名に対して現時点での接種率は8.8パーセントとなっております。この带状疱疹ワクチンは2種類ございますが、接種者の内訳としましては、生ワクチンの接種者が89名、組み換えワクチンが172名となっております。組み換えワクチンの接種者が多くとなっておりますがこちらのほうが副反応が少ないこと、また効果の持続が長いことなどが影響しているのではないかと思います。また、带状疱疹ワクチンの今回の定期接種化に当たりましては、令和11年度までの5か年間は経過措置となり、毎年対象者を5歳刻みで絞って実施する予定となっております。その後は、65歳時のワクチン接種となります。現在65歳以上の方で年齢によっては接種の案内をお待たせする場合がございますが、ワクチンの供給不足につながらないための調整であることを御理解いただきたいと思います。

次に50歳以上の対象者に任意接種の助成をということでございました。本市におきましては、定期接種となる以前から対象年齢や自己負担額の設定、接種者の見込みなど、任意接種を導入していた他自治体の状況等も参考にしながら検討してまいりました。議員御承知のとおり带状疱疹の特徴としましては、50歳代以降で罹患率が上昇し、70歳代がピークとなります。带状疱疹を発症する大きなリスクが加齢であることから、国におきましてもワクチンの持続期間等を考慮し、今回の65歳の年齢設定に至ったところと思われます。本市におきましては早期発見早期治療が重要であること、また免疫力を低下させないよう疲労やストレスのない規則正しい生活を送るよう引き続き周知広報をまずは継続して行ってまいりたいと考えております。50歳以上の方々への助成の可否につきましては国の動向も注視しながら引き続き検討課題とさせていただき、まずは先ほど述べましたとおり、重症化を予防するための普及啓発、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

大庭梨香 議員（8番） 全国では自治体が689件、それから新規導入では1,741件の任意助成が継続それから新規で始まっております。近隣の龍郷町、大和村、徳之島町、伊仙町、和泊町なども継続して助成をしております。市民からの定期接種対象者以外の方々からもきつと問合せが多いのではないかと思います。50歳から64歳の年齢層における累積接種率によりますと、明らかに公費助成が半額以上であると接種率が上がっているという結果が出ております。後押しがあると接種者数が増えてきます。定期接種についても市がしっかりと助成していただいたおかげで接種率も3か月、261人ということでこれからも増加していくというふうに思います。希望する方々に、それから働き盛りの50歳以上の方々にも罹患者が多い状況がありますので、ぜひ任意接種の助成を要望しておきたいと思っております。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、公明党 大庭梨香議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前 11 時 44 分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午後 1 時 30 分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
自民党新政会 川口幸義議員の発言を許可いたします。

川口幸義 議員（22番） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネットを御覧の皆様、こんにちは。
3 回定例議会にて、一般質問をします自由民主党新政会の川口幸義でございます。

去る 7 月 30 日午前 8 時 30 分頃、ロシアカムチャツカ半島付近でマグニチュード 8.7 の巨大地震が発生し、日本列島太平洋沿岸に津波警報が発令され、国民に衝撃が走った。幸いにして大事に至らなかったことに国民は安堵した。また、カムチャツカ半島で、不幸にして犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、日本では台風 15 号が発生し、日本列島を縦断し、各地区で線状降水帯による甚大な被害が発生し、特に霧島市や南さつま市を中心に多くの被災者が出ました。被災なされた全ての皆様に、心からお見舞いを申し上げます。1 日も早い平時の生活に戻れるよう、御祈念申し上げます。

さて、2024 年の人口動態統計で、出生数が初めて 70 万人を割り込み、1 人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率も過去最低の 1.15 となった。出生数は 2 年前に 80 万人を下回ったばかり。現金給付や教育無償化など様々な対策を打ち出しながら、事態を食い止められない国や自治体に焦りが広がった。未婚や晩婚傾向が強くなり、ここが踏ん張りどころという気持ちで政策を続けていきたい。東京都の小池百合子都知事は、6 月 4 日、険しい表情で読売新聞で語っております。都は少子化対策を最重要課題と掲げ、18 歳以下への月 5,000 円支給や保育料無償化など、国に先駆けた施策を次々と打ち出した。それでも出生率は 2 年連続で 1 を下回り 0.96、都幹部は様々な施策を打っているが、厳しい現状だと頭を抱えた。前年からの下落幅が 0.11 ポイント、全国最大になった石川県、仕事、子育ての両立に力を入れる企業を PR する事業などに取り組んできたが、子ども政策課の担当者は、結果を受け止め、他の自治体の例も参考にに取り組んでいくと話した。今回、婚姻数は増加に転じて約 48 万組となったものの、60 万組近かったコロナ禍前の 2019 年からの急な落ち込みを取り戻すには至っていない。女性の平均初婚年齢は、前年より 0.1 歳上昇、第一子出生時の母親の年齢が 31.0 歳、1975 年 25.7 歳から 5 歳近く上がった。こうした傾向の背景とともに指摘されるのが、地方から東京などへの若い女性の流出だ。総務省の統計によると、出生率が特に落ち込んだ東北地方では、昨年、20 から 30 歳代前半の女性の転出超過数が、同世代の男性を上回る自治体が目立った。一方、都会では、非正規で働いたり、仕事が忙しいといった理由で、結婚を考えられない若い世代も多い。専門家は、人口動態、シニアリサーチは、地方は、女性に選んでもらえるような働き口を増やす取組が必要だ。都会の自治体は、雇用を安定させるなどして、若い男女が結婚や出産を考えられる施策に力を入れてほしいと述べている。また、こうした中、働き方改革の改善、子連れ出勤で成果を上げる企業も出てきた。東京都中央区の玩具メーカー、ピープルでは、社員が子どもと一緒に出勤し、社内で遊ばせながら、仕事、子連れ出勤を奨励している。約 45 人いる社員のうち、2019 年に子育て中だったのは 9 人だったが、今年は 17 人増えた。京都大の柴田悠教授が諸外国のデータを基に実施した試算によると、児童手当の拡充で出生率は 0.1 ポイントほど上がるのに対し、正規雇用の男性が働く時間を 1 日 2 時間減らせば 0.35 ポイント上昇するという。長時間労働の是正は、23 年に閣議決定されたこども未来戦略でも、育児、家事に充てる時間を十分に確保することにつながるとされた。専門家は法定労働時間の短縮なども議論し、働き方を変える国策を充実させるべきだと指摘している。

これより質問に入ります。日本全体で、人口減少により働き手が不足、重要な課題である。推計の結果、2030 年には 7,073 万人の労働需要に対し、6,429 万人の労働供給しか見込めず、644 万人の人手が不足となることが分かりました。産業別において、特に大きな不足が予測されるの

は、サービス業、医療、福祉業など、現在も人手不足に苦しむ業種であることが分かりました。これらの業種は、少子高齢化、サービス産業化の進展により、今後も大きな需要の伸びが予測され、労働供給の伸びがそれに追いつかないと考えられております。まず、第1番目に、市長の政治姿勢についてであります。（1）奄美市BPR取組の変遷について伺います。①BPRの必要性について。この後は発言者席で質問いたしますので、当局の誠意ある御答弁を求めます。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 それでは、川口議員の御質問にお答えします。まず、BPRとは、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングのことでして、日本語に訳すと業務改革ということになります。国の行政の業務改革に関する取組方針において、現在の業務プロセスを詳細に調査、分解し、国民サービスの質の向上や人的資源の活用等の面から、どのような問題点があるかを徹底的に分析して、業務プロセスそのものの再構築を図ることとされており、まさに業務改革のことを指します。本市におきましても、住民ニーズの多様化による市独自施策の推進や国の制度改正等が進み、市全体の業務内容が増加、複雑化する中、限られた職員で業務を遂行するためには、まず現在の姿を把握し、理想の姿を考え、業務の最適化に取り組むことが必要でございます。この背景には、もちろん、今、市の正規職員と併せて会計年度任用職員を採用させていただいて、市の様々な業務に当たっておりますけれども、昨今の人手不足、労働力不足を考えますと、この先も確実に安定的に会計年度任用職員を確保できるという保障はありませんので、やはりこの業務の最適化というのを絶えず図っていく必要があるというふうに認識をしております。そのため、今年度実施しております全庁業務量調査・業務分析・BPR支援事業におきまして、大きく3つの目的を掲げ、取り組んでいるところでございます。1つ目に、市全体の業務量等の現状を把握するため、全庁で業務量調査を実施し、各所属の業務内容と業務量の見える化に取り組みます。2つ目に、各事務の業務プロセスやそれに要する業務時間を把握することで、行政サービスの水準を維持しながらも、事務の簡素化や業務プロセスの抜本的な見直し、デジタルツールの導入など、業務改善を検討する基礎データを整備いたします。3つ目に、調査データを全庁的に統一した業務手順書として、各部署で利用できるようにいたします。これにより、人事異動に伴う業務の引継ぎがより円滑に行われるほか、各部署の業務管理への活用を想定しているところです。今後の計画であります。今年度の調査データを基盤として、まずは各課と連携して、業務プロセスの見直しや事務の整理を推進してまいりたいと考えております。今回調査したデータにつきましては、システム上で各職員が閲覧できるほか、業務改善した内容を各自で反映できるものでございますので、全庁的な業務改善はもとより、各部署においても自発的に改善が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、業務プロセスについては、そのときの人員体制や省力化等を踏まえ、適宜見直されていくべきものであり、常に取り組んでいくものでありますが、まずは今年度を含めた3年間、当該システムを活用して業務改善に取り組んでまいりたいと考えております。また、業務プロセスの見直しに当たっては、今年度策定する奄美市地域情報化計画、別名DX推進計画と申しますが、この推進本部とも連携し、限られた職員の中で効率的に事務を遂行できるよう、自治体DXにも引き続き取り組んでまいりたいと存じます。今回の取組をスタートに、業務の整理やDXによる効率化など、事務負担の軽減を図ることで、ひいては住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上となります。

川口幸義 議員（22番） 市長、どうもありがとうございました。それで、やっぱりこのBPRについてですけれども、調査の背景は生産年齢や人口の減少に伴う担い手や財源の制約など、行財政運営を取り巻く環境が厳しさを増している中、新たな社会の課題や行政需要に対応する手段として、BPRの拡大と加速が必要不可欠であると、このように私も一応考えてはおりますけれども、これからどんどん人手不足が迫ってきておりますので、2030年には奄美市の人口も3万6,000を割るかも分からない。こういういわゆる静かな有事、人口が減っていくわけだ。人が居なくなっていくちゅうことは、こ

こはやはり何もできないということになる可能性もありますので、そういったことで、市長、これもやはり避けては通れない時代の背景として、これをやらざるを得ないのではないかなと思っておるんですけども、これについては理解をしつつも、まず②の当初予算の全庁業務調査・業務分析・BPR支援業務511万5,000円の進捗の状況をお示しください。これどの点までどのような格好で進んでおるのか、ちょっとお分かりいただければお願いしたいと思っております。

藤原俊輔 総務部長 それでは、お答えいたします。議員御質問の全庁業務量調査・業務分析・BPR支援業務の進捗状況についてでございますが、現在のところ6割ほどの進捗でございます。これまでの取組状況といたしましては、7月に管理職を対象にしたBPR研修を実施したほか、係長職を対象とした全庁業務量調査の説明会を開催いたしました。調査につきましては、7月3日から7月18日までを期間として実施し、現在、委託事業者において取りまとめ及び分析作業を行っているところでございます。今後の流れといたしましては、9月末には報告書が完成し、10月に業務量調査の報告会と職員対象のBPR研修を行う予定でございます。調査データをしっかりと各職場に還元し、各業務の引継ぎや管理職の業務管理に活用していただくほか、事務の簡素化や業務プロセスの抜本的な見直しなどの業務改善を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（22番） 進捗率は伺いました。6割程度だと。このようにして9月になれば、もっと進んでいるじゃない。9月ですから、もう今月は9月になっていますけど、進捗率は大体理解できました。これでそういう時代の背景を我々も先取りをして、取り組んでいかなければならないのかなと、このように思っておりますので、これはやむを得ん事情だろうと思っておりますので、これについては理解をしております。

それでは、次の質問に入ります。大きな2番、教育行政について。（1）奄美市小中学校の校務員について、伺いたいと思います。①小中学校校務員の、これは昔、前は用務員という言葉で、最近では校務員と言うみたいですけど、校務員の勤務時間は、現在の物価高騰の状況下では、終日勤務への改善が急務だと思うが、見解を示してください。これは昨年も私は伺っておりますので、それについてちょっとお伺いしたいと思っております。

向 美芳 教育長 それでは、小中学校における校務員の勤務体制についてお答えをいたします。まず、各学校の校務員の配置状況につきましては、令和5年度には全28校に19名を配置しておりましたが、昨年度からは各学校に1名ずつの単独配置とし、勤務時間については、各学校における業務内容は若干の違いはありますが、現在、1日5時間の勤務体制としております。また、校務員の年代別では65歳未満と65歳以上の割合は、おおむね半々、65歳未満が13名、65歳以上が15名であり、年金収入やアルバイトなど、給与以外の収入がある方もいらっしゃいますが、多くは校務員の給与を生活資金の主たる収入としているものと認識しております。校務員を含む会計年度任用職員の給与につきましては、近年、報酬単価の増額改定や勤勉手当の支給開始が行われるなど、給与水準の引上げが図られている一方、その勤務体制については、業務内容を基に全庁的に判断が行われております。今後の勤務体制につきましては、学校からの意見聴取や業務内容の確認、また当該従事する校務員からの意見等も参考にしながら、引き続き校務員の勤務実態や学校運営上の課題についても適格に把握してまいりたいと考えております。その上で、人件費増額による財政負担の見通しも踏まえつつ、よりよい学校運営の実現と校務員の安定的な勤務環境確保の両立に向け、検討を重ねてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

川口幸義 議員（22番） 教育長、僕がこれを昨年の3月議会でも取り上げました。今のところはこっちもさっちなかない、前にも進んでいないし。これを僕は再度質問するんだけど、校務員さんの勤務実態、勤務時間がね、4時間から5時間以内で早退しているわけですよ。そうすると、この方々ちゅう

のは、非課税世帯よりもちょっと上のランクなのよ。103万以下の非課税世帯ちゅうのは、市県民税も免除されているし、もういろんなところで優遇されとるから、まだ何とかいけるんだ。ところが、この非課税世帯からちょっとランクが上がったところで、5時間ぐらいのいわゆる勤務実態でね、税金も引かれる。三拍子そろった。国民保険、もちろんそれから年金も、いろんな社会保障もみんな天引きされるわけだよ。そうすると手取りがないわけ。教育長にこれは何遍も申し上げとるんだけど、こういう方々は非常に非課税世帯より苦しいのよ。だから、私はフルタイムで8時間勤務が妥当だよと。昼から2時間勤務したら帰らんといけん。稼ぎようがないんだ。米だって4,000円以上に、倍ぐらい上がとる。物価全体を眺めたときにどうですか、教育長。全ての物が上がとるわけよ、物価は。そうすると、校務員の皆さんは、1日4時間か5時間しか勤務ができない。どこで収入を得るんですか。子どもたちの仕送りもしなければならぬ、進学もある、家賃も払わなければならぬ。三度の食事もない、2食に切り詰めて、一生懸命頑張るとるちゅうことも理解してほしい。本当ですよ。これは僕はこういう人の聞いたら、本当に夜寝れないのよ。だから、私は奄美市には財政調整基金が49億もあるんだ。一般会計が350億だから、35億預金があればいいんだよ、これで。その中からでも市長ね、この校務員の皆さんを何とか守ってあげないと、本当に苦しいわけ。二十何名いらっしやるわけだよ。2時から3時になったらもう帰らんといけん。鹿児島県の今年の最低賃金の補償が一千何十円かになっているでしょ。フルタイムで8時間勤務すれば8,000円の日当がもらえるんだよ。5時間で帰ってね、保険やらいろんなのを差し引いて年金引かれたら手取りないよ。こういう人たちにもっと僕はね、教育長ね、目を向けてほしい。この人たちも子育てを一生懸命やっているんだよ。自分の子どもだけは、人並みに何とか生活させてやりたい。学問もさせてあげたい。これが親心じゃないですか。でも、それができないんだよ。稼ぎようがないんだって。だから市長ね、これ二十何名だ、校務員が。これであと3時間、フルタイムで8時間勤務してもね、1日7万円からそこらしか上がらないんですよ。年間にしてね、1,000万円ちょっとあれば、これ賄えるんだよ。この人たちの生活を担保しなければ、もう仕事を求めて出ていくかも分からない。人口が減るよ。人口の歯止めをかけるというのが地方創生臨時交付金でしょ。為政者が知恵を出せば、幾らでも使っているよというのが地方創生臨時交付金、これと似たようなもんですよ。だから、教育行政というのはそんなに金はないんだ。教育は地味だ。今、教えたことがね、明日、明後日、結果が出るわけじゃないんだよ。教育とは地味で、20年、30年後しか、その子どもを育てた結果が出ないんですよ。教育長、あなたよく分かっているでしょう。だから、これは僕は人に頼まれたことを我が事のようにして一生懸命取り組むのよ。質問して終わりじゃないんだよ。政治家は結果が必要だ。これ何とか教育長ね、この人たちは非常に非課税世帯の103万以下の人たちよりも苦しい生活をしのいでいる。家賃も滞納したり、子育てに精いっぱいだと。こういうことも考えましてね、金がないわけじゃないんだって。もうあんた、今年だってもうあんた財政調整金が49億近くあるよ。これを切り崩してでも、教育長頑張ってくださいよ。あなたの所管だよ。それを私は本会議で約束して、何とか来年辺りからこれを実行していただきたい。生活に苦しんで困窮している人たちの声、その声は私には聞こえるよ。夜寝ながらちゃんと聞こえる。そういうことを念頭に入れて、学校教育の場でも生かしてほしい。28名の校務員もみんな子育てを一生懸命しているよ。自分たちの子は、よその子に負けてはならないという気持ち、親はみんな持っているからね。稼ぎようがないから困っているから、私は昨年この問題を取り上げた。今回は教育長、魂を入れて取り組んでほしい。ひとつよろしくお願いしますよ。じゃあ、この案件については、一応質問を終わりたいと思います。

次に、(2) 課外活動、要するにこれ部活動の件なんだけど、課外活動の位置づけについて、①自主的、自発的に参加について伺いたいと思います。当局の見解をちょっと聞かせてほしい。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。現学習指導要領（平成29年告示）においても、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われると記載されており、決してその参加を強制されるものではありません。また、議員がおっしゃるとおり、部活動を熱心に指導する教職員の中には、部活動指導後に教材研究や学級事務を行うものもおり、業務改善が喫緊の課題であると認識しております。

現在、本市においても、国の令和8年度から令和13年度までの改革実行期間に併せ、学校部活動から地域移行、地域展開に向けて進めているところでございます。昨年度から、赤木名中学校の相撲部、崎原小中学校のバドミントン部、金久中学校の柔道部において、地域移行、地域展開、地域連携のモデル事業を実施しております。学校単位で行われてきた部活動を、地域の関係者や専門的な指導を行える方が協力して支えることで、良質な指導が実現されたことに加え、関係する教職員の負担軽減を図ることができたと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（22番） 教育長ありがとうございます。頑張ってや。やる気が見えたから。それでね、中学校、高等学校に限らず、学校によっては、部活動への所属や参加が義務であるかのように考えられてしまっていることがあります。どのような部活動であっても、そこに参加する生徒は自身の意思で参加しています。したがって、参加することも自主的に自発的であるなら、参加をやめることも視野に入れて、自主的に自発的であるということなんです。そのために、指導にあっては参加していることだけではなく、不参加であることにも、生徒自身の意思があることを理解しなければならない。これは、自主的、自発的参加であることについての①、これが一応、このように指導要項があるんですね、文科省の。そういうことで、とにかく子どもたちの幸せのために取り組んでほしいと思っております。

それでは、②スポーツや文化、科学に親しませる活動について伺いたいと思っております。当局の見解をよろしくお願いします。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改定においても、地域での多様な体験や、様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校、家庭、地域の相互の連携、協働の下、スポーツ、文化、芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要であると記載されております。本市としましても、学校と連携しながら、地域で実施されているスポーツ、文化、芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味、関心に応じて自分にふさわしい活動を選択し、地域、スポーツや文化に積極的に関わることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（22番） ②部活動というと、スポーツを行う運動部活動を最初に想像するかもしれませんが。また、吹奏楽部など多くの生徒が所属している盛んな文化部が頭に浮かぶかもしれません。しかし、学習指導要領には明示されている部活動の在り方は、それを分断するものではなく、精鋭化、高度化を望むものでもありません。運動部にも文化部にも様々な活動があり、親しむことを目的として行われていることを意識しなければなりませんという、このようになっておりますので、教育長が、今、申し上げたように大体同じようなものだ、解釈の違いでこのようなことになっているのですけれども、一応、これを次から次にどんどん質問してまいりますので。

③学校教育の一環であることについて見解を示してください。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。学習指導要領にも、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが明記されております。そのため、今後、学校部活動が地域移行、また地域展開する過程において、また生徒が平日は学校での部活動、休日は地域クラブ活動に参加するなど、異なる指導者が生徒の指導に当たる場合に、指導の一貫性を確保する必要があると考えます。その観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を指導者間で行い、緊密な連携を図ることができるよう、奄美市中学校部活動地域移行地域展開推進会議でもその方策について議論し、他市町村の動向も注視しながら調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（22番） それでは、学校教育の一環であることについて、こっちのところも読み上げてみたいと思っております。教育課程とは、先ほど述べたとおり、時間割にある内容を指しています。

部活動は学校教育の一環であるために、部活動の指導に当たっては、教育課程も考慮に入れておかなければなりません。生徒が学業と部活動を両立できるように、今、学校でどのような学習が行われているかを知っていることも必要になります。例えば、生徒が部活動で疲れ果て、授業で寝てしまう、学校を休んでしまうなど、学業面で悪影響があるとすれば、学校教育の目指す資質、能力の育成をしているとは言えないでしょう。学業と両立できる部活動でなければ、生徒が安心して続けることができないと思う。これが本当の取組であると、このように述べておりますけれども、これについて、教育長はどのようにお考えですか。

向 美芳 教育長 お答えいたします。繰り返しになりますが、やはり学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが大切だと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） ④持続可能な運営体制について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。これまでも、部活動については生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの防止に留意するよう指導してまいりました。

今後は、レクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間などの工夫を行い、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮するとともに、複数のスポーツや文化、科学分野等の様々な活動も含めて、幅広く経験できるよう配慮することが大切であると考えております。このことについては、部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しにおいても示されておりますので、管理職研修会や体育主任等研修会等において、子どもたちが楽しみながら活動を継続できる体制について、推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） それでは、持続可能な運営体制について、ちょっと私から述べたいと思っております。部活動に参加する生徒は、その年で変化します。活動の様子によっては、大きな大会で参加するなどして、参加生徒が集まる年もあれば、参加生徒が少なく、活動が危ぶまれることもあるでしょう。このような生徒の参加活動の実態は、指導者の問題ではなく、運営する学校、その責を負っていることを理解しなければなりません。部活動が持続するために、学校が考える運営の工夫をどのようなものかを指導者として見定める必要があります。その上で、連携、協力して地域に根差した活動となっていくことが大切と思うが、教育長はいかがでしょうか。コメントがあれば、お願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 お答えいたします。先ほども述べましたけども、今後、運動が苦手な生徒と障害のある生徒、どの生徒でも参加しやすいような活動内容、または活動時間を工夫していくことが大切ではないかと思っております。そして、複数のスポーツ、文化、科学分野等の様々な活動も含めて、幅広い活動ができるようなそういう配慮が、これから大切になっていくのではないかと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） どんどん進めてまいります。それでは、（３）部活動の社会的意義について伺いたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。学校部活動には、教育的意義や役割を継承、発展させ、地域での多様な体験や、様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値が創出されることが求められていると考えております。そのためにも、学校、家庭、地域の相互の連携、協働の下、スポーツ、文化、芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切であると考えております。以

上でございます。

川口幸義 議員（２２番） ①の地域との関係について、私からちょっと述べさせていただきます。学校と地域は、地域が学校を見守り、学校は地域に元気を与えるという関係にあります。生徒たちは、部活動で日々の練習や活動だけではなく、地域の様々な行事などに出場し、演技者として参加したり、ボランティアや係員として支える立場で参加したりすることが多くあります。このような経験から、地域の一員としての自覚も高まってきます。地域での様々な関わりにおいて、地域人たちから我が学校と思われる、温かく応援されていくからこそ、貴重な交流や経験ができるのです。生徒にとっても、認めてもらって役に立っているという経験が、自己有用感を育むことになっていきますという結びです。

②子どもたちのセーフティーネットについて、奄美市の教育委員会であれば、ちょっと述べていただきたいと思っております。

向 美芳 教育長 御質問にお答えいたします。セーフティーネットについてでございますが、経済格差等で部活動等への参加をちゅうちょしなければならぬ状況が生じないように、服装や道具等についても一律そろえることだけにとらわれず、多様性を認めた上で部活動運営を行うこと等を、管理職研修会や体育主任等研修会等においても指導してまいりたいと存じております。また、部活動地域移行、地域展開も考慮し、希望する全ての子どもたちがスポーツ、文化芸術、芸術活動に取り組めるよう、国や県の動向を注視し、他市町村の取組も参考にしながら、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） セーフティーネットについて、ちょっと述べてみたいと思います。現在、全国の公立中学校、義務教育学校を含む約9,460校、公立高等学校を含めて全日制、通信制は約3,500校あります。これら全ての学校において様々な部が設置されており、多くの生徒が活動しています。もし、学校での部活動をなくし、それら全ての活動を地域に移すとなったら、地域にそれだけの受皿があるでしょうか。専門家によると、今後の部活動について、大都市部では地域クラブへの移行志向がありますが、地方では学校志向が強くなっています。都市部では、生徒数も多く民間クラブとしての経営が成り立つでしょうが、人口減少が目立つ地方においては、生徒たちの活動場所となる民間クラブや社会教育団体そのものが存在しないか、活動内容が限られている現状があります。また、地域格差だけでなく、経済格差や子どもの貧困も教育課題となっています。学校の部活動は様々な地域で生活している全ての生徒に、豊かな放課後の時間を提供している重要な教育活動といえます。子どもたちのセーフティーネットとしての部活動は、これからも大切に守っていくべき、社会的に大きな意義がある活動である。

次に移ります。（４）学校における部活動の再認識について。①教育活動と部活動について、お願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。学校教育の一環として行われる部活動は、競技などをするのみならず、見る、支える、知るといった様々なよさを実感することができます。また、異年齢との交流の中で生徒同士や教員との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高いと考えます。生徒はそうした部活動が持つ様々なよさを実感しながら、自己の適正等に応じて生涯にわたるスポーツ、文化活動との豊かな関わり方も学ぶことができます。これらのことから、教育課程外で行われる部活動は、教育課程内の活動との関連を図りながら、その教育効果が発揮されることが重要であると考えております。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） それでは、教育活動としての部活動について、顧問と同じように、指導者は学校での教育活動と関連づけながら、スポーツ、文化活動などを指導します。そこでの触れ合いにより生徒理解が深まり、健全育成に大きな貢献をします。また、当該校の生徒であれば、誰でも活動に参加

でき、施設も利用できる平等性と少ない費用負担での活動が保障されています。さらに、する、見る、知るだけでなく、生徒自身が大会運営などにも関わり、支える実践の場ともなっています。

次に移ります。②生徒の人格を育む部活動について、見解があればおっしゃってください。

向 美芳 教育長 お答えいたします。部活動には、スポーツや文化及び科学等に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、まさしく学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであると考えます。今後も、生徒が将来自立した生活を送るためにも、必要な資質等を高められるよう、部活動の在り方についても啓発に努めてまいります。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） それでは、意図的に計画的に人間関係を学んだり、様々な葛藤を経験したりする機会であり、社会人になる資質、能力を育てています。具体的には、日々の活動を充実させることで、社会性、規律、道徳性、友情、忍耐力、チャレンジ精神、競争心などを身につけていきます。これらの経験を共有して、仲間とは卒業後も長く付き合える友情を育てていると言われております。

③指導者を成長させる部活動について。教育長、見解があれば述べてください。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。部活動指導に携わることは、議員がおっしゃるとおり、指導者自身の学びの場、成長の場になっていると考えます。生徒の自主性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性の構築に努めることや、これまでの経験に加えて最新の知見を取り入れ指導することは、教職員としての資質向上につながっていると考えます。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） 教育長ありがとね。御苦労さんよ。あと1点で、もうやがて終わる時間が来たのでね。指導者を成長させる部活動についてですけどね、顧問、指導者にとっては自身の競技経験の有無にかかわらず、最新の医学、科学的な指導法を学ぶ場となります。また、生徒の理解を深める場でもあり、教科指導や学級担任とは異なる場面で、生徒たちの自主性や意欲を重視し、豊かな人生の基礎づくりにかかわっているという喜びと充実感を得ることができます。部活動に関わることにより、教育者、指導者として、また人間としても成長することができる、このように専門家は指摘しておりますので、我々も一つでも学んで近づかなければいけないなと思っているんですけど。

それで、あと8分しかありませんが、それで、ここで教育長に簡単なことを伺います。これは通告には出していませんけど、出すほどのものでもありませんので、教育長、個人的なものを聞くだけだから、答えてください。今、学校訪問は定期的に年に何回ありますか。

向 美芳 教育長 お答えいたします。年度当初に、各学校を挨拶も兼ねて全校回っております。4月、5月で大体回っております。それから市の学校訪問、それから事務所訪問、そういったものを合わせますと正確に記録はしておりませんが、多いところでは3回、4回ほどは回っていると、特に行事等があれば、近隣の学校には立ち寄らせていただいております。ですので、平均すると、1校2回程度になるかなと思います。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） ありがとうございます。これから私が質問することについては、これはもうお答えしなくても結構だから、それで年に三、四回現場訪問されるということで私も安心しました。それで、もっと回数を増やしてほしいな僕は思っているんですよ。大体小中学校28校回るのに、教育長が年にやっぱり五、六回は定期的に教育懇談会と別の時間の枠で回ってほしい。ということはね、現場で一生懸命頑張っている教育者というのは、教育長が回ってくることによって緊張感もあれば、小さなことでも何でも相談に乗ってもらえる。それをやることによって、大きな問題を抱える前に解決策もできる。だから向こうから届けられる、訴えられるものじゃなくて、教育長自体が足を現場に運んで、

届ける教育長であってほしいなど、私はこれを強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、自民党新政会 川口幸義議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時25分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行います。
公明党 栄 ヤスエ議員の発言を許可いたします。

栄 ヤスエ 議員（17番） 市民の皆様、議場の皆様、傍聴席の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。

質問の前に少々所感を述べさせていただきます。まず、全国各地で相次ぐ豪雨や地震など地震災害で亡くなられた皆様へ心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復興と平穏な暮らしと再建を心からお祈り申し上げます。さて、9月1日は防災の日です。本市におきましても奄美豪雨災害から15年という節目を迎えます。改めて、災害に強い奄美市を築くための備えを進めてまいりたいと存じます。今年は、終戦から80年、被爆から80年という大きな節目の年でもあります。核兵器廃絶と恒久平和の実現は、人類共通の悲願であり、決して後退させてはならない課題でございます。公明党は、結党以来、一貫して恒久平和・核兵器廃絶を掲げて歩んでまいりました。戦争の惨禍と被爆の苦しみを二度と繰り返さないとの誓いを胸に、平和の尊さを未来へと語り継ぐことを決意しております。さらには、本年は奄美市制20周年という締めめの年でもあります。これからも、「しあわせの島」奄美を目指し、安心、安全なまちづくりにしっかりと尽くしてまいりたいと決意しております。

それでは、1つ目の質問に入ります。質問の前に、字句の挿入をお願いいたします。質問3の子育て行政について（1）の令和8年度より実施の「誰でも通園制度」についての「誰でも」の前に、「こども」を入れていただきたいと思っております。それでは1つ目の質問ですが、1、防災行政について、（1）奄美市総合防災訓練について。本年は、平成22年10月の奄美豪雨から、先ほども申し上げました15年目の節目の年でございます。当時の被害や体験を知らない世代も増えてきております。その中で、どのように市民の防災意識を受け継ぎ、広げていくかが大切だと考えます。奄美市総合計画には、全市民参加の訓練という方針が示されておりますが、その実現に向け、どのような取組を考えているのか質問をいたします。そして、8月24日に実施されました名瀬地区・住用地区においては、平成22年10月奄美豪雨災害クラスの集中豪雨を想定しての防災訓練が行われました。名瀬地区・住用地区、それぞれの地域性の課題があると考えております。今年地域ごとに行われました訓練の内容、そして地域住民の参加について伺います。1つ目、2つ目、訓練の内容を地区ごとにお示しください。そして、地域住民の参加についてお示しください。次の質問からは、発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 それでは、栄議員の御質問にお答えします。議員御指摘のとおり、今年は平成22年10月の奄美豪雨から15年の節目の年でございます。あの大災害の経験を風化させることなく、教訓にして、防災・減災を一層強化していくことの重要性を改めて思うところでございます。そこで、先月24日に実施した名瀬・住用地区の防災訓練についてであります。名瀬・住用両地区の共通した訓練としましては、情報伝達訓練及び住民避難訓練を実施いたしました。午前9時に防災行政無線及びコミュニティFMを通じて、大雨による避難指示をリアルタイムで発令し、それぞれの地域において適切な避難行動を実施していただくことを想定したものです。その中で、名瀬地区におきましては、私が笠利

地区の総合防災訓練へ参加していたため、私が務める本部長不在時を想定した災害対策本部を設置し、被害や避難状況等の情報収集や全職員を対象にした安否確認等の訓練を実施したほか、各地区においては避難所開設や炊き出し訓練を実施いたしました。また、住用地区におきましては、名瀬地区と同様な訓練のほか、孤立地域が発生したことを想定し、山間港から市港間において船舶を利用した急患者を搬送する海上救急搬送訓練も実施いたしました。次に、地域住民の訓練への参加状況であります。名瀬地区においては15団体417名、住用地区においては8団体240名の住民の方々に御参加いただきました。いずれにしても、災害はいつどこで発生するか想定できるものではありませんので、日頃からのそれぞれ家庭での備えに加え、防災に関する出前講座や防災訓練等を有効に活用していただき、住民の皆様方のさらなる防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。今回は本部長が不在ということ想定して、本部長不在の中での想定での訓練ということですね。そういった場合は、副市長がなるのでしょうか。そういうことですね。副市長が本部長の役割ということで、避難所、奄美、名瀬と住用に関しては、しっかり本部長の役割をするということで確認いたしました。ありがとうございます。そして、やはり、この中に訓練となると、住民の参加というのがすごく大事になってくると思われましたので、確認させていただきましたけども、名瀬地区が15団体417名、住用地区が8団体240名ということで、自主防災組織のあるところ、数からすると若干少ないのかなというふうな認識はしますけれども、しっかりまた住民が自分ごととして、しっかりと参加していただけるように、また来年度、また、こういった反省も生かしていただきたいと思えます。

そしてまた一つの、次の質問になりますけれども、訓練で見えてきた、こういった訓練を終えて、名瀬地区、住用地区の課題をどのように整理し、次回にどう生かしていくのか、お示しいただきたいと思えます。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。今回の訓練は、災害対策本部の行動として、行政内部の訓練とそれぞれ地区の住民が主体となった避難行動や避難所開設等の共助を想定した訓練でありました。その中で、今後の課題という点で申し上げますと、まず行政内部の全職員を対象に実施した安否確認の緊急報告は約92パーセントでありました。出向や派遣職員を除く本市在住職員では100パーセントに近い結果でありましたが、災害が発生したときに真っ先に災害対応に従事する職員の安否確認も非常に重要なことですので、今後とも迅速かつ確実な連絡体制と初動体制の確立に努めてまいりたいと考えております。また、地域住民の訓練について、自治会等からの報告で申し上げますと、「高齢者の徒歩での避難に関し支援する人員が少なく厳しかった」また「若い世代の協力が必要であるが訓練への参加が少なかった」との意見がある一方で「高齢者や要支援者の中にも訓練への参加を促すが協力が得られなかった」との意見も寄せられました。先ほどの市長からの答弁にもありましたとおり、防災には、まず一人一人の防災意識と日頃からの備えの自助努力が必要であり、その上で、共助・公助と住民や地域、そして行政や関係機関など全ての皆様の御理解と御協力が必要不可欠であります。今後とも防災訓練等を通して啓発活動に取り組むとともに、自主防災組織の確立や要支援者に対する個別避難計画の作成なども進め、引き続き地域の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。様々な課題が、24日に開催されて、これだけしっかりとまた検証していただき、課題抽出をしていただいているということに感謝申し上げますが、しっかりと、また、職員はどうしても初動体制で連絡体制がしないといけませんし、避難所開設だったりとか、いろいろと様々な役割がございますので、しっかりと、また、そこも含めて92パーセントの安否確認というのは、これも低いんですかね、100パーセントを目指してということだと思いますけども、しっかりとここも精査していただきたいと思えますし、また、高齢者とか障害者とか、本当に要支援が必要な方たちの支援する人たちが少ないということも見えてきていると思えますけども、やはりこの中

で、今、個別避難計画を市としても、名瀬地区、住用地区は100パーセントできたということで、名瀬地区が進められていると思いますが、こういった個別避難計画をつくるにあたり、しっかりと地域のことを、現状が分かってくるといいますので、着々と個別避難計画も作成を地域住民、自主防災組織があるにかかわらず、つくっていただきまして、地域の課題を地域の皆様が分かるということ、またしっかりと見える化をしていただき、課題解決に向けて、また一步一步進んでいただきたいと思っておりますので、しっかりとよろしくお願いいたします。災害の教訓を未来にしっかりと伝えていく、そして一人一人がまた自分ごととして訓練に参加できるように、そういったことが大事だと思います。今回も名瀬地区、住用地区の訓練を検証していただいておりますが、また深く検証いただきまして、さらに多くの市民が関われるように、来年度の訓練も、さらにグレードアップ、アップグレードしていただき、良い訓練にしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それで、今回のこの質問を終わらせていただきます。

次の質問でございますけれども、次は笠利地区での訓練について質問をさせていただきます。笠利地区におきましては、同じく24日に市長の参加の下、沖縄喜界島沖を源とするマグニチュード8.2の地震を想定し、津波避難や津波避難所運営、そして救出救助訓練など多岐にわたる内容で行われました。私も、しっかりと、この訓練、講演、また展示など、一連の内容を朝から参加させていただきまして見学をすることができました。計画からまた準備など大がかりな訓練でございましたので、職員はじめ関わった皆様に敬意を表しながら質問させていただきたいと思っております。そこで質問ですけれども、①笠利地区、地震、津波想定についてということで伺いますけれども、この訓練の内容とまた参加人数、また今後の訓練についてお示しいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、笠利地区における総合防災訓練についてお答えいたします。本訓練は、笠利版地域創生戦略の課題である災害に強いまちづくりに基づき、笠利地区で行う初めての総合防災訓練でございます。訓練では、自主防災組織を対象に、パッククッキング講座や心肺蘇生法訓練、防災資機材の使用法確認を行う各種訓練や、鹿児島大学井村准教授による防災講話を実施いたしました。また、警察、消防、自衛隊による救出訓練、アマチュア無線による非常通信、ペット避難所設営、所管施設点検などを行い、各関係機関や本市各部署との連携強化を図ったところでございます。当日は、町内27自主防災組織のうち、23組織から125名が参加し、全体で約200名の参加がございました。参加者からは、「防災器具の組立ては慣れが必要だが有意義であった」「最新事例を含む講話が参考になった」「連携の取れた救出訓練に安心感を覚えた」などの意見が寄せられました。今後の予定につきましては、本年度より令和9年度までの3年間で、笠利地区全ての集落において、防災アドバイザーとともに避難行動訓練や防災セミナーを組み合わせた集落防災訓練モデル事業を実施する予定でございます。今後も、このような実践的な訓練を継続し、市民一人一人の防災意識向上と災害対応力の強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。しっかりと、また、27の自主防災組織のうちの23ということで、残りは行事とかも重なっていたということが聞いておりますので、そこも含めて27の23集落での大変大きな参加率だと思えました。また、200名の参加ということは、集落ごとに代表の方に来ていただいていたの参加だったと認識しておりますので、大きく、本来であれば全員参加ということが望ましいかなと思っておりますけれども、今回は初めてということで、限られた人数での訓練だったというふうに認識もしております。

この中でまた3点ほど聞かせていただきたいと思っておりますけれども、訓練の成果と課題ということで、ちょっと2つ同時に、今回の訓練で得られた成果と市として特に評価している点は何があるか、そして一方で課題や今後改善が必要である点があればまたお示しください。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは議員の御質問にお答えいたします。今回の訓練で得られた成

果として、特に評価している点は3点ございます。まず、住民の皆様が実際に体験する訓練を取り入れたことで、防災を自分ごととして理解していただくことができた点でございます。次に、大学准教授による専門的な講和を実施したことにより、自助・共助について防災意識の啓発効果が高く得られた点がございます。そして最後に、消防・警察・自衛隊などの関係機関と連携した実働訓練を通じて、それぞれの役割分担や協力体制を確認することができた点でございます。一方で、課題や今後の改善点につきましては、現在、関係機関からの意見や検証結果を収集しているところでございます。その上で、住民の皆様のニーズや先進地の事例を踏まえながら、より実用性の高い訓練内容とすることが必要であると考えております。また、参加された方々がやってよかったと実感できる訓練を継続して実施することで、住民の防災意識のさらなる向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。3点大きな御答弁いただきましたけども、やはり体験することの大切さ、そしてまた講話の中でも、自助・共助について講話をくださいましたけども、またそこがしっかりと講話の中で専門家のほうからのお話が聞けたこと、また、次の質問に参りますけども、関係機関との連携強化ということで、一つ、町として、そういった自衛隊ですとか、警察、消防ですとか、海上保安庁ですね、そういったところと救急機関との連携ができたということが、すごく今回の防災訓練の大きな実になるものかなというふうにすごく思いましたので、そこもしっかりとできた、できる体制がつくれたということだと思います。

そして次の質問なんですけども、関係機関との連携強化ということは今質問させていただいたんですけども、さらなる実効性ある協力体制ということで、何かお示しいただけることがありましたらお示しください。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、今後、さらなる実効性のある協力体制ということでお答えいたします。今後さらに実効性のある協力体制を築くための取組といたしましては、笠利地区において一定の間隔で総合防災訓練を実施するとともに、その間の期間には全集落を対象とした集落防災、先ほど申し上げましたけど、防災モデル事業を順次実施する予定としております。これにより地域ごとの特性を踏まえた訓練を積み重ねることで、笠利地区全体の防災力の強化を着実に高めてまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。しっかりそういった小さな積み重ねがすごく大事だと思しましたので、重要な点だと思しました。

次に、1つ質問なんですけども、訓練の中でも避難所運営というところ、トイレですとか、ベッドですとか、組立てはありましたけども、今回に関しては避難所運営というのがなかったのかなというふうな思っております。こういった避難所運営と物資の備蓄等を含めて、訓練ではペット防災ですね、同室避難ということで、そういった開設がされておまして、また、パッククッキングですとか炊き出し等も行われまして見せていただきましたけども、会場ではダンボールベッドですとかトイレの組立ても行われました。しっかりまた今後、避難所のそういった訓練も、運営の訓練等も必要になると思えますけども、そのことに関して見解がございましたらお示しください。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、避難所運営訓練に関してと非常食についてお答えいたします。今回の総合防災訓練においては、議員御案内のとおり避難所訓練は実施しておりません。しかしながら避難所の運営体制を確立していくことは大変重要であると認識しており、今後は太陽が丘総合体育館を二次避難所として設置する訓練の実施についても検討を進めてまいりたいと考えております。次に、備蓄等の状況ですが、現在の備蓄状況では、災害発生時に必要とされる規模からすると十分とは言えないと思っております。また、備蓄体制の充実が必要であるとも考えております。今後、備蓄食料等の必要確保に努め、町内にあるスーパー等との災害協定の締結についても検討を進め、安定的な物資供給体

制の構築を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 答弁ありがとうございます。今後の訓練の課題が見えたということで、ありがとうございます。この笠利版の地域創生戦略「未来へつむぐ かさり」の計画の地域のありたい姿ということで、16で示されていますように、今年度は、この笠利地区総合防災訓練事業が総務省消防庁による令和7年度自主防災組織等活性化推進事業の委託事業ということで実施されたということでございますけども、計画の中には、先ほど所長もおっしゃいましたように、集落防災訓練モデル事業ですとか、また、笠利地区の防災備蓄等の整備事業、そして地域協力の下でつくる個別避難計画作成事業等々も行われております。大きな訓練ですので、やはり費用がかかるものだと思いますので、継続していただくには、しっかりとした予算等もつくっていただきながら、また、継続して行っていただきたいと思っておりますけども、また、集落の自主防災組織と防災訓練モデル事業として、来年度から3年をかけてということで、今、所長のほうからも御答弁いただきましたけども、笠利地区の29の集落を全集落を防災アドバイザーに入らせていただくという、本当に大きな新たな一歩だと思いますけども、いただくものと受け止めております。この防災アドバイザーの活用については、公明党市議団におきましても予算要望に出ささせていただいております。私は一般質問で防災アドバイザーの活用について取り上げさせていただいております。まずは、来年度以降もしっかりと防災アドバイザーの契約更新をしっかりとさせていただきまして、集落ごとのセミナーですとか、先ほどおっしゃった避難経路の避難場所の点検等を行いまして、地区ごとにしっかりとまた個別避難計画策定もできていると思っておりますけれども、そういったことの確認もしていただきたいというふうに期待をしております。また、訓練や避難所運営などを行う際は、男女共同参画の視点をしっかり入れていただいて、メンバーにも男女半々ぐらい、しっかりといていただいて、そういったこともお願いしたいと思っております。訓練の講話の中で、講師のお話の中でも、災害の前にやるのが大事ということで、災害をまず知ること、地域を知る、そしてまた知識を生かすということの話がありました。本市においても、海の港を有する名瀬地区、そして空の港を有する笠利地区、そして住用地区と地域ごとの特性もございますので、計画の中に大規模災害時に必要な非常食料、応急の救助、物資等を備蓄するための防災専用倉庫を整備するとの、笠利地区の防災備蓄等整備事業も盛り込まれておりましたけれども、笠利地区での訓練は、災害時に道路が封鎖された、飛び地合併ということで、封鎖された際に物資が届かなかつたりとか、そういったことも想定を入れながら地域性を捉えた訓練でもあったかというふうに私自身思っております。しっかりまた笠利地区で災害時において自己完結ができるように、この事業がまた実現できるように要望いたしまして、この質問を終わらせていただきますので、ありがとうございます。

それでは、次の質問でございますが、(2)の防災担当監、仮称ですけども、の配置について質問いたします。全国の自治体で自衛隊OBなど経験豊富な人材を防災専門監や防災マネージャーとして採用する動きが広がっております。奄美群島でも瀬戸内町に防災専門監が配置されておまして、私も5月に直接ヒアリングをさせていただきました。瀬戸内町は、令和5年の採用年度は会計年度職員として、2年目からは職員として雇用されております。防災専門監は災害対応の実効性を高めるだけでなく、平時には地域の防災計画策定、そして自主防災組織の支援、学校教育との連携など、町民全体の防災力向上に大きく貢献されているというふうに伺っております。この質問については、令和5年の3月定例会に竹山議員が、そして今年度、令和7年第1回定例会におきましては、奥 晃郎議員が質問されておまして、私も3人目の質問をさせていただきますけども、そこで質問でございますが、本市として、この配置について、竹山議員そして奥 晃郎議員の質問もありましたけれども、今現在、本市として、配置についてどのように捉えているのか、お示しいただきたいと思っております。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。近年、台風襲来の心配のほか突然発生する線状降水帯による大雨など予測できぬ災害が全国各地で頻発しております。また、地震大国と言われる我が国においては、南海トラフ地震の予測のほか本市近海においてもトカラ列島地震が頻発したことなど、自然災害への備えは余談を許さない状況であります。さらには、緊張の度合いが高まりつつある東アジア地域の影響に

備え、南西諸島における国民保護計画の策定が進められており、国防の最前線を担う自衛隊や関係機関との連携強化は今後ますます重要になってくると思っております。このような状況を踏まえまして、本市におきましても、昨年度、地元の陸上自衛隊奄美駐屯地と災害協定を締結し、日頃からの連携協力体制を深めております。その中で御質問の防災専門監、これ仮称でございますが、の配置につきましては、防災・減災の取組をはじめ、予期せぬあらゆる有事にも備え、専門知識や経験、そして関係機関とのネットワークを有する立場として非常に有益であると認識しており、今年度に入りましても、自衛隊協力事務所の方々と意見交換を行うなど、前向きに取り組んでいるところでございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 御答弁いただきました。前向きな取組を今されているということで認識をいたしました。

そこで、瀬戸内町や各他自治体の事例を見ますと、防災専門監や防災マネージャーを配置するに当たっては、やはり雇用する立場から、職制上ですとか、条例改正が必要というふうに聞いておりまして、次の質問に入りますけれども、②の防災専門監を配置するには条例改正が必要というふうに聞いておりますけれども、本市はどのように検討を進めているのかお示しいただきたいと思えます。また、防衛省への働きかけと並行して、本市として独自に準備できていることとして、具体的なスケジュールやまた庁内検討体制など、現時点での現状を併せてお示しくください。

藤原俊輔 総務部長 本市といたしましては、防災専門監に求める役割等を踏まえまして、単年度ではなく、ある一定期間の任用が必要と考えているところであります。任用に当たりましては、議員御案内のとおり、現行の会計年度任用職員ではなく、業務内容、任用期間、給与などの具体的な採用条件を定めた任期付職員の採用に関する条例の制定が必要となっております。現時点では、議会へ条例を上程する時期を明確にお示しすることができませんが、先行している県内の自治体の事例等を参考に作業を進めている最中でありまして、御理解をいただきたいと存じます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） ありがとうございます。前向きな検討だというふうに思っております。本市は、台風や豪雨災害のたびに甚大な被害を受けてきました。だからこそ、市民一人一人の命を守るための備えも強化することは重要でございます。この防災担当監の採用は、職員体制、今は本当に少数精鋭で頑張っているというふうにも思いますが、強化だけではなくて、市民にとっても安心の見える化というふうにもつながるといふふうに思います。既に瀬戸内町や与論町も配置がされておりまして、全国の自治体でも配置が進んでいる事例があります。天城町は配置に向けて準備を進めているというふうにヒアリングさせていただきました。本市においても、配置に向けて、しっかりとまた具体的な道筋をできるだけ早く示していただきたいというふうに要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは次の質問に入ります。市民生活についてでございます。（１）見守りカメラの設置についてでございますが、見守りカメラ、防犯カメラは、犯罪の抑止、そして事件等の早期解決、市民生活の安全の確保というふうに、見守りカメラは大事な役割を果たします。本市において、現在、警察庁の委託を受けて、この委託事業は子どもの見守りを目的に、名瀬の中心市街地での小中学生の通学路、そして、屋仁川周辺の電柱など１７か所に設置され、NPO法人が平成２２年から運用と管理を行っているというふうに認識しております。設置から１５年経過しており、老朽化でモニターの画像の不鮮明など故障が発生しているというふうに聞いております。カメラの維持管理や更新については、維持管理など課題があるのではないかという考えの下で質問させていただきますけれども、①本市に設置されている見守りカメラ運用の現状と課題についてお示しいただきたいと思えます。

藤原俊輔 総務部長 本市に設置されています見守りカメラにつきましては、議員御紹介のとおり、平成２１年度に警察庁が実施した子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業を活用し鹿児島県警察が設置したもので、モデル事業団体として先行された奄美青少年支援センターゆずり葉の郷が受託

管理しております。本市では市街地を中心に17台の見守りカメラが設置されましたが、老朽化等により現在では14台が稼働しているところであります。所管する奄美警察署によりますと、運用開始から現在までの約15年間で、カメラの閲覧申請件数は139件であり、交通事故や行方不明事案等に関して活用されているようであります。設置から15年以上が経過し老朽化も進んでいるようですが、現時点では、カメラの更新や新たな整備計画の予定は立てていないと伺っております。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。現状をしっかりと受けとめさせていただきました。どうしても、更新ですとか、されないということで、お金のかかることだと思いますが、当時の新聞を見ますと、国の予算で約3,800万ほどかかっているというふうに認識をしております。それ以降、年間約300万円ほど維持費がかかるということで、大きなお金がかかることもありますし、そういったことで、しっかりとまた警察署だけではなく、次の質問に入りますけれども、兵庫県の加古川市におきましては、2016年度より市民中心の課題解決型スマートシティを目指してございまして、小学校の通学路や学校周辺を中心に、翌年には公園周辺や駐車場周辺、主要道路の交差点などを中心に、1,475台の見守りカメラを設置しており、見守りカメラはビーコンタグ検知機が内蔵されてございまして、子どもや認知症のための行方不明となるおそれのある方、位置情報履歴を保護者や御家族にお知らせする見守りサービスも行っているとのこと。また、兵庫県警が公開しております犯罪認知状況を分析した結果、加古川市は見守りカメラ設置前、平成29年12月と比較しますと、令和3年12月では、この犯罪数が半減してございまして、さらに犯罪や交通事故の未然防止の仕組みを強化してございまして、カメラで取得したデータを利活用したまちづくりを行うために、AIを活用した高度化見守りカメラを設置予定というふうに聞いております。

そこで質問でございますが、本市として見守りカメラの設置と管理と運用はできないのか、お示しいただきたいと思っております。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。見守りカメラにつきましては、防犯・交通安全等の観点からも、地域の安全、安心に寄与する有用な設備と認識しているところであります。近年、この奄美大島におきましては、観光客が増加傾向にあり世界自然遺産の効果が表れている一方で、交通事情に不慣れなレンタカーによる交通事故が増えてきているようであり、治安や交通事故防止の取組が一層求められているところであります。島外からの人の往来、そして末広・港線の開通や、今後の国道おがみ山トンネル開通による中心市街地での交通状況等を見据えますと、これからも地域を見守るカメラの存在は必要なものと考えておりますが、設備に係る費用はもちろんのこと、通常の維持管理体制、運用の在り方、将来的な財産の所在など、本市行政が果たすべき役割や警察の役割等を踏まえ、十分に精査した上で対応すべきと考えるところであります。いずれにしましても、来島者も増え、名瀬市街地に限らず、住用や笠利地区の各集落においても必要ではないかとの声も伺っておりますことから、現在、防犯カメラに関する市の見解と今後の方向性について検討しているところでありますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。本当に、今、観光客も増えておりますし、テレビ等でも見ますように、犯罪等も増えているように思いますし、何と言っても子どもさんですとか、本当に犯罪に巻き込まれるのではないかというような、お子さんや、お母様方たちですね、保護者のほうからもお声をいただいたりしましたので、こういった質問をさせていただいているところなんですけれども、しっかりとまた市としては予算がかかることですので、検討としていただいて、皆様のまた声を拾い上げていただいて、例えば市でできないのであれば、防犯カメラの購入のときに補助金を出すとか、そういったことも、家庭で、自分のことで守るとか、そういうこともできるかと思っておりますけれども、しっかりとこれも検討課題として取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に入りますけれども、(2)の学校現場、体育施設での水分補給、熱中症予防につい

て質問いたします。近年、全国的に夏の平均気温が上昇し、熱中症による健康被害が課題になっております。本市においても児童生徒やスポーツ活動を行う市民にとって、安心して水分補給ができる環境整備は急務だと思っております。新学期も始まり、児童生徒は毎日重たい水筒を持参して登校しており、特に低学年では大きな負担になっていると考えます。学校にいつでもマイボトルで使える給水器を整備することで、子どもたちの負担軽減と熱中症予防を同時に実現できると考えます。また市内の体育施設や運動公園などの体育施設でも、運動時の水分補給は不可欠でございます。公共施設にも給水機を設置することで、利用者が安心して活動できる環境を整えることができると考えます。さらに給水機の活用はマイボトルを使うことで、ペットボトルの削減というふうにもなりますので、給水機設置の質問は第3回定例会で大庭議員も質問されておまして、公明党市議団の予算要望にも入れておまして、6月には熱中症対策として、名瀬の総合支所の中にも給水スタンドが設置され、大変好評を得ているというふうに聞いておりますので、そこで質問でございますが、①の本市の小中学校また体育施設への給水機の設置ができないか、伺いたいと思います。本市の見解をお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、小中学校及び体育施設への給水機の設置についてお答えいたします。両施設の性格が異なりますので、2つの答弁をつなげるような形でお答えしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。まず、本市の小中学校においては、お尋ねのボトル型給水機は設置されておられません。直接水を飲む形の冷水機が設置されている学校が6校ございます。これらの冷水機は市の予算で設置されたものではなく、各学校の保護者会による購入や卒業記念での寄贈、または収集したベルマークを利用して交換されたものなどでございます。学校における児童生徒の十分な水分補給や熱中症予防は非常に重要な課題であり、夏場の高温期においては特に水分の補給は必要不可欠であると認識しております。このため、保護者の理解と御協力の下、各学校において家庭からの水筒持参を認めており、児童生徒が適切に水分補給を行えるよう努めているところでございます。給水機の新たな設置につきましては、設置スペースや給排水配管の整備、維持管理のコストなど様々な課題が伴ってまいります。これらの点について、現行の施設環境や予算状況を踏まえ、必要性や実現可能性について十分に検討する必要があるものと考えております。続けます。引き続き、社会体育施設についてお答えいたします。社会体育施設である体育館におきましても、利用者が安心して活動できる環境を整えることは重要であり、冷水機の設置はその一助となり得るものと考えております。一方で、冷水機は機器単体の導入にとどまらず、給排水設備の工事や維持管理が必要となることに加え、体育館では指定管理者の収入源である自動販売機の利用や、製氷機による氷の販売といった既存サービスとの調整も課題となります。こうした点を踏まえ、競技団体や指定管理者にも話を伺いながら、必要性や効果について慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。今、学校で設置、冷水機は6校でしていると、卒業記念だったりとか、直接的に市が負担をしているわけではないということを確認いたしました。しっかりまた、そういったところ、給水機は設置されておりますので、そういった施設も取りあえず設置されておりますので、その6校からでもいいですし、冷水機を設置していただいて、ボトル型の給水機にするということは、結局、何にも触れずに、コロナ期もありましたけども、やはり口からではなくて、衛生的にもいいですし、また、子どもたちが学校から、今、水筒を持ってきておりますので、水筒を空で持ってきて、学校に給水機があれば、先ほど申し上げたように、水だけ補給すればいいというふうになってきますので、それもまたしっかりと検討していただいて、本当に猛暑というよりも酷暑の、今、酷暑という季節柄になっておりますので、しっかりとそういったことも検討していただきたいと思えます。そして体育施設でございますけども、体育施設に関しては、今、三儀山運動公園ですとか、太陽が丘とか、住用の体験交流館というのを想定しているんですけども、三儀山に関しては、やはりスポーツされる方たちも、外でスポーツされる方もいらっしゃるし、いろんな方々が利用される場所でもありますので、そういった市民へのサービスということも含めて、しっかりと今後検討課題としてやっ

ていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の質問に入りますけども、次は市民生活の中の……。

続きまして……。

奥 輝人 議長 (3) ですね。

栄 ヤスエ 議員 (17番) (3) ですよ。

奥 輝人 議長 はい。

栄 ヤスエ 議員 (17番) (3) の令和4年度より、HPVの検査が自治体の裁量で、判断で導入できるようになりました。ということで、次の質問でございますが、国においては、令和7年5月に決定いたしました、プレコンセプションケアということで、妊娠前からの健康づくり、推進5か年計画の重要政策として、子宮頸がんの罹患率は20歳代から上昇するため、中高生段階から子宮頸がんの検診を受けることへの重要性や、HPVワクチン接種に関する知識を持つことは重要であり、適切な対象に子宮頸がんに関する情報を提供するというふうにあります。このプレコンセプションケアにおけるHPV対策は、子宮頸がん予防と妊娠準備の両面から重要であると認識をしております。HPVワクチン接種は子宮頸がんの原因となるHPV感染を予防する一次的予防として推奨されておまして、子宮頸がんの検診はHPV感染の早期発見と適切な治療につながる二次予防として重要とされております。そこで質問でございますが、(3)の令和6年度4月よりHPV検査が自治体の判断で導入可能になりましたけども、これについて質問させていただきます。HPVの感染で起きます子宮頸がんは、20代から40代の子育てや働き盛り世代に発症が多いのが現状です。性交渉で子宮頸部に感染するHPVのほとんどは自然に排除されますが、ごく一部が5から10年以上かけがんになるため、感染予防が発がん予防の決め手となります。今回の検査方法の改正におきまして、HPV感染者が多い陽性の疑いのある20代は、従来どおりの細胞診、30代以上にHPV事前診の有無を調べるHPV検査も認めることとすること。機械が判定するHPV検査は、人が目で判断する細胞診より見逃しが少なく、既に世界の標準の検査法とされております。この高い制度は、検診間隔の延長につながり、陰性であれば5年後の検診になります。本市では、20代以上、年1回の検診を行っております。ただ、受診負担のあるのも現状でございます。今回の子宮頸がん検診の指針改正におきましては、リスクが低い方には検診の負担を減らすのが狙いであるというふうに言っております。このHPV検査は、採取した細胞を遺伝子レベルで調べることができ、感染しているかどうか分かるということで、子宮頸がんの早期発見治療につながるほか、がん発症のリスクを知ることができるということです。ということで、①の本市で導入できないかということで、お示しいただきたいと思っておりますので、次ちょっと3点お伝えします。本市における過去3年間の子宮頸がんの検診の受診率をお示しください。そして、子宮頸がんのワクチンのキャッチアップ接種が今年度末までと延長となりましたけれども、この本市のキャッチアップ接種経過措置対象者の接種率をお示しください。その上で、本市でHPV検査を導入できないかということでお示しいただき、この3点をお願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、まず、子宮頸がん検診の直近過去3年間の受診率について、まずお答えをしたいと思っております。本市の現状を申し上げますと、子宮頸がん検診の受診率は、令和4年度が19.1パーセント、令和5年度が19.6パーセント、令和6年度は20.4パーセントと、年々受診率は向上しておりますが、国が掲げる50パーセント目標にはまだ達しておりません。さらに年代別の受診率を見ますと30代から60代の受診率が高く、20代の受診率の低さが課題となっております。キャッチアップ対象者への周知につきましても、昨年12月に実施期間の延長が決定したことによりまして、未接種者に対してはがきによる受診勧奨を一斉に発送をいたしております。次に、本市でHPV検査に

ついて導入の意向はということでございますが、まず本市におきましては、子宮頸がん予防の取組として、従来から子宮頸がん検診及びヒトパピローマウイルス、(HPV)ワクチン接種を実施してまいりました。本市において子宮頸がんを含む子宮がんで亡くなられた方の数で申しますと、この3年間で、令和3年は0人、令和4年、令和5年が各お二人となっております。また、20代から30代に増えております子宮頸がんの9割がヒトパピローマウイルスによる感染が原因と言われております。議員御質問のHPV検査につきましてですが、ヒトパピローマウイルスに感染しているかどうかを調べる検査でございまして、仮にHPV検査を受けウイルスの感染が見られなかった場合には、子宮頸がんの発症リスクが低いということで、受診間隔が3年から5年ごとに延ばせるというメリットがございまして。HPV検査の導入につきましては、国のがん検診のあり方における検討会におきまして、段階的に指針の見直しが進められております。2019年に公表されましたガイドラインによりまして、一次検診としての有効性や費用対効果、受診者への心理的影響、精密検査や治療に至るまでの医療体制の整備など、依然として多くの課題が示されております。また、HPV検査単独法に関する国の調査によりまして、回答のあった1,741自治体のうち、令和7年6月時点で既に導入している自治体は4自治体。令和7年度導入予定が5自治体となっております。HPV検査単独法に対しては慎重な見解を示している状況となっております。また、財政的な面で申し上げますとHPV検査に係る費用は1件当たり約5,000円から7,000円とされております。現在本市で実施しております子宮頸がん検診委託料が4,160円でございます。これと比べますと検査費用が非常に高くなるということがございます。また、検査結果によっては、その後の精密検査の方法、次の受診間隔等、個人へのアプローチが現在の子宮頸がん検診よりも複雑となるため、受診者本人の次回受診間隔の周知並びに実施をする側の体制整備等にも検討が必要かと思っております。以上の点を踏まえまして、本市としては、まずは現行の子宮頸がん検診の受診率向上とHPVワクチン接種率の向上を優先して取り組むことが喫緊の課題であると考えております。

栄 ヤスエ 議員 (17番) 詳細な説明ありがとうございました。現状がしっかりと見えました。今、子宮頸がんの受診率ということで、年々上がってきているものの、令和6年度は20.4と本当に低いものだと思います。この要因等もしっかり今精査されているかなというふうには思いますけれども、一つ質問ですけれども、この要因というのは、接種率が低い要因というものが、部長の答弁できるようでしたら。

奥 輝人 議長 回答できますか。

麻井庄二 保健福祉部長 受診率が低いということについてですが、なかなか、まだ、特に20代の方の受診率が低いということで、大体20代からHPVウイルスのほうに感染して、その後10年ぐらいで大体発症が出てくるということで、20代から細胞診の検診を行っております。それからするとやはり30代以降になって初めて検診の必要性というのを自覚されるんじゃないのかなというふうにも考えているところでございます。

栄 ヤスエ 議員 (17番) 御答弁ありがとうございました。失礼いたしました。しっかりとまた、今、受診率が高いのが30とか60代ということですので、20代ですね、ワクチン接種も含めてなんですけれども、しっかりとこのプレコンセプションケア、やっぱり若いうちからの健康を守るということのしっかりとこういった概念ですか、こういったことも若いうちからお伝えしていただいて、性教育とかも含めて全てになると思いますけれども、そういったことも含めて、この病気に関して、HPVになったときの、子宮頸がんになったときのことも含めて、しっかりと周知していただきたいと思っております。今、HPVとは子宮頸がんの主な発症原因というふうになっておりますけれども、皮膚や粘膜に感染し主な感染経路はやはり性行為ということになりますので、性行為もだんだん低年齢化してきているというふう

聞いております。ほかのがんにもかかっているというふうを考えられます。1年に約1万1,000人が発症し、年間約3,000人が亡くなっているというふうには、先ほども具体的な数字も示されましたけども、やはり奄美市においても令和4年にお二人でしょうか、亡くなっているというふうな現状を今お聞きしました。日本はワクチン接種率や検診率が低いことで発症者や死亡率が減らない要因というふうにされております。がんの検診の未受診の理由として最も回答が多かったということで、これは国のお調べですけども、やはり受ける時間がないとか、そういったこともあったそうです。現行の細胞診の検査は2年ごとでございしますが、HPV検査法、検査は答弁ありましたように、5年ごとになるため、リスクが低くなりますし、受診行動の負担軽減が期待されるというふうを考えておりますので、しっかりまたこういったことも検討していただきまして、要望して、この質問を終わらせていただきますので、しっかり啓発のほうよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

それでは最後の質問になりますけども、子育て行政についてでございます。3の子育て行政について、午前中に与議員の質問でスケジュール等は確認をさせていただきましたけども、改めて質問させていただきます。(1)令和8年度より実施予定の「こども誰でも通園制度」についてでございますが、公明党は、子育て応援トータルプランの中で、保護者の就労の有無にかかわらず未就学児が認可保育所やまた認定こども園などに通える「誰でも通園制度」の創設を強く提唱してまいりました。こども家庭庁によると令和3年度時点で0から2歳児の約6割に当たる146万人が未就園児とのことでございます。こども家庭庁では、このような家庭では、親が自分で子どもと向き合い続けて疲弊したりですとか、誰にも悩みを打ち明けられなかったりとする孤立した状態での育児に陥る可能性を指摘しております。このような問題は、家庭内で起きる虐待ですとか、障害といった課題を抱えていても発見が遅れがちになるのが特徴でございます。そのため「こども誰でも通園制度」を利用することで、親がリフレッシュしたりですとか、預けることでリフレッシュをしたりとか、また保育士からいろんな人と関わることで助言を受けたりとかすることができるといことで、孤立化の防止につなげることができるとしておりますので、また再度質問ですけども、スケジュール感も聞かせてはいただきましたけど、再度確認します。①の本格実施に向けての体制整備の課題について再度お聞きします。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、議員御質問の「こども誰でも通園制度」の課題についてお答えいたします。「こども誰でも通園制度」、事業名は乳児等通園支援事業と言いますが、本制度は全国で令和8年度から本格実施となる新たな子育て支援策であり、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず月10時間まで柔軟に保育所等を利用できる制度でございます。子どもにとっては保育士等のいる環境で同世代と関わる機会が得られ、保護者にとっては育児負担の軽減や孤立感の解消につながることを期待されております。本市における本制度の大きな課題としましては、実際に実施する施設及び保育人材の確保であると考えております。本事業は、制度上、不規則で短時間の利用となるため、保育士が子どもの特性をつかみにくいことや、利用園児が新たな環境になじみにくいことが想定され、事業所の負担が増すことが懸念されます。また、「こども誰でも通園制度」を先行実施した自治体の多くから、「新たな保育士の確保が難しい」との意見が寄せられています。これらの課題があることから、事業を実施する施設数の見通しにつきましては不透明な面がございますが、令和8年4月から制度を円滑に開始できるよう現在準備を進めているところでございます。質問で御指摘ありました、御指摘の第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画において、令和8年度の確保方策人数を、0歳児1名、1歳児1名、2歳児2名と見込みが少ないのではないかと御質問につきましては、これは年間の受入れ時間数を延べ人数で算出をいたしております。年間の受入れ時間数としては250時間以上を超えておりますので、一定の人数が利用できると考えてはおりますが、実際の需要につきましては事業を実施しながら把握をした上で対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員(17番) ありがとうございます。課題も多々あるというふうには認識をいたしました。しっかりまた今所長がおっしゃったスケジュール感、午前中もありましたけども、条例改正、まず

9月には説明会を保育園にされるということで、その説明会を受けた保育園の皆様がしっかりと自分の保育園でできるというような担保が取れましたら手を挙げていただいて、条例改正を12月議会でしながら、認可をして受け入れをしていくという流れになるというのはもう認識をいたしましたので、しっかりまた説明会の中でも詳しく丁寧に説明をしていただきながら、いろんな課題もあると思いますので、その中でもまた出てくる課題というのはやはり保育士だと思っておりますので、そういったことも含めて、まずは対象になる皆様にスムーズに保育園の方たちがしっかり受入体制ができて、孤立化するような対象の親子ですか、子どもさんと親御さんがしっかりとそういった「誰でも通園制度」が利用できるように、今後、来年度、またスムーズな運営ができますように、決まったときには、また、この制度についても対象者に丁寧に説明していただきまして、周知のほうもしっかりとしていただきたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。やはり保育士の確保というのがもう与議員にもありましたように、やはり課題だと思っておりますので、そこら辺も、私たち議員もしっかりと考えながら、皆様と共にまた保育環境を整えられるように頑張りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、公明党 栄 ヤスエ議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時44分）

第 3 回 定 例 会
令和 7 年 9 月 11 日
(第 4 日 目)

9月11日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帯 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	事 務 所 長
屋 島 寿 郎	総 務 部 参 事	久 保 和 代	総 務 部 長
中 村 幸 浩	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	徳 山 一 史	企 画 調 整 課 長
清 麗 次	財 政 係 長	中 江 康 仁	防 災 危 機 管 理 室 長
伊 東 夕 渚	総 務 企 画 係 長 (笠 利)	信 島 賢 誌	公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 室 長
福 山 優	税 務 課 長	西 幸 一 郎	市 民 環 境 部 長
押 川 治	世 界 自 然 遺 産 課 長	麻 井 庄 二	国 保 年 金 課 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	米 田 大 樹	保 健 福 祉 部 長
盛 功 一	高 齢 者 福 祉 課 長	本 田 邦 洋	こ だ も 未 来 課 長
畠 山 正 明	重 点 政 策 推 進 監	國 分 正 大	保 護 課 長
川 畑 良 二	紬 観 光 課 長	大 庭 勝 利	商 工 観 光 情 報 部 長
			農 林 水 産 部 長

9月11日(4日目)

川畑 博行	農林水産課長	坂元 久幸	建設部長
俵 裕樹	都市整備課長	植田 斉久	土木課長
久保田 義雄	建築住宅課長	川上 浩一	上下水道部長
山田 政利	下水道課長補佐	大司 和秀	水道技術管理者
當田 栄仁	教育部長	林 孝浩	教育総務課長
村岡 和志	学校教育課長	押川 裕也	学び・スポーツ 推進課長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向井 渉	議会事務局長	本田 信章	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱
田川 正盛	主幹兼議事係長	重井 真人	議事係主査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

奥 輝人 議長 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1, 一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 盛 剛議員の発言を許可いたします。

盛 剛 議員(10番) 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。一般質疑も3日目に入りました。今回、先陣を切って、この盛 剛が質問を申し上げます。無所属です。

質疑に先立ち、7月の線状降水帯豪雨でお亡くなりになられた方々へ心から哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々、遺族の方々へお見舞い申し上げます。鹿児島、熊本では、テレビの報道では相当被害が出ています。さて、奄美は、心配された台風の被害も少なく、カムチャッカ沖地震の津波被害もなく、8月には抜けるような青空の下、奄美まつりが開催されました。合併20周年の祝賀ムードと相まって、今日のよい日に普段のわだかまりを捨て、心を開いて打ち解けて祝おうじゃないか、この心意気の下に盛大に開催されました。また、三味線の生演奏で舞台に島唄の名人女性7人が歌う曲でパレードをする姿は、私にとって、一生忘れ得ぬ光景になるでしょう。皆さんもそうだと思います。祭りは、伝統文化の保護、地域の連帯感の醸成や地域のコミュニケーションに貢献します。花火、舟こぎ競争、八月踊り、各団体の市中パレード、いずれも熱気とエネルギーを感じました。市民の表情にも将来への希望と自信が感じられ、奄美はまだ伸びる、豊かになる、上昇気流に乗った、そう感じました。

安田市政1期満了も近くなりましたが、奄美市がくしゃみしたら大島郡全体が風邪をひくので、この祭りのエネルギーを島おこしにつなげなければいけません。政府においても、地方創生の政策、防災庁、こども家庭庁の設置等、様々な施策を打ち出しています。私が最も国体の存立基盤として重要と思うのは、人口、食料、エネルギー問題、この3件は欠くことのできない3要素だと思います。離島奄美も例外ではありません。今回は、安田市長がこの問題を2期目に向けてどのように捉えているか質問いたします。新聞によると、中国政府が子ども政策を180度転換して、一人っ子政策から、出産奨励策や育児手当、幼稚園の一部無償化など打ち出しました。豊かになれば、必ず直面する人口減少問題です。奄美群島も、終戦直後は復員兵や農林業に従事する方々で20万人を超えていました。現在、10万人を割っています。半減したわけであります。この人口減少は深刻な問題であります。産業構造も農業や大島紬から建設業等に重心が移り、今ようやく民間活力により観光サービス産業が発展しつつあります。政治は時代の変化や時代の要請に応えなければなりません。政治がよければ、町は栄えます。

それでは質疑に入ります。1, 市長の政治姿勢について。(1) 2期目に向けて、奄美の直面する政治課題について。①人口減少や少子高齢化に対する将来のビジョンを伺います。次の質問からは、発言席から順次質問してまいります。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。それでは、盛議員の御質問にお答えします。人口減少や少子高齢

化に対する将来のビジョンについてということでございますが、人口減少や少子高齢化に対応するために、奄美大島人口ビジョン2025や、奄美市総合計画である未来の奄美市づくり計画を踏まえた奄美市「未来づくり」総合戦略2025において、「社会動態をプラスにする!」「子育て世代を増やす!」「出生数を増やす!」「人口減少に対応できるしまづくり!」という目標を立てております。出生数や社会動態を増やすためには、子育て世代である25歳から49歳までの人口の増加が重要なため、子育てに関する情報発信やサービスの充実、相談しやすい環境等、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組み、子育て世代が抱える悩みを解消することが求められます。そのため、少子化対策として、総合戦略の取組の具体的な方向の一つである「子育ての“困った”をなくそう」などの実現を目指し、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

具体的な事業について幾つか申し上げますと、妊婦・子育て家庭の相談環境整備や妊婦の経済的負担軽減のための支援給付を実施する出産・子育て応援交付金事業、3歳から5歳までの子どもの保育料等の負担軽減を行う幼児教育無償化事業、18歳までの児童を対象に医療費の窓口負担ゼロを実施する子ども医療費給付事業、小中学校の給食費について、非課税世帯の給食費無償化、物価高騰の影響による食材費高騰分を本市が支援することにより、保護者負担を5割程度軽減する学校給食費助成事業等がございます。いずれにしても、国、県の動向を見ながら、また制度的支援を活用しながら、少しずつ市の財政状況を鑑みながら手厚くしていっているというところでございます。また、令和6年度に本市の奨学金を借り受けた奨学生の返還支援の一環として、本市奨学生を雇用する企業などが奨学生に代わって奨学金を直接本市に返還することで奨学生の経済的負担を軽減する奄美市奨学資金企業代理返還制度を開始しており、令和7年7月現在で6つの企業が代理返還企業として奄美市と合意書を締結しております。このほか、産前産後ケアに関する事業、支援を必要とする子どもや家庭を支えるための事業など、子育て世代が抱える悩みなどを解消し、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいるところであります。

少子化については、様々な要因がございますが、令和3年に国立社会保障・人口問題研究所が行った第16回出生動向基本調査を基にこども家庭庁が作成した資料によると、第2子・第3子以上を持たない理由は、議員御指摘のとおり、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが最多となっており、その中でも35歳未満の女性についても見ると8割近くが経済的理由を原因に挙げております。今後も必要な施策に積極的に取り組み、相談体制の整備や子育て費用の負担軽減などの子育て支援サービスの充実、安心して子育てができる体制づくりを目指していくことで「みんなにやさしい“子育て”のしま」を推進し、人口減少や少子高齢化への対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 市長、ありがとうございます。様々な施策が打ち出されています。私が質問したのは、2期目に向けてどのような子育て支援策を打ち出すか、これが主な質問だったんです。これまでのいろんな子ども対策に対しての施策が打ち出されているということ、これからもまた継続して子育て支援策を打ち出すということに理解しました。

この問題は日本だけじゃありません。先進国全てに共通する課題であります。人口減少は、GDPの減、少子高齢化、日本の衰退、国力の低下につながり、国家の存亡に関わるといっても過言ではありません。奄美は、人口減少によって、限界集落、廃村などの問題も出てきています。この子ども対策に対して、私の経験から、私は子ども3名もうけました。その中で、子どもをつくらないじゃなくて、子どもは欲しいけど生活やっつけられるのか、将来心配になるわけです。高等教育、大学教育を受けさせることができるだろうか。4人、5人欲しいけど、2人ぐらいであればやっつけられるかもしれない。そういうふうな経済的な理由が主ですよ、子どもをつくらないというのは。であるから、私は、子どもが孝行するまでは、教育に係るお金は全て国が面倒を見るようにしなければなりません。この公約を市会議員の選挙のときに、奄美市で単独条例、月10万、小学校に上がるまでは母親に支給しましょう、この条例を自分が制定しますよということで政策に掲げて立候補しましたけど、子どもは国の宝です。国が面倒見るようにしなければいけません。子ども医療費、授業料、給食費、全てです。そして、大学に進学希望する方は国が面倒を見るという大胆な政策を打ち出さなければ、この人口減少問題には解決策は見

出せません。そこで、子ども対策は貧困対策ではない、国が育てるという普遍的政策を、1931年、スウェーデンのミュルダール夫妻が提唱して、スウェーデンは福祉国家、教育国家として、北欧3国は今日に至っています。ですから、いずれにしても、この人口減少対策は大きな課題であります。ぜひ、市長に2期目に向けて、子どもは奄美の宝である。教育を受けたい人には教育受けれるような、この間、川口幸義議員も質問していました。親は子どもには教育受けさせようということで精いっぱいなんです。そして、返還の義務のない奨学金制度、そういうのを創設して、奄美の宝であるということで、勉強させて、そして勉強した能力をまた島に帰ってきて発揮させるように、2期目に向けてこの政策を打ち出してください。

それでは、②の食の安全保障に関して一次産業の振興策を伺いますが、食料問題は国家の安全保障にも直結します。日本は先進国で、食料自給力の低い国であります。台風も多い。1週間でスーパーの品物が品切れになります。島内の自給率は幾らか。日本の国は38パーセント。島内の自給率は幾らあるか。10パーセントあるか。そして、主食の米にしても、減反政策のひずみが、今、米不足として顕在化してきています。島は巨額の国費を投じて、田んぼを埋めて畑にする事業を実施してきました。水田は、その当時は、私も小学校のときまでは稲刈りしたりして、精米所もあったんです。そういう時代でしたけど、時代の移り変わりによって、食料事情の移り変わりによって、減反政策が打ち出されて、もう米は作るな、そして補助金を支給するわけですよ、作らない人に、米は作るなということで。そして、昭和50年から、大規模に国費を投じて基盤整備事業が始まりました。それで、もう田んぼの稲刈りの光景もなくなってきて、ところがこの水田は、食料の自給だけじゃなくて、日本の原型であり、美しい故郷のふるさとの景色でした。川の氾濫防止の調整池等の役割も果たしていたわけでありまして。田んぼが池の役目をして、氾濫防止に。これは、戦国時代に武田信玄が、水を治めるためにわざわざ調整池ちゅうのを造ったんですよ、池を、氾濫防止に。水かさが上がってきたら、池に満杯になって、川が流れていく、沈下していくたびに排水していくように、それで調整池というのを造ったわけです。島はこの田んぼがそういう役目を果たしておったわけです。島の農業は、家族が食料として自給自足する農業でした。ソテツの実とか黒豚、鶏を飼って、そして前面の海浜ではアオサ取り、魚釣りをして食料の足しにしていました。昨今、この光景も見られなくなってきています。本当にこのような状態でいいのか。今、中国と台湾が緊迫する中、南海トラフ地震も30年以内に起こると想定されています。島外からの物資がストップするかもしれません。この問題について、島の食料自給状況は市長はどのようにお考えか伺います。

大庭勝利 農林水産部長 おはようございます。まず、本市における農業の現状につきましては、温暖な気候を生かしたサトウキビや肉用牛、果樹のタンカンやパッションフルーツなどの生産が盛んに行われております。これらの作物につきましては、温暖で多雨な地域の自然環境に適応しており、また一定の経済性があり、ブランド化に向けての取組も進んでいることから、今後もこれらの作物を中心とした振興を図ることが農業生産の維持・発展において非常に実効性の高いものと考えております。さらに、生産性の向上や輸送コストに対する支援、共同販売によるブランド化の推進、経営安定支援などを通じて稼げる農業・漁業の実現に向けた取組を進めているところであり、これらの方針につきましては御理解を賜りたいと思っております。なお、島内の食料自給率を実現するために農地や生産力、漁獲量を確保することは現実的に難しいと考えており、台風時における物資不足に備え、島内での食料安全保障を強化するためには、地産地消や食料自給率向上の施策にとどまらず、食品加工の開発や本土からの安定した物流確保、貯蓄施設の整備、物流の効率化、さらには災害時の備蓄体制の強化など、多角的な対策が必要であると認識しているところでございます。一次産業の振興につきましては、今後も各関係機関、団体と一体となり、人づくり・地域づくりの強化や生産加工体制の強化、付加価値の向上、販路拡大などに取組み、稼ぐ地域づくりを図ってまいりたいと考えております。

盛 剛 議員（10番） 丁寧な答弁、ありがとうございます。私が今質問したのは、盛んに東アジア情

勢が緊迫して、南海トラフ地震も起きる、そしたら物資が止まるわけですよ、海上輸送が。日本の国もそうです。この奄美大島もそういう事態になるかもしれません、海上交通がストップ、台湾と中国が戦争になった場合に。南海トラフ地震が起きて船などももう着けられない、そして外海からの物資の搬入ができなくなる可能性があるから、そのときの食料問題を今問うたわけでありまして。今、部長が答弁したのは、島の農業の生産とかその問題の答弁でした。もし、島が、食料がストップしていろんなエネルギーも入ってこなくなった場合に、こういうこと、例えば黒豚とかサンシャクバナナ。昭和30年、食料難の時代に、1メートルぐらいで20キロぐらいになるサンシャクバナナちゅうのがあるんです。そういうので相当食料を自給していました、島は、黒豚。その問題を今問うたわけでありまして。そして、備蓄関係とか、食料の輸入の海上交通を確固たるものにしようとか、その前に、それができなかった場合にこの島はどうするかちゅうことで質問したんですけど、答弁ありがとうございます。十分理解しましたので。それで、食料問題について、2,000年前に中国の孔子と門下生の有名な問答がありますから、原文は忘れちゃったけど、ここでその内容を紹介します。孔子先生の門下生が、兵隊と農業と政治、国家の存立の3大要素のうち、どうしても廃止・削減しなければならないとしたら、まずどれを廃止しますかと門下生が先生に質問したわけです。そして先生は、まず兵隊は要らんから削減やれちゅうたんです。そして、一同みんな納得して、その後、農業と政治家とどっちを削減しますか、やむなく。そしたら、先生が農業やめれちゅうたんです。そしたら、一同みんな驚いて、飯が食えなくなれば飢え死にするじゃないかちゅうたんですけど、孔子先生がそのときに、政治がしっかりしとれば国民から信頼されて、市民から政治が信頼されていれば大丈夫である、有名なこれは文言です。そして、この2番目に国家存立の重要基盤として食料を挙げています、食料生産。食料問題というのは本当に大事なことであります。

もう十分理解しましたので、次に島のエネルギー問題について、市長に見解を伺います。エネルギー問題について見解を伺う、これは島に限ってのことでありまして。この問題について、8月23日の瀬戸内町で開催された「あなたのそばで県議会」でもこの問題が出ていました。日本のエネルギーは、外国からの石油、天然ガス、外国からの輸入に9割近くを頼っています。去年、国家予算115兆、今年122兆、要望しています、おおよそ。その30兆近くが、中東、いろんなところのエネルギー、石油、天然ガス、これに使われているわけです。そして、戦前、日本はABC包囲網によって石油がストップしたわけです。それで、いろんなのが動かなくなるからちゅうことで南方に侵出して、そこで今日のような、いろんな戦争問題もありますけど、戦争に発展して、こういった形になりました。そこで伺いたいのは、島の水力発電、昔ありました、たしか住用と大川ダム。それから、私が当選してすぐ取り上げました木質バイオマス発電、こういうのも、島内で水力発電などを復活するのもいいんじゃないかと思っております。市長はこの問題をどのようにお考えですか。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。それでは、お答えいたします。奄美大島におけるエネルギー自給率についてでございますが、令和3年度の電力需要量、再生可能エネルギー発電量の推計値から、1割弱程度ではないかと推測しているところでございます。議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーの導入促進につきましては温暖化対策を推進する上でも重要な取組であるものと認識し、本市地球温暖化防止活動実行計画においてもその重要性を位置づけているところでございます。そのため、公共施設における太陽光発電の導入を中心に進めているところでございますが、太陽光発電以外の小型風力発電、太陽熱利用などの再生可能エネルギーにつきましても、導入の可能性について引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

盛 剛 議員（10番） 物資が止まったとき、島の中で車を動かすガソリンとか、これをガソリンでじゃなくて電気の自動車ちゅうのもあります、今から。今から補助制度もあります、電気自動車を購入する方に。そして、水力発電とか太陽光発電で電気エネルギーを供給するようになれば、もし万が一いろんなことが起こって外海からの物資がストップしても、こっちで動いて回っていくわけでありまして。そ

ここで、1つ紹介します。屋久島で、これは9月の3日の南日本新聞です。屋久島町は、島で使うほとんどの電気を水力発電で賄う一方、発電能力が島の需要量を上回っており、周辺離島に送電することで設備稼働率を高め有効活用したい、こう載っていました。屋久島は、世界自然遺産登録されて、水の多いところです。水力発電で島内の電力を賄っているということです。そして、余剰電力を船で、蓄電池、それで種子島とか口永良部、十島村の一部に展開したいと検討しているということです。これは9月3日、南日本新聞に載っていました。そういう先進地がありますから、島のほうも再生可能エネルギーを取り組んでいただきたい。

それでは、この問題について終わりにして、2の災害対応について質疑を移します。その前に、字句の訂正をお願いします。7月の30日古田地区災害についての質疑ですけど、7月26日です。それでは、災害対応について。①発災を知った日時、通報を受け復旧作業に着手するまでの経過を伺います。

藤原俊輔 総務部長 7月25日23時52分に発表された大雨警報についてお答えいたします。大雨警報の発表を受け、日をまたいだ7月26日深夜0時15分に情報連絡体制を構築した直後の0時35分頃、奄美警察署より、古田町の国道58号、四谷公民館付近で、隣接する水路から水があふれ、道路が冠水しているとの連絡を受けました。直ちに現地の状況を確認し、降り続く雨と深夜帯の状況などを踏まえ、二次災害を引き起こさないよう、夜が明けて、雨の状況を見極めた上で復旧作業の実施を行うと判断したところです。その後、道路管理者であります県大島支庁と当該水路を管理する本市において情報を共有し、災害協定を結んでいる奄美市建友会の協力の下、午前7時頃に国道に流出した土砂の除去と流木により閉塞した水路の回復作業を実施し、午前9時30分頃までには全ての作業を終えておりました。以上です。

盛 剛 議員（10番） 部長、どうもありがとうございます。この質疑は、問題があつての質疑ではありません。というのは、これは私がちょうど朝一番で加計呂麻に墓参りに行く途中、誘導員が立って迅速な対応して、国道ですから、交通が渋滞したら大変ですから、朝一番で対応していた関係で、大変立派だなちゅう思つての質疑であります。その夜は稲光がして、相当雨が降っていたのは自分も記憶にあるんです。その朝、加計呂麻に墓参りに行く途中、ちょうどあの雨で古田地区の上のほうがちゅと崩れて土砂が出て、交通誘導して、朝一番で、休みの日に市役所の方なんか復旧に尽力していたことに対して、ああ、すごいなちゅう思つてですね。そういうときの緊急対応ちゅうのは、建設部長の判断でやりますか。市長に判断仰ぎますか、副市長、市長に。どういうふうな。

藤原俊輔 総務部長 その日は、もう日中の段階で、測候所のほうから大雨警報が出るのではないかとという予測がありましたので、総務部のほうでは職員のほうで、深夜だと思えますけど、情報連絡体制に入る可能性があるということは認識しておりましたので、警報が出たと同時に3支所の総務課の職員が職場に行つて情報連絡体制を取るという、これは市のほうの防災計画に載っておりますので、そのとおり従つたということでございます。以上です。

盛 剛 議員（10番） 十分理解しました。こういう緊急事態のときには部長の判断でちゅうことで。夜中ですから。たしか夜中だったです、自分が寝ているときに稲光が鳴つて。それでは、私はこの現場の、砂なんか道路に出て、結構水も出ておつたから、地域住民に何日かして聞き取りに行ったんですよ、どういう状況ですかちゅうことで。そしたら、この地区は大雨が降るたびにこういう水が出るちゅうことなんです。水が出て、危険であるちゅうことなんです。そこで、地域住民から、何らかのそういう要望はなかったですか。砂防建設と、それからいろんな土砂を撤去してくれとか何とか。

奥 輝人 議長 ②番の質問でよろしいですね。

盛 剛 議員（１０番） ②。

坂元久幸 建設部長 おはようございます。それでは、御質問の古田地区の地域住民より砂防施設建設などの御要望はございませんかということで、これまでに、令和３年に急傾斜地崩壊対策事業導入の要望書が提出されまして、令和５年に再度、急傾斜地崩壊対策事業導入の請願が提出され、安全対策に対する強い要望をいただいております。本市といたしましても、当該箇所が土砂災害危険区域に指定されている箇所であることを把握しておりまして、周辺住民の安全、安心に直結する重要な課題であると認識しております。しかしながら、当該箇所は、土地境界線が確定しないなどの筆界未定地が含まれておりまして、法的な権利関係が未確定であるため、急傾斜地崩壊対策事業について実施するのが困難な箇所となっております。まずは、降雨時や線状降水帯等の事前予報を把握しまして定期的にパトロールを行い、土砂の堆積等が確認された際は土砂除去や排水の確保に努めるとともに、県と協議を継続してまいりたいと考えております。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 私はこの現場を２回ほど、ずっと道路から側溝伝いを山のぎりぎりまで、真ん中でＹ字のように２つに分かれているんです。２つ柵があるんですよ、右のほうから左のほうから。そして、ずっとぎりぎりまで行ってきましたら、山の柵から流れ込んできている、その横に家が建っています。非常に危険です。名瀬の町はほとんど、その当時、経済発展、４０年、５０年、６０年発展して、人口密度が高くて、宅地がなくて、こうしてずっと建ててきたかもしれません。側溝三面張りがある、その横に家が建っているんです。そこで伺いたいのは、その当時、建築基準法による許可の下で建設された家屋かどうか。その当時、この建築基準法等はなかった。それで、そのままあいつた状態、危険なところに家屋が建っているということですか。

坂元久幸 建設部長 御質問の建築基準法は昭和２５年に施行されまして、奄美群島が日本復帰を果たした昭和２８年以降の新築の建物については建築基準法が適用されております。議員御質問に関する建築確認申請の基準を申し上げますと、４メートルの幅員のある道路に２メートル以上接している必要がある。また、崖地に近接する建物や土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建物の場合は崖からの距離を保つことや、擁壁の設置等により安全上支障がないと認められる必要があるなどの審査基準がございます。本市内に建築される建物の建築確認申請の審査は大島支庁または指定確認検査機関が行っておりますので、確認済みかどうかを本市において把握しておりません。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 分かりました。そしたら、これは戦前に建てられて、そういう建築基準法とか法令関係のないときに建てられたのがそのまま存続しているという状態だと思います。それでは、自分が調査した範囲で、実際に名瀬の町は山にすぐ近く建っているから、どっか土砂崩れなんか起きたら大変です。瀬戸内とか各地方に行くと、海岸伝いに全部家が建って、後ろはみんな畑なんです。だから、仮に災害が起きて、人命を失うことはありませんけど、名瀬の場合は危険です。これは、私が、令和６年の３月議会でも、土砂災害防止、砂防の必要性とか質問しました。市街地のほうは十分留意して、災害防止にいろんな施策を打ち出していきたい。

それでは、関連して、古田町の後背地の森林、これ、個人有林か、林齢は。これを私が市役所のほうに問い合わせたら、守秘義務があるからこれはいけないうことだったんですけど。④の質問です。後背地の森林は個人有林か、林齢は。災害未然防止の森林整備の必要性を伺います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。当該地区における森林整備計画は予定をしておりますが、森林整備については、防災の観点から、森林や水源涵養や防風・防潮などの多面的な役割を有しているため、引き続き、国、県の補助事業等を活用して、森林整備の推進をしてみたいと考えております。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 山地災害防止，土砂災害防止は，今，盛んにテレビなんかでも出ていますけど，上流区域からの流木が流れてくるんですよ，手入れしていないから，倒れて。そして，その川幅にはまらんで，川幅をせき止めて，それが後ろに乗り越えて堤防が決壊して，そこから集落とか町に流れ込んでいくんです。ですから，後背地の森林の整備，これは前回も質問しましたけど，国会のほうでもこれをやっています。砂防とかの構造物だけじゃなくて，流域全体を森林整備することによって防ごうじゃないかちゅうことで，これ，何とかいう国会議員がやっていました。国会に法律の上程する前に，審議する前に，何とか委員会ちゅうのがあって，そこで審議の様子がＹｏｕＴｕｂｅで流れているんです。盛んにこれを行われています。部長，どうもありがとうございます。十分理解しました。

保安林ちゅうのは，荒廢地の災害防止用に保安林にして，個人でも保安林にしていいかちゅうことで，保安林でいいですよちゅうたら，固定資産税の免税措置があるんです。そして，保安林に指定されたら，保安林改良事業ちゅうのがあるんです。これは平成１３年度，私が瀬戸内におるときに，国，県の満額の前算でやったのを覚えています。ですから，上流区域の森林整備，十分留意していただきたい。

そしたら，緊急時に……。

奥 輝人 議長 （２）番ですね。

盛 剛 議員（１０番） （２）の緊急時における連絡網の体制について。古田地区の自治会長不在，私が聞き取り調査するときには不在でしたけど，会長不在，区長不在等の集落や自治会の数をちょっと伺います。

藤原俊輔 総務部長 本市の集落会，町内会，自治会の数は，令和７年４月１日現在で，名瀬地区に６６，住用に１４，笠利地区に２９の合わせて１０９団体となっております。そのうち，会長等が不在の町内会は４団体となっております。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 区長とか，例えば自治会が不在というのが４団体ちゅうことですけど，例えば広報のチラシなんかを配布したりいろんな連絡があるとき，不在というのは，やっぱり何か災害があったときに，連絡したりするときにはちょっと不便じゃないですか。やっぱり何とか会長を誰か，市役所の退職された方なんかやるべきじゃないかと思えますけど，どんなですか。

藤原俊輔 総務部長 住用，笠利地区におきましては不在はございません。住用，笠利におきましては，囑託員か駐在員の方々が広報紙を含めて市の情報は伝達しております。名瀬地区におきましては，シルバー人材センターのほうに奄美市の広報紙を配っております。町内会不在のところも全て広報紙が全戸配布されるようになっております。それから，先ほど４つの団体が会長不在ということを説明しましたが，会長さんは不在なんですけれども，４つの自治会とも，事務局機能はあるというふうに聞いておりますので，本市との連携も，その事務局の役員の方を通じて情報連絡は取れているものと認識しております。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 理解しました。不在であっても，事務局で連絡網は十分できているということです。

それでは，③の集落，自治会ごとに消防団員は確実に配置されているか，災害対応に対して。

奥 輝人 議長 ②番の質問も。盛 剛議員，②番も。

盛 剛 議員（１０番） ②緊急時に警察，消防が道路の寸断によって救援に來れない場合，その地区の青年団，婦人会が大きな役割を果たします。青年団組織がある集落，自治会は。

奥 輝人 議長 それじゃ、②と③を答弁お願いします。

藤原俊輔 総務部長 私のほうから、②のほうを御説明いたします。本市の集落会、町内会、自治会の数は、先ほども説明しましたが、本市全体で109団体となっており、そのうち、青壮年団の数につきましては50団体となっております。以上です。

屋島寿郎 総務部参事 おはようございます。御質問にお答えいたします。消防団の配置につきましては、集落ごとに小隊等に組織されており、また、名瀬地区の市街地につきましては、複数の町または自治会をいくくりとして、小隊または分団等に編成されています。したがって、各集落、自治会ごとに、おおむね消防団員は配置されています。また、各小隊の班長または分団長になる方には、退団者があった場合は即時に入団者の手配をするなど団員の確保に尽力していただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

盛 剛 議員（10番） どうも、十分理解しました。十分連絡体制が整っているということで理解しましたので。

それでは、④災害に対応するため、区長、青年団、婦人会、地区消防団員、役員等、連絡体制を確固たる組織に位置づけるべきと考えますが、どのようにお考えですか。

藤原俊輔 総務部長 災害時における初動対応や避難誘導、安否確認などにおいて、地域に根差した自治会や自主防災組織の果たす役割は極めて大きいものであり、こうした地域組織と行政との緊密な連携が市民の生命と安全を守る基盤となるものでございます。一方で、名瀬地区においては、自治会や自主防災組織が未結成または休会となっている地区が存在しており、防災の面でも大きな課題であると認識しております。防災においては、自助・共助・公助のそれぞれが大切でございます。自治会等の組織は住民の自主性と相互扶助の精神に基づくものでありますことから、災害対応の必要性や地域組織活動の意義を丁寧にお伝えし、御理解と御協力をいただきながら参加の輪を広げていくことが重要と考えております。これらを後押しするため、本市が行っている防災に関する取組といたしましては、防災訓練や出前講座の開催、地域防災リーダーの養成、広報紙を活用した自主防災組織に関する呼びかけなどを実施しているところでございます。今後とも、より多くの方々に自発的に参画いただけるよう、災害に強い地域の実現に向けて、地域と協働して推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 部長、ありがとうございます。そしたら、これはもう十分普段から連絡体制を取って、コミュニケーションを取って災害に対応するというところで理解しましたので。

それでは、⑤のカムチャツカ沖地震の津波関係における緊急連絡体制、警報発令までの経過を伺います。これは質問ではありません。どのような連絡が入って、どのような判断で発令を出したかという、その経過を伺います。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。7月30日8時25分にカムチャツカ半島付近で発生したマグニチュード8.8の地震によって、奄美地方においては、8時38分に津波予報が発表されました。その後、9時40分には津波注意報に切り替わったことにより、本市地域防災計画に基づき、情報連絡体制を構築したところでございます。これにより、防災行政無線を用いて計7回、海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れることと、津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないことを呼びかけるとともに、本市公式ホームページやSNSについても同様に呼びかけを行ったところです。その後、7月31日の10時45分に奄美地方への津波注意報は解除されております。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） ありがとうございます。この質問をしたのは、私はそのとき、舟こぎの練習があつて待機しとったんです。警報の解除が出れば行く予定でした。それで、市役所のほうにも電話入れて、そしたら防災担当の方がちゃんと的確に対応していただいて、やっていました。この質問したのは、事前に、市長不在の場合、副市长不在の場合、例えば兩名不在の場合は誰が指揮を執るか。例えば、発令しましょう、避難勧告しましょう、この重大な発令を出すとき、不在の場合にどういうことになるかということで質問したわけでありまして。そして、議員も、災害対応の緊急参集の義務を決めておかなければなりません。集落の区長なんかも、万が一大きな災害があつた場合に、市役所に緊急参集、集まれちゅうて。その関係で、この発令を出した経緯を今質問したところであります。市長不在の場合、副市长不在の場合、総務部長不在の場合、その代位を決めておくということです。万が一、上位３者がいない場合はどういうふうな対応しますか。誰に判断を仰ぎますか、総務部長も、副市长も、市長もいない場合に。

藤原俊輔 総務部長 お答えします。先ほども説明しておりますが、奄美市の地域防災計画というのが全ての基になっておりまして、市長不在のときは副市长、副市长不在の場合は総務部長、総務部長がいなるときには総務課長となっております。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 理解しました。ここで私が提言したいのは、議員も重要な役割を担っていますから、議員の緊急参集、これも災害対応に明記するようによろしくをお願いします。

それでは、３の島外資本・外国人による土地売買についてに質問を移します。外国人による土地の売買について。①奄美市において、外国人による売買の事例はあるか伺います。②奄美において、外国人によるマンション等の売買はあるか伺います。

信島賢誌 市民環境部長 おはようございます。それでは、外国人による土地、マンションの売買の事例について、まとめてお答えをいたします。本市税務課におきましては、不動産の売買において、法務局からの登記移動の情報を固定資産税のシステムに反映させております。その際の登記名義人の情報としましては、名前、それからその方々の住所、異動事由などが表記されておりますが、国籍は記載されておりません。そのことから、外国人による土地、マンションの売買事例は知り得ることができない情報となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 国籍等が分からないちゅうこと、この固定資産税の徴収はどうなりますか、こういったときに。外国人が土地を買ったりマンションを買ったときの固定資産税ちゅうのは市民税じゃないですかね。

信島賢誌 市民環境部長 固定資産税の課税の場合には、所有者に対しまして課税を行います。ですので、国籍を確認しながら課税するわけじゃなくて、所有者の方々に基準に応じて負担していただくというものでございますので、御理解をお願いします。

盛 剛 議員（１０番） この問題を取り上げたのは、いろんな問題が、中国人が経済発展して、ものすごいお金があつて、あちこちで土地を買っているという報道がされています。

ちょっと時間がありませんから、いろいろもう飛ばして、（２）の島外資本による土地の取得について。①笠利節田地区におけるホテル建設計画の直近の状況を伺います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 おはようございます。それでは、笠利節田地区におけるホテル建設計画の直近の近況についてお答えいたします。新聞報道等によりますと、事業者側による住民への説明会は、令和７年３月５日に第１回目の開催があり、これまで４回の説明があつたと認識しております。去

る7月29日の事業者による4回目の住民説明会では、事業者からの提案や住民の皆様からの要望など、事業者と住民との間でまだ十分な合意形成がなされていないことから、着工時期などの具体的な方針については示されていないものと認識しております。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） ここで伺いますけど、建設予定地聞き取り調査の中では、もう既に売買済みということですか。私もいろんな関係者に聞き取り調査しましたら、不動産関係が仲介して、その売買は既に、個人と個人との契約ですから、売買しているということですが、当該建設予定地の地目、当初登記年月日等が分かれば説明願えませんか。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員お尋ねの当該土地につきましては、当初登記年月日が昭和34年2月4日であり、旧笠利町の所有する、地目が原野の土地であります。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） どうもありがとうございます。これは、今、答弁受けましたら、笠利町が所有していましたちゅうことですね。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 旧笠利町が所有する原野の土地でありましたが、民間への払下げ、売買等により、現在の所有者に所有権が移転しているものでございます。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） これは、私も登記簿を調べてきましたら、錯誤ちゅうことがあったんですよ。錯誤、勘違いです。意図的にじゃないですよ。分からない状態で、勘違いして、別の人の名義になっていたか分からないんです。これは、旧笠利町の所有物であったわけですか。そして、例えばこれが分筆してあります。空港に行くときの道路建設によって分断されたかもしれません。分筆してあります。今お聞きしましたら、旧笠利町のちゅうことです。私は、これを、いろんな人からの電話があつて現地を見てきましたら、個人が石積みして盛土して造成してあるように感じましたけど、そこは関係ないですか。造成したような感じの土地でしたよ、大きな丸石が前面にあつて。

奥 輝人 議長 答弁できます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 お答えいたします。当該建設予定地につきましては、個人の所有地と認識しております。また、隣接する海岸の管理者は鹿児島県であり、境界の確定につきましては、県と土地所有者双方の同意に基づき行われているものと認識しております。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） この現地を私は砂浜に下りてずっと見てきましたけど、そこはなんか砂浜のような感じもしたんですけど、一応地籍のくいもあつて、国が定める法律できれいに確定していますから別に問題はないと思いますけど。

第三者による仲介、これ不動産業者が仲介していますね。私の知り合いの不動産業者にいろいろと尋ねましたら、地元じゃないはず、内地の人のはずですよちゅうことだったんです。こういうことをずっとやっていたら、投機目的で売買したり、島の財産が島外資本、外国資本に押さえられていくんです。これはあまり好ましいことじゃありません。どのようにお考えですか。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 売買における対応が第三者というようなことではございました。当該予定位置につきましては民間による売買のため、第三者による仲介等についてはこちらのほうでは把握しておりませんし、また民間の売買等になりますので、こちらのほうでの御答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） もうあと20秒です。この1点です。景観審議会というのがあります。この答申はどのような答申であったか。もう、あと10秒です。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 景観上につきましては、景観計画…

奥 輝人 議長 以上で、無所属 盛 剛議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨議員の発言を許可いたします。

なお、幸多拓磨議員から、書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

幸多拓磨 議員（7番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。笑顔あふれる奄美市を、笑いが循環するこの島と一緒につくってまいりませんか。

質問に入ります前に、一言、所感を述べさせていただきます。議員に就任して以来、私は、全ての定例会で一般質問に立つと心に決め、今回で16回連続の一般質問となりました。議員としての歩みは3年10か月になります。思い返せば、初めてこの議場に立たせていただいたのは3年8か月前のこと。その際、私は一蓮托生の気持ちで、「安田市長とともに、活動の見える化、そして、明るく優しく、風通しのよい奄美市を目指して取り組んでまいります」と申し上げましたが、その決意は今も変わっておりません。私が大切にしている言葉に「凡事徹底」という言葉があります。誰もができることを、誰にもまねできないほど続けていく、その積み重ねが必ずや市民の皆様の笑顔につながっていくと信じております。これからも市民の皆様の声を丁寧に拾い上げ、可能な限り一般質問を続けてまいります。

さて、今回取り上げたいのは、夏休み明けの子どもたちの心の状態についてです。長い休みを終えて学校に戻るこの時期、子どもたちは大人が思う以上に心を揺らしております。生活リズムが崩れて朝がっつらくなる子、勉強についていけないか不安になる子、友達との関係に緊張を感じる子、時には体調不良やイライラとなって表れることもございます。これは特別なことではなく、誰にでも起こり得る自然な心の反応であり、私たち大人も経験してきたこととございます。私自身、幼い頃、学校から帰宅すると、母が必ず温かいハグで迎えてくれました。そのときの私は、どんなことがあっても自分には味方がいるんだと強く感じ、大きな安心感につながった記憶がございます。子どもたちに必要なもの、まさにそのような温もりや受け止めだと感じます。学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの小さなサインを見逃さず、しっかりと寄り添っていくこと、それこそが未来を担う子どもたちを支える土台になると信じております。私は、これからも小さな声を拾う議員として歩み続け、安田市長の島を思う気持ち、人に対する優しさ、そして、未来を見据えた志の高さとともに、市民の皆様と奄美市の明日をつくってまいります。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。1、教育行政について伺います。（1）学校現場の環境改善について。写真をお願いします。こちらは、採用ギルドというネットから持ってきたものとございますが、小学校の先生方の受験者数と合格者数、倍率についてです。——こちらをアップしていただければいいんですけど、一番下ですね。2020年から、一番上が2025年になるんですが、2020年の場合は受験者数が650名いて、そして合格者数が254名ということは2.6倍の倍率でした。それが、2025年、上のほうをちょっと行っていただくと、受験者数が293名、そして合格者数が244名、倍率が1.2倍となっているわけとございます。たった5年間の間で2.6倍から1.2倍。次の写真をお願いします。次のページですね。②をお願いします。こちら拡大、上のほうをお願いします。こちらは、令和8年度、鹿児島公立学校教員採用選考試験の結果となります。これは来

年度の先生方になると思うんですけども、こちら見ても分かるとおおり、左側が令和8年度なんですけども、こちら、先ほどの2020年に受験者数が650名いたのが、今何と269名の受験者数に減少しております。そして合格者数は223名ということで、倍率が1.3倍。中学校のほうも低い形で推移しております。今年度におきましては、倍率が平均しますと1.8倍という形になっているわけでございます。——ありがとうございます。

まず、学校現場の環境改善について伺います。鹿児島県における教職員採用試験の倍率は、直近5年間で著しく低下しており、特に小学校は2021年の2.1倍から、2025年には1.2倍まで落ち込んでいます。中学校につきましても、教科ごとに差はありますが、おおむね約2.1倍で推移しております。さらに、せっかく採用されても離職する教員が一定数いることは、全国的にも大きな課題となっております。このような低倍率や離職の増加は、教員になる成り手の減少を示しており、本市においても同様の課題が懸念されます。現場では、児童生徒に対し十分に向き合える体制の確立、そして、採用から定着までを見据えた環境整備が急務でございます。一方で、奄美の教育現場には、先生方にとっても魅力があります。小規模校ならでの子どもとの距離の近さ、地域全体で学校を支える文化、豊かな自然や伝統を生かした教育活動は、先生にとっても大きなやりがいにつながります。こうした離島教育の魅力を県内外にしっかりとPRしていくことが、人材確保の定着につながるとも考えます。そこでお尋ねいたします。①学校現場の環境整備と教員不足の解消・離職率低下と成り手不足解消に向けた取組みについて、どのように進めておられるのかお示しください。次の質問のより、発言席で行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

向 美芳 教育長 おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。まず、学校現場の環境整備に関しましては、教職員の負担軽減と教育の質の向上を目指し、業務改善に取り組んでおります。具体的には、定時退庁日の設定及び確実な実施、週2日の部活動休業日の完全実施と部活動時間の確実な管理、校務支援システムを活用した出退時刻記録の確認による超過勤務時間に係る個別指導、労働安全衛生管理の充実のための衛生委員会等の毎月1回以上の開催等が挙げられます。

次に、教員不足解消等についてお答えいたします。教員不足については、議員御指摘のとおり、離職率や教員を目指す希望者の減少等も大きな要因となっており、そのほかにも、特別支援学級数の増加や、産休・育休・病休等の不足者の増加等も挙げられます。その解消に向けた取組として、県でも複数年を見越した計画的な新規採用者数及び講師数の管理、ポスターやチラシ、リーフレット等を活用した広報活動等を行っております。教員の業務は、授業準備、生徒指導、保護者対応、部活動指導、事務作業など多岐にわたり、多忙な職業ではありますが、子どもたちの成長や将来設計に携わる大変やりがいのある仕事でございます。特に、本市においては、離島ならではの特色ある教育が各校において取り込まれており、地域と連携した八月踊りや島唄などの伝統文化の継承は、大きな教育的魅力であると考えております。実際に、本市に勤務している教職員の方々が、子どもたちと一緒に地域行事等に参加し、島の文化に親しんでいる姿を見ることもできます。本市で勤務した先生方が、異動先にて、本市や離島の魅力について広げてくださることを期待しているところでございます。今後も、学校における業務改善を図りながら、教員の魅力及び離島教育の魅力の発信に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 教育長、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。これからも継続して続けていってほしいところがございます。島ならではの、これは本当に私たちにとって宝だと思いますので、ぜひそこにも力を入れていただければと思います。

次の質問に参ります。②教員が子どもと向き合う時間を確保するための業務軽減策について。②—1、部活動の指導者の地域移行の現状と内容についてお伺いいたします。部活動は、子どもたちの体力向上や人間関係の形成に大きな教育的意義を持ち、実際に部活動を通じて教職を志した先生も少なくありません。中には現在も自ら部活動を教えることにやりがいを感じ、続けたいと考える教員もいらっしゃる

ます。一方で、教員の業務負担や長時間勤務の是正という観点から、国や県では部活動の地域移行を進められており、本市においてもその対応が求められています。教員が部活の指導者を続けたいという思いと、地域移行の必要性のバランスをどう取るのか、教育の質や子どもたちへの影響を考える上で大変重要な視点だと思えます。そこでお尋ねいたします。②—1、部活動の指導者の地域移行の現状と内容についてお尋ねいたします。現状と今後の方向性をお示してください。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。部活動の地域移行につきましては、子どもたちがスポーツ・文化活動等に継続して親しむことができる機会を確保することや、教職員の負担軽減のために、現在、本市においても取組を進めているところでございます。国の令和8年度から令和13年度までの改革実行期間に併せて、学校部活動から地域移行、地域展開に向けて、まずは一つでも多くの部活動について、休日の地域移行を目指し、奄美市中学校部活動地域移行展開推進会議で、その方策について検討しているところでございます。議員御指摘の部活動指導を継続したい教職員につきましては、関係機関と適切に連携しながら、兼職兼業での対応も進めていきたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 教育長、ありがとうございます。今おっしゃったように、先生方の思いと今の働き方の改革というのを、そういった形で考えていただけるとするのは非常にありがたいことだと思います。ぜひ、トップダウンではなくて、ボトムアップで先生方の声のほうも聞いていただければと思います。引き続きお願いいたします。

では、次の質問にまいります。②—2、開門時間の現状についてお尋ねいたします。学校の開門時間は、教員の勤務環境と保護者の生活の双方に深く関わる課題でございます。子育て世代の保護者にとっては、仕事の都合上、朝早く子どもを学校に預けられる安心感が重要であり、一方で、教員にとっては早朝の開門や施設業務が長時間勤務や負担増につながる現実がございます。したがって、この課題は、保護者の利便化、教員の負担軽減化かの二者択一ではなく、子どもの安全を第一に、双方の声を丁寧に酌み取りながら解決していく必要があると感じております。そのためにも、行政が一方的に決める、先ほど話したトップダウンではなく、現場の声を反映するボトムアップの姿勢が、奄美市としては求められていると考えます。そこでお尋ねいたします。②—2、開門時間の現状について、本市としての見解をお聞かせください。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市においては、多くの学校において7時30分前後に管理職が開門しており、開門時間については、児童生徒の登校状況や教職員の勤務実態等を考慮し、各校において判断がなされております。安全確保の観点からも、学校職員が誰もいない状態の学校に児童生徒が登校することがないよう考えまして開門時間は設定されております。現在、保護者や学校から開門時間に係る相談や要望等はございませんが、今後、要望等があった際には、学校の実態や現場の声をしっかり聞き取りながら取り組んでまいりたいと思えます。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。今おっしゃったように、現場の先生方の働き方というのを本当考えていただきたい。そして、もし、両方の、保護者の方だったり、そういった御意見があったり、そして、先生方の働き方の問題がある場合は、例えばの話しなんですけども、そう教育界だったら、子どもたちに関わる方の外部の採用とか、そういった学校教育内の職員だけで何か解決しようとするのではなくて、委託だったりとか、そういったことも考えるのも一つの案だと思います。もちろん、先ほど教育長がおっしゃったように、安全面だったりとか、先生との触れ合うその時間といったところは、教育の面ではいろいろな部分があると思えますが、しかしながら、両方を、保護者の方だったり、先生方の働き方というのを考えたときに、そういった考え方というのもやはり持っているかと思ったりする分もありますので、今後のそういったことも取り入れていただければと思います。よろし

くお願いします。

では、次の質問に参ります。2、財政行政についてお尋ねいたします。（1）奄美市の財政状況について。①現在の奄美市の財政状況を市民にも分かりやすくお示しください。では、写真をお願いします。こちらは、令和6年度に開催されました議会報告会の財政構造の資料の一つのページになります。これはちょっと遠くて見にくいと思うんですけど、私が口頭でお伝えしますと、上のほうに、左から財政力指数、次に経常収支比率、次に財源構成比率、次に実質公債費比率、次に実質単年度収支という形になっているわけでございます。こちらちょっとつけたままでもいいんですけど、ちょっとお話しさせていただきますね。奄美市の財政は市民生活や各種施策の基盤を支える大切な土台であり、その状況を分かりやすく示していくことが必要です。財政指数を見ますと、財政力指数は0.25前後で推移しており、国や県の交付税に大きく依存している構造が伺えます。経常収支比率も90パーセント前後と高く、家計に例えるなら、給料の9割が家賃や光熱費など固定費に消えてしまい、自由に使えるお金がほとんど残らない状況に似ているかとも思います。さらに、実質単年度収支は黒字と赤字を行き来しており、時には貯金を切り崩して運営するような厳しさもあります。一方で、奄美市は健全な財政運営を続けている事実もございます。直近3年間の当初予算ベースで市債——こちらの借入れですね——と公債費——それは返済——を比較いたしますと、いずれの年度も借入額を返済額が大きく上回っており、3年間合計で借入れが73億円に対して返済が142億円、差引き約69億円の返済が多いという結果になっているわけでございます。借りながらも着実に返すという姿勢が見て取れるものです。また、第2次財政計画で掲げた目標である地方債残高の縮減、基金残高60億円以上の確保、健全化比率の維持についても、令和3年度から令和5年度の決算比較では大幅な改善が確認されております。特に、経常収支比率が依然として90パーセント台と硬直的である一方——こちらまた次の資料をお願いします。④と⑤ですね。こちら④、これは令和3年度から行きましようかね。令和3年度の、こちらは将来負担比率比較の写真なんですけども、令和3年度は、こちらにございますように、実質公債費比率が9.6パーセント、こちらは低ければ低いほうがいいわけですね。こちらの隣が将来負担比率、こちらは27.4パーセント、こちらも同様低いほうがいいわけでございますが、では、令和3年度から2年後の令和5年度——こちらも拡大、ズームをお願いします。こちらがどうなっているかと申しますと、実質公債費比率は0.1パーセント下がっており、こちら隣ですね。将来負担比率、こちら27.4から、何と0.7パーセントまで下がっております。——ありがとうございます。まとめますと、本市の財政は、依存度の高さや硬直性といった課題を抱えつつも、借金の縮減や基金の積み増し、健全化比率の改善など、計画を上回る成果を挙げていると感じているわけでございます。そこでお尋ねいたします。現在の奄美市の財政状況を、私たち市民に分かりやすくお示しただければと思います。お願いします。

安田壮平 市長 それでは、幸多議員の御質問にお答えします。奄美市の財政状況を分かりやすくということでございますが、議員からも先ほどお話しありましたが、家計に例えるということなども検討したんですけれども、やはりこの指標の意味合い、そしてまた類似団体等との比較をしながら、なるべく分かりやすく説明をできればと思っております。奄美市の財政状況について、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の4点から御説明をいたします。まず、財政力指数とは、議員御案内のとおり、自治体の財政力を示す指数で、標準的な行政需要に自主財源でどの程度対応できるかを示したものであり、数字が1に近ければ近いほど財政的なゆとりがあると言えます。本市は令和5年度決算で0.27となっており、本市と同様な人口規模・産業構造である類似団体の全国平均が0.48、県内19市の平均が0.40であることから、依然として財政基盤は弱い状態でございます。次に、経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標であり、100パーセントに近いほど財政の弾力性が失われていることを表しております。逆に数値が低ければ、余裕財源が生まれ、新規施策に投資することが可能となります。本市は令和5年度決算で91.2パーセントであり、類似団体の全国平均が93.1パーセント、県内19市の平均が90.3パーセントとなっております。今後も経常経費の抑制と、稼ぐ力の向上による税収の増を図る必要がございます。次に、実質公債費比率ですが、これは借入金の

返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標であり、本市は令和5年度決算で9.5パーセントとなっております。類似団体が5.6パーセント、県内19市平均が8.0パーセントとなっていることから、他自治体よりも公債費比率はやや高い状況と言えますが、国の示す早期健全化基準の25パーセントを下回っており、健全な状況と言えます。最後に、将来負担比率ですが、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であり、令和5年度決算で0.7パーセントとなっております。類似団体の全国平均が6.3パーセント、県内19市平均がマイナス35.9パーセントでして、本市は比較的起債残高は多いほうですが、国の示す早期健全化基準が350パーセントとなっていることから、現在のところ健全な状況と言えます。以上から、財政力指数は低く、経常収支比率も高いため、依然、財政基盤は厳しい状況ですが、借入れについては将来負担も着実に減少しており、健全な財政的運営を行っているものと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 安田市長，ありがとうございます。おっしゃることがすごくうれしくて、やはり、私たちが感じると思うことというのは、私たちの子や孫だったり、やはり、今後受け継いでいくときに、この島はもっともっとよくなるのか、どうなのかと不安に思っている方の中にはいらっしゃると思うんです。そういった意味で、この財政というのはやっぱり私たちにとって、生きていく上でなくてはならないもので、しっかりとしているということ、安心がなければ、私、何も動けない、この島から離れていくのもそれが理由の方もいるかもしれない、もしかすると。でも、今のお話を聞くと、年々よくなっていっている。これに関しては素晴らしいことだと思います。しかしながら、やはり私自身が、夢見ることではないですけど、やっぱり、自主財源と依存財源の割合といったところでは、やはり、奄美群島全体的に言えることではございます。しかしながら、奄美市、この群島の中で中心であるロールモデルとしてやっていかないといけない自治体であるからには、やはり、依存財源を少しでも減らして、そして自主財源を上げていく、その努力というのをいろいろ取り組んでいく必要はあるのかなと、例えばTSMCじゃないですけど、菊陽町じゃないですけど、今回、交付税がもらえなくなったと、それは、逆に言えば、自分たちは自主財源が潤沢にできて、生まれてきたからこそ、そういった形になったと思うわけでございます。もともとのベースが違うというのもございます。しかしながら、諦めちゃ駄目だと思うんですね。ですので、自主財源をもっともっと上げていくために努力していただければと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に参ります。②令和7年度現在における奄美市の地方債残高は幾らでしょうか。また、現在の基金の総額はお幾らでしょうか。そして、今後何年で返済を行う計画かお伺いいたします。奄美市の財政状況について申し上げます。本市は第2次財政計画、平成28年度から令和7年度、今年度までです。——の中で、地方債残高を400億円から340億円へ縮減することと、基金を60億円確保すること、健全化比率を一定水準以下に抑えることを大きな目標として掲げてまいりました。その結果、決算ベースで比較いたしますと、地方債残高は令和3年度440億円から令和5年度は398億円と着実に縮減し、基金残高も157億円から171億円と積み増し、健全化比率についても先ほどお話ししたとおり改善傾向も感じております。一方で、市民の皆様から次のような声を多く頂いております。

「奄美市はどれくらいの借金を抱えているのか」、「基金はどの程度積立てがされているのか」、「将来に向けての返済計画はどうなっているのか」、こうした状況を踏まえ、市の財政運営の健全性を市民に分かりやすく示していくことが今後ますます重要になっていくと考えます。そこで伺いいたします。②令和7年度現在における奄美市の地方債残高は幾らでしょうか。また、現在の基金の総額はお幾らか。そして今後、何年で返済を行う計画でしょうか、お尋ねいたします。

藤原俊輔 総務部長 それでは、お答えいたします。令和7年度9月補正後における令和7年度末の地方債現在高の見込額は、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて約494億800万円となります。同様に、一般会計、特別会計の基金総額は約187億6,000万円となります。今後何年で返済を行うかとの御質問につきましては、起債の償還期間は10年から30年程度の期間が設定され、毎年返済し

ているところでございます。償還期間については借入先や起債の種別ごとに異なり、例えば、水道事業など公営企業会計に出資を行うための一般会計出資債は30年、公営事業整備に係る起債は25年、過疎対策事業債は12年、辺地対策事業債は10年などとなっております。起債につきましては、公共施設の建設や災害復旧など、単年度に多額の財源を必要とする事業について借入れを行います。返済が終了しましても新たな施設の整備や更新が必要となるため、毎年度新たな起債を行っております。起債に当たっては、実施計画や財政計画に基づき、起債発行枠36億円上限という財政規律の下、計画的な財政運営を行っているところでございます。

次に、市の借入れや貯金などを含めた借入れの健全性の評価につきましては、先ほど申し上げた将来負担率はその指標に該当いたします。将来負担率は将来負担額割る年間の収入総額で表されます。詳細を申し上げますと、令和5年度決算において、市の全会計の借金や退職手当などを合わせた将来負担額が505億円でございます。これに対し、貯金に当たる基金や起債の交付税で算入される額を含めた充当可能財源が504億円でございます。将来負担額505億円から充当可能財源504億円を引いた1億円が、現在の将来負担額と試算されます。次に、年間の収入総額については、市税及び普通交付税から、今後交付税にて算入される公債費の額を控除した額となり、143億7,000万円と試算されます。よって、将来負担額1億円を年間収入総額143億7,000万円で割ってさらに100を掛けますと、令和5年度将来負担率0.7パーセントとなります。なお、国の早期健全化基準が350パーセントとなっていることから、現在のところ健全な状況と思われまいます。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。詳しいところは、また持ち帰って内容を精査して私自身も勉強していきたいところであるんですが、ただ、分かったことが、先ほど話を私もさせてもらいましたけど、将来負担率が0.7パーセントというのが、先ほど話の説明の中にありました505億の言わば借入れだったり、今の状況から504億差し引いて1億に当たるのが0.7パーセントなのかなというふうにちょっと把握したわけでございます。そういったことをお聞きすると、やはり、先ほどの話で、30年だったり25年、12年、10年、返済する長さというのは変わってくるわけで、毎年だからリセットされることはないんですよね。それは十分分かっております。しかしながら、こういった形で健全な今の財政状況というのが分かったので大変うれしく思います。その中で、なくしていくことも大事なんですけど、やっぱり投資をしていく、お金を回していく、経済を刺激していくという必要もありますので、そのバランスのほうをどうか取っていただければと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に参ります。（2）財政運営と市民の意識についてお尋ねいたします。私たち市民にとって税金は、とかく取られるものと受け止められがちです。しかし、本来、税は教育や福祉、道路や水道といった生活を支える行政サービスのために地域へ預けるものであり、その成果を市民が実感できることが重要です。一方で、本市の財政構造を見ますと、令和5年度の経常収支比率は91.2パーセントと高い水準にあり、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が予算の大半を占め、自由に使える財源は限られております。また、財源の内訳では依存財源が約8割を占め、自主財源はおよそ2割にとどまっているのが現状です。北欧スウェーデンでは、税を社会に預けるものと国民が理解している背景に、教育や医療、福祉といった行政サービスが具体的に見える形で提供されていることがあります。同時に、国民自身が自分たちの税で社会が支えられているという意識を持つことで、納得感や信頼が育まれています。この点を踏まえ、本市においても税を預けるものと市民が納得できるようにするためには、分かりやすい情報発信の仕組み改善に加え、自主財源を高め、市が自ら稼ぐ力をつけることも重要ではないかと考えます。こうした市民生活と税の関わりを考える上で、古代から伝えられる一つの象徴的な逸話がございます。それが仁徳天皇の煙の話です。仁徳天皇は日本初期に登場する第16代天皇で、5世紀頃のヤマト王権を治めたとされる人物です。大阪にある世界最大級の古墳、仁徳天皇陵古墳でも知られております。古代の天皇として伝えられる仁徳天皇は、人々の暮らしを思いやる政治を行ったことで聖帝とも呼ばれました。その代表的な話が煙の逸話です。宮殿から都を見渡したとき、民の家から炊事の煙がほとんど立っていないのを見て、人々が食事の火もたけないほど困窮してい

ると察しました。そこで租税を免除し、生活を第一に考えたと伝えられています。数字だけでなく、暮らしの実感を見て政治判断をした姿でございます。現代の私たちも市民の暮らしの実感を大事にし、税を取られるものではなく、安心のために預けるものと思えるようにすることが重要だと考えます。そのためにはどのような情報発信や仕組み改善が必要とお考えでしょうか。そこでお尋ねいたします。①私たち市民が、税を「取られるもの」ではなく、行政サービスや地域の発展のため「預けるもの」と捉えられるようにするには、どのような情報発信や仕組み改善が必要と考えていらっしゃるかお示してくださいませ。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、税に関する情報発信等についてお答えいたします。私たちが住んでいる世の中は支え合いにより成り立っている社会でございます。税は、議員がおっしゃる預けるものというよりは、皆が互いに支え合い、共によりよい社会をつくるため、お一人お一人の財産や所得に応じて御負担いただくものや、社会を支える会費の意味合いがあると言えます。その使い道としましては、本市におきましては道路や公園などの社会インフラや学校や消防などの行政サービスなどに使われております。また、国税などを含めた全般的な税におきましては、インフラ整備はもとより、教育や警察、災害対策、主に高齢者が受給している年金や各世代間問わず対象となる医療費の一部負担など、様々な公共サービスに使われております。もし税がなかった場合、これらの公共サービスを受けるためには全ての費用を自分で負担しなければなりません。このことから、皆が豊かで安心して暮らしていくために税金はとても貴重な財源であると言えます。このような税の意義や役割など、税の知識や理解を深めるための啓発行動は非常に重要であり、注力すべき課題であると認識しております。そのことから、本市におきましては、次世代を担う小学生や中学生の皆さんへ租税教育の一環として、税に関する作文の表彰や税に関連する書道のパネル展示会などを実施しております。また、大島地区租税教育推進協議会の一員として、税理士の皆様や大島税務署の職員などとともに、本市の税務職員が市内にある小学校や中学校へ講師として派遣され、授業として、税の仕組みや役割、使途など、税金への理解を深めるための租税教室も実施いたしております。次世代を担う児童生徒等が国の基本である税の役割を正しく理解し、国や社会の在り方を主体的に考えることは極めて重要なことと考えておりますので、今後もこの租税教育を通して税に関する情報発信を行うとともに、その意思、その恩恵や効果についても実感できるよう啓発活動に努め、納税意識の向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 部長、ありがとうございます。租税教育、非常に大事だと思います。私自身が小学校・中学校の頃に税の勉強、こういった形で出前講座みたいな形で受けたという記憶はあまりなくて、今の時代というのはすばらしいなと思います。タブレット等もあると思いますので、そういった意味ではどんどん税に対して子どもたちの意識を高めていっていただければ、また将来、先ほどの話じゃないですけど、スウェーデンのような税を取られるものではなくて預けるものという意識の改革になって、つながっていくと思います。よろしくをお願いします。

では、次の質問に参ります。3、水道管の維持管理についてお尋ねします。（1）インフラ更新と財源の確保。写真をお願いします。⑥です。こちらは市民の方から頂いた資料なんですけれども、日本経済新聞7月3日の内容でございます。この内容はどういう内容かといいますと、全国において水道管の更新資金が足りないという内容ございました。どういうことかといいますと、全国平均で、必要な内部留保を確保するためには平均で83.2パーセントの料金の値上げが必要になるということでございます。これは更新ができないということですね、今の自分たちのお金です。そのために費用を担保するためには、国土交通省のこちら調べなんですけども、一般家庭の月額、大体平均の水道料金が全国平均で3,332円なんですけど、こちらに83.2パーセントを単純に掛けますと6,100円程度に上昇するという形になると、そのような現状であることを全国的に内容を示している記事でございました。——ありがとうございます。「奄美市の水道管の更新事業は大丈夫なの」という内容の質問がご

ございました。上水道管についてです。本市の上水道管は総延長428キロメートルのうち25パーセントに当たる約111キロメートルが40年以上経過し老朽化しております。奄美市にて平成29年度に策定された更新計画において、こちらは企業さんに見積りを取ってもらったということだったんですけど、2030年度までに全てを更新するには約190億円が必要とされているとの試算だったとお聞きしております。しかし、現在の更新予算は年間およそ4億円にとどまり、このままでは老朽化に追いつかないのが実情でございます。さらに全国的にも、先ほどの資料でありましたが、水道事業の更新財源不足は深刻であり、財務省の試算では使用料だけで賄う場合、平均で8割の引上げが必要とされ、日本経済新聞でも全国の99パーセントの自治体が更新費用を賄えないおそれがあると報じられております。本市も例外ではなく、今後は国の支援拡充や起債活用を含めた財源確保が大きな課題となってくると考えます。また、下水道管についても老朽化が進んでおり、更新事業をどのように計画的に進めていくかが問われていると感じるわけでございます。そこでお伺いいたします。上水道管の老朽化と更新課題、老朽化率——こちらごめんなさい。25パーセント、更新の必要性。下水道管の老朽化更新事業について、2つ、こちらの内容でお尋ねいたします。お願いします。

川上浩一 上下水道部長 それでは、まず本市の水道管の老朽化と更新の課題についてお答えいたします。本市の水道管は、布設から長い年月が経過し老朽化が進んでいる箇所もあります。そのため、管路更新計画や財政計画に基づき、まずは漏水や断水のおそれがあるところ、また、市民生活に欠かせない重要な管路から計画的に更新を進めており、併せて耐震化を行うことで、災害時でも水の供給を確保できるよう努めております。更新に必要な費用については、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金事業による補助をはじめ、上水道事業債や一般会計からの出資金など、複数の制度を組み合わせることで財政負担を軽くできるよう工夫しております。また、道路改良工事や下水道工事に合わせて水道管を更新することで、建設費用を抑える取組も行っております。一度に全てを更新することができませんが、今後も延命化の補修も行いながら、優先順位を定めて年次的に更新を進めてまいります。加えて、交付金など既存の制度を継続的に活用するとともに、国の新しい制度や支援の動きについても注視し、利用できるものがあれば積極的に取り入れたいと考えております。市民の皆様にもこれからは安心して水をお使いいただけるよう安全で信頼できる水道の維持に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。次に、下水道管の老朽化更新事業についてですが、今年度の第1回定例会での盛議員、永田議員への答弁と重なる部分もございしますが、お答えいたします。下水道管の標準耐用年数については、国の通知により全ての管種において50年と定められています。本市においては耐用年数を超えた管は現時点ではございませんが、老朽化対策として特に腐食のおそれのある管路に関しては、下水道関係法令に基づき5年に一度の頻度で点検・調査を行っています。また、重要な幹線については本市下水道事業計画に基づき10年に一度の頻度で点検・調査を行っており、必要に応じて管路更生工事を行っております。近年では、平成30年からの2年間で合計13.5キロメートルの点検調査を実施し、そのうち10キロメートルについては管内カメラ調査を行いました。その結果、対策が必要と判断された115メートルについては、令和3年度に47メートル、令和4年度に51メートル、そして、今年度の17メートルの管路更生工事を実施し、対策の完了となります。また、先述した特に腐食のおそれのある管路については、令和元年度から5年が経過したことを受けて、令和6年度に4.4キロメートルの点検・調査を実施しております。調査結果に基づき、今年度には3.5キロメートルの管内カメラ調査を実施予定でございます。今後も引き続き適切な管路施設の管理を行い、必要に応じて対応を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

幸多拓磨 議員（7番） 答弁ありがとうございます。企業会計ということもあって、私もお金の財布の在り方というのがあまり詳しくないんですけど、実際この新聞であるように、上水道に関しては予算が足りないという現状があって、それが奄美市はそうではないよということもないと思うんですね。そういう意味で、今、例えば財政調整基金だったら40億以上あるという話があったりしますので、そ

ういったものを例えば繰入れすることができたりするのかとか、奄美は一般会計から特会、こういった形でお金が入ってくるか分からないんですけど、おそらく今プラスだったとしても、こういった事業が増えてくると足りなくなっていくのは目に見えて、手に取るように分かるわけでございますね。ですから、これは今のうちにやらないといけない。ほかの自治体でも同じことを言えると思うんですが、目の前にその問題が来てから慌てふためいてやるというのは、これはどこでもあることだと思います。私も個人の生活にもそれはあるんですけど、そうでなくて、今例えば下水にしてもまだ寿命が来ていない、そのような状況であるうちに、そうなるということを見越して行動を起こしていただきたいと思います。それはお金に対してもそうです。積立をするなり、いろんな形できちんと用意していかないと、私たちの奄美市の未来というのは、我々の生活の中で非常に大事な水に対するインフラでとんでもないことになってしまうと思いますので、ぜひそこを引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、次の質問に参ります。4、名瀬総合体育館の更新計画についてお尋ねいたします。（1）名瀬総合体育館の更新計画について。写真をお願いいたします。こちらは、昭和53年ぐらいですかね。これは奄美市のフォトライブラリーといったところからお借りしました。三儀山の体育館の映像になります。このような形だったんですね。私も今回初めて知りました。①建築年数と今の課題、今後の改修（建て替えも含む）計画についてお尋ねいたします。名瀬総合体育館は昭和53年、1978年に竣工し、築47年が経過しております。平成26年には大規模改修が行われ、床の張り替え7,772万8,000円、照明のLED化4,045万3,000円、発電機の設置1,050万が実施されたわけでございます。しかし、現在も外壁の爆裂、雨漏り、天井材の劣化、水道管の老朽化による漏水リスクといった課題が残っております。加えて施設全体に空調設備が整備されていないことも、市民の安全、快適な利用を妨げる大きな要因になっているわけでございます。——写真、大丈夫です。そこで伺います。市としては、今後この施設を改修によって延命し使い続けるのか、それとも建て替えを検討する段階にあるのか、それぞれに係る事業費の規模感や財政的影響をどのように見込んでいるのか、また、施設更新に向けた具体的な見通しについて御説明をお願いいたします。こちらにつきましては、私が所属している会派、チャレンジ奄美の朝木議員のほうからもお話があったと思いますが、より具体的な話が引き出せればと思っていますので、よろしく願いいたします。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。それでは、名瀬総合体育館の更新計画についてお答えいたします。議員から御案内ありましたとおり、名瀬総合体育館は昭和53年竣工、築47年が経過しております。施設全体で老朽化が進んでおります。現状では、前年度のように施設の一部に不具合が生じ、そのたびごとに修繕を施しながら市民の安全な利用に支障が出ないよう対応しており、今年度も漏水の発生を受け、給水管の更新工事を行っているところでございます。本市の公共施設等の総合的な管理に関する基本方針を定めている奄美市公共施設等個別施設計画におきまして、名瀬運動公園は長寿命化を基本方針として位置づけております。できる限り施設を長く活用していく必要があると考えておりまして、建設部都市整備課所管の都市公園長寿命化計画を基に、施設全体の維持管理を計画的に進めてまいりたいと考えております。ただし、築年数の経過や利用環境の変化も踏まえる必要があることから、今後は財政状況や市全体の施設需要を勘案しつつ、総合的かつ全庁的に検討を進めてまいります。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。前回の質問でお答えにもあったんですけど、協議とか具体的な話がまだできていないということもお話はお聞きしたんですけど、それでは駄目だと思います。もっと進めて、しっかりと具体的に話を進めて、こういった形で取り組んでいくのかを決めたほうがいいと思います。それは私としての思いをお伝えさせてもらいますので、どうか考えていただければと思います。

②に行きます。熱中症に対する市当局の見解と、現在の競技中の室温の調査は行われていますでしょ

うか、お尋ねいたします。夏季の屋内競技においては熱中症リスクが非常に高くなっております。剣道や柔道、そして卓球やバドミントンなどは風の影響を受けることから、会場の窓を閉め切り、カーテンも閉めて行う競技です。高温下での活動が避けられず、救急対応が必要になるケースもございます。そこでお伺いいたします。市として、熱中症リスクに対する見解はどのようにお持ちでしょうか。また、名瀬総合体育館において競技中の室温や湿度の調査はこれまで行っているのか、その実施状況をお示しください。

當田栄仁 教育部長 それではお答えいたします。熱中症への対応についてということで、近年、夏場の高温化により、連日、熱中症警戒アラートが発表され、熱中症対策の重要性が高まっております。多くの屋内競技が使用する体育館においては、直射日光を避けられる一方で、風通しが悪く、高温多湿になりやすく、特に夏場の利用は熱中症のリスクが懸念されております。加えて、競技によっては風の影響を避けるため、会場の窓を閉め切ることで換気が十分にできず、さらに熱中症のリスクが高まる危険性があるものと認識しております。本市においては、室内の気温や湿度を測る温湿度計等は設置しておりませんが、熱中症対策として、窓の開放による換気や氷の常備、休養スペースとして空調が稼働しているトレーニング室などの開放、利用者へ熱中症の注意喚起を行うとともに、公共財団法人日本スポーツ協会が取り組んでいる熱中症対策を競技団体へお知らせし、熱中症予防の周知に努めているところでございます。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。では、次の質問に参ります。③改修を行っている場合の優先順位をお示しください。体育館の改修に当たっては、財政的に一度全てを行うことは困難ということは先ほどの説明でもありました。そのため優先順位をどう設定するかが重要です。既にトイレのバリアフリー化や照明のLED化は完了しております。残る課題としては外壁の爆裂や雨漏りといった安全性に直結する部分、さらには近年の気候変動を踏まえた空調設備の整備が挙げられます。つきましては、市として体育館の改修を行う際の優先順位の考え方をお聞かせください。

當田栄仁 教育部長 それでは、名瀬運動公園の改修計画についてお答えいたします。体育館単独の改修計画はございませんが、体育館のある名瀬運動公園は都市公園と位置づけられていることから、都市公園長寿命化計画において、体育館だけではなく、陸上競技場やテニスコート、多目的広場など、名瀬運動公園全体の改修を計画し、適宜見直しを行っております。今年度は、陸上競技場の照明設備や総合体育館給水設備等の改修が予定されておりますが、建設から50年近くの年数が経過していることから老朽化が進み、突発的な修繕が発生する場合がございます。その際には、公園長寿命化計画の変更を行う場合や、本市または指定管理者において修繕での対応となりますが、利用者の安全を最優先に、できる限り御利用への影響を最小限にとどめるよう、指定管理者等と十分に協議しながら迅速な対応に努めているところでございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。今ちょっと答弁で給水のシステムを導入するみたいなこと、私の聞き間違いだったら申し訳ないですけど、そういったのがあるんですか。

當田栄仁 教育部長 総合体育館の給水設備等の改修でございまして、先ほど申し上げました漏水の発生に伴いまして、給排水管のほうを外出しに変更するという形の工事を現在予定しております。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） かしこまりました。ありがとうございます。では、次の質問に参ります。名瀬総合体育館への空調導入またはトレーニングルームのように、部屋ごとでの空調設備の導入はどうかという質問です。写真をお願いします。こちら三儀山の体育館の、こちら外からです。右側が室内の各、これは個室になります。次の写真をお願いします。右上を拡大してもらっていいですか。こちらが舞台袖にある、これは音響室なんですね。音響室なんですけれども、こちら部屋のいったら家の

一部屋ぐらいの広さで、こちらは、例えば空調をつけるんだったら家庭用のエアコンでも設置しても十分冷えるような広さでございます。——ちょっと広く。左下、こちらが体育館の中にあるトレーニングルームがあるんですけど、あちらは冷房がついております。こちらは2基ついていて、あれだけの広さが冷やせるので、それもどうかと考えています。——ちょっとまた戻してください。これは右下が体育館ですね。体育館も御存じの体育館です。これだけ広さがあるので、冷房、空調設備、設置するのは相当な費用がかかるというのはちょっと考えております。次のページをお願いします。こちら左上——ちょっと拡大はできますか。こちらは武道場ですね。こちらは剣道であったり、それこそ新極真の空手であったり、そういったいろんな方々が利用される場所で、非常に暑くてですね、これを閉め切っているの、今からちょっとお話をさせてもらうんですが、ちょっと聞いていただければと思います。右側ですね、こちら男子の更衣室と女子更衣室というのがありまして——下のほうに下がってもらっていいですか。これだけの広さがあります。大体、見られた方は分かると思うんですけど、かなり場所としては快適でございます。こういったところに空調の設備があれば大分変わるんじゃないかなと、避難することができるんじゃないかなと思っております。——ありがとうございます。名瀬総合体育館は部活動や競技団体のみならず、一般市民が日常的に利用する公共施設でございます。剣道、柔道、ダンスイベントなど様々な行事が行われております。1975年から2017年の間、全国的に柔道で16件、剣道で11件の熱中症による死亡事故も報告されております。先日、奄美市三儀山体育館で開催されました卓球大会におきましては、熱中症による救急搬送が2件発生で、1名は当日退院しましたが、もう1名の方は現在も入院されており、経過を見ながら、明日、もしよかったら退院するという状況までなっております。さらに、別の参加者も点滴治療を受ける事態となりました。合計で3件の症状が確認されたこととなります。運営側としても、昼休憩や換気や休息など一定の工夫はしてはしておりますが、ソフト面での対応には限界があるということが明らかになりました。今回は医療従事者が偶然会場に居合わせ、適切な対応ができたことが不幸中の幸いだったとも言えます。こうした状況を踏まえますと、施設を安全に使い続けるために、各協議団体との意見交換や、室温・室温の定期的調査、救護スペースの設備、個別空調の導入といった対策が急務であると考えますが、いかがでしょうか。名瀬総合体育館への空調導入、またはトレーニングルームのように、部屋ごとでの空調設備の導入についてお伺いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、お答えいたします。名瀬総合体育館における空調設備の導入につきましては、利用者の安全性や快適性の確保の観点から重要な課題であると認識しております。体育館のアリーナ全体に空調を整備することは、建物規模や構造の特性に加え、設置費用や維持管理費が非常に大きな負担となることから慎重な検討が必要であると考えております。一方で、議員御提案の武道場や更衣室など、利用目的や空間が限定された部屋ごとに空調を整備することにつきましては、費用対効果や個別空間の空調整備により、施設の機能性を高める観点からも一つの有効な方策になり得ると受け止めております。本市といたしましては、今後も利用者の安心安全を第一に、財政状況や施設の利用実態を踏まえながら関係部局と協議しつつ、実現可能な方策について検討を重ねてまいります。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 部長、ありがとうございます。先ほど計画の件で、これでは駄目だよといった理由というのが、今、先ほど述べたところがあるわけですね。実際、熱中症の患者が、私たは目の当たりにして、どのような現状になっているかというのは分かっています。ちょっと強く言ったのでおわび申し上げます。しかしながら、本当、人命に関わることで、本当に大切なことであることからそのような形で強みにお話しさせていただきました。そして、今の御答弁、各部屋での対応、前向きに検討していただけるような形で私は受け取りました。ぜひ、これは動いていただければと思います。よろしくお願いたします。

では、最後の質問ですね。建て替えの場合と改修の場合、総事業費は幾らを想定しておりますでしょ

うか。最後に費用面についてお伺いいたします。改修を続ける場合と全面的に建て替えを行う場合とでは、当然ながら総事業費の規模感は大きく異なります。市としては現在どの程度の費用を想定しているのか、改修に要するおおよその費用規模、そして、建て替えに要する総事業費の概算についてお示いただければと思います。お願いします。

當田栄仁 教育部長 議員の御質問にお答えいたします。先ほど御答弁を申し上げたとおり、名瀬総合体育館につきましては、修繕・改修により長寿命化を図っていくという現時点での方針でございまして、建て替えまたは大規模改修に係る総事業費の想定は行っておりません。また、空調設備導入につきましても、担当職員レベルで情報収集を行っている段階であり、様々な整備手法が想定されることもあり、確定した見積額はございません。大型施設の整備につきましては、昨今の資材高騰や労働状況の変化等により、事業費が当初の想定を大きく上回る事態が全国的に頻発しております。今回、議員から御指摘、御提案いただいた事項も含めまして、引き続き慎重に検討を進めさせていただきますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。最後に、附帯関係でひとつ提案させていただきます。将来の体育館整備に備えて、奄美市体育館の建設基金などの積立ての仕組みをつくることも考えられることはできるのではないかと考えております。条例を定めれば基金を設けて、用途を体育館の大規模修繕や建設に限定することもできると思います。ほか、看護師より体調不良の方が出たときに、血圧計を常備したほうが良いという助言も頂いております。何とぞ、御提案させていただきますので、御検討のほうよろしく申し上げます。以上で、質問を終わります。

奥 輝人 議長 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨議員の一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。（午前11時46分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会、竹山耕平議員の発言を許可いたします。

竹山耕平 議員（21番） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党新政会の竹山耕平でございます。

質問に入る前に、お時間をいただきます。今年の夏も全国各地で猛暑や自然災害により、住民生活に大変な影響を及ぼしております。特に、我が鹿児島県内におきましても、霧島市や始良市を中心とする大雨災害、また、トカラ列島の群発する地震活動、桜島・新燃岳・諏訪之瀬島の火山活動など、様々な災害に住民は不安な生活を送っております。穏やかな生活が送れますよう、御祈念をいたします。もう1点は、甲子園の沖縄尚学優勝、そして同時期に開催されました中学校全国大会におきましても沖縄のチームが準優勝、これは宜野座です。そしてまた、同じくして離島甲子園におきましても沖縄のチームが優勝。これは宮古島です。そして、我が奄美・徳之島選抜が準優勝と、南西諸島の子どもたちが大活躍をし、感動をいただきました。おめでとうございます。そしてありがとうございました。おまけで、史上最速でリーグ制覇を果たしました阪神タイガースにつきましても、一ファンの立場からおめでとを申し上げておきます。クライマックスシリーズにおきましては、タイガースとベイスターズの決定戦が行われることを期待いたします。野球ばかりお話をさせていただきましたが、もちろん野球の競技以外のスポーツ系、文化系におきましても、奄美に関係する子どもたちが様々な場面で活躍をしております。これからも、この活躍する子どもたちを精いっぱい応援してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは、関連いたしますので、このまま一般質問、個人質問に移らせていただきます。まず初めに、

市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。昨年も質問をいたしましたし、さらなる子どもたちの航路・航空路運賃の負担軽減ということでお伺いをいたします。①市の大会出場補助金や、県の支援制度及び奄美振興交付金の制度導入など、以前に比べますと、この環境は改善されていることも理解をしています。しかし、物価高や働き手の不足など、あらゆる社会情勢に伴う値上げが後を絶ちません。負担も強いられています。そのような環境の中、本市として、子どもたちや保護者に対する負担軽減策への取組及び制度設計等の改善に向けた働きかけ等についてお示しを願いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。次の質問より発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

國分正大 商工観光情報部長 それではお答えいたします。子どもたちへの航路・航空路の負担軽減ということでございますが、これも令和6年第3回定例会での答弁と重複いたしますので御了承いただきたいと思っております。これまで子どもの運賃につきましては、各航空会社のサービスの一環として、自主的な割引制度の中で実施をされてきたところでございます。航路・航空路運賃軽減事業の中で、各航空会社の割引制度を超えて、さらなる軽減ということでございますが、実施となりますと、国・鹿児島県・奄美群島12市町村の財源による負担金の増加が想定されます。これは関係団体との調整が必要になるなど、多くの課題があると考えております。一方で、平成30年度には、鹿児島・奄美路線に新たな航空会社が参入したことや、各航空会社による変動運賃の導入など、お子様を含む利用者の皆様の料金、また時間帯によって選択の幅が広がっているものと認識しております。いずれにいたしましても、御質問の働きかけということでございますが、航路・航空運賃のさらなる負担軽減については、実現可能性を今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。昨年の9月も同様の質問を行いまして、それ以降の働きかけというか、改善ですけれども、その入り口に立ってほしいなという思いであります。これは次の質問にもつながりますので、次の質問にも入らせていただきたいと思っております。

当然、市の大会出場補助金は、スポーツ系、文化系、また高校生も併せて、九州、全国大会出場という形で360万円組み込まれておりますが、ちなみに令和4年度から、この対象を高校生まで広げておりますので、新たな制度を取り入れたということで、もしこの場で高校生の実績についてお示しができるようであればお願いを申し上げたいと思っております。

當田栄仁 教育部長 それでは質問にお答えいたします。議員御案内のとおり、離島から本土への移動にかかる費用につきましては、子どもたちが各種大会に参加する際に大きな経済的負担となっていることは大きな課題であると理解しております。本市では、小学生から高校生までの児童・生徒に対する支援として、島外への大会参加のための交通費や宿泊費を補助する2つの制度を設けているところでございます。1つは、中学校体育連盟が主催する県大会に参加するための費用を補助するもので、令和6年度には県大会に参加した381名の申請に対して291万8,460円を補助いたしました。もう一つは、文化系及びスポーツ系の九州大会以上の上位大会出場に対する補助でございまして、まず文化系では文部科学省や文化庁が主催・協催または後援する九州及び全国規模の大会に対して、令和6年度は11件、66名、139万9,928円。続けて、スポーツ系では、スポーツ少年団や各競技連盟が主催する九州大会以上の大会に対して、36件、152名の申請に337万3,604円の補助を行ったところでございます。加えまして、先ほどありましたように、直前に御確認いただきまして、通告の受け止めが十分ではなかったようでございますので、遠征補助の内訳としまして、令和4年度以降の高校生の実績について追加させていただきます。まず、文化系に関しまして、高校生の実績でございます。令和4年度、1件、候補人数が4人、補助金額は16万円となっております。続きまして、令和5年度は4件、9人、金額は21万9,180円となっております。令和6年度は3件、9人、20万8,108円と

なっております。こちらが文化系でございます。続きまして、スポーツ系です。スポーツ系の高校生の実績、令和4年度、17件、69人、152万1,135円です。令和5年度、6件、25人、67万700円です。令和6年度、高校生6件、26人、55万9,622円となります。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 部長、ありがとうございます。本当に、この制度、令和4年度から取り入れて、高校生におきましては、これだけの文化系、スポーツ系、活躍する子どもたちを奄美市立、県立とはいえども、安田市長の子どもたちを一丁目一番地の子育て世代を応援するという趣旨、大義にも本当にマッチしているなということで、子どもたちにとって、そういう場を与えられ、それを支援するということは、大変意義のある制度でありますので、ありがたいなと思います。

それでは、②の質問に移ります。現状におきましては、今、子どもたちが参加する大会に、大会別、特に主に主催する組織に関わる大会等によって支援制度の対象があり、なしという状況にあります。やはり離島のハンデという面から、支援するということが、また、子どもたちには、さらなる経験、そして体験する機会をつくるために、これまで以上の支援が必要だというふうにこれまでも訴えております。この問題、そして課題は、全国離島島嶼部が抱える共通する課題でもあるというふうに考えます。大会や合宿等へかかる費用は、当然、今、部長からありましたように、航路・航空路運賃の軽減、奄美振興交付金の制度が導入されたということは、本当に皆さん、大変ありがたく思っているところではございますけれども、この航路・航空路運賃だけではなく、やはり鹿児島県についてからの移動、そして宿泊、多くの経費がかかります。負担はかなり重いです。大会によっては、この問題から参加がかなわないと。今、野球をやっておりますので、今週、また来月あるような子どもたちの保護者にお話を聞きましたら、今月もあって、来月も鹿児島県であると。そういう大会には、どうしても参加がかなうことができない状況にある世帯もあるというふうにもお伺いしております。保護者、子どもたちにそういう思いをしてほしくない。そういう子どもたちに、そういう場を与えられるような、行ってこいと言えるような支援を、どのような形で一自治体で行うのか。今、話したように、これは一自治体の問題ではなくて、島嶼部の問題でもあると。離島の抱える課題でもあるので、ぜひ、市長のほうは、これの働きかけ、市長のマニフェストのほうにも、こういう子どもたちを応援するための基金を設けるための調査研究を行うということもあったと思います。ありました。なので、そういったところがじゃあどうなっているのかなど。航路・航空路運賃、奄美振興交付金の制度の、それとこれがイコールしていないと思うんです。安田市長が、わざわざ1期目のマニフェストに設けたのは、そういう意味も含めてのことだと思います。航路・航空路運賃だけではなくて。子どもたちが行く、それに伴い保護者も行く。そういったことで、かなりの負担がかかります。しかも、今回かかるお金が3万円から4万円。野球とか、期間が長くなるようなスポーツだと、勝てばまた来週試合。だから2回行かなければいけない。そうしたら、単純にその倍かかるということでもありますので、そういったところから、これを払う子どもたちに対する、そういう場を応援するという支援策を、一自治体のみならず、一自治体が、まず奄美市が始めれば、次の自治体が続いてくるかもしれない。さらには話題が大きくなって、やはり離振法にも国の制度として関わってくることを目指していただきたいなど、要望、期待をしたいなというふうなことでお伺いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

國分正大 商工観光情報部長 先ほどから離島の航路・航空路の話が出ましたので、1点だけお答えさせていただきます。この離島航路の軽減につきましては、奄美群島の航空・航路運賃軽減協議会というのがあります。その中で、先ほども言いましたが、研究は続けていきますが、そういう機会もないわけではございませんので、今後、そこも含めて検討させていただきたいと思います。私のほうからは以上です。

當田栄仁 教育部長 それでは、私のほうからは、先ほど申し上げた補助制度の補助の対象の拡大ということについて御答弁申し上げたいと思います。先ほど御案内いたしました補助制度は、離島特有の移動費の経済的負担を軽減することを目的として実施されてきました。しかしながら、物価高の影響による

負担増加に加え、近年では先ほど申し上げた補助の対象とならない多種多様な大会が増えてきていることも認識しているところでございます。その一方で、補助制度の実現可能性を考慮しますと、現状、ふるさと納税という永続的ではない財源を活用していることも踏まえまして、ある程度の範囲を設定しまして、対象となる大会を絞り込むことも必要であると考えております。線引きについては、今後も慎重に検討してまいります。引き続き、子どもたちの貴重な経験を支援するため、財源や実現可能性を考慮した上で、国、県、奄美群島等の動向も踏まえながら、負担軽減策を調査研究してまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

竹山耕平 議員（２１番） 教育部長、前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひ調査研究、そして今の絞り込みも含めて、検討を行っていただきたいなど。そこには商工観光部も一緒になって、これは福祉サービス関係にも、市民サービスにも関わるようなところでございますので、全庁的な体制で、指揮は、当然、安田市長が取ってもらって、次の選挙も間近に迫ってきておりますので、ぜひ大いに頑張ってもらいたいというふうに思います。よろしく願いいたします。当然、スポーツはいろいろありますから、今、奄美と沖縄でやっている子どもたちの環境の連携とかもありますし、いろいろな形があると思いますので、そういったものも含めて、まずはどういった形で調査研究ができるのかというのを、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、（２）平田土地区画整理事業の進捗についてお伺いいたします。事業計画変更後の計画では、令和８年度、来年度の清算を含めて事業完了となっておりますので、今の事業の進捗についてお示ください。

坂元久幸 建設部長 それでは、議員御案内のとおり、平田土地区画整理事業につきましては、令和３年度に事業計画変更を行っておりまして、地区面積６．７ヘクタール、地権者数約１４０名、総筆数約３００筆、総事業費は３１億６、２００万円で、令和８年度に換地処分を行う計画となっております。事業計画変更後、令和４年度から換地処分へ向けた事務作業に着手し、令和６年度までに確定測量業務、換地明細書等の作業業務を完了しているところでございます。今年度は評価委員会を開催しまして、清算金の額を確定する予定としておりまして、併せて住民説明会を開催し、換地処分による効果や清算金の概要等について御説明を予定しているところでございます。令和８年度には、換地計画の縦覧後、換地処分を行う予定としており、現在のところ、計画どおりの進捗状況となっているところでございます。いずれにいたしましても、平田土地区画整理事業につきましては、事業開始から３０年以上が経過しておりまして、早期の事業完了が必要であると考えております。今後とも、地域住民、権利者の皆様へ丁寧な説明を行いながら、換地処分へ向けた作業を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。順調に進捗をされているということで、どうぞよろしくお願いしたいと思います。それとともに、私も議員になってから、もう約１８年ぐらい、この問題を早期解決ということで望んで、会派でも予算編成の要望にも必ず乗せていたところでございますので、今の進捗状況を聞きまして、令和８年度、この事業、清算金を示すことで、ある程度の事業の一区切りがつくのかなというふうにも考えておりますが、やはり事業変更、計画の変更をしました。しかし、やはり当初のとおり計画もどうか進めていただきたいなど、粘り強く進めていただきたいという思いも持っています。なので、ぜひその辺りについて、もし答弁ができるのであればお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

坂元久幸 建設部長 御案内のとおり、国道５８号の一部未整備区間につきましては、平田地区の事業計画変更に伴い、国道５８号改良事業として県が整備することとなっているところでございます。ただし、これまでの経緯から、支障物件の用地買収交渉につきましては本市が行うこととなっておりますので、権

利者と継続して交渉を行っている状況でございます。現状では合意に至っておりませんが、未整備区間の解消に向けて、今後も粘り強く交渉を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

竹山耕平 議員（２１番） ありがとうございます。粘り強く真摯に取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、（３）子育て・保健・福祉複合施設の計画について。全体的な将来像を示されておりましたが、この１１ブロックの環境整備が及ぼす中心市街地、中心商店街の活性化、将来像についてお伺いいたします。たびたび質問をさせていただいておりますが、今回示された施設規模の変更の理由、構造、機能、測候所跡地との配置換え、隣接する都市公園のイメージなどなど、ございましたらお示しをいただきたいと思っております。

安田壮平 市長 それでは、竹山議員の御質問にお答えします。なお、答弁が前段と後段と分かれておまして、後段は担当所長のほうでお答えをさせていただきます。子育て・保健・福祉複合施設の整備に向けた構造等の変更の理由についてお答えいたします。本複合施設につきましては、昨年１２月に開催させていただきました議会全員協議会において、施設整備計画の見直し、施設規模の大胆なりサイズ、既存設計の取扱いに係る新たな整備方針を御説明した次第です。これまで、この方針に基づき、整備内容等について、保健福祉部をはじめとする関係課の意見・要望を可能な限り反映するための検討を続け、今般、基本設計の発注を行える段階となりましたので、先日、議会全員協議会でもその内容を御説明させていただきました。まず、施設規模等についてでございますが、建物の構造については、木造平屋建てとしております。木造とした理由としましては、木造ならではの温もりを生かし、かつ平屋とすることで隣接する都市計画公園との一体性を高めることができ、中心市街地に多くの人々を呼び込む居心地のよいエリア形成を図るためでございます。私からは以上です。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、私からは本複合施設の主な構成について説明いたします。本施設は、健康づくりと子育て支援の拠点としての機能を発揮するため、保健センターとしての健康づくり機能、子育て支援としてのキッズホールや一時預かり機能、両機能に係る共有部として事務所やトイレ、授乳室などを備えることとしております。測候所跡地への配置換えにつきましては、都市計画公園と隣接することで、屋内の子どもの遊び場との一体感や相互の連動性を確保し、より中心商店街に近いエリアでのにぎわい創出ができること、現国有地に公共施設である複合施設の整備を進める方針を明らかにすることで、国との土地協議をより円滑に推進することができることなどから、施設配置計画の見直しを行い、施設整備予定地を測候所跡地へと変更したところでございます。最後に、都市公園のイメージについての御質問でございますが、ただいまお答えいたしましたとおり、この複合施設と一体的に活用していくことで、中心市街地に新たなにぎわいや居心地のよい空間を創出することをイメージしております。以上でございます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。構想ということで含めて聞いておりますので、特にこの件については一つの構想でありますので、いろいろと言うのは差し控えたいと思っておりますが、１点聞かせてください。そもそも２コア１モールという、言葉自体が死語になっているようなイメージもありますけれども、２コア１モールという構想から始まったエリアでもあります。そういったところを含めて、今の構想、中心商店街の方々含め、あとは中活計画があった頃には、中心市街地活性化協議会、まちづくり協議会、いろいろありましたが、そういったところへの説明というのはしたことはあるんですか。

喜納祐司 福祉事務所長 計画変更に伴う説明という理解でよろしいですか。

竹山耕平 議員（21番） 施設の構想とまちづくりの構想。

喜納祐司 福祉事務所長 今回の施設の構想の跡地変更等に伴う説明については、現段階ではまだ行ってはおりません。関係機関等から意見を聴取したところで、今、進めているところでございます。御質問の2コア1モールといった構想につきましても、にぎわいのある施設を2つつくって、その中でにぎわいを創出するということは下敷きにした計画というふうに理解をしているところでございます。

竹山耕平 議員（21番） これは中心商店街再生、さらには中心市街地の中活計画がなくなってしまうために、商工会議所を中心とする中心市街地活性化協議会、そこで話題にもならなくなりました。会自体も開催されなくなりました。今、所長がおっしゃったように、この構想、新聞等では少し出て、プレスリリースはされておりますが、きちんとした構想、中心市街地をどうしたい、まちづくりをどうしたい、中心市街地・中心商店街をどういうふうに持っていきたいんだ……。そのためには、造るだけじゃなくて、この後の質問にありますけれども、まず説明するべきじゃないのかなというふうなものが僕の要望です。それは問いません。まず、その説明が先なんじゃないのかなというふうに僕は思います。これは考え方によっては違うよというかもしれないんですけども、僕たちはそれを当たり前だというふうに考えています。今までの事業の進め方からしたら。なので、そこは一言申し上げておきますので、どうぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の②設計業務、基本、実施設計以降の手法についてお伺いいたします。今、市長がおっしゃったように、基本設計業務の入札も終わり、業務履行期間が来年の2月となりました。2月となったところで基本設計が見えてくるということでもありますので、スケジュール的にもしっかりとやっておこうというふうな感じしております。今回の施設は、これまでの基本構想を踏まえ、前回の作業で終了している基本設計から実施設計、そして基礎としてのベースとしても、今ありましたように進めるという説明もございましたので、資料の文面にもありましたデザインビルド方式の導入についても検討するというところでございますが、これも検討するということなので、するともしないとも言っていない。全協でも同僚議員からもいろんな意見があったと思います。そういったことも踏まえて、当局の皆さんも設計・施工の分離発注方式、民間提案型施設整備方式、これは以前、可能性の一つとしてお話があったということで僕は理解をしておりますが、それらも含めて進めていくものだろうというふうに考えております。しかし、このデザインビルド方式の検証、そして現在施工されている住用・笠利のこども園の十分な検証と調査、協議、検証が重要だというふうに考えておりますので、これも今まだ造っていて、来年2月ぐらいにしか、めどがつかないと思いますが、今のスケジュール的に見たら、2月の基本設計の履行期間、じゃあ次に実施設計がいつ出てくるのか。そういったかなりタイトなスケジュールになると思いますが、まだこの検討・検証をする時間は残されていると思いますので、どういうふうな形が次の実施設計以降の方法として、奄美市として一番いい手法なのかどうかというのをぜひ検討してもらいたいと思いますので、そこも含めて御答弁をお願いします。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、私のほうから、まず設計業務の手法への質問についてお答えをいたします。さきの6月議会において補正予算を可決いただきました基本設計業務につきましては、前回設計の段階で基本構想に基づき、子どもたちの遊び場として利用するホールや健診等で利用するホールをはじめ、複合施設を構成する各スペースの内容及びおおむね必要とする広さについて十分に検討がなされていること、施設の持つ機能や役割について、アマホームPLAZAをはじめとするほかの公共施設との役割分担を整理したことにより、本複合施設の主な活用方法の明確化が図られたこと、ミニ人間ドッグ健診時を想定し、実際の会場設営を行った施設利用シミュレーションなどを通して得た効率的な利用者動線など、具体的な施設利用のイメージを庁内で共有できたこと、そして、これまでお示ししております最短で令和9年度に着手としている整備スケジュールの実現に向けて、補助事業導入のために必要な期間、つまり今年度中に基本設計を完了させる必要があることなどの理由から、設計事業者を入札

にて決定することといたしました。この入札につきましては、市内事業者への指名競争入札とし、先日、9月2日に入札を執行し、事業者の決定に至っております。次に、実施設計業務以降の手法についてでございますが、その手法としては、設計施工分離発注方式のほか、設計施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式などが検討できるものと考えております。そのため、今後の基本設計業務により、設計図面や工法、事業費規模などをまとめることとなりますので、施設の全体像を把握した上で、最も適した手法を導入してまいりたいと考えております。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。どちらにしても、先ほど申し上げたように、実施設計からのデザインビルド方式というか、取り入れた事例もあるということではありますが、その検証も必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後しっかりとした検証をよろしく願いいたします。

次の質問です。③完成後のまちづくりの目的には、目標値と基準値の設定が必要ではないかということです。そしてまた、どのような形で指標等を公に示していくのか。にぎわい、人・物の流れ、交流人口の増加、通行量、交通量、居住人口、空き店舗率、出店率、この増加率、売上げの増加など、やはり目的と色々な形を数字として表す。そして、目標を達成するために、どのような政策・施策を盛り込んでいくのかというのがやはり大事なものではないのかなというふうなことで、この質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

坂元久幸 建設部長 お答えいたします。子育て・保健・福祉複合施設の完成後のまちづくりに関しましてお答えいたします。本複合施設は、令和3年3月に策定されました奄美市立地適正化計画に基づく都市再生整備計画関連事業の都市構造再編集中央支援事業により、中心市街地における健康づくりと子育て支援の拠点エリアとして整備を予定しており、都市機能誘導区域内、いわゆる中心市街地に配置するものがございます。これにより、保健・子育て等の都市機能を集約し、コンパクトなまちづくりを推進することによって、バスや徒歩、自転車でのアクセス性が高まり、住民の利便性の向上と日常生活の質の向上が図られるものと考えております。併せて、本複合施設が十分に機能することにより、住民の健康意識の高まりや子育て世帯への支援の充実を通じて、豊かな生活を送るための基盤が築かれ、その結果、地域の活性化へとつながるものと期待しているところでございます。また、中心市街地におきましては、これまでも都市再生整備計画事業等により、まちづくり組織の立ち上げ、商店街空き店舗の活用、家賃及びリフォーム工事費の補助、地域活性化イベントの開催など、様々な取組に対し営業店舗数や交通量などを指標として設定し、地域に与える影響を含めて把握してまいりました。これらの施策は、立地適正化計画の計画指標とも連動しまして、中心市街地における回遊性の向上や、にぎわいの創出に資するものであり、本複合施設完成後のまちづくりの基盤となると考えております。引き続き、関係部署との連携を密にし、中心市街地における都市機能の集約と利便性の向上を図りながら、コンパクトなまちづくりを着実に進めてまいりたいと存じます。なお、本複合施設完成後におけるまちづくりの指標等の設定につきましては、現立地適正化計画の計画指標も参考にしつつ、施設利用者数、中心市街地の回遊人口、公共交通の利用状況、営業店舗数、徒歩・自転車での交通量など、施設が地域に与える影響を把握できる指標を総合的に検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと存じます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。最後のほうに、その指標については立地適正化計画にのっとってということなので……。総合的にというのがちょっとよく分からないんですが。

坂元久幸 建設部長 申し訳ありません。総合的にというのは、立地適正化計画の中身で指標を示すということで、立地適正化計画というのは、上方、下方も中心市街地も含めた計画でございまして、その中で中心市街地に限ってこういう指標で進めましょうということでございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。今の話で理解はしました。理解はした上で、やはり中活計画があったらいいなど、さらに自分的には思いました。そこは置いておきます。どちらにしても、その指

標を大事にすることは、やはり目標と、これは公共事業でございますので、公共事業を行う事業者である市の責任と覚悟だと僕は前から言っているんですけども、中活計画、この計画にのっとり。あとはのっとりながら、どういうふうな政策・施策を盛り込んで、官民連携を通して増加させていくのか、また減少させていくのかというのを、やはり目標を持ってやるということは大事だというふうに思います。ただ単にやって、一つ一つ、その場その場でいろんな都市再生整備事業だとかの計画で、これに乗っかるとかじゃなくて、総合的なものを進めるためには、そういう意味では必要だと思いますので、またこの件については間を置いて質問をさせていただきたいと思います。

次に、④です。老人福祉会館、全協でも出ましたが、この建て替え計画がありますかということ。やはり一番当初は、老人福祉会館の高齢者の機能を高めようと、そしてまた、さらに複合施設とマッチさせることでいいんじゃないかというふうなこともあったと思うので、一番最初に出たと思うんです。しかし、今、複合施設から高齢者機能のある階数が、いい言い方じゃありませんけれども、省かれたというふうに私は考えております。省かれるのではなくて、最初は必要だということで盛り込んだことでございますので、そういう機能をこれからもっと高めるためには、いろんな人に話を聞いたら、やはり拠点施設は必要だというふうなことであります。説明にもあった地域共生社会の実現を目指す中、地域で分散して実施していくというふうな説明ではありましたが、それに対しても拠点施設が必要だよねというふうな意見が多いです。そういったところから、この建て替え計画は必要じゃないかというふうなことでお伺いをさせていただきたいと思います。

麻井庄二 保健福祉部長 長浜町にあります奄美市老人福祉会館についてでございますが、御承知のとおりだと思いますが、昭和49年に建設されまして、長年にわたって高齢者の皆様が集い、交流を深め、健康づくり、また生きがいを進める拠点として大きな役割を果たしてまいったところでございます。一方、建築から既に51年が経過をいたしまして、施設設備の老朽化も著しいこと、また老朽化に伴い、必要となる改修、建て替えには多額の費用を要すること、本施設の利用者数の減少という面がございます。さらには、議員からもございましたが、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、多世代が支え合いながら、健康づくり、交流を進めるという地域共生社会の実現に向けた取組を、今、本市としては進めておりますことから、今後も従来のような形での施設を維持管理してのサービス提供というのは、財政面、効率性の面からも困難であると考えております。なお、本施設が老朽化により閉館となった場合につきましては、これまでも答弁いたしました。まず、施設の有している生きがいづくりや健康寿命の延伸といった機能については、地域で開催されております健康教室に移行して継続できるよう支援してまいりたいと考えております。併せまして、入浴施設につきましては、市内にあります民間入浴施設の活用などが代替手段としてできないかということも、今、検討しているところでございます。いずれにいたしましても、施設の形は変わるかもしれませんが、本施設がこれまで果たしてきた役割を地域や民間との連携によって引き続き確保してまいりたいというふうに考えております。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。閉館するんですね。今、部長がおっしゃったように、何かしつかりと考えていきたいということでございましたので、その点につきましても、まだ年数がございまずから、またしつかりと詰めていってほしいなというふうに思います。

それでは次の教育行政に移ります。タブレットの更新時期を迎えるに当たりまして、①と②を同時に質問させていただきたいと思います。これはタブレットに限定してお伺いしますが、導入当初の予算概要、国費、市負担、併せて財源などをお示しいただきたい。②一般質問通告書の後に、更新に係る追加補正予算として約2億7,000万円ほど計上されましたが、この2点について改めてお伺いをさせていただきます。

向 美芳 教育長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。本市が令和2年度に整備しましたタブレット端末は、iPadを3,984台購入しまして、総事業費は2億1,912万円、うち補助対象

事業費は1億6,930万3,000円となっております。補助対象事業費のうち3分の2につきましては、公立学校情報機器整備事業補助金により1億1,288万3,000円が補助されております。次に、本市が今年度予定しておりますタブレット端末の更新は、iPad3,558台購入予定であり、総事業費は2億7,232万1,000円、うち補助対象事業費は1億9,960万3,000円を想定しております。補助対象事業費のうち3分の2につきましては、公立学校情報機器整備事業補助金として1億3,306万9,000円が補助予定となっております。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。財源のほうは、その次に続きますので質問させていただきたいと思いますが、このタブレットを導入して、何のために入れたのか。そしてまた、今、1期目が2億1,000万、そして今回2億7,000万、約4,000台弱ということで、それに対して次の③の質問です。

タブレット導入に対する費用対効果というふうなのを教育委員会としてどのような判断をしているのか。あとはGIGAスクール構想、学校ICT、そういった中で、学力だけではない子どもの将来を見据えたデジタル社会、またこれは子どもたちだけじゃなくて、指導する側が一番大事ですので、そういったことも含めて、費用対効果というのを表していただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市では令和3年度に奄美市ICT教育基本構想を策定するとともに、タブレットを各小中学校に配備し、持ち帰りを見据えたフィルタリングの設定など、環境の整備を進め、令和4年度から本格的な運用をしております。各学校ではタブレットを継続的に活用し、児童・生徒の学習への興味・関心を高めながら、AIドリルなども活用しながら分かりやすい授業を行っております。毎年行われております鹿児島学力学習状況調査におきましては、タブレットを活用し始めてから、正答率の向上により県平均を超えている教科が多く見られるようになってきております。この結果は、本市で取り組んでおります授業充実の3ポイントに重点を置いた授業改善や、基本的な生活習慣の確立に基づく家庭学習の充実など、様々な要因の結果であると考えておりますけれども、タブレットを継続的に活用していることも要因の一つであると考えられます。また、タブレットの持ち帰りの割合も年々増えてきておりまして、小学校では約70パーセント、中学校では約84パーセントが持ち帰りを実施し、家庭学習等に活用しております。タブレットの費用対効果について数字で申し上げるのは大変難しいところでございますが、基本構想の目的として掲げたICTを活用した確かな学力の育成については、十分に達成できたものと認識しております。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。効果、成果として上げられている。当然、それが目的ですので、それが上げられていないと困るんですけども。今、教育長がおっしゃったように、うちの子どもも小学生が2人いますけれども、いまだに持ち帰ったことはないです。ということで、五、六年たちましたけれども、この70パーセント、80パーセントという数字が表せるもの、あとは達成率としても学力として達成率はどういうふうに学力検査の向上とつながっているのかという検証とか調査とか、どういうふうな形で、今、タブレットが入れたAIドリルとか、そういった応用に結びつくのか。さらには、教員の指導力に結びつくのか。そしてまた業務改善に結びつくのか。そういったところを含めて、費用対効果をどのように評価をしているのかというのは、校長出身の教育長ならそういった目線で見ただけだと思いますので、ぜひこの問題、頑張ってください。以前、申し上げさせていただいたことがあるんですけども、やはり最初の取組で、1期目で、次に2期目というふうな呼び方をしたら失礼ですけども、子どもたちにとっては1年生が2年生、2年生が3年生、1年生は1年生、2年生は2年生、中学1年生は1年生、中学3年生は3年生のそれぞれの成長と勉強する中身があるんです。だから、1年、2年、3年、5年、また大人になるまでちょっと様子を見させてくれだとか、そういった実証実験みたいなことはやめてください。子どもたちにとっては1年1年が大事な学習の場だと。そういった形で、そういった思いを教員の皆さんもしっかりと持っていて、学校ごと、教員ごとに差

があるのは見られます。なかなかその差を埋めることもなっているのか、なっていないのかも透明化されていないと思います。今みたいに全部数値で表せば表われると思いますので、そういったところをもう少し徹底した教育委員会という立場から、ぜひ御指導をよろしくお願いいたします。

次に、(2) 学校に設置された空調機、これも①と②を同時に質問させていただきたいと思います。教室には普通教室、特別教室、通級指導教室、職員室等、そして体育館も含めてですが、設置状況についてお示しをいただきたい。②、次に、普通教室の空調機ですが、これも今のタブレットと同じで、全国一斉の国策において設置されてから6、7年経過し、当初の耐用年数が7年から10年というふうに言われていると思います。そういった耐用年数も踏まえて、そろそろ更新時期も迫ってきていることから、今のタブレットと同じで、国策といえど、自治体の抱える負担も大きいわけでありますので、その辺りが財源圧迫にもなりかねないということもありますので、そういった意味では、先ほどの子どもたちの応援・支援策に対する、これも首長会とか、いろいろな形で国策としてやっているんだったら国費で賄っていただきたい。もしくは、できる限り、せめて9割国費として賄って、1割の負担で収まるような、首長の会等でも話し合いをしていただきたい、そういう働きかけをしてほしいなというところから質問をさせていただきたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それでは、まず本市の小中学校における教室等の空調設備整備状況についてお答えいたします。現在、小中学校の教室等施設内の冷房設備設置状況につきましては、普通教室が223室全てに設置されており、設置率は100パーセント。特別教室が337室中259室に設置されており、76.9パーセント。校長室が28室全てに設置されており100パーセント。職員室が50室中37室に設置されており74パーセント。保健室が28室中全てに設置されており100パーセント。事務室が25室中19室に設置されており76パーセント。その他を含めた全体では707室中596室に設置されており、設置率は84.3パーセントとなっております。各教室においては、通常授業で使用する部屋については全て空調設備が設置されており、設備の故障に対してもできるだけ授業等に支障が生じないように、速やかな修繕対応に努めております。今後も良好な教育環境を維持するため、空調設備等の整備を引き続き進めてまいりたいと存じます。また、体育館及び武道場については、現在、空調設備が設置されている施設はございません。続きまして、(2)のほうに進みたいと思います。まず初めに、各学校における教室の空調設備整備の経緯及び概要について申し上げます。国は平成30年度の補正予算において、学校教育環境の重要課題である児童生徒の健康被害防止のため、熱中症対策として各学級に冷房設備を整備するための臨時特例交付金を新設しました。この特例交付金は、従来よりも実質的な地方負担を軽減する単年度限定の補助制度として創設され、国庫補助は3分の1でございます。また、地方負担分については、補正予算債が100パーセント充当され、元利償還に対する交付税措置率は60パーセントとなっております。当該事業における実質的な地方負担割合は約26.7パーセントとなっております。本市においても、平成30年度から令和元年度にかけて、この補助事業を活用し、総額約9億3,000万円をかけて、小中学校及び幼稚園の普通教室221室、特別教室176室、合わせて397室に空調設備を新設いたしました。次に、一斉設置した空調設備の更新時期についてでございます。補助事業における冷暖房設備の財産処分制限期間は、一般的に13年から15年となっております。おおむねその期間を目安に更新を想定しております。ただし、施設の立地条件や故障の程度により、部品交換の必要性や設備の更新時期が想定より早まることも考えられます。そのため、日常の故障に対する修繕対応を適切に行うことはもちろん、設備の劣化状況等を正確に把握した上で、更新時期を的確に見極め、更新計画を立てることが重要であると認識しております。また、今後の空調設備の更新に当たっては、多額の財政負担が見込まれることから、財政措置の拡充等について、必要に応じて、また機会を捉えて国へ要望してまいりたいと考えております。以上です。

竹山耕平 議員(21番) 分かりました。そういった形で、財産運用の関係では十数年ということだと思います。それは一番最初にも説明がありましたが、今言ったように、空調のランニングは、大体、耐

用年数が7年から始まります。ということはそろそろです。補修・改修は日頃行っていると思いますし、メンテナンスをしっかりとすれば、そのメンテナンスを誰がするのかというふうな……。それは学校に任せている。学校はといたら担任に任せている。そういったところで、やはりいろいろな差が出てくると思います。そういった形で、この問題は、またそういう更新時期もいろいろとありますし、財政関係も含めて、先ほど申し上げたような形で市長も取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、③体育館の設置計画はということなんですけれども、同僚議員も総合運動公園の体育館についてという形で話をしております。やはり要望は多い、強いということでございます。そういった意味も含めて、国が進めてくださいというふうにも申し上げておりますので、空調設備整備臨時特例交付金、2分の1、上限額7,000万がありますので、ぜひお願いしたいなというふうなものがあります。この件はいろいろな同僚議員からの答弁によって理解をしておりますので、終わらせていただきたいと思っております。

次に、(3)友好都市交流促進事業の活用状況、また来年度以降の事業の計画についてということですが、今年度、金久中学校1校が事業に参加しました。1校30万の3校分予算計上で90万ということだったんですけれども、1校でした。そして、千葉の芝山町から子どもたちが奄美市にも来てくれた。これは聞いた話だと、安田市長のどうにかできないかという一言もあったというふうなことも聞いております。ぜひ活用させるためには、金久中学校の校長に個別に教育委員会と話をしたことがあります。ぜひ、校長会、教頭会、教務主任会で、この事例発表をしていただいて、参加する学校を増やしてほしいというようなことも言いました。その計画も含めて、ぜひ来年度実施……。できたら、今、3校しかないけれども、中学校は13校あります。ということであれば、当初予算でそれぐらい取っておいてもいいんじゃないかと。全部の学校に行ってくださいと。後から補正で削ればいい。補正で伸ばせばいいという話もあるかもしれませんが、最初からその意気込みで、最初の当初予算で入れておいてもいいんじゃないかというのが僕の質問の一つでもありますので、どうぞよろしくお願いします。

當田栄仁 教育部長 それではお答えいたします。この友好都市交流促進事業につきましては、今年度より開始した事業となります。奄美市と友好都市関係にある都市を修学旅行で訪問し、地域の学校と交流事業を行う場合に市より補助を行う内容となっております。今年度は、金久中学校がこの事業を活用し、千葉県芝山町に修学旅行で訪問しており、地域の伝統文化を学んだり、中学生同士の交流を深めたほか、国会議事堂を訪問するなど見聞を広めております。なお、この活用事業につきましては、9月に開催されます校長研修会において金久中学校長より御報告いただく予定となっております。来年度以降の事業計画につきましては、今後、各学校に対する周知や、来年度以降の修学旅行に関する意向調査等を行い、令和8年度の当初予算の参考にしていきたいと考えております。以上です。

竹山耕平 議員(21番) 分かりました。今、最後に言いましたけれども、今、3校30万の予算が、また当初予算でもやると、5校上げたら早い者勝ちですか、抽選ですかと。せっかく金久中学校は今年行って、じゃあ来年も会いましょうと行って、次に手を挙げたら、外れた。そういう中学校があったら困るんです。なので、そういったことも始めたら、交流も来年度もまたやりましょうという、そういったことも含めて頑張っていると思いますので、今回1校だけでしたけれども、ぜひ来年度から、そういう西宮、豊中を含めて、友好交流を続けてほしいなというふうなことを願ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、自民党新政会、竹山耕平議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午後2時30分)

○
奥 輝人 議長 再開いたします。(午後2時45分)

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正議員の発言を許可いたします。

崎田信正 議員（14番） こんにちは。日本共産党の崎田 信正です。私はこれまでも冒頭で、時事問題などについても、憲法9条及び25条など、憲法を暮らしに生かそうという立場で所感を述べてまいりました。今回は参議院選挙さなかの7月12日に鹿児島市内での街頭演説で、「治安維持法について、悪法、悪法だというのが、それは共産主義者にとって悪法でしょうね、共産主義を取り締まるものですから、」と述べた人がありました。YouTubeでも配信されているものであります。私も共産党で活動しております。共産主義者名指しでのこの街頭演説を看過することはできない思いです。共産主義社会というのは、現在の議会制民主主義の下では、議会で多数となり、国民とともに作り上げるものだと思っております。しかし、今回の発言というのは、時代背景、日本国憲法を理解しないものだと感じましたので、言論には言論でということで、私なりに一言を言わせていただきたいと思っております。それは、絶対主義的天皇制と現在の象徴天皇制との違いが理解できていないのではないかとということでもあります。絶対主義的天皇制の下で制定された治安維持法を現憲法の下で肯定的に発信をしていることでもあります。次に、共産主義者だけでなく、特攻警察が侵略戦争に疑問を持っているなどと勝手に判断するなど、一般国民全体を対象としており、激しい拷問を受けて命を落とす人もいたということでもあります。そのほかにも、いろいろと言いたいことがいっぱいありますけれども、時間の制約もありますので、また機会があれば述べたいと思っております。要は、日本国憲法では第14条に全ての国民は法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。そして第19条で、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとしています。これは、戦争に突入した反省に立って制定されたものだと指摘をしておきたいと思っております。

それでは、通告に従って順次質問を行いますので、よろしく願いいたします。最初の質問は、市長の政治姿勢についてであります。11月には、安田市長の1期目の市政運営を問う市長選挙が予定されていることもあり、政治の一番の課題ともいえる、戦争と平和についての考えについてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。毎年8月は6日に広島、そして9日に長崎に原爆が投下をされました。一瞬にして子ども、お年寄りを含む多くの命が奪われたものであります。80年前に終戦を迎えた戦争では、日本国民310万人、アジア人民2,000万人の尊い命が奪われております。今年が戦後80年、被爆80年の節目となっていることも関係しているかと思っておりますけれども、新聞、テレビなどのメディアで、戦後80年と銘打った特集記事が多く出され、地元新聞にも戦争の記録という形で、戦争体験者の記憶などが多く紹介をされております。その戦争では、特攻という人間性を無視した非情な攻撃命令が下され、多くの若者が命を落とし、沖縄ではひめゆりに示されるような悲惨な状況の証言も数多く残されております。南京大虐殺や陸軍731部隊による細菌戦争への準備についての証言も明らかになっています。そして、異口同音に語られるのが、戦争はしてはならないというものであります。しかし、現実に行進している軍備拡大に言及したものが少ないという思いもしております。この発言通告となったものでありますけれども、そんな私の思いとも重なる記事に触れましたので、まずそれを紹介しながら通告させていただいている市長の見解をお伺いしたいと思います。まず、9月6日の南海日日新聞の子ども・教育の欄で、100歳を超えた元兵士ら訴えるの見出しで、2人の方の証言が紹介されております。1人の方は、負けたことは恥と考え、戦争について語ってきませんでした。10年ほど前から話し始めました。戦争は一度始まるとやめられず、弱い人ほど被害を受ける。二度と起こしてはならないと強調しており、もう一人の方は、戦争は良くないと分かっているかもしれないがと前置きした上で、勝っても負けても人を殺すことになる。やっといういいことなんて1つもない。絶対にしてはいけないと訴えております。そして、被爆80年の広島と長崎の平和宣言です。全文紹介となると時間がかかりますが、私が作為なく切り取った部分を紹介したいと思います。まだ目にされていない方は、ぜひ全文に目を通していただきたいと思っております。今年の核廃絶平和式典での広島県知事の挨拶であります。このように述べられております。「法と外交を基軸とする国際秩序は様変わりし、剥き

出しの暴力が支配する世界へと変わりつつあり」と述べ、最後の方の部分では、「核兵器廃絶は決して遠くに見上げる北極星ではありません。被爆で崩壊した瓦礫に挟まれた、身動きの取れなくなった被爆者が、暗闇の中、一筋の光に向かって一步ずつ這い進み、最後は抜け出して誠意をつかんだように、実現しなければ死も意味し得る、現実的、具体的目標です。」と述べられております。さらに、広島市長の平和宣言では、「米国とロシアが世界の核弾頭の約9割を保有し続け、また、ロシアによるウクライナ侵攻や混迷を極める中東情勢を背景に、世界中で軍備増強の動きが加速しています。各国の為政者の中では、こうした現状に強くとらわれ、自国を守るためには核兵器の保有もやむを得ないという考え方が強まりつつあります。」として、「これまで築き上げてきた平和構築のための枠組みを大きく揺るがすものです。」とし、「次代を担う若い世代には、軍事費や、安全保障、さらには核兵器の在り方は、自分たちの将来に非人道的な結末をもたらし得る課題であることを自覚していただきたい。」としております。「そして、世界中の為政者の皆さん、自国のことのみに専念する安全保障政策そのものが、国と国との争いを生み出すものになってはいないでしょうか。」と呼びかけております。9日の長崎市長の平和宣言でも、「武力には武力をの争いを今すぐやめてください。対立と分断の悪循環で、各地で紛争が激化しています。人類は核兵器をなくすことができる強い希望を胸に声を上げ続けた被爆者の姿に、多くの市民が共感し、やがて長崎に地球市民という言葉が根付きました。この言葉には、人種や国境などの垣根を越え、地球という大きな1つの町の住民として、共に平和な未来を築いていこうという思いが込められています。」と述べています。さらに、「唯一の戦争被爆国である日本政府に訴えます。憲法の平和の理念と非核三原則を堅持し、1日も早く核兵器禁止条約へ署名批准してください。そのためにも、北東アジア、非核兵器地帯構想などを通じて、核抑止に頼らない安全保障政策への転換に向け、リーダーシップを発揮してください。」と訴えております。そして、9月8日の南海日日新聞の記者の目の記事を読ませていただきました。「戦後80年を迎え、各地で奄美の戦争を知る人たちに話を伺った。戦争のむごさ、理不尽さ、戦後も残る遺痕と傷、ただ凄惨な体験に心を痛めるだけでは、二度と過ちを繰り返したくないという願うだけでは、これから突入していくかもしれない、戦争を防ぐことにはならないと思う。どうして戦争を始めてしまったのか始めてしまった後、為政者や国民はどう振る舞ったのか、どうしたら戦争を始めないで済むのか。」というものであります。8月15日の終戦記念日の、奄美市名瀬戦没者慰霊祭で、市長も追悼の辞を述べられております。不戦を誓っておられるわけであり、戦争をしてはならない。この思いは、思想信条の違いはあっても、市長も私も同じだと思います。さらには、人類普遍の願いだと信じたいわけですが、現実は違っているのではないかとの思いもあります。これからのまちづくりにも、少なからず影響があるものと思いますので、現在の軍備拡大をどのように捉えられているのか、御見解をお伺いいたします。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 崎田議員におかれましては、様々なことをお伝えいただきありがとうございます。私も戦後80年の夏、様々な特集記事を読みまして、いろいろと考えさせられる機会をいただきました。これからはしっかりと平和を守ることにについて考え続けていきたいと思っております。

それでは、答弁をさせていただきます。議員、御案内のとおり、今年は終戦から80年の節目の年となり、改めて我が国は、先の大戦で亡くなられた多くの皆様の尊い犠牲の上に、この上ない平和を享受しているものと思返しているところでございます。先日の戦没者慰霊祭におきましても、戦没者の皆様方に心より哀悼の誠をささげるとともに、現代に生きる私たちが再び戦争の惨禍を繰り返さないためにも、あの悲惨な歴史を風化させることなく語り継ぎ、平和の尊さを次世代に継承していくことの大切さを申し述べたところであります。そこで、現在の軍備拡大をどのように捉えているかとの御質問であります。戦後80年、我が国は一貫して平和主義を実践している中、今後においても、力による現状変更は、いかなる理由があっても許されないとの認識の下、国際社会と協調した対話による解決、緊張の緩和を第一に、平和外交を旨とした姿勢を保持し続けなければならないと考えております。しかしな

がら、いまだに終結しないロシアによるウクライナ侵攻や、2023年パレスチナ・イスラエル戦争に単を発したイスラエルのカザ地区への侵攻など、昨今の世界情勢を目の当たりにすると、大変悲しい気持ちでいっぱいになり、改めて世界の平和が何よりも大事であると強く認識しております。このような中、我が国においては、周辺の東アジア地域における安全保障環境が危惧されており、南西諸島の防衛力の強化が一層重要となってきました。この奄美大島においても、自衛隊施設の整備と活動の充実が図られつつあり、本市としても一定の理解を示しているところであります。いずれにいたしましても、国の平和を守る、国民の生命と財産を守る、その抑止力として防衛政策の強化は国の極めて重要な責務と思っております。今後とも、日本国憲法の基本理念である平和主義を守りながら、専守防衛を堅持し、絶対に戦争をしてはならない、という世界平和の実現を心から願うところでございます。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 世界平和を絶対と、いうことで、邁進していく必要があるかと思えますけれども。ただ、先ほど南海日新聞の署名記事、それも紹介しましたけれども、前にも紹介したかと思えますけれども、2024年2月25日の朝日新聞で吉永さゆりさんが語っている言葉があるんですね。この方もこんなふうに言っています。「私は俳優なので、声を使う朗読活動で、平和に近づく行動に参加したいと始めました。原爆だけでなく、沖縄の平和を願った子どもたちの詩や、3.11後の福島の子どものたちが作った詩なども読ませていただいています。当初は、祈るように語り続けたいと思っていました。でも、非戦も非核の道も遠のくばかり。次第に、祈るだけではダメだとの気持ちに変化しました。世界を見渡すと、戦争が続き、最悪な状況です。この状況が平気になってしまうのではないかとこの恐ろしさを感じます。地球の温暖化も深刻です。坂本さんから」、坂本さんとは亡くなられた坂本龍一さんのことですが、「一人一人が考えて声を上げ、小さくても行動しようと言われてる感じがします。今のままでは地球も人類も死んでしまいます。そのことと向き合わなければ」、という文章が朝日新聞に、これ2024年2月25日ですが、載っておりました。先ほどの南海日日新聞の署名記事の文とも、つながるものだというふうに思えます。抑止力という言葉も今出されましたけれども、その抑止が効いていないから、各地で戦争が起こっているわけですね。だから、今の軍備拡大の状況というのは、抑止じゃなくて、戦争になったときにどう対応するかということで、軍備拡大がされているというふうに私には見えます。

次に、防衛に関しては、平和をどのように守るか。平和といったときは、誰の命も失われないことが大前提だと私は思っております。いろんな考え方があることは承知をしております。外交で平和的に戦争させない考え方、そして今あった軍力を強化して抑止力が必要だという考え方もあります。私は先の戦争の反省に至って、市長も先ほどの答弁の中で、多くの犠牲の下でと言われましたけれども、多くの犠牲の下で作られたのが、現在の日本国憲法、憲法9条と25条が今の平和を保っているんだという一文が抜けているんじゃないかなという思いもいたします。先の戦争があって、制定された日本国憲法第9条の立場で積極的に平和外交を展開すべきだという思いですが、しかし現在の在り方は、南西諸島の軍事要塞化と称される状態が、これは南日本新聞に軍事要塞化するというふうに載っております。加速的にそれも強化される状況です。しかも、今日から日米の共同訓練、大規模な訓練がまた始まるわけですね。地元市のインタビュー記事、これ8月1日で異動された陸上自衛隊奄美警備隊の長谷川隊長に聞くでは、「奄美群島では自衛隊施設だけでなく、一般の生地でも訓練ができています。より実践に近づけられ、安全保障面での意義は大きい。」とありました。それについて、今度9月6日の朝日新聞には、「訓練補給新拠点、奄美大島など4島事前調査防衛省。」との見出しの記事があります。防衛省が島嶼部の現地部隊が使う訓練場や補給拠点の新設を目指すというものであります。調査では地形や土地利用計画、法規制、交通インフラなどの文献資料を収集し、訓練や物資補給ができる適地を探しているようですが、このように現状は、南西諸島の軍事要塞化と称される状態が加速的に強化される状況であります。先ほどの退任された長谷川隊長ですけれども、それと防衛省が訓練場の新設と言ったときに、自衛隊施設内では訓練場はできないから、新たにどこかに設けるといふことですね。その対象

が奄美大島に入っているということで、これは大問題だと思うんです。市のまちづくり、これから将来どういったまちづくりをするのか、観光でインバウンドでたくさん多くの人を迎える中で、どういう観光地帯をつくっていくのかということも大きく関わってくる問題でありますけれども。このような状況に合わせて、今の状況をどのように感じておられるのか、見解があれば、先ほどとかぶるかも分かりませぬけれども、改めてお伺いしたいと思います。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。先ほどの市長答弁の繰り返しになりますけれども、戦後80年もの間、我が国は一貫して平和主義を実践し、いかなる理由があっても、力による現状変更は、許さないとの認識のもと、対話による解決、緊張の緩和を第一とした平和外交の姿勢を保持し続けなければならないと考えているところです。このような中、現在、我が国周辺の東アジア地域における安全保障環境が危惧されており、南西諸島の防衛力の強化が一層重要であると国のほうは判断し、南西諸島各地で防衛上の設備を進めていると認識しているところであります。その中の一環で、この奄美大島における自衛隊施設の設備、そして活動に対しても、本市としましては一定の理解を示しているところでございます。

崎田信正 議員（14番） 現代は、抑止力で戦争は防げるのではありません。有事にどう対応するかという方向のように、先ほども述べましたが、その一環として、全島避難をどうするか、一週間以内に鹿児島島に移るとか、さらには自衛隊の司令部を地下に持っていくというのは、一番最初に標的にされるから、地下に持っていかうということが実際に行われているわけです。これは抑止では止まらない、戦争になったときにどう対応するかということでやっていることだと思うんです。南西諸島というのは奄美大島も含めて、その最前線になってくるという状況で、長射程のミサイルも宮崎とかそういったところに、4県に配置をするという計画ですが、このままでいけば、いずれ南西諸島にも回ってくるんじゃないかなど。そうするとまさに、相手方の軍備拡大、軍拡競争になる状況では、標的になっていくという状況になるんじゃないかなというふうに思います。護衛艦を空母に作り替えるとか、そういったこともやろうとしているわけですから。そういった危険な状況の中で、9月11日から全国で過去最大規模となる、大規模な日米共同訓練が展開されます。さらに防衛省は長射程ミサイル、先ほども言いましたけれども、4県というのは熊本、静岡、北海道、宮崎の陸自駐屯地への配備計画ということになります。日米共同訓練が毎年行われ、規模も拡大を続けています。この状況で、奄美市は国の防衛政策を鑑みて、専守防衛という言葉も市長からも出ましたが、この専守防衛はどのように捉えているのか。今の軍備拡大が専守防衛にかなっているのか、それとも戦争準備になっているのではないかという思いをしているわけですが、市長が市民の安全安心を守る最高責任者として、この専守防衛に対する捉え方をお伺いしたいと思います。

藤原俊輔 総務部長 先ほどの答弁にもありましたとおり、国の平和を守る、国民の生命と財産を守る、そのための防衛政策は、国の果たすべき極めて重要な責務であると捉えております。その責務の下、あくまで防衛を念頭に国のほうで判断をして進める練習や設備でございますので、本市としましても一定の理解を示しているところでございます。

崎田信正 議員（14番） 先ほども述べましたが、国を守るといったときにどうして守っていくのかということが問われるわけです。今は、抑止力これは長崎平和宣言のときにも言いましたが、軍拡競争ではだめだということは平和宣言でも述べられているわけです。それで、国のほうは軍備拡大一直線ですよね。今度は概算要求でも8兆8,000億円を要望しているということでもありますけれども。じゃあ、平和外交は何をしているんだということで、平和外交の実態というのが伝わってまいりません。どこどこでどんなふうな話し合いで、平和外交で、戦争を回避しようとか、そういう動きは私はずっと新聞を見てますけれども伝わってこないんです。そこに国の進む方向がやっぱり違っているんじゃないか

など。それに対して答弁があるように、奄美市としては、何でそれに疑問も挟まない。国の言ったままに何でもオーケーオーケーだというふうに感じられるわけです。ところが、8月に与那国の町長選挙が行われました。この町長は、自衛隊の数が増えて、現時点では限界に来ていていると感じているということで、南日本新聞にも書いてありましたけれども、今度の日米共同訓練の規模を縮小したんですよ。与那国町では、これは南日本新聞でも異例のことだと。予定していた訓練内容を縮小するというのは異例のことだということですから、安全を考えたときに声を上げれば、やっぱりそれは現時点では通るということで、今の状況だったら、国が言ってくれば防衛は専管事項だから何でもオーケーだと。ただ、ここに訓練場を作りますと言ったときに、本当に反対しきような今の市政の状況かということに非常に心配をしているわけです。そんなことになれば、戦争に巻き込まれてしまうという思いもしているので、大分時間をとっておりますけれども、8月はいろんな場面で、戦争に対するテレビ番組もありますし、そういったこともありましたので、ちょっと時間をとらせていただきました。専守防衛を逸脱しているというのは、いろんな事例であるわけです。長射程距離のミサイルも、これは相手方に届くやつで、相手が攻めてくる兆候があれば、先に先手を打ってやろうということまで言っているわけですから。そういったことが専守防衛なのかという思いもいたします。

それでは、次の質問に行きたいと思いますが、次は、末広土地区画整理事業についてです。先ほど竹山議員もこれに関して質問をされておりましたけれども、主にこれからどうするんだというような状況だったかと思えます。私のほうは、末広・港土地区画整理事業については、これホームページに紹介されておりますが、事業期間は平成16年度から令和12年度まで、つまり26年間となっております。事業の目的は、商業街の衰退が顕著となっており、また住宅密集地で防災上も危険な地域となっていることから、中心市街地への良好なアクセスや防災機能の強化などの都市基盤整備と合わせて商業施設との再建を図り、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図ることとしていますと、ホームページには載っております。衰退が顕著になっていると言っているわけです。これは平成16年以前からの計画ですから、検討したのはそれ以前からになります。衰退が顕著になっているこの事業がいまだに終了しきれないというのは問題だと思うんですね。やはり検証することが必要だと思います。ホームページでも、施工地区の北側は名瀬港港湾道路、そして南側は国道58号バイパスに接した区域と紹介しております。マリンタウン計画も決して順風満帆に進んでいるとは思いません。おがみ山バイパス事業も、2002年に事業を着手したものの工事は中断をされており、19年度再開、そして今年4月から掘削が始まるなど、こちらも予定通りとは言えない状況です。事業の中心となった幹線道路の末広港線は、地元の人でも交差点などの通行には戸惑いを感じている人は少なくありません。おがみ山トンネルは、2027年度の貫通を目指しておりますが、供用されれば現在の末広港線は通過道路になるとの心配もあります。これらを踏まえて、事業目的に照らして、つまり商業地の衰退が顕著になっていることを解消するための事業、その目的に照らして現在の評価をお伺いしたいと思います。

坂元久幸 建設部長 それではお答えいたします。末広・港土地区画整理事業は、道路をはじめとする都市基盤施設と宅地を総合的かつ一体的に整備し、市街地への良好なアクセスや防災機能の強化及び商業施設の再編を行うことで、にぎわいのある中心市街地の形成を図ることを目的に取り組んでおります。昨年9月にメインとなる末広港線が開通したところでありますが、換地処分に向けた作業が残っていることから、事業期間を令和12年度までとしております。長期間の事業展開となったことにつきましては、主に用地交渉に時間を要したところでありますので、やむを得ず事業期間延長に至っております。令和6年度末の進捗状況といたしましては、事業費ベースで95.6パーセントとなっており、区画整理事業による基盤整備に関しましては、目的をおおむね達成できていると評価しているところでございます。並行して実施しております都市再生整備計画のソフト事業におきまして、商店街向けのリフォーム補助や家賃補助、活性化イベント補助等の支援を行っているところであります。コロナ禍を経たここ数年の状況から、区画整理事業による商業施設の再編に向けた取組といたしましては、効果が現れつつあると理解しております。また、おがみ山トンネル開通後には交通量が増すことで、商店街への来客者

を増やすことにつながるものと考えております。今後とも事業の早期完了に向けて努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

崎田信正 議員（14番） 衰退が顕著になっているからこの事業を始めた、防災のこともありますけれども、衰退が顕著になって事業を始めて、今の進捗状況で満足しているのかということなんですよ。私は決してそうならないと思います。その期間の中で店を閉めたところも、いろいろ理由はあるかと思いますが、多くありますし、最初の目的では商店街の数もいくりにするというような数値もあったと思うんですけども、それについてはここでやればまた時間がかかりますので、後に回したいと思いますが、今、おがみ山トンネルができれば来客者も増えるということで、もう一方では通過道路になるんじゃないかという心配をされているわけです。おがみ山トンネルがトンネル内だから50キロ、60キロぐらいで来ると思うんです。そこで信号で一旦止まって、信号が青であればそのまま入ってくるわけです。そういった状況の中で、先ほど言ったように、現在でも通行に本当に戸惑うお年寄りの方や車で運転されている方、どちらが優先か分からなくて、右往左往している状況も見受けられますけれども、この地域を訪れる市民や観光客の交通事故防止の対策も本当に重要だと思います。2027年度で貫通で、その後いろいろして、供給はその後ということになるかと思いますが、交通事故防止の対策は今からしっかり立てておくことが必要だと思いますが、現在どのような取組状況をされているのかお伺いをいたします。

坂元久幸 建設部長 お答えします。現在の取組といたしましては、末広港線の交通事故防止に向けた安全対策について、奄美信用組合本店前交差点において、去る7月24日に、鹿児島県警察本部主催のもと、本市も合同で交通事故多発地点等特別対策合同現場診断及び検討会が開催され、その場において、関係機関より多くの安全対策に関する意見が示されたところでございます。これらの意見を踏まえ、現在、交通管理者である警察や、県道管理者である県と連携いたしまして、具体的な安全対策について検討を進めているところでございます。また、旧測候所前の交差点につきましても同様に、交通安全対策について検討を行っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

崎田信正 議員（14番） しっかりと検討をしていただいて、商店街の中心部分ですから、事故のないように、しっかりとした取組をしていただきたいと思います。

次に、社会保障制度についてでありますけれども、今回は健康保険証と介護保険制度についてを取り上げました。社会保障制度の問題は多岐にわたりますので、取り上げればとても1時間では終わりそうではありませんので、これは折を見て取り上げたいと思います。また、決算委員会もありますので、そこでも十分議論ができるかと思っております。今回取り上げた健康保険証についてですが、国はマイナ保険証の取得について、ポイント付与などで躍起になって、取得率を上げるために取り組んできたものでありますけれども、国の制度で昨年12月2日以降は、新規の保険証の発行がされなくなりました。しかし、厚生労働省は8月4日に75歳以上が加入する後期高齢者医療の健康保険証について、国民健康保険と同様、同様と書いていますから国民健康保険も使えるということなんです。7月末の期限切れ以降も保険医療を受診できるよう、全国の後期高齢者医療広域連合などに対し、周知を呼びかけております。厚生労働大臣は、医療機関の窓口に行ったが、受診できないといった混乱を回避する観点から対応をお願いしていると述べているわけですが、そこで質問になりますが、トラブルや市民の混乱などが起こっていないのか、現状をお示しいただきたいと思っております。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、国民健康保険証に関して、トラブルや混乱が起こっていないかということについて答弁をいたします。議員御案内のとおり、昨年12月2日に健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証の利用を基本とする制度への移行が本格的に開始されました。この制度変更に伴い、一般の市民の方からは、これまでの健康保険証は使え

なくなるのか、といった問合せやマイナンバーカードを持ち歩くのが不安といった声が寄せられました。しかしながら、本市の国民健康保険は従来の健康保険証が今年の7月末まで有効であり、その間は引き続き使用が可能であったことから、本市の窓口等において制度が開始された初期におけるトラブルや混乱はなく、不安や戸惑いの声のほうが多かったと認識しております。その後、御案内がありましたとおり、国から今年6月に国民健康保険の健康保険証の有効期限が切れた後も、医療機関等にそのまま持参する患者が想定されるとして、混乱を回避するための暫定的な取扱いとして失効した健康保険証を令和8年3月まで使用を認めるという方針が示され、併せて、医療機関等に対して次回の受診からマイナ健康保険証か資格確認書を持参するよう患者に働きかけるよう協力を求めるといった対応策が示されました。このような国の方針が示される中、従来の健康保険証の有効期限である7月末を迎えたわけですが、8月以降も本市の窓口における混乱はなく、市内の医療機関においてもトラブルや混乱が生じたという報告は受けていないところでございます。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） これは医療機関への周知徹底はできているということでしょうか。

信島賢誌 市民環境部長 医療機関への周知に関しましては、期限切れの健康保険証を来年3月まで利用可能とする取扱いにつきましては、医療や薬剤等の関係団体にも国から通知がなされていることから、本市としては医療機関に対して周知を行っておりませんが、有効期限後の健康保険証に関する問合せが、医療機関等からある場合は適切に対応してまいりたいと考えています。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 健康保険証というのは命に直結するものですから、しっかりしていただきたいと思えます。

次に、国保税の滞納者の実態についてお伺いしたいと思います。これは決算委員会でも問題になるかと思えますけれども、奄美市の国保収納率は95パーセントを超える高い比率を保っておりますけれども、100パーセントではないということで、これは滞納者がいるということになります。滞納者の実態についてお示しをいただきたいと思えます。国保滞納者の対応については、自己負担が困難だとの申し入れがあれば、市町村の判断で窓口負担を3割にできるようでありますけれども、これも医療機関も含めて周知徹底が必要だと思えますけれども、現状はどう取り扱っているのか。この2点についてお伺いをいたします。

信島賢誌 市民環境部長 それではお答えいたします。令和6年度の国保税収納率は、現年度で95.24パーセントとなっており、前年度と比べまして0.45ポイント低下しております。国保税が滞納となる原因につきましては、収入が少ない、自主納付の意識が低いことなどが主な原因となっております。国保税の滞納者の対応につきましては、聞き取りの中で特別療養費についてのお話をお聞きしておりますので、特別療養費につきましてお答えしたいと思います。特別療養費につきましては、国保税の滞納のうち、納付期限から1年以上経過した滞納がある場合が対象となります。対象者のうち連絡が取れない方や、納付の約束が履行されていない方々に対し、特別療養費を適用することとしております。特別療養費が適用された場合は、医療機関等で窓口負担が10割となり、後に本人が市役所の窓口にて申請を行い、保険給付分を請求することとなります。本市での特別療養費適用につきましては、8月25日現在で54世帯、64人が適用となっておりますが、対象者の方々が適用後に医療機関等を受診したかどうかにつきましては、本人や医療機関等より連絡がない限り把握することができず、現時点におきましては連絡がない状況となっております。医療機関にて、自己負担が困難だとの申し入れがあれば、市町村の判断で窓口負担が3割となることにつきましては、基本的には対象者の国保税の完納、もしくは滞納額が著しく減少した場合となっておりますが、仮に申し入れがあった場合は、滞納の原因や現状についての把握を行い、政令で定める特別な事情、もしくはそれに準ずると判断した場合、窓口負担を3割することとしております。特別療養費につきましては、この制度に準じた運用を行ってまい

りたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 今の特に問題ないような答弁であります。特別療養費は、言われたように、国保の場合は後で7割分が返ってくると。ただ、滞納するような人は、やはり10割負担そのものが大変だということで、申し入れがあればということですが、もし、今のところないようでありませけれども、申し入れがあれば、人道的立場で特別な事情と認めて対応するものについては対応していただきたい。その後の54世帯が対象になっているということですが、その後医療機関にかかったらどうかは分からないということですよ。それが、経済的負担があってもかかっていないのかどうかも分かりませんので、こういったことも医療機関も含めて周知徹底をぜひしていただきたいというふうに思いますが、この辺りの周知徹底は十分なんでしょうか。

信島賢誌 市民環境部長 仮に対象者の方々が病院のほうに行くと、こういう御相談があった場合には、まず病院のほうから私どものほうに連絡をいただきまして、その状況に応じて緊急性とかがない場合には、こちらのほうでその状況を鑑みて、この制度に適應するかどうか、そういう判断を踏まえまして対応していきたいと考えております。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） よろしく願いいたします。次に、介護保険制度についてですが、これ2000年に制度が始まっております。私もその年の9月から旧名瀬市の市議会議員となったわけですが、介護保険制度は発足当時から不備があつて、国のほうも走りながら改善すると言ってきたものでありますけれども。現状は改善どころか、改悪の連続だというふうに思います。保険あつてサービスなしの言葉が生まれたり、老老介護やヤングケアラー、あるいは介護離職など深刻な問題もまだ残されております。今回はほかの質問項目もあつて、この間何回か取り上げてきておりますけれども、訪問介護事業所が訪問介護報酬の引き下げで事業所の経営が危機的な状況となり、事業所が1つもない自治体が増えていることも取り上げてまいりました。奄美市ではそれぞれの事業所が努力をされており、介護サービスの提供に奮闘されておりますけれども、介護報酬は事業所が勝手に決めることはできません。全国で経営の危機が広がっているということは、奄美でも同じ状況ではないかと推測できます。自治体は制度の中でいろいろ対応されているかと思ひますが、そもそも介護保険制度の発足の一番の要因は、家族介護から社会全体でだったと思ひます。そこで質問ですが、介護保険制度は利用を希望する人のニーズに本当に応えられているのか、お伺いをしたいと思ひます。

麻井庄二 保健福祉部長 では、議員の御質問にお答えをいたします。聞き取りの中では、訪問介護事業所がない自治体が全国でも増えているという点がありましたので、それを含めてお答えをさせていただきます。令和6年度の介護報酬改定以降、全国で訪問介護サービスを行う事業所の減少や、事業所が1か所もない自治体が増えているということも報道されております。ただ、平成30年以降、本市で訪問介護サービスを提供している事業所は、新規事業所が3か所、統合・廃止事業所も3か所でございます。全体数としては23か所と変わりがございません。利用者のニーズにつきましては、令和4年に本市が実施いたしました高齢者実態調査におきまして、希望する介護保険サービスを全てまたは一部利用していると回答された方は約9割に達しており、今のところ訪問介護サービスは本市では充足していると認識をいたしているところでございます。

崎田信正 議員（14番） それでは、この質問通告を出した後に、8月31日付けの南日本新聞、介護保険持続97パーセントを危惧の4段抜きの見出しの記事がありました。共同通信社が行った全国自治体アンケートでありますけれども、調査は6月から7月まで、47都道府県知事と1,741市区町村長に行い、これ首長に行っているわけですが、96パーセントに当たる1,723人から回答を得たというふうに報道されました。鹿児島県では、1つの町を除く42市町村と県が回答したと報じられており

ますので、奄美市長も回答されているということになります。鹿児島県と44市町村、危機感との見出しも中見出しでありました。回答内容についてお示しいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、議員から御案内がありましたアンケートについてですが、これは介護だけではなく、防災、宿泊税など多岐にわたるアンケート調査でございました。その中で、介護についての報道があったところでございます。新聞紙面では全国の97パーセントの自治体が介護保健持続を危惧との見出しでございましたが、本市としましても人手不足など全国の自治体と同様の課題があるという認識のもと回答をいたしたところでございます。

崎田信正 議員（14番） ありがとうございます。いろいろこれからも第10期、今度は事業計画も作る時に、新たな改悪事項が出てこないかと心配をしておりますけれども、きっちり対応していただきたいと思っております。

次に、生活保護基準引下げを違法とした最高裁判決が出されました。6月議会でもこの件について当局の見解をお聞きしておりますけれども、そのときの答弁でも、奄美市の保護受給率は全国平均が16.2パーミルに対して57.2パーミルと高い率が示されております。物価高から市民生活を守ることと市の経済政策にも直結、関連するとの思いで上げたものでありますけれども、6月29日の最高裁の判決前でありましたので、前回にも答弁がございましたが、生活保護の実施要領に基づき生活保護制度の適正な実施に努めたいというものでありました。生活保護の実施要領に基づき適正な実施ということですが、国の示したやつが憲法違反、違憲だというふうに示されたわけです。だから、そのとおりやっていたらいいんだということにはならないものであります。最高裁は違法との判決を出しておりますが、違法に引き下げられた保護費というのは遡及して是正することが当たり前だと私は思います。現在、厚労省でも専門委員会が開催をされて、委員からは今から追加支給に向けた仕組みを考えておくべきとの意見も出されております。保護費はほとんどが地元で消費されるものだと思いますので、違法とされた保護基準、引き下げ前の水準で保護費の再計算となると、奄美市の受給者の額は多くなるのか、少なくなるのか、またどの程度になるのか、分かればお示しをいただきたいと思っております。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、生活保護費の支給基準引き下げが違法とされた最高裁判決に関する影響について、見解をお答えいたします。議員、御案内のとおり、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）に決定された生活保護費の基準額引き下げに関して、令和7年6月27日に最高裁判所は、引き下げは違法であり、減額処分の取消を命ずるとの判決を下しました。この判決を受けて、厚生労働省は、法律や福祉、経済学の専門家による専門委員会を設置し、令和7年8月13日に初会合を開催したところでございます。専門委員会では、減額分の追加支給を求める原告側の意見聴取なども行いながら、今後の対応方針が決定される見通しとなっております。生活保護費の基準額につきましては、大都市部や過疎地域など級地ごとに分けて算定しますが、今回の減額処分につきましては、地域に関係なく、全国一律に3年間で段階的に4.78パーセントの生活保護費の減額を行っていることから、保護率が全国平均を上回る本市への影響も大きくなるのではないかと認識しているところでございます。議員御質問の減額処分の取消判決に伴う本市における保証見込額につきましては、生活保護費の算定に当たっては、受給世帯の年齢や人数、収入等により個別に算定されるものであることや、また、3年間の減額期間にあった平成26年度については、消費税率5パーセントから8パーセントに改定されましたが、その改定された上昇分が基準額に加味され、実際の給付額自体は上がっていることなどから、現段階におきまして地域ごとの一律の影響額を測るのは困難でございます。現在、国の専門委員会において、保証の有無や保証内容も含めて審議され、今後対応方針が決定される見通しとなっております。本市といたしましても、今回示された判決につきましては、国民の最低生活を保証する生活保護制度への信用信頼を損ないかねないものと厳しく受け止めており、国の専門委員会の判断や決定内容

を受け、適正に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 適正が適正になるかどうかですね。

あと、最後に教育行政についてですが、今回防衛省が子ども版防衛白書、全国2,400の小学校に6,100冊配付しているということを報道で知りました。奄美市の各学校に配付がなかったのかお問い合わせをいたします。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。子ども版防衛白書につきましては、本市の各学校への配付は行われておりません。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） これ、2021年から子ども版の防衛白書があって、去年初めて配付したのはということで、今後続くかどうかは分かりませんが、最初はさっき言ったように8県から始まってですね、長崎とか福島県とかそういったところですが。これまでの動きを見ると、職業体験とかそういったのもどんどんエスカレートしているので、いずれは南西諸島の防衛の拠点、要塞化とも言われるような状況で、奄美市の学校にも配付されるんじゃないかなという危惧があって、質問させていただきました。教師は就任にあたって、宣誓書を署名するというふうなことを聞いたことがありますけれども、その宣誓書では、日本国憲法を尊重しという文言が入っているのではないかと思います。防衛省のこの白書は、憲法9条に真っ向から反するような内容にもなっていると私は思っておりますので、教員の方もこんなのが配れたら対応に困るんだろうなという思いもいたします。いろんな場面で、名簿提供は18歳、22歳ですけれども、中学校の職業体験、今度は小学生までそのことがっております。これ自衛官の採用募集にも減っているという状況があって、今から自衛官の確保をしないと、どんどん防衛費を膨らまして、いろんな用具を買っても、それを取り扱う自衛隊員がいなければ、全くの無駄遣いになりますので、そういったことがあって、子どもを対象にしているのではないかと思います。

奥 輝人 議長 以上で、日本共産党 崎田信正議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午後3時45分）

第 3 回 定 例 会
令和 7 年 9 月 12 日
(第 5 日 目)

9月12日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帯 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	総 務 部 長
永 田 公 洋	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	中 村 幸 浩	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長
信 島 賢 誌	市 民 環 境 部 長	畠 山 成 美	市 民 課 長
押 川 治	世 界 自 然 遺 産 課 長	麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	米 田 大 樹	こ ど も 未 来 課 長
郷 田 早 苗	健 康 増 進 課 長	畠 山 正 明	重 点 政 策 推 進 監
國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長	川 畑 良 二	紬 観 光 課 長
大 庭 勝 利	農 林 水 産 部 長	坂 元 久 幸	建 設 部 長
俵 裕 樹	都 市 整 備 課 長	川 上 浩 一	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	林 孝 浩	教 育 総 務 課 長

9月12日(5日目)

元 多 政 重	選 挙 管 理 委 員 長	丸 田 学	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長
---------	---------------	-------	----------------------------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向 井 涉	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱
田 川 正 盛	主 幹 兼 議 事 係 長	重 井 真 人	議 事 係 主 査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

奥 輝人 議長 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 西 忠男議員の発言を許可いたします。

なお、西 忠男議員から、書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

西 忠男 議員(2番) 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、そして傍聴席にいられてくださっている皆様、おはようございます。チャレンジ奄美の西 忠男でございます。令和7年第3回定例会一般質問、最終日、一番バッターで質問させていただきます。

その前に、文字の訂正をお願いいたします。質問趣旨の大きな2番の鹿児島県自転車活用推進計画についての、その前に、第2次鹿児島県自転車活用推進計画について、「第2次」を入れてください。

(1)の矢羽根型道路と書いてありますけれども、これを「路面」に変えてください。よろしくお願いいたします。

それじゃあ、少々長くなりますが、一般質問の前に所見を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。今年には戦後80年の節目です。1945年3月10日東京大空襲、3月26日米軍が慶良間諸島に上陸、4月1日沖縄本島上陸、終結が9月の7日で、組織的に戦闘が終わったのは84日間続いたとされております。8月6日午前8時15分、広島への原爆投下、8月9日午前11時2分、長崎への原爆投下、大東亜戦争での日本人の死者は、数は軍人・軍族が約230万人、民間人が約80万人以上です。合計310万人以上に上っております。亡くなられた先人たち、心より御冥福をお祈りいたします。本当にこの原爆を投下する意味があったんでしょうか。原爆投下、日米両政府の声明が上がっております。アメリカ政府の声明、1945年8月、「最初の原爆を軍事基地である広島に投下したのは、我々が民間人を殺戮できるだけ避けたかったからだ。我々はパールハーバー、真珠湾において無警告で我々を攻撃した者たち、アメリカの捕虜を餓死させ、殴打し、処刑した者たち、戦時国際法を犯した者たちに対して原子爆弾を使用した。戦争の苦痛の期間を短くするために、若いアメリカ人の多数の命を救うために、それを使用したのである」とアメリカ側は言っております。それに対して、日本政府も抗議声明を出しております。1945年8月10日、広島原爆の次の日です。「広島市は何ら特殊な軍事施設を持たない普通の一般地方都市で、同市全体として一つの軍事目標たる性質を持っていない。被害地域にある者は、戦闘員・非戦闘員の区別なく、また老若男女も問わずに、全ての爆風と輻射熱で無差別に殺傷された。米国は国際法及び人道の根本原則を無視して、既に帝国日本の小都市に対して無差別攻撃が実施されてきた。今や新たに従来のいかなる兵器も比較にならない無差別の残虐な破壊力を持つ本件爆弾を使用したのは、人類文化に対する新たな罪悪である。帝国政府は、ここに自らの名において、かつまた全人類において、文明の名において、米国政府を糾弾する。」これは朝日新聞、1945年8月の新聞に、要約です。掲載されております。戦後、アメリカの原爆論の展開。明るみに出たハイドパーク協定。1944年9月18日、ルーズベルトアメリカ大統領とチャーチルイギリス首相は、ニューヨーク州ハイドパークで会談し、非人道的な原爆を日本に落とす秘密協定を結んでいたことが明らかになりました。これは1972年アメリカの秘密文書公開資料に載っております。フーバー

大統領回顧録，著書「裏切られた自由」，「広島も長崎も軍事基地ではなく，主に一般市民が生活している都市である。両市合わせて30万人以上の市民を殺した行為は非人道的で，戦時国際法違反である。アメリカ政治の大道からの逸脱は，トルーマンが日本人に原子爆弾を落とすという非道徳的な命令を下したことだ。これはアメリカの全ての歴史の中で，ほかに比較するものがないほど残忍な行為であった」と，第31代アメリカ大統領，ハーバート・フーバーは言っております。在任が1929年から1933年の4年間です。1964年に90歳で亡くなっております。封印された歴史書，フーバーの生前から発表の試みはあったものの，彼の主張がアメリカの戦前からの国策や戦後の歴史，政治と対立するため封印され，長期間公表されませんでした。が，没後50年を経て2011年にアメリカで，米国で出版され，論争を巻き起こしました。」実は，この記事は中学校で習う自由社の「新しい歴史教科書」から抜粋したものです。元広島市長の平岡 敬さん，御存じでしょうか。1991年2月3日に行われた広島市長選で初当選，1995年に再選を果たし，1999年までの2期8年にわたり在職された方です。1927年，昭和2年12月21日生まれ，今年で98歳になられます。原爆ドームの世界遺産登録に力を注いだ方です。皆さんも御存じのように，広島原爆ドームは1996年12月にユネスコの世界遺産に登録されました。これは，人類が初めて使用した核兵器の惨禍を伝え，核兵器廃絶と世界の恒久平和の大切さを訴える続ける人類共通の平和の記念碑として登録されたものです。NHKの広島放送局広島WEBの特集から抜粋しました。「元広島市長平岡 敬さん，原爆投下の責任，問い続ける意味。」広島と長崎に原爆が投下され，今年で戦後80年になります。核兵器廃絶を前に進めていくためには，まず，原爆を投下したアメリカの責任について明確にすべきだと考えている人がいます。その記事を見たときに，広島市長にそういう方がいらっしゃったことに，私はとても感銘いたしました。2期8年にわたって広島市長を務めた，また新聞記者として，その市長として長年，被爆地広島と向き合ってきた平岡 敬さんです。昨年の秋に開かれた被爆地の役割を考えるシンポジウムで，今，原爆投下の責任に目を向けるべきだと主張しました。「やっぱり核兵器は悪いんだと，そのためにやっぱり広島・長崎に落としたアメリカの責任は，あれは過ちだったということ，アメリカに認めさせることが大事だと思うんです。原爆投下が正しい行為であるとするならば，今度はよその国がいろんな理由をつけて核兵器を使っても文句を言えないのです。今，まさしく核の脅威の下で使うぞ，使おうという国が出てきております。そういうことを言わせたのはなぜかと言ったら，アメリカはやっぱり原爆投下は正しかったと言っているからです。正当化しなければ，そういうことが言えるはずがないのです。アメリカに責任を問うことが，あなたの心が狭いとか，恨みつらみを乗り越えて我々は平和を求めてはいけなとか，そういう論理があるわけです。それは，一見して正しいように思われるけれども，憎しみじゃないのです。過去にこういうことがあって，それや間違っただけで認識することによって，初めて核兵器のない未来社会をつくることのできるのだろうと思っています。」と述べています。被爆から50年の1995年，当時の平岡市長は，国際司法裁判所で「核の巨大な破壊力によって全く罪のない市民が焼き尽くされ，放射線を浴び，老人も女性も生まれたばかりの赤ん坊も殺されました。このように悲惨で残酷な大量虐殺の行為でさえも，歴史の中では正当化されています。この行為は，本来国際的に問題にされなければならない。」と発言されています。昨年の12月10日にノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会，日本被団協も，原爆を投下したアメリカに謝罪を求めるように，長年訴えてきました。アメリカ国民の原爆への意識，1945年，原爆の使用は支持するは85パーセント，支持しないは10パーセントだったが，最近の調査では，原爆を投下が正当化できるが35パーセント，正当化できないが31パーセント，分からないが33パーセントと，アメリカの国民の意識が確実に変わってきていると思います。高校生平和大使のことを御存じでしょうか。昨日も，奄美南海日日紙に載っていたと思います。9月6日の新聞だったと思います。1998年5月にインドとパキスタンが相次いで核実験を行った。それを受け，長崎市民平和運動家や高校生2人とともに，反核署名を6,380人分の署名を携えて，10月にニューヨークの国連本部を訪ねたのが始まりです。核廃絶を求める1万人署名を行い，国連に届ける活動やスピーチを行っている。高校生平和大使，28代目となる今年は，18都道府県の高校生が24人選出された。各県の代表が，この1年間に集めた11万筆余

りの署名を届けるため、8月31日、国連ヨーロッパ本部のあるスイスジュネーブに向けて出発し、9月2日、国連欧州本部を訪れ、世界平和を求める署名をデジナル国連軍縮部ジュネーブ事務所に提出し、約1時間半にわたり面会し、核抑止に依存しない安全保障の実現などをめぐって意見交換をした。高校生平和大使の皆さんは、1998年から2025年までの28年間活動を行い、今現在も行っております。今まで、累計283万4,213筆の署名が集まっています。「核なき世界を目指して、一人一人が小さな行動を積み重ねていくことが重要だと、こうした上で被爆の実質を知ってもらい、平和の大切さを伝えていきたい。」と話をした。「戦争体験者が減っている中、私たちの世代が受け継ぎ、また次の世代に引き継いでいくことが使命、高校生平和大使としての役目に責任を全うするのが覚悟である。」とも高校生が述べております。高校生の皆さんの活動には、本当に感謝いたします。本当にありがとうございます。私たち大人や政治家、特に国会議員の皆様、もっと見習うべきではないでしょうか。戦後80年の節目です。改めて戦後教育、歴史を認識、考え直し、教育の大切さを訴えていきたいと思っております。

それでは通告に従い質問させていただきます。1、教育行政について。選挙権が得られる年を20歳以上から引き下げて、18歳以上に公職選挙法が改正され、2015年6月10日に成立しました。2016年の参議院選から適用された18歳と19歳、およそ240万人が新たな有権者に加わるようになった。そこで中学生や高校生は約9年かなり10年近く、学校教育の中で政治参加の学習をしていると思います。その結果、過去にあった選挙はいろいろありましたが、今年の参議院選挙で全国の若い世代に受け入れられ、投票率が上がっていると思います。そこで質問です。(1)今年の7月の参議院選挙の10代、20代の奄美市の投票率を伺います。次の質問からは、発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

元多政重 選挙管理委員長 おはようございます。市政の発展、また市民のよりよい生活向上のため、日頃から御尽力いただいております議員の皆様には、改めて敬意を表します。それでは、お答えいたします。今年7月の参議院議員通常選挙における選挙当日の本市全体の有権者数は3万4,051人、そのうち10代は606人、20代は2,268人でした。議員御質問の投票率につきましては、高校生を含む10代が27.56パーセント、20代が43.96パーセントとなっており、前回、令和4年度に執行されました参議院議員通常選挙の投票率に比較し、10代が5.12ポイント、20代が11.10ポイント上回っております。しかしながら、本市全体の投票率59.73パーセントからいたしますと、10代、20代とも大幅に下回る結果となっております。以上です。

西 忠男 議員(2番) ありがとうございます。私もあのときに、初めて開票の投票に立ち会わせて、ありがとうございます。初めての経験だった、びっくりした。いろいろと参考になりました。本当、委員長、ありがとうございます。選挙権が18歳以上に引き下げられた、奄美市の中で、やっぱり得票率、上がっているわけですね。10代が606人、20代が43.96パーセント、20代の方が増えているということはうれしい。また10代の方も、ぜひまた増えていただければいいなと思っております。選挙権が18歳以上に引き下げられた2016年以降の参院選で、18歳から19歳の投票率が、今年の参議院選挙で岡山県と、あと香川県、過去最高になっております。岡山県の投票率は、10代、18歳から19歳です。42.42パーセント、昨年、前回の2022年の前回の参議院選挙、11.04ポイント上回りました。香川県は39.92パーセント、前回より15.5ポイント上回りました。香川県の選挙管理委員会のホームページで、やっぱりその投票率を上げるためには、内容をネットで見たら、女子高校生のミスコンのグランプリを起用して、それを啓発動画に使ったりとか、また岡山県の選挙管理委員会は、地元のサッカーのファジアーノ岡山の選手を起用した啓発などを行っております。そして、鹿児島県もSNSの活用が若者に響いた結果、今年の参議院選は、18歳の投票率は36.32パーセントと、前回より8.3ポイント上回ったとのこと。ありがとうございます。今回の参

議院選挙は、日本政治の転換点じゃないでしょうか。SNSが選挙において決定的に大きな力を持つようになりました。SNSは人々の関心と投票率を上げて、10代・20代・30代の若い世代の支持を集めた新興政党が大活躍をしました。その背景には支持者の多様化、政党の世代交代が一気に進んだ。SNSだけではなく、長年政治が若者に目を向けてこなかった中で、若者向けの政策を打ち出した積極財政、または日本人ファースト、外国人問題という人々の不安を焦点に当てた、今後SNSやAIの影響をさらに大きくなる中、それが社会の分断につながるか、それとも新たな民主主義が来るのか、大きな分かれ道になるのではないのでしょうか。これからは、選挙の投票率が確実に上がっていくと思います。

それでは、次の質問です。今回、私も中学校で習う歴史教科書を、実は2冊ほど、ちょっと勉強させてもらいました。ここに教科書が何冊かありますけれども、まず、学生時代を思い出しながら、余り頭のよい生徒ではなかったものですから、中学校の公民、歴史を勉強したくなりました。ぜひ皆さんも、子どもと一緒に勉強してみたらどうでしょうか。(2)中学生の政治参加についての、どのような教育を指導されているかを伺います。中学校の公民の教科書に、選挙のことについていろいろなことが書いてあると思います。教育指導に当たって、先生方の苦労は大変だと思います。どういう形の中で教育されているか気になっておりますので、よろしくお願いいたします。

向 美芳 教育長 おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。中学校の政治に関する授業につきましては、教科としては社会科の公民にて現代社会の基礎基本となる知識や概念を学んでおります。社会科の公民的分野の学習の詳細につきましては、現代社会、経済、政治、国際社会などを柱として学習しており、特に政治につきましては、民主政治における政治に参加することの重要性や選挙の意義と仕組み、政党の役割、マスメディアと世論、そして選挙の課題と政治参加について、全ての中学校で中学校学習指導要領に基づいた学習をしております。また、本市選挙管理委員会に出前授業の依頼を行ったり、実際の選挙で活用している投票箱などを借りて、生徒会などの選挙を行ったりしている学校があり、各校、工夫をして政治参加に関する取組を行っております。そのほか、本市では「地域に根差したふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」の施策として、未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進の中で、キャリア教育の推進を掲げております。その中で、市内中学校の生徒の代表が一堂に会して実施する奄美市中学生ひかり議会を開催し、本市当局へ質問する模擬議会体験を通して、社会参画意識の向上を図る取組も行っております。以上でございます。

西 忠男 議員(2番) ありがとうございます。私、今回、この公民、東京書籍が出している新しい公民の教科書、これは現在、今の中学生が使っている教科書だと思います。これは、自由社が出した「新しい公民」の教科書です。この2つの、今回、政治について書いている部分、ちょっと読ませていただきます。東京書籍の「新しい社会 公民」のこの教科書は、奄美12市町村の中学校で使っている教科書です。「私たちの政治参加、日本国民は満18歳以上で選挙権を持ちます。中学校3年生は、あと3年ほどで国や地域の将来を選挙を通じて決めることになります。それに備えて、普段から政治に関心を持ち、我々は様々な意見を検討し、自分なりに判断できるようになっていくことが必要です。選挙での投票以外にも、様々な政治参加の方法があります。国や地方公共団体に意見を伝えることも政治参加です。また、立場を得る利益と同じ人の集まりである利益団体、圧力団体に加わることや、身近な地域でまちづくりの住民などに加わることも政治家です。」この文言で、私、ちょっと気になる点がありまして、利益団体と圧力団体という言葉が出たことに、すごく違和感を感じました。いまどき、圧力団体とは言わないですね。言えないんです。それが教科書に載っていたものですから、私はちょっと気になりました。「さらに、選挙運動の手伝いをしたり、自分が選挙に立候補して政治家として活動したりすることも政治参加です。選挙に立候補する権利であり、被選挙も選挙権も同じように、一定の年齢以上に全ての国民に認められています。最近では情報公開制度を利用して、国や地方公共団体について仕事の仕方を調べたり、監視したりすることも行われています。また、インターネットも活用しながら政策を述

べて調べたり、政治に関する問題を話し合ったり、政治家に自分の意見を伝えたりすることも政治参加の方法と広がっています。」また、教科書のちょっと別の枠に、「もっと解説、利益団体、圧力団体、利益団体と（圧力団体）、自分たちの利権や目的を実現するために、議員や政党などに意見を述べたり応援したりする団体、利益団体を圧力団体と言います。」これも気になりました、この言葉も。先ほどの言葉と一緒にすけれども。「経営者団体、消費者団体、労働組合、農業団体、医療関係団体など、様々な団体は組織があると思います。」とも書いてありました。皆さん、どう思いますか。やっぱり子どもの前で圧力団体という、政治の中にそういうことを書かれたら、やっぱりちょっと違和感を感じていると思います。それを感じたものですから。じゃあ、次の自由社の「新しい公民」の教科書には、こういうことが書いてありました。これは茨城県の、前回は答弁しましたが常陸大宮市の教育委員会が現在使っている教科書です。「選挙は、国民にとって最も重要な政治参加の方法である。選挙権の行使と投票率、選挙のたびに低い投票数が話題になる。憲法では投票は国民の権利となっているが、義務とも心得るべきであろう。また、衆議院の選挙制度が金のかからない制度になったはずなのに、選挙のたびに選挙違反が報じられているが、きれいな選挙を実現のために、有権者の自覚が求められる。投票を権利でなく義務としている国も少なくない。正当の理由がないのに投票を棄権する者には、罰金を課している。それは多くの国民が選挙や政治に関心となると、民意を反映しない偏った政党や政治家が政権を取ることになるかもしれないからである。低い投票率は、有権者の責任放棄である。18歳になれば性別や納税の有無に関わりなく、投票に参加できる普通選挙が実現したのは、先人たちの努力の成果であることを忘れてはならない。私たち公民として、政治の動向に深い注意を払い、政党や政治家とその政権公約を厳しく検討しなければならない。国民の政治への意識、判断能力が高ければ、優れた政治家が多くなり政治がよくなるという意味だ。お金で票を得る買収や、御馳走して票を得る供応などの選挙違反は根絶されるべき。2013年（平成25年）参議院選挙から、一定の下で選挙運動でのインターネット使用が許可された。候補者や政党はインターネット上で候補の氏名や政権公約を公表することができる。これによって有権者の政治への関心が、程度が、高まるのが注目されている。私たちがマスメディアの情報を批判的に読み解く視点を失ってしまうと、世論はマスメディアによって歪められたり、意図的に特定の方向に誘導されたりする危険性もあります。公正で偏りのない世論を形成するためには、種類や立場の異なる複数のマスメディアを比較することや、マスメディアの情報について、他の人と意見を交換することなどの方法があります。何が確かな情報の見極め、その上で自分の意見を形成するメディアリテラシーの能力が大切だと思います。」この2冊の教科書の違いに、私の意見ですが、大変驚いております。皆さん、もし機会があったら、ぜひ読まれてみるなり、また、もし子どもたちがいらっしやったら、これは、今、中学生の子どもにありますけど、これは、一応、楠田商店に売っていました。

第3、教科書の採択について伺います。前回の6月定例会でも質問しましたがけれども、前回の回答で、本市教科書採択は、奄美群島12市町村からなる大島地区教科書採択協議会の会議で協議し、全員一致による選定しております。そこで選定をして、本市の採択権者である奄美市教育委員会の権限により決定しておりますとなっておりますが、メンバーの構成とか、何回ぐらい協議されているのか、分かる範囲でよろしいですのでお示しください。よろしくお願ひします。

向 美芳 教育長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。まず、大島地区教科用図書採択協議会の概要について御説明をいたします。大島地区採択協議会は、奄美群島12市町村で構成しており、採択協議会の委員は、各市町村教育長と保護者代表2名の計14名が委員を務めました。教科書の採択に当たっては、各学校に見本本を開覧し、各学校から実際に教科書を使って指導する先生方の意見をまとめております。協議会としては教科用図書研究会を置き、その研究会が調査研究した結果を参考しております。また、鹿児島県教育委員会が作成した資料も参考にするなど、様々な形で採択に係る情報を集め、協議会にて選定しております。本市の教科書採択は、大島地区教科用図書採択協議会の選定を基にして、本市の採択権者である奄美市教育委員会の責任と権限により決定しております。次に、中学社会

の公民におきましては、5社の中から選定しております。自由社の公民教科書への主な意見といたしましては、教科の目標や分野の目標が正しく取り入れられている。適切な統計や資料が掲載されており、図解、写真、図表等が効果的に活用されている。課題解決的な学習により、協働的な学び、対話的な活動を促す工夫がよくなされている。現代社会の見方、考え方を働かせるための問いの掲載があるなどの意見がございました。現在使用しております東京書籍の公民教科書の主な意見といたしましては、教科の目標や分野が正しく取り入れられている。技能を身につけるスキルアップコーナーや、適切な資料が掲載されており、用語の解説を本文横につけ、理解を促す工夫が図られている。現代社会の見方、考え方を働かせる視点の例示や思考ツールの効果的な掲載がある。生徒が興味関心を持って取り組むデジタルコンテンツが豊富に掲載され、生徒が自ら調べ、学習事項の確認ができる工夫がなされているなどの意見がございました。5社の教科書は、全て文部科学省の審議に合格している教科書であるため、大きな差はなく、ゆえに実際に教科書を使用している、指導する現場の先生方の意見や、推薦されて集まっている先生方からなる教科用図書研究会の意見を大いに参考にして選定しているところでございます。以上でございます。

西 忠男 議員（2番） ありがとうございます。多分、前回の答弁と、ほとんど一緒だと思います。今回は、こういう教科書の内容を、ちょっと先ほど読ませてもらいましたけれども、いかにも違うんです、内容的に。でも、同じ内容の中で採択していて、じゃあ何で、この教科書が採択できないのかというのが、そうなると、やっぱりこれは教える側の先生の見解もあるんじゃないかなと思います。やっぱり、この教科書というのは、ほかの国語、算数とか、いろんな歴史とか教科書というのは、大きな意味を成すと思いますので、これをぜひ、また前回もそういうお願いしたんですけども、この教科書に対しては、ぜひ12市町村のいろんな方がいらっしゃると思います。ぜひ今回は、もうあと3年、4年後だと思っておりますので、もう一度再度検討して、この教科書を、ぜひ皆さんで検討させていただいたらいいと思っております。ありがとうございます。

じゃあ、次の質問に入ります。第2次鹿児島県自転車活用推進計画についての質問です。この計画は、令和5年から令和9年までの5年間、今、続いているところです。目標としては、自転車交通の役割に良好な都市環境の形成、サイクルスポーツの振興等に活力ある健康寿命の実現、サイクルツーリズムの推進による観光というものをうたっており、また自転車の事故のないように、安全で安心な社会実現というのをうたっております。ここで、書画カメラをお願いいたします。これは、最近こういう青い矢印とか、見られた方、多いと思います。この1年、2年ぐらいです。私も最初知らなくて、これはA i A iひろばの前で、次、お願いします。これは、A i A iひろばから交差点を左に行って、古見本の下に、斜めに下りますと、これは、二、三日、私、ちょっと自転車で撮ってきたんです。その矢羽根型路面の標示と、その歩道の標識、これは道路自転車歩道可の標識です。これ、両方使えるわけです。これを勘違いしていて、やっぱりできれば、僕らのちょっと自転車で、やっぱりロードバイクとかマウンテンバイクとか、ちょっとスピードが出る自転車は、できれば歩道のほう、あとは車道のほうです。歩道のほうはこういう、これは僕らも乗ることができます。こういう2つの種類がありますので、それで、もう一つありました。これは、笠利の節田にも。だから今、奄美大島の中では笠利と龍郷と名瀬のほうで、今、こういう矢印ができています。そのうちまた、だんだん増えると思います。ありがとうございます。それで質問です。矢羽根型路面標示また自転車歩道通行可についての市民の皆さんの周知について伺います。お願いします。

國分正大 商工観光情報部長 おはようございます。それでは、今、御案内の矢羽根型路面標示についてお答えいたします。まず、矢羽根型路面標示が設置された経緯について、御説明させていただきたいと思っております。本表示の設置につきましては、御案内の鹿児島県において、令和5年3月に策定された第2次鹿児島県自転車活用推進計画の目標として設定している、自転車を快適に利用できる環境整備の施策の一環として実施されたものでございます。実施に当たっては、その実施期間として国・県・本市を

含む関係市町村及び関係団体等で構成される鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会——これは事務局が鹿児島県のPR観光課になっております。——において行っております。これまで、同協議会では、本県の自然や景観など豊かな地域資源を活用したサイクルモデルルートを設定し、そのルートに沿って自転車の進行方向を示す矢羽根型路面標示を設置している状況でございます。加えて、矢羽根型路面標示の役割につきまして申し上げますと、自転車の安全で快適な走行空間を確保するため、車道上に青色で路面標示してございます。併せまして、同表示は自転車の通行位置を明示し、車の運転者に自転車との混在を意識させることにより、事故防止につながっているものでございます。なお現在、御案内のとおり、奄美大島内の国道及び県道に設置されている同表示も同様なものでございます。次に御質問があったんですが、同表示の設置区間と自転車通行可能な歩道が混在している箇所及び目的や通行に関する周知の状況についてお答えを欲しいということになりますのでお答えいたします。同協議会によれば、現在、議員、お聞きのことにつきましては、新聞報道での周知を行っているものの、本事業の内容等が市民の皆様十分に伝わっていないものと認識しているというふうに伺っております。周知方法についても、今後、検討している途中でございますのでということで、御理解いただきたいと思っております。以上です。

西 忠男 議員（２番） 部長、ありがとうございます。これは、自転車というと、やっぱり皆さん、自由に使える足なので、こういう県が計画することは、いいことだと思います。また、自転車はいろいろとあるんです。自転車通行可って、その歩道で自転車の通行が許可される、歩行者優先、これは標識、歩行者優先です。障害者の方。標示がなくても、自転車、18歳未満の方とか幼児、70歳の方は普通の歩道を走れるということになっております。そういうことで、僕らも、私もロードを乗りながらですけども、やっぱりちょっと坂が登ったり、もし歩道があったら、多分、自転車を歩道走ったりすることもあるんです。それ、安全性考えたら、そのほうが絶対安全なんです。特に、皆さん、自転車乗っている方見られたら、びっくりすると思う。私もそう思う。ドキドキします。ちょっとバランス、右とか行ったら、絶対にけがしますので、そういう意味で両方に使えたらいいなと思っております。

じゃあこれで、（２）の質問です。奄美5市町村の自転車ネットワーク計画があるか伺います。

國分正大 商工観光情報部長 それではお答えいたします。自転車ネットワーク計画につきましては、先ほど御説明いたしました第2次鹿児島県自転車活用計画に基づきまして、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に自転車ネットワーク路線を選定しまして、その路線の整備形態を示した計画でございます。同計画の策定の状況でございますが、奄美大島5市町村としての策定は至ってございませんが、同計画を推進、実施する第2次鹿児島県自転車活用計画及び鹿児島県サイクルツーリズム推進協会において、奄美大島におけるサイクルモデルルートとして6ルートが選定をされております。このうち、御案内ありましたとおり、奄美北部の2つのルートについては、先行して矢羽根型路面標示の設置がなされております。残り4ルートにつきましても、今後順次整備が進められている予定であると伺っております。なお、自転車ネットワーク計画策定につきましては、関係部署や関係機関と調整を行い、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。そこで、ちょっと書画カメラをお願いしてよろしいでしょうか。先ほどの答弁、ありがとうございます。ちょうどそのルートが、ホームページに載っていたので、これをちょっと見ていただくと、これがモデルのルート。奄美市の場合は、奄美全体で11モデルあるんです。それが大島本島に6個、あと離島に5個ということで、トータル鹿児島県で24のがあります。これは、奄美北西コース。起点がA i A i ひろばから、終点の夢をかなえるカメさんまでの72.3キロ、獲得標高が1,015メートルです。あれは、一応坂です。次、お願いします。これは、モデルルート10です。奄美北東コース。起点の笠利の夢をかなえるカメさんから終点のA i

A i ひろばまでの44キロ、これが、標高が414メートル。次、お願いします。これ、モデル11です。奄美中部北（大和村）コース。起点から、これ巖島神社っていうのは、宇検村宇検の入り口になります。それが、距離が49.3キロ、そして標高が1,145メートル。次です。モデルルート12番。これが、奄美中部南部（住用）コース。起点に名瀬のA i A i ひろばから、終点のハートが見える風景、瀬戸内町の嘉鉄にあります。これが、約45.3キロ、標高が931メートルです。次のモデルルート、13、奄美湯湾コース。起点、宇検村名柄から、終点の宇検村宇検の船越海岸、約24.8キロ、これは標高328メートルです。あと、最後にモデル14のこれです。14の奄美瀬戸内コース。起点は瀬戸内町のヤドリ浜から終点、宇検村の名柄までの39.4キロ、獲得標高が961メートルとなっております。あと、奄美本島内に、またいろんな観光名所を見ながらツーリングできるコースになっております。各名所名所がありますので、奄美は海岸線通るだけで自然がいっぱいありますので、そういう意味で、観光の方などに、ぜひこれから利用していただければと思います。僕らも、何せ昔、コロナ禍前には、チャレンジサイクリングということで、そのコースを走ったことがあります。ありがとうございます。

(3) サイクルツーリズムについて、観光振興について伺います。よろしくをお願いします。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、お答えいたします。質問の中で、実績等も確認したいというふうに伺っておりますので、それも踏まえましてお答えいたします。サイクルツーリズムによる観光振興についてということでお答えいたします。先ほどの説明と重複いたしますが、奄美大島内には自然、景観など、豊かな地域資源を生かしたサイクルモデルルートが6ルート設定されており、うち2ルートが整備に着手しております。このことは、島内外へ地域の魅力を発信することができる、自転車による周遊観光を推進することにもつながるものと考えております。併せて、滞在時間の延長や地域内消費の増加、さらには夏のピーク期以外の観光客の増加が期待される、効果的な施策であると認識しております。御質問の本市によるサイクルツーリズムの取組、実績等についてでございますが、鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会の地域部会となる大島地域部会において、取組をなされております。具体的な取組としましては、地域課題や目指すべきサイクルツーリズムに関するアンケートの実施や、定期的なワークショップの開催などがあります。また、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟や民間事業者による奄美空港内やクルーズ船寄港時のレンタルサイクル事業も行われておまして、地域内外の観光客に利用されているところでございます。さらに、令和5年には一般社団法人あまみ大島観光物産連盟により奄美大島周遊観光受入れ環境構築業務が実施されまして——これは委託業務でしたが——されまして、奄美大島内の周遊観光ルートの構築と、モニターツアーが行われております。いずれにいたしましても、今後も県及び奄美大島5市町村をはじめ、関係機関と連携しまして、サイクルツーリズムによる観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

西 忠男 議員（2番） 部長、ありがとうございます。やっぱり自転車を使ったクルーズ船も含めて、そこでクルーズ船の中にレンタルバイクがあって、eバイクなりあれば、近くを観光できたりすると思いますので、これも含めてよろしく願いいたします。

次の質問で、(4)です。来年の4月から導入される自転車の反則金について伺います。よろしくをお願いします。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。御質問の自転車に関する道路交通法の改正についてお答えいたします。まず、昨年11月に施行された改正では、自転車の酒酔い運転に加え酒気帯び運転に対しても罰則が課せられることになりました。具体的には、酒酔い運転は5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金、酒気帯び運転は3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、幫助の車両提供者には3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、幫助の酒類提供者には2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金となっております。改正後の取締りについて奄美警察署に伺いますと、奄美署管内ではこれまで、

飲酒運転等で16件が検挙されているようであります。次に、来年4月に施行される改正について、今月4日に警察庁から違反内容や取締りの方針が示され、自転車の交通違反にも罰則金制度の青切符が導入されることとなります。主な内容としましては、16歳以上を対象に、違反行為は信号無視や並走などの計113種類で、犯則金額は3,000円から1万2,000円と示されております。傘差し運転や夜間の無灯火などの違反は、従来どおりの指導や警告であります。走行中の携帯電話の通話や画面を注視しながらのながらスマホや、ブレーキのないピストバイクの運転などの違反には直ちに青切符が交付され、反則金も課せられることとなります。このように自転車の交通ルールは大きく改正され、また、今後も厳しく改正されてまいりますので、今後とも警察機関等と連携し、交通安全教室や交通安全運動などを通して、さらなる交通ルールの厳守と交通安全の徹底を呼びかけてまいりたいと存じます。

向 美芳 教育長 部長、ありがとうございます。このルールは、皆さん聞いてびっくりしたと思います。実際、自転車で、これは16人というのは、これは自転車の飲酒運転とか、そういう罰則なんですか。16人、それは分かんないですか、すいません。

藤原俊輔 総務部長 16件の内訳を御説明いたします。酒気帯び運転が13件、酒酔い運転が3件で、いずれも飲酒に関わるものでございます。

西 忠男 議員（2番） ありがとうございます。ということは、罰則金の話は、多分聞けないと思えますけど、じゃあ、罰則金もあったということですね。幾ら取られたか気になりますけど、やっぱりこうなると、僕らも自転車に、皆さん、乗る方がいますので、これは最悪な状態の中で、やっぱり大目に見てくれとは言えないと思えますけれども、やっぱり言いながら、皆さん、自転車に乗っている方、多いと思えますけども、事故とかけがのないように、なるべくは飲まないほうがいいと思えますので、そういう形の中で、皆さんも注意しましょう。私も自転車に乗る身として、結構私も、ちょっと自転車、今思うと結構違反しているなと思ってますので、やっぱり、心から気をつけなきゃいけないと思えます。

次の質問です。奄美市の公共公園についてです。これは、先日同僚議員が、一応、質問されていますけども、1の公園の数・環境整備・駐車場管理について、これは一応名瀬地区で、限定でお願いいたします。奄美市が、県が管理しているのが5か所ほどあるということを知っております。第2の御殿浜公園の駐車についてを伺います。2つ続けて、ちょっとお願いいたします。

坂元久幸 建設部長 お答えいたします。名瀬地区の公園数につきましては、先に瀧議員へ御説明しました内容と重複いたしますが、都市公園が41か所、農村公園が4か所、海浜公園が1か所となっております。その他、条例で公園としての定めはございませんが、公園として利用されている施設として12か所あり、名瀬地区の合計で58か所となっております。また、県管理公園もございまして、そちらの公園につきましては4公園ございますので御了承ください。次に、公園の環境整備と駐車場管理につきましては、名瀬地区内の一般的な公園である都市公園についてお答えいたします。都市公園は、一般財団法人奄美市開発公社を指定管理者として維持管理を行っておりまして、毎日のトイレの清掃や定期的な伐採作業といった通常の維持管理を行うとともに、本市におきましては、公園長寿命化計画に基づき、計画的に遊具等の施設更新を行うなど、公園利用者が安心して利用いただける環境整備を行っております。併せて、今年度から開始しました、みんなの公園みんなで育てるプロジェクトの中で、スポーツ少年団による都市公園の清掃活動を行っており、自分たちで育てる公園という意識醸成を図るとともに、ボール遊びなどの公園利用についても柔軟な運用を行うなど、公園を地域コミュニティ形成の場として、さらに活用していただけるよう努めているところでございます。また、駐車場管理につきましては、公園利用者のための駐車場を整備してある公園が6公園ございますが、園内のトイレは24時間利用可能となっていることから、利便性を考慮いたしまして、施設は行っておりません。しかしながら、公園利用者以外の長時間駐車も散見されることから、看板設置や見回りなどにより、適正な

利用を促す措置を講じているところでございます。今後とも安心、快適に利用していただけるよう、公園施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。続きまして、続けて御殿浜公園の駐車場についてということでございます。議員、御案内のとおり御殿浜公園につきましては、名瀬港環境緑地施設として県が整備を行った公園でございます。公園の維持管理につきましては、県と本市が管理委託契約を締結しておりまして、植栽管理を除いたトイレの清掃や簡易な修繕等について、開発公社が行っているところでございます。御質問の駐車場の運用につきましては、先ほどお答えした他の都市公園の駐車場と同様の夜間の施錠を行っておりませんが、目的外駐車が多い実態は把握しており、公園管理の面からも、重要な課題であると認識しているところでございます。公園利用者の利便性を確保しつつ目的外駐車をなくすよう、施設管理者である大島支庁と連携しながら、施錠の要否や運用方法について検討を進めてまいりたいと考えております。また、伐採等の植栽管理については、本市の受託業務に含まれておらず、県に伺ったところ、職員による伐採のほか、みんなの港サポーター等のボランティアの協力を頂きながら対応をしているというところでございます。県が整備を行った名瀬港環境緑地施設は、御殿浜公園のほかに3施設ございますが、利用者からの要望等が寄せられた場合には、速やかに大島支庁と情報共有を行い、他の都市公園と同様に、安心、快適に公園を利用できるよう努めてまいります。以上でございます。

西 忠男 議員（2番） どうも、部長、ありがとうございます。御殿浜公園は、私もちょっと、朝とか夕方とか夜とか、常に駐車場が止まっていました。これは、もしかしたら近くの人が駐車場を使っているのではないかと、周りに、どうしてクレームが、多分、当局にも来ていると思います。それはちゃんと施錠なり、また貼り紙をするなりということで、一応対策を取ってもらいたいと思います。一番は公園内の、特に公園内は朝、ラジオ体操をやったりとか、いろんなことをやっていました。朝、早朝。そして隣に相撲道場がありますよね。その道場の周りとか、すごい草が大変なんです。あれを、これはもう県のもので、普通だったら開発公社の方がやって、県のあれってことは、これはもう県に、本市として言えるものなのか、あれはやっぱり何とかしないと、せっかく公園、海岸等にありますので、近いうちやる計画とか、それは当局からも、ぜひおっしゃっていただければなと思います。よろしく願います。時間も過ぎましたけども、すみません。

次です。Uターン、Iターンについてなんですけども、私のたまたま同窓生が奄美に帰ってきたいと、なかなか帰ってくると、やっぱり家賃の問題が大きいんです。それを何とか解消するための、奄美市の定住住宅入居についてのいろんな施設があると思いますけども、これ見たら、去年ですか、今年ですか、6月12日から7月中、1か月ぐらいの申込みなんです。とても短いので気になりました。これを、何とか改善できないかなと思ひまして。それと続けて、もししやべれば、あと過去5年間のUターン、Iターンの推移、あと外国人が島に住んでいる方で、実際住民を移している方がいらっしやれば、人数で構いませんので、よろしく願います。

安田壮平 市長 時間がないので、こちらでいいですか。

奥 輝人 議長 どうぞ。

安田壮平 市長 御質問にお答えします。本市におきましては、移住者の方々が地域に定住し、地域行事への参加や地域の伝統、特色を生かしたコミュニティの活性化に貢献をいただく、地域活性化の担い手となることを期待し、定住促進住宅を設置しております。定住促進住宅は、名瀬地区に2か所28戸、住用地区に4か所4戸、笠利地区に4か所6戸設置しており、家賃は1万7,000円から3万8,000円まで、間取りも3Kから6DKなど、様々な住宅を整備しております。また、入居期間は最長10年間としております。入居者募集につきましては、市のホームページや広報紙、各種SNSのほか、移住相談時に周知を行っており、移住希望者で空き家バンクの新着情報や、定住促進住宅の募集

情報を希望される方には、郵送またはメールにより情報を提供しているところでございます。

藤原俊輔 総務部長 それでは、直近5年間のUターン、Iターンなど、移住者の推移でございしますが、転入時のアンケートにより移住者数を把握しているところでございますが、令和2年度から令和4年度までは、Uターン者とIターン者の数を区別した集計を行っておりませんでしたので、令和4年度までは、移住者の総数についてお答えいたします。なお、転勤による転入者は除外しております。令和2年度421人、令和3年度470人、令和4年度326人、令和5年度はUターン者が259人、Iターンが65人の合計324人、令和6年度はUターンが210人、Iターンが74人の合計284人となっております。なお、この転入時アンケートは任意となっていることから、御協力いただけない方もいらっしゃると思いますので、移住者の実態を正確に把握したものではありませんが、少なくとも先ほど述べた数字以上の人数が、本市にUターン、またはIターンにより転入しているものと推測しております。以上です。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、外国人の住民登録者数についてお答えいたします。本市の令和7年7月末現在の住民登録者数3万9,712人のうち、外国人の住民登録者数は男性110名、女性93人の合計203名となっております。以上です。

西 忠男 議員（2番） すいません。時間、あせらせてしまって、すいません。ありがとうございます。今日は、ちょっと余裕を持って30秒残っていますので、本当にいろいろと、今年で5回目の質問になりますけれども、何とかタブレットを使いながら、何とか一般質問できるようになりました。これから、また精進して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これで終わります。

奥 輝人 議長 以上で、チャレンジ奄美 西 忠男議員の一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

自民党新政会 奥 晃郎議員の発言を許可いたします。

奥 晃郎 議員（19番） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。令和7年第3回定例会一般質問、抽選により、俗に言うブービーを引き当てましたので、一般質問を行います。一般質問を行う前に若干時間をいただき、所見を申し上げさせていただきます。

まずは、昨年12月に南米パラグアイで開催された国連教育科学文化機関——ユネスコですね、政府間委員会において、本格焼酎や日本酒、泡盛などの伝統的醸造りが無形文化遺産に登録されました。委員会の決議は、酒造りを通じて職人らと住民が結びつき、地域社会の結束に貢献しているなどと高く評価されております。奄美に係る世界遺産は、令和3年7月26日に登録された奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島、世界自然遺産、少し戻りますが、平成25年に登録された和食日本人の伝統的な食文化と奄美に関連する世界遺産も3件となりました。奄美には独特の自然、伝統芸能、食文化が先人から継承、保存されております。奄美の豊かな自然環境、奄美の豊かな食文化、奄美の黒糖焼酎、それらを融合させた取組は、奄美の地域振興に大きく貢献されるものと期待されるものであります。今後は、産学官、さらには地域住民も絡めた取組が、今後の奄美観光の礎として、さらなる振興発展につながっていくものと思っております。今年8月5日に、毎年この時期に実施される中学生ひかり議会が開催され、多数の同僚議員が傍聴していました。市内11校の中学校から、11名——各校1名ですけれども、の代表者が質問を行いました。内容については、過疎化対策5件、通学路の整備2件、河川、海に関する事項2件、他合計11件でした。私たち議会議員も当局に要望し、このような中学生の要望を達成さ

せてあげたいものであります。8月24日には、奄美市防災訓練が行われました。前にも申し上げましたが、市が実施する防災訓練には、市民全員参加が基本だと思います。笠利地区においては、参加できない集落と聞いておりましたが、逆に、その後、参加できなかった集落等については、参加できなかった理由等を提出させる等の処置が必要だと思いました。私もこの訓練に参加しました。細部は同僚議員の一般質問がありましたので、細部については申し上げませんが、太陽ヶ丘では、ダンボールベッド、ダンボルトイレの組み立て、心臓マッサージ、保存食の調理等の体験、それから鹿児島大学井村准教授防災講和等も開催されました。井村准教授の講和においては、自助、共助、公助等についての講和の中で、自助の重要性、人を助ける前に自分の命を守りなさいと強調されておりました。所見の最後になりますけれども、本日から、今、日米共同訓練が実施をされております。これは反対する人もいそうですが、私は元自衛官として、いろいろな訓練に参加をしております。通常、旅行等においては3泊4日という呼び方をしていますが、自衛隊の訓練においては3夜4日、5夜6日というような呼び方で、ほとんど夜は寝ないで、日夜を通しての訓練となる非常に苛酷な訓練であります。この訓練に参加しております隊員、あるいは軍人に対して、厚く敬意を表する次第であります。

それでは、通告してあります項目に沿って、一般質問をいたします。1項目、市長の政治姿勢について。安田市長が就任して早いもので4年、まもなく1期目の任期を終えようとしています。市長のこれまでの奄美市長としての4年間の市政運営を一定の評価をするものでありますが、大きな課題として位置づけられるのが、人口減少問題の解決、取組だと思えます。国・地方を通して人口増加対策は難しいテーマであります。全国の地方自治体においては、減少対策に躍起になり取組、先進的な成功事例もあります。市長のマニフェストにも示しております。また、第1回定例会において、施政方針でも人口減少への対応として、先頭に立って実行・実践していくと述べております。かつては200万人を超えていた国の出生数が24年に初めて70万人を割り込み、68万6,061人、合計特殊出生率1.15という厳しい状況にあります。前にも申し上げましたが、国立社会保障人口問題研究所が、2023年12月22日に2020年の国勢調査に基づき、地域別将来推計人口を発表しておりますが、その内容を見ますと、日本の人口は50年後8,700万人まで減少するという人口推計を発表しております。また、個別的に見ますと、奄美市の人口は2万6,905人まで減少し、2020年を100とした場合の指数は65.0になると試算しております。この現状を踏まえて、市長就任後、これまでの人口減少対策への取組、その成果、今後の課題等について伺いますが、もう既に前任者が質問をしておりますので、施策等については重なるところもあると思えますが、再度お聞かせください。

(1) 市長が就任した時点の奄美市の人口と、現在人口はどのように推移しているのか、これを地区ごとに、集落ごとと言いますとあまり多くなりますので、上方、下方、古見方、金久、伊津部、奄美、笠利、住用の順にお聞かせいただきたいというふうに思います。次の質問からは発言席にて行います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは御質問の、人口の推移についてお答えいたします。市長就任時点の令和3年11月末現在の本市の住民登録者は4万2,171人、直近の令和7年7月末現在は3万9,712人と、この4年間で2,459人減少しており、減少率5.8パーセントとなっております。地区別に見ますと、上方地区64人、0.8パーセントの減、下方地区352人、5.5パーセントの減、古見方地区52人、4.6パーセントの減、金久地区478人、6.3パーセントの減、伊津部地区415人、10.3パーセントの減、奄美地区673人、8.6パーセントの減、笠利地区251人、4.6パーセントの減、住用地区174人、14.3パーセントの減となっております。住用地区の減少率が最も大きくなっております。住用地区のこの4年間の出生者数と死亡者数の差である自然増減数は、令和3年1月から令和6年12月末で比較しますと173人の減少となっております。一方、転入者と転出者数の差である社会増減数は、4年間で10人の増加となっております。自然増減数が大きく減少していることから、住用地区においては少子高齢化の影響を強く受けているものと思われまいます。以上でございます。

奥 晃郎 議員(19番) 分かりました。再質で、増減の大きな地区の要因を聞く予定でしたけれども、

今、もう既にお答えいただきましたので、次の2番に入りたいと、(2)ですね。奄美市の2024年の出生者数は何名か。また、奄美市の合計特殊出生率及び増やす取組についてお答え願います。

麻井庄二 保健福祉部長 では令和6年度の本市における出生数ですが、数字で見る奄美市によると220人となっており、令和4年度は267人、令和5年度は274人と比較しまして減少しております。続きまして、本市の合計特殊出生率についてですが、通常国勢調査の際の人口を基に計算されるため、あくまでも参考値となりますが、令和5年の1.61が最新のデータとなります。また、同年と比較しますと、国は1.20、県は1.48となり、国・県よりは高い水準となっておりますが、近年は緩やかな低下傾向が見られております。背景には、若年層の人口流出、晩婚化、非婚化の進展、さらには経済的不安など全国共通の課題が存在していると推測しております。次に、少子化対策についてでございますが、本市では奄美市総合戦略2025にも掲げておりますとおり、出生数を増やす取組として、子どもを育む環境の確保・充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを柱に、次のような取組を進めております。ここは、施策の紹介になりますので、御了解を願いたいと思います。まず、妊娠・出産期には、妊娠時と出産後に支給します妊婦支援給付金及び出産祝金の経済的支援に加え、産前産後サポート事業、産後ケア事業をはじめとした各種検診・相談・教室などを充実させることで、子育て期を含めたきめ細やかな支援を行っております。また、妊婦健診及び出産に要する交通費等の助成、不妊に係る治療費や検査費用、旅費助成など海外離島の不利性も克服しながら、少子化の加速を抑えるべく、各種施策を複合的に取り組んでいるところでございます。子育て支援に関しては、子育て世帯の負担軽減を図るため、今年度から子ども医療費助成制度の拡充を行い、全ての子どもの窓口負担ゼロを実現するとともに、保育環境の充実を図るため、保育人材の確保、また育成を官民一体となって進めるなど、子育て環境の充実に向けた取組も進めているところでございます。令和7年3月に策定いたしました奄美市子ども・子育て支援事業計画、これ第3期になりますが、この基本理念で、つながりの中で子どもが生き生きと健やかに育つ、みんなに優しい子育ての島のこの実現に向けて、様々な取組を進めることで、結婚・子育て、この希望の実現につなげてまいりたいと考えております。

奥 晃郎 議員(19番) 分かりました。子どもを育む環境づくり、これに力を入れていくということで理解させていただきます。

それでは、次に移ります。(3)市長として現在の人口動向についてどのように理解しているのか。1期目の人口増加対策として取り組んできた施策等があれば示していただきたいというのが質問なんですけれども、この辺、結構、栄議員ですかね、聞いてますけれども、再度お答えいただきたいと思えます。併せて、この4.これまでの人口増加対策についての市長自身の評価までお答えできれば幸いです。よろしく願います。

安田壮平 市長 それでは、奥議員の御質問に、(3)(4)一括でお答えいたします。人口を大幅に増加させることは現実的に難しい状況であることから、急激な減少を緩和し、緩やかな人口減少へと移行させることが地域社会を持続させるために重要であると考えております。そのため、本市の施策は、若者や子育て世代の定着、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大により人口減少のスピードを抑制し、地域の活力を維持していく方向で取り組んでまいりました。現在の人口動態については、令和3年1月から令和6年12月末で比較したときに、自然動態については、名瀬、住用、笠利の3地区ともに減少している一方で、社会動態については、名瀬は減少しておりますが、住用、笠利ではそれぞれ10名、16名の増加となっております。昨年度策定した奄美市未来づくり総合戦略2025において、地域住民やUIターン者が本市に帰りたい、住みたいと思える島となるように、職業支援・住まい確保に取り組むとともに、医療や福祉・防災など、安心・安全に生活するための定住環境の整備にも取り組むこと、また、地域内経済循環を促進し、地域経済の稼ぐ力を高めることで、社会動態をプラスにするという目標を掲げております。そのための具体的な施策として、空き家の活用促進に取り組み、定住促

進に向けた住環境を整備、移住・定住・住宅購入費補助や、移住・定住・住宅リフォーム等助成金など、住まい確保の支援に努めています。また、市内事業者の人材確保や就業環境向上を図るため、働きやすい職場づくりに取り組む事業者や求人活動を積極的に取り組む事業者への支援を行っており、併せてフリーランス等個人のニーズに応じた多様な働き方モデルの創出への支援も取り組んでおります。農林水産業においては、サトウキビや畜産物、野菜・果樹等の生産性向上への取組強化、新規担い手への支援、地場産・農林水産物の加工品開発支援、新たな特産品の創出、販路拡大等に努めております。社会動態の増加については、今後も引き続き目標の達成を目指し、施策に取り組んでまいります。一方、自然動態の増加については、子育て世代の増加が不可欠です。これまで、子育て支援体制の整備、子育てに係る費用の負担軽減など、子育て世代の抱える悩みの解消に取り組んでまいりました。今後とも、みんなに優しい子育ての島を推進し、子育て世代を中心とした社会動態及び出生数の増加を目指してまいります。

次に、人口減少対策への評価であります。本市前総合戦略においては、重点施策の一つとして、移住促進に取り組んでまいりました。その結果、施策による移住者数は、令和2年度から令和6年度までの累計で246名となり、目標値であった200名を上回る成果を上げることができました。また、令和3年1月1日から令和6年12月31日までの市全体の転入・転出の差、すなわち社会増減数の推移を地区別に見ますと、住用地区では10名、笠利地区では16名の転入超過となっており、地域ごとには一定の成果が表れております。さらに、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口においても、前回平成30年の推計では、令和22年、2040年の人口が2万8,323名と予測されていたのに対し、最新の令和5年の推計では、3万1,579名と上方修正され、減少スピードは緩やかに移行している状況です。一方で、出生数の推移を見ますと、令和3年には285人でしたが、令和6年には222人と減少傾向が続いております。死亡数については、令和3年806人に対し、令和6年861人と増加しており、少子高齢化による自然減が依然として人口問題の大きな課題となっております。以上のように、移住者数や社会増減において一定の成果が出ている一方で、出生数の減少や死亡数の増加といった構造的な課題が残っております。取組に対する評価は、何点かとの御質問でございますが、目標を上回り大きな成果があった場合を90点以上、一定の成果が出ているが課題も残る場合を60点以上、90点未満、十分な成果に至っていない場合を60点未満とした場合、人口減少対策についての総合的な点数は100点中70点と評価しているところです。今後とも市民の皆様と共に知恵を出し合いながら、移住・定住の促進、子育て環境の充実、地域経済の活性化など、総合的な施策を展開し、人口減少対策になお一層取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

奥 晃郎 議員（19番） 新聞報道によりますと、安田市長もマニフェスト全般ですけれども、達成率68.何パーセントとかいう安田市長自ら答えておりましたけれども、今のこの人口増加対策、人口減少問題については70パーセントということですから、若干平均より、これについては高いということをお伺いいたしました。

それでは、次の、大きな2番目に移りたいと思います。自治会集落の活性化についてであります。私は機会あるごとに一般質問でも申し上げております。議員を目指した一つの要因は、東京での職場を退職し、島に帰島してきて感じたことは、昔の島の活力が感じられなく疲弊した島の姿でした。その現状をどうにかしたいという思いで、議会議員選挙に立候補した経緯があります。私が住む手花部校区は笠利地区内でも人口も少ない、島を離れて40年以上経って帰って来た、個人的にも、高校卒業後、知人、友人、それから親戚も少ない、無謀な挑戦だという声もある中での出馬となりましたが、幸いにして有権者の御指示をいただき、当選させていただいたところでありました。先ほど、奄美市の各地区の人口推移について説明がありましたが、私なりにには各地区内に限界集落と言われる集落も存在すると思っております。地方自治の基本は住民自治であると認識をしております。現在の奄美地域内の集落で人口が減少している現状を踏まえ、集落等の活性化を図るには人口増加対策が原点にあると思っておりますが、その対策について伺います。まず1つ、奄美市内の集落で限界集落は存在するののか。これは前にも聞いていま

すけども、存在しないという回答でありましたが、今回、改めて質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

藤原俊輔 総務部長 それでは限界集落についてお答えいたします。一般的に限界集落とは、65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、なおかつ集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な集落のことを指すようでございます。集落における共同活動としましては、集落が伝統的に行ってきた、奄美で言えば八月踊りや豊年祭などの季節の行事が継承されず、日常生活の清掃活動や地域活動が集落民だけでは維持できなくなった集落と定義づけられるものと考えております。そういった意味においては、本市において65歳以上の高齢者が人口の半数を超える集落が29集落となっておりますが、各集落において行事や集会など地域活動は維持されているものと考えておりますので、限界集落の定義には当てはまる集落はないものと考えております。以上です。

奥 晃郎 議員（19番） 人口だけで、年齢だけでとりますと、29集落が65歳以上の方が50パーセントを占めるということで、地域行事等は実施されているので限界集落とは思わないというふうに言われましたけれども、実際のところ、昔と比べて行事等が実施されていない集落も実はあるのです。これぐらいにしておきましょう。

では、次に行きます。（2）の集落の活動を行っていく中で、人口減少に伴い、役員の成り手がいない集落も増えていると聞きますが、行政としてどのようなサポートをしていくのか、お答えいただきたいというふうに思います。

藤原俊輔 総務部長 集落等の自治会等につきましては、地方自治法第260条の2第1項において、町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意団体と定義されております。このため、本市が自治会等に対してできることは限られていると思いますが、生活に一番身近な自治組織であることの重要性に鑑み、できる範囲でサポートしてまいりたいと考えております。具体的な例を申し上げますと、昨年度、名瀬地区におきましては、町内会自治会連合会の皆さんと大和村大棚地区共同売店の視察に赴いたところでございます。大棚共同売店は、集落住民が株主となり、100年以上も地域の商店を共同で運営しており、集落に商店がない自治会などの皆さんに大変参考になったとの御意見をいただいたところです。また、役員の成り手不足に関しては、全国各地で問題となっておりますことから、先進地の事例なども共有させていただき、市民の皆さんが安全・安心して住民自治の活動に取り組めるよう、今後とも支援してまいりたいと思います。なお、奄美市内の集落の中には、UIターンした移住者の活動により、地域が活発化しつつある集落や、集落で空き家を活用し、移住者にサブリースをする取組などを行っている事例もあるところです。いずれの集落におきましても、集落の皆様が地域の課題解決に向け主体的に取り組んでいる事例があり、このような取組が増えていくことを期待しているところです。本市といたしましては、今後とも集落住民の主体的な取組により、人口減少化においても活力を失わない魅力にあふれた集落となるよう、みんなのしまさばくり応援事業などを活用いただきながらサポートしてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

奥 晃郎 議員（19番） 分かりました。次は、3番です。似たような質問になりますけれども、集落担当職員及び集落支援員制度を導入して、集落をサポートしていく考えはないのか、お尋ねします。

藤原俊輔 総務部長 本市におきましては、名瀬地区行政協力員、住用地区嘱託員、笠利地区駐在員を配置しておりますので、集落支援員的な役割を担っていただけているものと考えております。なお、奄美市職員へは常日頃から住んでいる町内会、自治会、集落会への行事への参加、そして運営等に積極的に関わるよう指導しているところであります。御指摘の集落担当職員につきましては、現状を踏まえなが

ら必要性も含めて今後の検討課題とさせていただきます。

奥 晃郎 議員（19番） 今、検討させていただきますという回答でしたので、ぜひ検討していただき、職員のサポートをよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。（4）です。集落支援金制度の導入についてであります。人口が減少していくことに伴い、集落の運営に必要な寄附金等も減少している現状は、他の自治体でも同じだと思います。人口減少、少子高齢化の中、集落運営の安定化を図る目的で、集落支援金を交付する自治体もあると聞きます。奄美市として集落支援金を交付し、集落をサポートする考えはないのかお尋ねします。

藤原俊輔 総務部長 自治会、集落会等への支援については、環境美化推進団体補助金や街灯設置維持費の補助金、それから集会施設等の改修補助金など、自治会等の活動に対して支援を行っているところです。また、自治会等が地域の課題を捉え、集落の活性化を図るための主体的な取組に対しては、みんなのしまさばくり応援事業による支援も講じているところです。自治会等の活動は、地域によりその規模や活動内容も様々であることから、一律的な運営に対する支援については、慎重に検討すべきではないかと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

奥 晃郎 議員（19番） いろいろな支援をしているということでもありますけれども、実はコロナの流行時に、国の補助金で各集落最低15万円、それから人口に応じて最高30万円という金が各集落に交付されました。2年間で終わったんですけれども、このときのことを集落の人たち、あるいは自治会の人たちも頭にあることと思って、大和村はやっているのに、なぜ奄美はそれができないんだというのをよく聞くので、ここでちょっと確認をさせていただきました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。大きい3項目めです。地方交付税についてです。地方交付税は地方交付税法の第1条で規定されているようですが、地方団体が自主的にその財源を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を損なわずにその財源均衡化を図り、また地方交付税の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治体の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的としており、国税のうち所得税、法人税、酒税の50パーセント、消費税の19.5パーセント、並びに地方法人税の見込額に相当する額を加算して交付されているものと認識しております。自主財源が乏しい奄美市においては、収入の骨幹を成すのが地方交付税であると認識、理解しております。そのようなことから、地方交付税制度についてお尋ねをします。地方交付税の算定基準となる測定単位として、大きなウエイトを占めるのは人口、所帯数であると思います。それらを踏まえてお尋ねします。（1）人口1人当たりの地方交付税に算定される額はいくらか、また標準的な家族構成、4人家族、夫婦、中学生、小学生1人の場合はいくら程度になるのか、いくら程度で結構ですのでお答えをいただきたいというふうに思います。

藤原俊輔 総務部長 まず最初に、普通交付税は人口や世帯のみならず、道路の延長、面積、学校数、学級数など様々な測定単位により算定されるということ、まずは前提にしておいて、単純に人口で割った場合の数値でよろしいという聞き取りをしておりますので、回答したいと思います。令和5年度決算における地方交付税のうち、普通交付税の額で試算を行います。令和5年度の普通交付税決算額が123億9,398万8,000円でした。これを令和5年度普通交付税算定に係る人口4万1,390人、これは令和2年度の国勢調査の人口でございます、で割りますと、人口1人当たり29万9,444円となります。また標準的な家族構成4人となりますと119万7,776円となります。以上です。

奥 晃郎 議員（19番） 私の持っている資料からすると、随分多いようなんですけれども、現行そう

なっているということで理解をしたいと思います。1人当たり29万円以上の地方交付税が交付されるということですから、やはり人口を増やすということは大事なことを確認をしました。

それでは、次の質問に移ります。(2) 令和7年度の国勢調査人口は何年度の地方普通交付税の算定基準として、基礎として活用されるのか、お聞きをいたします。

藤原俊輔 総務部長 普通交付税算定における人口は、測定単位の数値の算定基礎として用いられ、その根拠については地方交付税法第12条第3項において、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口となっております。さらに、普通交付税に関する省令において、国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口となっております。普通交付税算定における人口は、国勢調査に合わせて5年に1度見直しが行われることから、今年度、令和7年度の国勢調査の人口は、令和8年度から令和12年度までの普通交付税の測定単位の数値として活用されるものと考えております。以上です。

奥 晃郎 議員(19番) 承知いたしました。国勢調査をもとにということで、令和2年度の国勢調査、今年度国勢調査があるということですので、また基礎が変わってくるのかなというふうに感じました。

3番ですね、(3) 歳入に占める地方交付税の比率、これ昨年度の決算、まだ6年度の決算終わっていませんので、令和5年度決算ベース並びに本年度当初予算についてお答えください。

藤原俊輔 総務部長 令和5年度決算における歳入額は366億3,179万6,000円であり、このうち、普通交付税及び特別交付税を合わせた地方交付税の総額は135億456万7,000円で、歳入に占める割合は36.9パーセントでございました。次に、令和7年度当初予算における歳入額は349億8,647万3,000円であり、このうち地方交付税の予算額は130億9,643万3,000円であり、歳入に占める割合は37.5パーセントとなっております。

奥 晃郎 議員(19番) 5年度決算ベースで36.9パーセント、本年度の当初予算で占める割合が37.5パーセントということで、地方交付税が占める割合が高くなっていますよということが理解できました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。令和7年度の普通交付税の額も既に確定していると思いますけれども、昨年と比較して今年度の確定額はどのようになっているのか、お示しください。

藤原俊輔 総務部長 令和7年度の普通交付税の決定額は124億8,714万5,000円であります。令和6年度の当初決定額が125億4,982万4,000円でありましたので、前年度比6,267万9,000円の減額となっております。普通交付税の算定方法につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が普通交付税の額となります。令和7年度は基準財政需要額が前年度比1億889万円の増、基準財政収入額が前年度比1億7,430万7,000円の増と、いずれも昨年度より増額となりましたが、基準財政需要額の増額幅より基準財政収入額の増額幅が大きく、財源不足額が減少となったため、普通交付税が減少したものでございます。特に基準財政収入額におきましては、市民税が1億9,121万3,000円の増、地方消費税交付金が4,555万9,000円の増となっていることが、収入額増の主な要因となっております。以上でございます。

奥 晃郎 議員(19番) 理解いたしました。それでは次の質問ですけれども、奄美市の先ほど合計特殊出生率の話がありましたけれども、最新の合計特殊出生率、これが分かりましたらお答えください。

麻井庄二 保健福祉部長 先ほども述べた数値が最新でございまして、令和5年の数値となりますが、本市は1.61、国が1.20、県が1.48というふうになります。合計特殊出生率の向上には、やは

り結婚、妊娠、出産、子育て、働き方、住まいなど、多くの分野にわたる施策を組み合わせた長期的な展望に立って、総合的に実施していくことが必要であると認識しておりますので、本市においても出生数の増加、これは最優先に取り組むべき課題であると位置づけて施策を充実させてきたところでございます。

奥 晃郎 議員（１９番） それでは次、大きい４番に移らせていただきます。地方創生への取組についてであります。人口減少の克服と東京一極集中の是正を目指し、第２次安倍政権において２０１４年に打ち出した地方創生の初代担当大臣が石破茂首相で、地方への移住促進などを推進していると理解しております。政府においては昨年１２月に地方創生の新たな理念となる基本的な考え方として、地方創生今後１０年の構想案、地方創生２．０を公表しているようです。地方創生構想の原案を見てみると、関係人口を１，０００万人創出、東京圏から地方への流れを倍増する。全事業者が希望する職員の副業、兼業を可能にする環境の整備。それから買物環境や医療、介護サービスの維持に全市町村が取り組む。農林水産物や食品の輸出額と外国人観光客による食関連消費額を３倍にするようですが、奄美市がこれまで取り組んできた地方創生への取組と成果についてお尋ねいたします。

藤原俊輔 総務部長 本市におきましては、平成２７年度に「奄美市「攻め」の総合戦略」を策定し、「しあわせの島」実現に向けて４つの基本目標の達成に向け、令和６年度までに各種施策に取り組んでまいりました。主な取組を申し上げますと、基本目標の１、「経済的に自立した島」のもと、クルーズ船受入体制強化事業や奄美満喫ツアー事業、政策連携による多様な働き方モデル創出事業。基本目標２、「子育てに適した島」のもと、こども医療費の無償化や不妊治療等への助成、移住・定住住宅リフォーム助成金、空き家対策など。基本目標３、「皆が知恵を出し実行する島」のもと、地域共創による高校みらいコンソーシアム事業や紡ぐきよらの郷づくり事業、官民連携推進事業など。基本目標４、「豊かな自然と伝統を守る島」のもと、あまみっ子ふるさと学習支援事業や島唄・島口保存継承事業、希少野生動物保護事業などに取り組んできたところです。これらの取組により、「奄美市「攻め」の総合戦略２０２０」の令和６年度ＫＰＩ状況調査では、定住支援や地域づくりに関する項目等において、達成目標値を上回る結果を得ることができました。今年度は昨年度に策定した「奄美市「未来づくり」総合戦略２０２５」のもと、「社会動態をプラスにする」、「子育て世代を増やす」、「出生数を増やす」、「人口減少に対応できるしまづくり」に向け、各種施策を推進してまいります。以上でございます。

奥 晃郎 議員（１９番） 理解いたしました。次の質問に移らせていただきます。関係人口ふるさと住民制度増加への取組についてであります。都市部などに住みながら、仕事や趣味などで継続的に別の地域に関わる関係人口を登録者数１，０００万人明記されており、東京圏から地方への若者の流れを倍増させ、人口の偏在解消を目指すことを目的としており、２０２５年度時点で導入しているのは１２市町村が既に取り組んでいるようですが、奄美市としての先ほど、今やっていることですけれども、今後、将来の取組についてお伺いをしたいというふうに思います。

藤原俊輔 総務部長 関係人口増加に向けた取組についてお答えいたします。総務省においては、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指し、何らかの理由で継続的または複数回訪れる人を総括して関係人口と見なしております。現在、国において、ふるさと住民登録制度の制度設計などについて議論されているところですが、関係人口の増加については日本全体が人口減少局面にある中で、地域社会を維持する有効な施策の一つであると考えているところです。本市の取組としましては、２地域居住を希望する方々に対し、情報提供や普及啓発などを行っている事業者を法律に基づく特定居住推進法人として指定しているところですので、指定法人の活動に対し協力を行うとともに、本市における２地域居住の現状把握に努めているところです。また、本市に関連した取組としましては、県の奄振事業により実施される日本航空の２地域居住推進事業に積極的に参加するこ

とで、交流人口の拡大に努めることとしております。本事業は東京、大阪などから原則2週間以上、奄美市に来訪し宿泊する方に対し、航空券の3往復を限度にマイルを付与することで、一定期間内に複数回奄美市に来訪し宿泊いただくことを期待しているところです。関係人口の概念自体が幅広く捉えられるものでございますので、今後とも様々な施策や機会を通じて、関係人口増加に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

奥 晃郎 議員（19番） 承知いたしました。それでは次の質問に移らせていただきます。（3）若者、女性に移住をしてもらう取組について伺います。若者や女性に選ばれる魅力ある奄美市にするために、魅力的な学びの場、職場、住む場所、子育てしやすい環境整備が必要だと思いますが、奄美市としてどのような取組を考えているのか。特に若者、女性に移住をしてもらうというところを強調して、その辺の施策があれば教えていただきたいというふうに思います。

藤原俊輔 総務部長 本市におきましては、移住を希望される方、全般を受け入れるべく移住施策を実施しておりますが、その中でも子育て世代や若者、女性については特に念頭に置きながら取組を行っているところです。具体的な取組といたしましては、移住者専用の定住促進住宅を設置するとともに、移住者向けに住宅をリフォームした際の助成や空き家バンク制度により民間の賃貸、購入物件と移住者がマッチングできる制度も運用しております。また移住者の住宅購入に対する支援も行っていますが、子育て世帯へは補助金の限度額を引き上げるなど重点的な施策を講じているところです。一方、働く場所の確保につきましては、市内の事業者は人手不足のところも多いと伺っておりますので、雇用担当部署と移住担当部署が連携して働き先の情報と住まいなどの情報を過不足なく移住希望者に提供できるよう、体制の整備を行っております。加えて、子育て担当部署や教育委員会とともに綿密に連携を図り、移住希望者が本市で安心して子育てできるような体制整備に努めているところです。今後ともあらゆる世代の移住希望者向けの施策を展開する中で、若者や女性にも選ばれる奄美市を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

奥 晃郎 議員（19番） 若者、女性に移住をしてもらうということで、特にこれは合計特殊出生率、この辺に関連をする、子どもを生める人を何とか増やそうというような取組、今、言われた取組が功を奏せばいいなというふうに感じております。

それでは次の質問に移らせていただきます。5番、奄美市職員の兼業への取組についてであります。先ほども人手不足という話もお聞きしましたが、総務省は、自治体が職員に兼業を許可しやすくなるよう通知したようですが、その内容と奄美市としての取組についてお尋ねいたします。

藤原俊輔 総務部長 議員御案内のとおり、国より令和7年6月11日付にて、地域における人口減少や担い手不足の課題解決に向け、地域貢献活動や社会貢献活動、市民と協働によるまちづくりなどに関して、職員が報酬を得て活動でき兼業しやすい環境整備を促進する内容の通知があったところでございます。本市におきましても、地域社会や産業を支える担い手不足は大きな課題であり、現在の本市条例においても職務と利害関係が生じないこと、職務の遂行に支障がないこと、地方公務員法の精神に反しないことを条件に、職員の兼業を認めております。本市における職員の兼業許可件数は、令和5年度が3件、令和6年度が2件、今年度は8月現在3件となっております。その業種は、報酬のある自治会連合会の会計事務や下水道協会が開催する排水設備工事責任技術者講習会の受付事務、そして無報酬での親族が経営する企業の事務補助となっております。これまでも職員提案制度において、職員から直接提案を受けており、職員の兼業について検討を進めるところであります。今後におきましても今回の国からの通知を踏まえ、より積極的に職員が報酬を得て兼業できる環境づくりに向け、他の先行自治体の事例を参考にしながら前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

奥 晃郎 議員（19番） よく分かりました。数は少ないけれども、兼業で働いている人もいますよということですね。もっと増えればいいなど。例えば、居酒屋のお仕事とか、いや、やっぱりそういうお店で、お店を経営している人は働き手がないというふうにして非常に困っているんですよ。特に奄美市職員の●●●方にそういう仕事を手伝ってもらえれば、非常にいいのかなということ、この質問を取り上げた次第であります。あと1分24秒残していますけれども、これで私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、自民党新生会 奥 晃郎議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時44分）

奥 輝人 議長 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
自民党新政会 永田清裕議員の発言を許可いたします。

永田清裕 議員（13番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、こんにちは、自民党新政会の永田清裕でございます。第3回定例会の最後、そして、安田市長1期目の最後の一般質問を務めることになりました。最後を締めくくる貴重な1時間、よろしく願いをいたします。

それでは質問に先立ち、一言所見を述べさせていただきます。まず初めに、8月から続く豪雨や台風により、鹿児島本土をはじめ、全国各地において甚大な被害に見舞われております。被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧を心よりお祈り申し上げます。さて、今年奄美市市制施行20周年の節目の年であり、各地であらゆる記念行事が開催され、先月はすばらしい天候の下、盛大に奄美まつりが開催されました。我々市議会も、舟こぎでの激走やパレードでの軽快な踊りなど披露させていただきました。とても楽しい時間を過ごすことができました。その陰で連日の猛暑の中、多くの職員の方々が動員されており、奄美まつりの成功を陰ひなたから支えておられました。職員の皆様方に、改めて心からの御慰労と感謝を申し上げたいと思います。それから、もう一つ、市の若手職員の方で、うれしい連絡をいただきました。小さなことかと思えますけれども、市長をはじめ、部長の皆さん、議員の皆さんにもお伝えしたいと思えます。私が以前勤務しておりました奄美山羊島ホテルからの連絡でした。去る7月の中旬に奄美市の主催で、大島支庁などの県職員と市職員との交流会があったようでございます。こういう交流会が行われることは、お互いに情報の交換や日頃からの連携が深まることにもつながり、とてもいいことだと私自身思うところであります。そこで、ホテルからのうれしい連絡は、交流会が終わった後に、奄美市の若い職員の方々がその場に残り、後片づけまで心よく手伝ってくれたようであります。短い時間ではあったかと思いますが、夜間でホテルのスタッフも少ない中、お客様の立場でありながらも、後片づけまでしてくれたことに、ホテルの支配人はとても感激したようでもあります。とても助かった、お客様がここまでしてくれたことは初めてとのことで、ぜひ市長さんをはじめ、市役所の方々にお礼を伝えてほしいと、私にまで連絡がありました。普段から私も多くの職員と接しているので、とてもうれしい気持ちになったところであります。その当事者の職員の方々に、改めてホテルのスタッフからの気持ちも込めて感謝を申し上げたいと存じます。これからもこのような思いやりを持って、行政の役割であります市民サービスの向上に日々努めていただきたいと思います。心から御期待申し上げます。

さて、本題に入りますが、安田市長におかれましては、1期4年の任期も間近になってまいりました。就任後に臨んだ令和4年度の施政方針を読み返してみますと、安田市長は、平田元市長、朝山前市長のお二人が築いてこられた御功績をしっかりと受け継ぎ、「市民の皆様の思いに寄り添い、市民の皆様と何度でも対話をし、市民の皆様とともに汗をかく」姿勢を貫く。皆様にお約束した一つ一つの事業の実現に、「チーム市役所」としてスピード感を持って取り組む。「挑戦なくして成功なし」の思いを持って先頭に立ち、新たなことに勇敢に取り組む姿勢で、「奄美市新時代」をスタートさせる。このように、

奄美市のトップとしての強い決意を述べておられました。市議員から市長へと、奄美市政に関わる立場も役割も責任も大きく変わったものだと思います。また日頃から、市民の皆様との関わり方にも、市民の皆様への言葉一つ一つにも、市長には大きな期待が寄せられているものだと思っております。

そこで最初の質問ですが、このように市議会議員から市長へと立場や責任が大きく変わった中で、就任後に述べた決意を振り返り、市長自身、奄美市長を務めた4年間でどのように検証しているのか、市長職を実際に担ってみて、どのように感じたのか、市長の率直な思いについてお聞かせください。次の質問からは発言席にて行います。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 それでは、永田議員の御質問にお答えします。朝山前市長からバトンを受け継ぎ、私が奄美市長に就任して、11月で4年が経過いたします。この間、新型コロナや物価高騰といった大きな社会課題、さらには奄美群島日本復帰70周年や奄振法の延長をはじめとする大きな節目を迎えるなど、市政運営を負託された職責の重さを感じつつ、慌ただしくも充実した4年間でした。初の施政方針では、和を貴び、チーム奄美市として、皆様とともによりよい奄美市をつくり上げたいと申し上げ、協働の姿勢をお示ししました。議員として政策を提案する立場から、市長として全体の責任を担い、決断する立場に変わり、議員時代とはまた違う重責を実感しております。各種施策の方向性を判断する際には、多くの葛藤もありましたが、職員とともに知恵を絞りながら、全身全霊で取り組んでまいりました。特に感染症対策や経済支援においては、迅速性と的確さが求められ、現場の声を踏まえながら、国・県の施策と連動も図りつつ、市独自の対策も進めてきました。また、一丁目一番地に掲げる子育て支援をはじめ、「持続可能な「かせぐ」地域づくり」や、「安心して、ゆたかにくらす「まもる」地域づくり」などにも注力してきたところです。この4年間で振り返りますと、数々の課題に市民の皆様や企業、団体、大学など多様な主体とともに取り組み、本市の可能性と力強さを改めて感じる機会となりました。今後も、「対話と連携、そして挑戦」を私自身の変わらぬ行動指針とし、スピード感を持った施策展開に努め、本市が目指す将来像「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」の実現に向けて、さらに全力で取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。まず、議決機関である市議会の一員から、やっぱり執行機関の長である市長へと立場が大きく変わったと。そして、まずは新型コロナウイルスからの市民生活であったり、経済回復に努めたと。確かに、そういう大きな変化を感じながらのスタートであったと思いますが、民間からの提案であったり、アイデアを取り入れ、行政支援を行う行政運営も年々順調に進んできていると感じるところであります。

そこで、もう一点お尋ねしたいと思います。奄美市長として、奄美群島12市町村で組織する奄美群島広域事務組合の管理者も務めることになりましたが、この4年間、奄美群島の先頭に立って、12市町村をまとめる立場となり、日頃から他町村長との交流や調整、また国や県や航空会社との民間業者への要望であるとか、折衝事も多くあったかと思えます。また、先日には、来年度の奄振予算要求に関して、自民党の委員会が初めて沖縄の委員会と合同にて開催され、奄美・沖縄の連携強化に向けた意見交換会も行われたようであります。このように、広域事務組合の管理者は大きな役目を担っていると思えますけれども、その役目を4年間担い、市長自身どのように感じているのか、市長の率直な思いをお聞かせください。

安田壮平 市長 市長就任後、奄美群島広域事務組合の管理者として選出いただいて以降、奄美群島11町村の首長の先輩方より御指導、御協力を賜りながら、この4年間、奄美群島の振興発展に取り組んでまいりました。広域事務組合では、群島一体となった観光振興やエコツーリズムの推進、さらには奄振法の改正など、12市町村が連携して取り組むべき施策の推進を担ってまいりました。特に令和

4年度は奄振法改正を見据え、12市町村の意見を取りまとめ、奄美群島成長戦略ビジョン2033の策定に取り組み、令和5年度の奄振法の延長並びに制度の拡充に当たっては、この成長戦略ビジョンを基本的な考えとして、12市町村の思いを基に、国土交通省や県とも様々な議論を重ねてまいりました。奄美群島の代表としての重責を感じつつ、県と連携しながら、法の延長、拡充に向け、誠心誠意取り組んだことで、沖縄との連携を盛り込んだ新たな奄振法の改正につながったところです。その実現に当たっては、自民党奄美振興特別委員会の森山委員長をはじめとする、県選出の国会議員、公明党奄美ティダ委員会など、多くの皆様に御尽力を賜りました。改めて感謝を申し上げます。このように広域事務組合の管理者という立場を通して、奄美群島が連携して施策を推進する重要性や、国会議員の先生方はもとより、国、県、郷友会の皆様など、多くの方々の支援や御協力によって、奄美の振興が図られていることを肌で感じた次第です。今後も各自治体がそれぞれの施策に取り組むことと併せて、奄美群島広域事務組合を中心に12市町村が連携して取り組むことが、奄美群島の振興発展に大変重要であると考えているところでございます。

永田清裕 議員（13番） 先ほどちょっと触れましたけれども、先日、自民党奄振委員会と沖振調査会、合同会議は、市長も述べられておりましたけれども、本当に歴史的な会議になったと、そのように述べられておりましたが、奄美がさらにいい地域になるためにと、日本のトップの方々が意見交換会を行ったと。本当にありがたいと思いますし、奄美・沖縄の連携強化に向けて大きな一歩であったと、そのように感じているところであります。さすが自民党と叫びたいところでありますけれども、もう少し落ち着いてから、そのようにしたいと思います。いずれにしても、戦後の日本の復興、奄美の復興・振興に、我が自民党が尽くしてきたことは紛れもない事実であります。これからも見直すべき点はしっかりと見直し、謙虚な姿勢で課題にしっかりと向き合い、努めていきますので、自民党、そして党員の御理解と御協力をよろしく願いをいたします。選挙演説みたいになりましたが。さて本題ですが、やはり広域事務組合の管理者としての発言は重たいものだと考えます。市長就任時から、これまでは、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、周りの首長さんも年上ばかりで、新人という遠慮が少々あったかというように見受けられました。来年度からは実績と経験、若さを武器に、群島の長として強いリーダーシップを発揮していただきたい。奄美市の困り事、必要なことを、どしどし県や国に訴えていただきたいと思っております。奄美・沖縄との連携強化に向けては、やはりこれからというのは様々な取組が必要であると思っておりますけれども、奄美と沖縄がウィン・ウィンになるように、要するに沖縄から見たときに、奄美が本当に魅力的と感じられるようにぜひ頑張っていただきたいと、そのように思います。御期待申し上げ、次に進めさせていただきます。

それでは、次の質問に行きます。奄美市長に臨むに当たり、市民の皆様への公約、マニフェストとして、88もの多くの取組を上げ、先日の記者懇談会において、令和6年度までの評価結果を公表されております。評価内容を確認しますと、それぞれの取組を5段階で評価されており、88項目の全てが評価3以上であり、着手していない検討段階にあるものは一つもなく、全て具体的に進めているとのことであります。中でも、63.6パーセントの3分の2の取組が前へ進み、成果を上げているようで、分野ごとに取り組んだ事業も多く掲載されております。そこで伺いますが、この達成状況について、市長御自身はどのように評価しているのか、達成感というのはいかがでしょうか。評価するに当たって、行政だけで取り組むことができたこと、あるいは住民や民間業者と一緒にあって取り組む必要があったものなど、いろいろあったかと思っております。思いどおりにできたこと、実施するのに課題があり、厳しいと感じたことなど、マニフェストの評価に対する市長御自身の思いをお聞かせください。

安田壮平 市長 お答えします。私が市長就任に当たり、掲げました88項目のマニフェストにつきましては、就任以来、市民の皆様との対話を重視しながら、一つ一つ着実に取り組んでまいりました。マニフェスト達成状況を申し上げますと、先ほど議員からも御案内いただきましたが、評価基準が5段階中、88項目全てが3以上の評価であり、マニフェストに掲げた項目は、全て具体的な取組に着手ができて

いる状況です。その中でも、4以上の項目は56項目であり、おおむね6割の項目について、取組が前進していると考えております。特に取組を進めることができた主な施策を申し上げますと、まず「持続可能な「かせぐ」地域づくり」として、世界自然遺産プラットフォーム、公民連携会議を設置し、宿泊税の導入について答申をいただいたほか、笠利町土盛海岸や住用町マングローブパークなどの観光地整備や、航路・航空路運賃軽減事業、農林水産物輸送コスト支援事業の沖縄地域への拡充などに取り組んでまいりました。「次世代を育む好循環を生み出す「そだてる」地域づくり」として、不妊治療に対する支援や子育て支援情報を発信するインスタグラムの開設などのほか、島外への子ども通院費支援、子ども医療費の窓口負担ゼロ、準要保護世帯の給食費無償化を実現するなど、子育て世代への経済的支援を充実させてまいりました。「安心して、ゆたかにくらす「まもる」地域づくり」として、断らない命と福祉の相談窓口として、つながる相談室の設置や、民間企業との災害時における協定の締結、世界自然遺産を介した沖縄との高校生交流事業などを行ってまいりました。「市民に身近で頼りになる基盤づくり」として、ネーミングライツや企業版ふるさと納税による自主財源獲得の努力、SDGs推進プラットフォームや公共施設等民間提案制度における官民連携の推進などに取り組んでまいりました。このように、Manifestoの各項目について具体的事業に着手、推進し、一定の成果を収めることができたと考えております。一方で、観光・交流による経済波及効果の拡大やスマート農業の推進、医療・地域福祉の充実、スポーツ環境の整備などについては、具体的に事業に着手はできているものの、今後も取組を強化し、推進していく必要性を感じております。また、新たな施策を検討する際には、公平・公正を念頭に、限られた職員と限られた財源の中で健全な財政を維持しつつ、検討する必要があることから、そういった部分では厳しさを感じることもございました。そのような中におきましても、達成感という点では、一定の成果を市民の皆様実感いただけたものと考えておりますが、残された課題に真摯に向き合い、今後も改善、実行を重ねていく責任を強く意識しているところでございます。今後とも、市民の皆様の声を大切にしながら、公約の実現に全力で取り組んでまいります。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 丁寧な答弁ありがとうございます。Manifestoの達成というのは、市長が仮に1期4年で、そのまま辞められるというなら、やはり達成の5というのを、全てを5でなければいけないという評価を求めますけれども、やっぱりいよいよ2期目に挑戦するということですので、当然その中には継続する、そういう項目もあると。それを考えますと、全てが3以上、要するに積極的に推進しているということになり、すばらしい成果だと思います。一方で、例えば、市長は3.5と見ますと。私は取組が、いや、3.5じゃなくて、取組が私は4.5と見る。逆に、市長は3.5と見ているのに、私は4.5できているんじゃないかとか、そういう微妙な見方が、そこにあるんじゃないかと、そのように少し思いました。そう考えると、もう少し各施策、取り組んだ主な事業ごとの数値目標など、その進捗状況を示すことが必要であると感じます。何かFacebookのほうで、ずっと一つ一つ丁寧にやっておられるということですが、できればもうちょっと分かりやすいのも検討していただければと、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に移ります。これも市長のManifestoに関するものであります。先ほどは、Manifestoの全体的な評価についてを伺いました。この質問は、中でも市長が特に力を入れてきたと思うことについてを伺います。Manifestoや施政方針において、奄美市のビジョン、将来像として、「明るくやさしく 風通しのよい 未来都市・奄美市」を掲げ、民間、市民、行政、議会の「オール奄美市」でチャレンジできる、躍動するまちづくりを推進すると述べておられます。このことから、市長は就任当初から、市民や民間との対話と連携に力を入れると、よく述べておられます。よって、市民と語る会を積極的に実施しており、Manifestoの評価でも、最高の5が評価されております。また、民間との連携について、行政の業務や防災の面において、各企業との連携強化を積極的に進めているようで、Manifestoの評価でも、民間との連携強化による投資や実証実験を呼び込むことや防災の取組において、高い評価がなされております。このような中で、市民との対話、民間との連携という点において、この4年間において、その成果をどのように捉えているのか。市民や民間の方々から、多くの意見や要望な

どが寄せられたかと思えます。その声を市政にどのように反映されていったのか、具体的にお聞かせください。

藤原俊輔 総務部長 それでは、市長に代わりまして、私のほうから答弁させていただきます。御理解ください。市長就任時に「明るく やさしい 風通しのよい 未来都市・奄美市」を将来ビジョンに掲げ、市民との対話や民間との連携を積極的に推進してまいりました。市内各地で、市民の皆様と直接意見交換を行う、ふれあい対話を7月末時点で56回開催し、延べ1,708名の皆様に御参加いただきました。市民の皆様からいただいた御意見を反映した事業として、例えば、民有地危険木伐採費助成金や、安全に安心してもっと利用し、楽しめる公園づくりを推進する、みんなの公園みんなで育てるプロジェクトなどがございます。民間との連携については、バイオガス発電や情報通信関連企業との立地協定、公共施設等民間提案制度の実施や、民間事業者によるキッズスペースの導入を促進しました。また、昨年度からは、政策アドバイザーの監修により、縄文時代の生活様式を生かし、官民連携して新たな観点からSDGsを発信するために、宇宿貝塚史跡公園リニューアル事業に取り組んでいます。このほかにも、オンライン相談窓口やデジタル投書箱の設置など、時間や場所を問わず、市民と市役所がコミュニケーションが取りやすい環境整備にも努めてまいりました。今後も官民の連携を推し進め、民間の知恵や力を生かしながら、地域課題の解決に取り組んでいくとともに、市民と市役所が円滑にコミュニケーションが取れる環境づくりを進めてまいりたいと存じます。市民対話や民間連携の重視は、市民の生活支援、地域経済の振興といった具体的な施策に結実しており、市長が掲げる将来ビジョンの実現に、着実に一定の成果を上げているものと考えておりますが、引き続き市民の皆様のお協力を賜りながら、全力で取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 答弁ありがとうございます。いろんなことに取り組んでおられるということが十分に理解できました。ありがとうございます。マニフェストに上げるということは、公約でありますから、当然力を入れて実現すると、そういうことにもなるかと思えます。今、私が申し上げた、75番の「市民と語る会」を開催します」というのが、5という最大の評価であります。56回開催し、参加者が1,708名、1回平均30名の方が参加をされる、多くの方が参加をしていると。そこに出された声を反映、具現化していくことが、このマニフェストの最終的な目的ではないかと、そのように思います。まだ達成されていないマニフェストには、やはり実現することを目指していくことが大事だと。そこに向けて取り組んでいただきたいと、そのように申し上げたいと思います。また、先日も同僚議員から、住用・笠利の計画をやはり具体的に実行すると。これに尽きるということもありました。また、別の議員からも、PDCAの重要性、特に検証からアクション、これが大事だということもありました。これらもしっかりと受け止めて努めていただきたいと要望して、次に移ります。

それでは、次の質問、子育て支援についてを伺います。昨年度と今年度の施政方針において、本市施策の一丁目一番地に、子育て支援の充実を上げております。マニフェストの評価を見ましても、多くの事業が掲載されており、子育て世代への支援の項目は高く評価されております。前朝山市長時代に計画を立て、安田市長就任後に設計と工事に着手した、住用地区と笠利地区の認定こども園も今年度内には完成し、来年の4月には立派な施設が開園することとなりました。話合いが始まり、7年ほどをかけ、ようやく実現したことを、住用・笠利地域の方々はとても喜んでいることだと思います。そして、次は名瀬地区と。私はこれまで何度も申し上げてきた、小浜保育所の整備計画が本格的に進むものだと信じております。安田市長の2期目に向けた新たなマニフェストにおいても、小浜保育所の整備計画が明確に上げられるものと大いに期待をしております。子育て支援といっても、ハード事業からソフト事業まで幅広い範囲の業務となります。施設整備には完成の時期が設定されますが、各種支援事業については、給付金などを除き、期限があるものではなく、そのときの社会情勢に応じて内容を見直しながら続けられていくものだと思っております。本市の重要課題である人口対策においても、子育て支援の充実は、今後も一丁目一番地として位置づけられていくものだと思っております。そこで、伺います。子育て支

援に関する取組については、この4年間を振り返り、やりたいことが思いどおりに実施できたのか。課題として残されているのは、どういうことなのか。市長自身、これまでの成果と今後の課題についてどのように捉えているのか、伺います。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、議員御質問の子育て支援分野における成果と課題についてお答えいたします。本市において、これまで妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでまいりましたが、この4年間の本市独自の取組として、未来応援はぐくみプロジェクトを立ち上げ、不妊・不育治療支援事業を拡充してきたことに加え、伴走型相談支援や検診内容の充実に努めてきたところでございます。また、子ども医療費支援につきまして、これまで段階的に対象年齢を引き上げてきましたが、令和7年度より18歳までの全ての子どもの窓口負担をゼロにし、子育て世帯の家計負担軽減を強化しております。さらに、令和5年度当初、保育所入所の待機児童が25名いた状況を受け、令和6年度実施した保育体制強化事業や保育施設における人材確保等取組の支援、令和7年度には私立保育施設魅力向上等実行計画交付金を創設するなど、官民一体となった取組の強化により、7年度当初には、令和4年度当初以来、3年ぶりに待機児童ゼロを実現いたしました。加えて、公立保育施設につきましても、住用・笠利地区の認定こども園の整備を進めるとともに、今年度には名瀬・住用・笠利3地区において、保護者の利便性向上にも寄与する保育システムの導入を推進しております。そのほかにも、雨の日や炎天下時の遊ぶ場の充実に向け、子ども・子育てサービス民間事業者への支援を実施するとともに、情報発信の強化に努め、子育て支援策の市民への周知を図っているところでございます。今後の課題といたしまして、ソフト面におきましては、令和7年3月に策定した第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画に基づいた各種施策を着実に実施していくこと。ハード面におきましては、子育て・保健・福祉複合施設の整備の推進や、老朽化する小浜保育所の具体的な整備方針を早期に示すことと考えております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 答弁ありがとうございます。最後に小浜が出てきましたので、少し安心しました。まず、マニフェストでは、子育て支援を強化しますというの、4.5の評価でありました。子育て支援に関する取組というのは、今述べられたとおり、多岐に及ぶ中、待機児童ゼロとか支援の施策展開は、順調に進められているものだと思います。これからの本題でありますけれども、市長が2期目に入り、取り組むべき最優先は小浜保育所の整備計画であると考えます。通常は5年から6年はかかる事業ですが、ぜひ2期目の間で実現していただきたいと、そのように御期待申し上げ、次に進みます。

それでは、次の質問となります。これまで市長としての立場、マニフェストの達成、そして、一丁目一番地に掲げた子育て支援について伺いました。安田市長として多くのことを実行してきたことは、十分に理解しているところでありますが、市民の皆様や事業者の皆様は、今でも厳しい物価高騰に直面しております。先日の新聞報道でもあったように、奄美大島の商工5団体が行った調査では、物価高騰の影響により、経営状態が悪くなっていると。物価高騰により、仕入価格が上がっているのに、価格転嫁も簡単にはできないとの多くの意見が寄せられていました。また、帝国データバンクによると、今年もずっと食品の値上げが続き、この9月には1,422品目、そして、今年1年間では2万品目を超える食品が値上げになる見込みのようであります。また、11月には、最低賃金も大幅にアップされる予定であります。雇われる側にとっては喜ばしいのですが、雇う側、特に中小企業の多い、この奄美大島では、多くの事業者が危惧しているところであります。このように、市民生活、民間の経営、いずれにおいても多くの方々が不安を抱えているのが現状であります。そこで、伺います。市長就任時には、まだ新型コロナが続き、その後はエネルギーや食料品等の高騰と、厳しい環境での市政運営であったかと思えます。このような中での奄美市長の1期目であったわけですが、今4年間を振り返って思うこと、2期目に挑戦するに当たっての抱負についてを伺います。

安田壮平 市長 それでは、2期目を目指すという立場で答弁いたします。市長就任以来4年間、市民の

皆様との対話を重視しながら地域の課題に向き合い、市民生活の向上を目指して市政運営に取り組んでまいりました。先ほども申し上げましたとおり、88項目のマニフェストの全てにおいて具体的な取組に着手できている状況であり、その中の6割において取組が前進していると考えております。2期目に向けて目指すべきと考えていることですが、本市が抱える最も重要な課題は人口減少対策であり、移住定住を促す生活環境の整備、仕事環境の充実、子育てがしやすい環境づくりなど、1期目から取り組んでいる事業のさらなる充実を図り、できる限り人口減少を抑制する施策に引き続き取り組む必要があると考えております。あわせて、人口減少自体は避けられないことから、人口減少に対応できる島づくりを目指し、必要な市民サービスの水準は確保しつつも、公共サービスの効率化を図るとともに、公共施設の再編とその活用を図ることも重要な課題と認識しております。また、物価高騰対策につきましても、これまで、ほーらしゃ券の発行や水道基本料金の全額免除、給食費の軽減など、市民生活の負担軽減や事業者支援に取り組んできたところです。しかしながら、議員御指摘のとおり、今なお物価高により、市民生活や地域経済に大きな影響が及んでいる現状を踏まえ、本市の中小企業振興会議や各種経済団体との連携、意見交換なども重視しながら、今後とも国・県の施策と連動して、事業者や家計への負担軽減と生活の安心確保を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、奄美市「未来づくり」総合戦略2025並びに住用・笠利両地域の地域創生戦略で掲げる施策を着実に実行していくことで、3地域の特色ある発展、そして、本市が目指す将来像「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」の実現に向けて、より一層取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。市長の奄美を思う気持ちだとか、2期目への決意を聞かせていただきました。その中で、私もこれまで何度か質問をさせていただいておりますけれども、今真っ先にやっぱり求められている施策は、物価高騰対策だと思います。2期目に早々に取り組み、実行されることを期待しております。小さなことから大きなことまで、チーム市役所としてスピード感を持って実践し、民間の積極的な活動を後押ししたり、民間活動の必要に対応した施策展開を支援したりと、民間主導、行政参加の産業振興も積極的に推進していただきたい。様々な計画をしっかりと実行していく、これこそが市長の目指す「しあわせの島」実現へ結びつくものだと、そのように思いますので、引き続き先頭に立って、奄美市市政発展に尽力していただきたいと要望を申し上げ、次に進みます。ありがとうございます。

それでは、次に、世界自然遺産登録から4年について。まず、登録から4年が経過し、登録後における環境保全への取組強化や地域活性化などの経済効果をどのように捉えているのか伺います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、令和3年7月26日の世界遺産登録から4年が経過いたしました。本市におきましては、これまで希少な動植物の保護をはじめ、自然環境の保全のため、関係機関と連携し、住民の皆様の御理解と御協力の下、多くの取組を進めてまいりました。具体的には、本市が構成団体となっている各協議会などにおいて、パトロールや監視カメラの設置、金作原や三太郎の試行ルールの導入、野猫・野良猫・飼い猫に対する一体的な取組、サンゴの保全、野ヤギ対策、外来植物の駆除などの実践的な取組に加えまして、中学生・高校生を対象とした世界自然遺産を学ぶ授業や公民連携会議、各種の啓発活動などを実施してまいりました。また、取組をさらに強化しているものとして、規制対象外も含めた島外への動植物の持ち出しや、件数の増加が見られるロードキル対策を行っております。これらの取組や環境省によるマングース対策などにより、近年、アマミノクロウサギをはじめ、希少な野生動植物の回復の兆しが見られ、取組の効果は大きいものと考えております。

次に、地域活性化などの経済効果につきましてお答えします。御承知のとおり、世界自然遺産登録は、コロナ禍の令和3年度でございましたが、奄美群島外から奄美大島へ訪れた入域客数で見ますと、令和元年は44万9,138人に対し、コロナ禍の影響を受けた令和2年は26万256人まで減少したものの、登録後の令和3年以降は増加傾向にあり、令和6年の入域客数は42万8,054人と、コロナ

禍前の95.3パーセントまで回復してきております。また、本市の宿泊施設は、令和元年の122件に対し、令和6年は185件と、1.52倍の増加。レンタカーにおいては、令和元年の32事業者43営業所に対し、令和6年は37事業者74営業所と、営業所数では1.7倍と大きく増加しております。さらに、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が毎年実施しています、観光客へのアンケート調査による1人当たりの観光消費額で見ますと、令和元年度の5万7,515円に対し、令和6年度は7万3,594円と、約1.3倍の増加となっています。そのような中、観光客等に対し、奄美群島の自然・文化について深い知識と哲学を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供する認定エコツアーガイド数を見ても、奄美大島において令和元年度64人に対し、令和6年度131人と、2倍以上増加しております。以上を踏まえ、自然や文化を目的とした観光需要の増加と、これに伴う島内での消費総額の増大が推察され、遺産登録による地域経済への波及効果は大きいものと認識しております。以上です。

永田清裕 議員（13番） 部長、ありがとうございます。答弁をありがとうございました。環境保全のためには、やっぱりパトロールや金作原の利用ルールの試行、それと野猫対策などの実践的な取組であったり、中学生や高校生を対象とした世界自然遺産を学ぶ機会など、住民の皆様との世界自然遺産価値の共有も図られていると。それと、経済効果については、コロナ禍以前まで回復するに近づいていると。今お聞きした具体的な数字からも、遺産登録による地域経済の波及効果は大きいものだと認識できました。

そういった中で、次の質問に移ります。先ほども実践的な取組としてお聞きしました中から、金作原の試行ルールについて伺います。①と②を同時にお答えいただきたいと思います。世界自然に登録されて7月で4年、奄美大島の自然が高く評価されたことで、その価値が世界に発信され、認知されていると感じます。中でも金作原は、特に遺産価値を象徴する代表的な地域として、島民や観光客に高い人気を博しております。この流れを一過性のものとしないうちにも、訪れる方々に満足していただく取組が重要だと考えます。ルールの策定の経過を伺います。

次に、このルールは自主ルールだと伺っていますが、認定ガイドの同行が規制されることによって、島に住む方々が遺産価値を学ぶ機会を抑制してしまうのではないかと懸念が聞こえます。議会からも、昨年の政策立案推進会議で、観光に関する政策提言において、島外に出ていく子どもたちを奄美の魅力発信する情報発信源と考え、児童生徒が奄美の魅力体験できる仕組みをつくることを提言しています。金作原は最適地だと考えております。このことなどを含めて、現状課題についてをお伺いします。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、お答えいたします。金作原の試行ルールに至る経緯につきましては、世界自然遺産登録に伴う来島者の増加を見据え、金作原の自然環境へのダメージを最小限に抑えながら、金作原の価値を余すことなく体感していただきたいという思いから、利用ルールの検討が求められてきたところです。そのような中で、県において平成28年策定の奄美群島持続的観光マスタープランに基づき、適切な環境保全による持続的な観光利用と利用者の満足度向上を図ることを目指し、利用ルールの検討を行うため、奄美大島利用適正化連絡会議が組織されました。この会議は県自然遺産部局が中心となり、構成員としまして、環境省、林野庁、奄美警察署や本市の各担当課、観光関連の3団体、商工会議所、エコツーリズム関係機関、貸切りバス及びレンタカーの各企業、自然関連団体及び地元町内会で構成されております。その中で様々な課題を整理し、平成31年2月27日から、金作原の利用に関する試行ルールが導入されたところでございます。このルールにおいて、利用の際は、奄美群島認定エコツアーガイドの同行などをお願いしているところでございます。

次に、試行ルールの現状及び課題につきまして、ルールを運用する中で、主に3点の課題が上げられました。まず1点目は、議員御指摘の地域の方々が学ぶ機会の確保に関し、環境教育を目的とした島民向け観察会が、本ルールにより、以前のように実施しにくくなったところでございます。そこで、本年度7月1日にルールの改正を行い、当該会議の構成団体が主催する環境教育を目的とした島民向けの観察

会を行う場合は、事前に利用計画を提出していただければ、活動中の安全の担保や自然の負荷軽減を図ることが確認できれば、認定ガイドの同行等がなくても利用することが可能となったところでございます。あわせて、利用後には報告書を提出していただくこととしておりますので、今後のルール運用に関する検証への活用ができるものと考えております。これまでも認定ガイドによる金作原ボランティアツアーガイドが開催されておりましたが、今回の改正により、さらに地域の皆様の学ぶ機会が提供されるものと考えております。また、子どもたちの学びの機会につきましては、当初のルールにおいても、学校が主催する場合は、ガイドを同行せずに金作原を利用することは可能となっております。しかしながら、安全の確保や遺産価値を子どもたちに十分に理解させることは、学校現場だけでの対応では非常に難しい面があり、ある学校では、認定ガイドのボランティアでの協力を得ながら実施された事例もございます。議員御提案のとおり、島の子どもたちに遺産の価値を十分に体験していただき、郷土への誇りを高めていただくことは、遺産価値の継承の観点からも大変重要なことだと認識しておりますので、このような実情も踏まえ、今後、より多くの子どもたちへの体験機会の提供に向け、効果的な施策について検討してまいりたいと考えております。2点目の課題は、当初のルールでは、国有林入り口ゲート前の市道に路上駐車することを前提としていたことでございます。様々な立場の方々の御意見をいただきながら、本年度6月1日からは、新たに整備した駐車場を利用することを前提とするルール改正を行ったところですが、このことにより、利用の際に徒歩で移動する距離が約2倍となりましたが、認定ガイドの方々において、四季ごとに希少野生動植物の調査を実施し、新たなルールの中で遺産価値を効果的に活用していただいております。3点目の課題は、貸切りバス等の大型車両の乗り入れによる危険性の懸念でございました。このことから、バス会社やガイドの連絡会を含めた関係者の調整により、麓の駐車場で大型車両から認定ガイドなどの車両に乗り換え、現地に向かう運用を現在実施しているところでございます。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。今お聞きした中で、答弁で3点の課題を上げられました。それぞれについて、改善、見直しが順調に進められていると理解できました。その中で、島の子どもたちに遺産の価値を十分に体験する機会の提供に向け、効果的な施策について検討するという事をお聞きしました。やはり島を離れていく子どもたちが、郷土への誇りを高め、自信を持って奄美の魅力を発信する、そういうことにつながることを期待できると思います。積極的に推進していただきたいと思っております。

次に、試行ルールということで、法的規制がないということだが、今後どのように展開を考えているのか、お願いいたします。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、お答えいたします。試行ルールにつきましては、法令に基づかない自主ルールとして、皆様へ御理解と御協力をお願いしながら運用してきたところですが、この試行ルールは自然環境への負荷を低減させるとともに、利用者に質の高い自然体験の提供を図る上で、なくてはならないものだと考えております。今後も自然環境の保全に努めるとともに、利用の際の御要望や地域の皆様のお考えなどを整理し、柔軟に改善を図りながら、法令等による規制の可能性についても引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

永田清裕 議員（13番） その中で、先ほど文言出てきましたけど、奄美大島利用適正化連絡会議というのが先ほど少しお聞きしましたけれども、その中でいろいろ皆さん関係者が集まって、そこで決定していくということをお聞きしましたけれども、やはりそこについては何らかの規約というのが必要ではないかと思っておりますけど、それについて簡単に結構ですけども、お答えいただきたいと思っております。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、お答えいたします。奄美大島利用適正化連絡会議の規約につきましては、試行ルール導入に向けて、関係団体が一時的に調整を行う性質の会議であったため、策定してい

なかったものと承知しておりますが、今後、構成団体において協議してまいりたいと考えております。以上です。

永田清裕 議員（13番） それでは、よろしく申し上げます。それでは、次の質問に行きます。ガイド観光が普及する中で、ガイド業を中心に観光産業の振興、観光消費額の向上、ひいては他の産業振興への波及という好循環も期待され、併せて来島客の満足度向上による、金作原をはじめとする奄美大島の評価の向上も期待できます。そのためにも質の高いガイドの育成が重要となってくるが、どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、お答えいたします。認定ガイドの質の向上ということでございますが、まず認定ガイドにつきましては、奄美群島広域事務組合が事務局を担っております、奄美群島エコツーリズム推進協議会で策定された奄美群島エコツアーガイド認定制度要綱に基づいて認定しております。認定ガイドになるには、まず2年間、合計10回の初期段階育成研修講座を受け、奄美大島登録ガイドとして登録する必要があります。その後、登録ガイドとして1年以上の活動実績を積み、約3日間の講習会を受講することで認定ガイドとして認定され、その後、活動が可能となります。また、認定ガイドの資格は、3年ごとの更新制となっております、更新時には講習会を受講する必要があります。さらに、認定ガイド個別の取組として、観光客にアンケートを実施し、評価や意見をいただき、それらを自身の活動に生かすなど、質の担保及び向上に努めているところでございます。現在、奄美群島広域事務組合と12市町村で協力し、さらなる認定ガイドの質の向上を目指して、各島で新たに実施する自主的な講習の受講を要件に追加するため、認定制度要綱の見直し作業を進めているところでございます。本市といたしましても、質の向上が図られ、講習内容について、ガイドと連携して具体的な検討を進めているところでございます。いずれにいたしましても、世界自然遺産登録地域として、ガイドの質の向上は極めて大切であると認識しております。今後とも関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

永田清裕 議員（13番） 部長、ありがとうございます。やはりガイドの質の向上というのは非常に大切なものだと思いますし、定期的に情報交換することも、観光客の皆様の満足度向上につながると思いますので、定期研修であるとか、現場レベルの情報交換を頻繁に行って、ガイドさんの質の向上に努めていただきたいと、そのように要望して終わります。

それでは、以上で質問は終わりますが、今回は安田市長1期目最後の一般質問でありましたので、1期4年を振り返り、そして2期目にかける思いについて伺いました。冒頭に、就任後の令和4年度の施政方針に触れましたが、その最後に安田市長は、市政を担う立場となり、松下幸之助さんのリーダーが大切にすべき日本の伝統精神の3つの言葉を心に刻むと述べておられました。「衆知を集める」「主座を保つ」「和を尊ぶ」、意見を聞く、先頭に立って決断する、調和し協力する、改めて響く言葉だと思返し、今後も続いていく、常に持つべき姿勢だと思ったところでもあります。その後の施政方針においても、令和5年度は「掴（つかむ）」、令和6年度は「繋（つなぐ）」、令和7年度は「実（みのる）」という言葉掲げ、その言葉に一念にかける思いを込めておられました。ぜひともマニフェストの評価と併せ、この言葉に込めた思いと達成感を振り返りながら、2期目への新たな挑戦を力強く歩んでいただきたいと思っております。市長、1期4年の間に16回の定例会が開かれたわけですがけれども、4年間で何回の一般質問が行われたか御存じですか。一般質問に4年間で、延べ人数221名の議員が登壇しております。議員それぞれが各地域の課題であったりとか、困り事、それぞれが思いを持って質問をしていったと思っております。そういう思いもしっかりと受け止めて、2期目に臨んでいただきたいと切望して質問を終わります。ありがとうございました。

奥 輝人 議長 以上で、自民党新政会 永田清裕議員の一般質問を終結いたします。

さて、この際お諮りいたします。

奥 晃郎議員から、午前中の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、男女共同参画の観点との理由により、「奄美市職員の●●●方」と発言した部分を「奄美市職員の方」に訂正したい旨の申出がありました。この訂正申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、奥 晃郎議員からの発言の訂正申出を許可することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

9月16日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午後2時28分）

第 3 回 定 例 会
令和 7 年 9 月 16 日
(第 6 日 目)

9月16日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	総 務 部 長
永 田 公 洋	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	信 島 賢 誌	市 民 環 境 部 長
麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長
盛 功 一	高 齢 者 福 祉 課 長	國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長
川 畑 良 二	紬 観 光 課 長	中 山 哲 史	産 業 建 設 課 長
大 庭 勝 利	農 林 水 産 部 長	川 畑 博 行	農 林 水 産 課 長
坂 元 久 幸	建 設 部 長	川 上 浩 一	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	迫 田 貴 史	ス ポ ー ツ 推 進 係 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

9月16日(6日目)

向 井 渉	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱
田 川 正 盛	主 幹 兼 議 事 係 長	重 井 真 人	議 事 係 主 査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります。日程第1、議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第78号 財産の取得についてまでの13件を一括して議題といたします。

ただいま議案といたしました議案13件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、自民党新国会 川口幸義議員の発言を許可いたします。

川口幸義 議員（22番） おはようございます。議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について。（1）5ページ、第2表債務負担行為補正、奄美市健康体験交流施設アドバイザー業務限度額2,500万円、期間、令和7年度から令和8年度について。①R5年6月の休館状況から2年余り経過している。市民及び観光客対象のニーズ調査、島内外の民間企業によるサウンディング調査を実施し、観光客や市民が訪問したくなる観光拠点として、10月に民間業者の公募を開始。R8年4月までに事業者決定。施設改修の実施設計や改修工事を経て、R9年8月の運営開始を目指すとしていた。今日まで市当局が取り組んできた調査、PFI方式、官民連携などの結果を踏まえた報告と、今後の対応をお示しください。計画どおりに進んでいるのか、どれほど遅れているのか含めて詳細に説明ください。②アドバイザー業務は、企業や経営者が抱える課題に対し、専門的な知識や経験に基づいて、助言やサービス全般を指すとなっています。体験交流、施設の課題などが整理され、経営方針が決定していない中で、アドバイザー業務契約の債務負担行為が措置されたことは、唐突に感じるが、見解をお示しください。③アドバイザー業務の債務負担行為のR7年度からR8年度、2,500万円の見積りの根拠と、コンサルティング業務などなくアドバイザー業務とした理由、今後の契約の日程についてお答えください。

（2）11ページ、18款2項2目1節不動産売払収入1,276万1,000円について、概要を説明ください。

（3）11ページ、20款1項1目1節基金繰入金5,410万円減額について、今回の繰入金により財政調整基金の現在額をお示しください。②財政調整基金、各年度決算時、R3年度、36億6,536万5,000円、R4年度は40億3,810万4,000円、R5年度、41億7,065万1,000円、R6年度、49億352万3,000円となっていて、この4年間で12億3,815万8,000円も増えている。財政学上の識見では、財政調整基金は標準財政規模の10パーセント程度がよいとされている。当局は、当初予算の1割程度と議会で答弁している。当局の主張する財政調整基金の適正な額は、R6年度当初予算321億8,269万1,000円で、10パーセントは32億1,826万9,000円であり、約32億円が当局のいう適正額。R6年度、奄美市の標準財政規模は185億1,198万2,000円となっている。これからして財政上の識見からは、約20億円あれば、財政運営に支障を来すことはないと思われる。約49億円余り、基金の積み立て過ぎではないのか。もっと市民の所得向上、稼ぐ力の施策に財政調整基金を活用すべきだと考えるが、活用できていない状況について見解を示せ。③奄美市の22基金の中で、整理すべき基金があるのではありませんか。例、銅像管理基金3,057万6,000円、まちづくり調整基金1,745万6,000円など。

（4）15ページ、2款1項5目21節補償補てん及び賠償金539万円の損失補償について、予算措置が唐突のように感じられますが、そこで質問します。①どういう損失補償でいつ債務が発生したのか。奄美市が損失補償を行う理由とその根拠、損失補償を行う対象者を伺います。

（5）20ページ、3款1項8目18節負担金、補助及び交付金772万3,000円など、高齢者

施設での事業で補助金事業の内容について説明をください。

(6) 26 ページ, 6 款 2 項 2 目 1 2 節委託料の農業用水排水業務 1, 103 万 2, 000 円について。①第 2 回定例会において, 給水農家の数は, 連絡を受けた名簿作成と答弁があったが, 6 月時点で現時点の農家戸数は何戸か。委託料が 380 万円から今回は 1, 103 万 2, 000 円と約 3 倍になった原因及び今後の対応についてお答えください。②工事請負費が今回の補正で 2, 400 万計上され, 前回の補正 1 号で 5, 000 万円との合計は 7, 400 万となる。契約の変更内容と, 当初額の約 50 パーセントの増額変更について見解を示せ。③給水対策が取れたパッションフルーツ農家は何戸で, 出荷額の総額は幾らだったのか。どういう読み違いで給水農家が多くなったのか, その原因を示してください。

(7) 29 ページ, 7 款 1 項 6 目観光施設管理費 1 4 節工事請負費 755 万 8, 000 円, 内海公園, 同じく 9 目観光施設整備費 1 4 節工事請負費 4, 450 万円, マングローブパークについて, 契約方法と, なぜこの時期の予算措置になったのかを含め説明をください。

(8) 39 ページ, 1 款 6 項 5 目 1 8 節負担金, 補助及び交付金 157 万 1, 000 円, 奄美スポーツアイランド協会運営負担金について。①内容について説明と, 当初予算で措置できなかった理由と, 協会のここ 3 年の決算についての説明と, 財政援助団体としての監査実施の状況についてお示してください。

(9) 44 ページから 45 ページ, 地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書について。①当該年度中の普通債が, 今補正で農林水産 8, 710 万円, 商工費が 5, 700 万円, 教育費 4, 200 万円と増加傾向にあり, 当該年度中起債見込みが 4 億 5, 500 万円となっていますが, 起債発行枠の 36 億円にあるのか伺います。起債発行枠外の特異要因とされる起債についてまで説明ください。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

川畑良二 総観光課長 おはようございます。それでは, 私のほうからは, 5 ページ, 第 2 表債務負担行為補正, 奄美市健康体験交流施設アドバイザー業務の①から③の 3 問についてお答えをさせていただきます。①体験交流施設のこれまで取り組んできた調査の結果と今後の対応についてお答えいたします。さきの一般質問における与議員への答弁でも申し上げたとおり, 令和 5 年 6 月からの休館以降, 市民や観光客を対象としたアンケート調査や民間事業者によるサウンディング調査を踏まえ, まずは市内で再活用に向けた検討を行い, 従来の健康増進施設としてではなく, 観光施設としての活用を基本とし, 持続可能な運営を目指す方針を固めたところでございます。この方針につきましても, 令和 7 年度第 1 回定例会の全員協議会においても, 議員の皆様にご説明申し上げたところでございます。その後, この方針に基づき, 本年 4 月から 6 月にかけて, 再度, 民間事業者を対象に, 事業への参画可能性も含めたサウンディング調査を実施いたしました。その結果, 島内 6 事業者, 島外 4 事業者の計 10 事業者の多様な御意見をいただき, PFI 方式やコンセッションを含む民間資金活用の可能性についても御提案を受けたところでございます。このような状況を踏まえ, 専門的な知識を要することから, アドバイザー業務を導入し, 事業実施に向けた準備を進めるため, 今議会の補正予算として関連経費を計上したところでございます。また, スケジュールにつきましては, 全員協議会で目安をお示したところでございますが, 発注手法につきましては, 民間提案制度を活用する方向で検討していることから, 今後調整が必要になってくるものと考えております。同制度は, 従来の発注方式に比べ, 民間資金を活用しながら幅広い事業者からの提案を受け付けられるため, 同施設の特性を最大限に生かした再活用に資する有効な手法であると考えております。なお, 詳細なスケジュールにつきましては, アドバイザー業務の中で調整を図ってまいりたいと考えております。

次に, ②アドバイザー業務の予算計上についてでございます。本市が検討を進めております, 民間提案制度を活用した公共施設の再活用につきましては, 事業スキームの検討, 費用対効果の算定, リス

ク分担の整理など、専門的な知識を要する事項が数多くございます。そのため、施設の課題整理、今後の経営方針の検討を進める段階から、専門的な助言を受けることが不可欠であると考えており、これにより、事業者公募に向けた準備を着実かつ迅速に進めることが可能となります。このようなことから、本議会において、補正予算にアドバイザー業務に係る経費を計上したものでございます。

最後に、③見積りの根拠とアドバイザー業務とした理由、今後の日程等についてお答えをさせていただきます。まず、見積りの根拠につきましては、今回の事業が本市における初めての取組であるということから、過去の他自治体などにおける類似事例や市場相場などを参考にいたしまして、一般的なアドバイザー業務に要する費用として2,500万円を計上したものでございます。次に、アドバイザー業務とした理由でございますが、民間提案制度を活用した公共施設の再活用に当たっては、先ほども申し上げましたが、事業スキームの検討、費用対効果の算定、リスク分担の整理など、複数分野における専門的な知識を必要といたします。このため、特定の専門分野に特化したコンサルティング業務ではなく、幅広い分野を知見として、横断的に活用できるアドバイザー業務が適していると判断したためでございます。今後のアドバイザー業務の契約等の日程につきましては、本補正予算の成立後、速やかに事業者選定に向けた手続を進める予定でございます。全体の具体的なスケジュールにつきましては、契約後にアドバイザー業務の中で精査、見直しなどを実施し、調整を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、施設の早期の再活用に向け、計画的に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

川畑博行 農林水産課長 おはようございます。それでは、農林水産課からは、(2)と(6)の①②③について答弁をさせていただきます。最初に、(2)の不動産売払収入1,276万1,000円についてお答えいたします。この収入は、奄美市公共施設等民間提案制度に基づき決定した、亀作団地の売却によるものです。今後、この土地の活用については、購入者において、高齢者の雇用促進と廃棄物のリサイクルを推進する施設の建設と運営を計画しております。

次に、(6)の①農業用水排水業務の委託料の増額についてお答えいたします。給水依頼について、給水を開始した5月中旬から末までは、1日当たり平均13件程度の依頼でしたが、6月にかけては、1日平均31件、ピーク時には49件、7月には1日平均49件、ピーク時には60件、8月には平均51件、ピーク時には62件と、給水業務を開始した5月と比較して大幅に増加しております。委託料の増額につきましては、当初契約は、5月26日から7月31日までで376万197円での契約でございましたが、6月中旬より給水依頼が増えたことによる給水車の追加、給水業務員の増員等により228万163円を増額して、604万360円の契約変更となりました。併せて工事が10月末完了見込みとなったことで、8月1日から10月31日までの給水対応が必要と判断し、3か月間延長契約を行い、業務に必要な875万1,154円の追加となったため、補正予算を計上しております。

続いて、(6)の②工事請負費の増額変更についてお答えいたします。工事請負費の増額補正につきまして、当初は铸铁管でのバイパス管路のみを考慮して概算額にて計上してございましたが、実施設計業務委託にて設計書を作成し、バイパス区間に空気弁、排泥弁、止水弁等の弁類が必要であり、バイパスをした際に復旧を行わなければ使用できなくなることが判明いたしました。そこで、工種の追加を行うことになりました。さらに、物価高騰及び受注生産品という特殊事情も加わり、全体的な工事価格の変更となっております。

最後に、(6)の③農家戸数、出荷額、給水農家が増えた要因に関してお答えいたします。パッションフルーツ農家につきましては、対応農家数は23戸となります。給水方法に関しては、給水車による給水、設置タンクや隣接する川からエンジンポンプによる給水にて対応を行っているところです。出荷額については、把握できておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。給水依頼の増加につきましては、地場において栽培されている農家につきましては、6月から8月にかけて雨天の日が少なく、天候による影響が、給水依頼が多くなっている主たる要因と考えております。農林水産課からは、以上でございます。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。財政課に関する質問につきまして答弁いたします。まず初めに、(3)①財政調整基金の現在高についてでございます。今回の繰入金により、令和7年9月補正後の財政調整基金積立金の現在額は、47億258万4,000円となっております。

次に、(3)②財政調整基金の活用についてでございます。財政調整基金は、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるため設置されている基金でございます。近年は、物価高騰対策支援事業に係る財源としても繰入れしているところでございます。本市といたしましては、一般会計予算規模の1割程度を目安にしており、現在、一定額を確保しているところでございますが、今後は、定年延長や人事院勧告による人件費の増加、大型事業や金利上昇による公債費の増、介護給付費の伸びによる扶助費の増加など、毎年度必ず発生する義務的経費に係る予算に必要となってまいります。また、公共施設に係る維持管理費や修繕費等も年々増加している中、公営住宅や学校施設等など、将来にわたる公共投資も考慮し、公共施設整備基金や減債基金への積み替えも必要となってまいります。他の基金への積み替えを踏まえながら行い、安定的な財政基盤の構築に努めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。なお、市民の所得向上に関する施策については、地域振興基金を活用し、地方創生関連事業経費に同基金を繰入れしております。令和7年度当初予算においては、地域振興に関する財源として7億3,374万円、前年度比、プラス2億8,699万5,000円という額を繰入れしております。市民及び事業者の皆様への所得向上に資することとしておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、(3)③整理すべき基金があるのではないかという質問に対して答弁いたします。議員の御提案の銅像管理基金やまちづくり整備基金は、特定の目的のために資金を積み立てる目的で設置された基金で、いわゆる特定目的基金でございます。それぞれの基金は条例に基づき設置され、積立て、運用、取崩しなどが規定されております。例えば、銅像管理基金は、奄美市に建立されている銅像の良好な管理を図るため、まちづくり整備基金は、名瀬都市計画事業、末広・港土地区画整理事業の円滑な推進を図るために設置されております。基金の中には、近年、取崩しが行われていない基金も存在いたしますが、まずは設置目的に沿った活用を第一に、時勢に応じ、その存在意義や今後の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、(4)①損失補償についてお答えいたします。名瀬港埋立地マリントウン地区におきまして、本市が売却した一部の土地、旧名瀬港陸域部分の地中からコンクリートがら等の埋設物が出てきたことによる撤去費用等を補償するものでございます。損失補償の対象は2件となっており、1件目は、令和4年10月に地中埋設物があることを確認いたしました。隣接する土地からも埋設物が出る可能性があるため、その状況が確認できるまで待っていただいております。隣接する土地については、令和6年10月、地中埋設物が出た事実が判明し、2件とも除去に要する費用、処分費用、計画変更に伴う費用の精査や廃棄物マニフェストの確認・調査を行い、8月に損失補償額の確定を行うことができましたので、今回の補正予算で計上させていただきました。損失補償につきましては、売買契約書第19条の契約不適合責任により、地中埋設物が建設工事に支障を来し、不利益が発生したことにより、その損失を補償いたします。なお、今回の損失補償対象者は、企業名等特定されるため、差し控えさせていただきます。

続きまして、(9)①地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書について。起債発行額36億円内にあるのかということについて答弁いたします。本市の第2次財政計画におきまして、起債発行額を36億円以内とすることで、起債残高を令和7年度に340億円まで縮減することを目標に定めております。一方で、大型事業に要する起債の償還につきましては、事業実施と併せ、計画的に償還財源を積み立て、確保することで、将来世代への負担を軽減するための備えを行っており、いわゆる特殊要因として起債枠から除くこととしております。その上で、令和7年度における前年度繰越事業起債額を除く起債見込み額につきましては、9月補正後、全会計で42億4,690万円となっており、このうち特殊要因として、住用・笠利認定こども園の起債額15億2,560万円を起債枠から除くこ

ととしております。よって、42億4,690万円から特殊要因分15億2,560万円を差し引くと27億2,130万円となり、起債発行枠の36億円内であることとなります。今後も引き続き、実施計画と財政計画に基づき、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

盛 功一 高齢者福祉課長 おはようございます。続きまして、高齢者福祉課から、(5)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業についてお答えいたします。本事業は、4月に国から事業の案内があり、市内事業者へ周知したところ、笠利町にあります小規模多機能事業所、家族の家かさりから申請があり、先月、国からの内示を受けましたので、今回補正予算を計上したところです。本交付金は、高齢者施設の防災・減災対策を推進することにより、防災体制の強化を図ることを目的としております。対象となる事業には、スプリンクラー設備等の整備、防災改修等の支援など5つの事業メニューがあり、それぞれ対象となる施設の種類や補助率、上限額等が定められています。今回は、このうちの認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業を活用するもので、対象となる施設は、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所など、比較的規模の小さい施設に適用されます。また、補助額の上限は、1施設当たり773万円となっており、補助率は100パーセント、国からの補助となっております。当該施設におきましては、本事業を活用し、年度内に非常用自家発電設備を設置する予定となっております。以上で説明を終わります。

中山哲史 産業建設課長 それでは、質問番号1の(7)内海公園及びマングローブパークの工事請負費につきまして、契約方法と、なぜこの時期の予算措置になったのか御説明いたします。契約の方法につきましては、現在のところ、どちらも指名競争入札を予定してございます。予算措置の時期についてでございますが、内海公園の工事請負費につきましては、自由広場と住用認定こども園の建設地の間にあります。道路の未舗装箇所及び自由広場内のバスケットコート舗装を行うものでございます。舗装につきましては、以前より地元からの要望も出ておまして、当初は、認定こども園が完成した後の舗装を検討しておりましたが、開園後には、園児の送迎や食材・物資納入に係る車両の通行量が増大することが予想されるため、園の運営に係る安全性確保や利便性の向上を図る観点から、開園までに舗装したほうがよいと判断しまして、今回の補正予算に計上いたしました。

マングローブパークの工事請負費につきましては、今年度の当初予算で計上しております屋外トイレの新築工事で設置する浄化槽と既存施設の浄化槽を集約し、1基の浄化槽にまとめるためのものでございます。既設の浄化槽につきましては、新築トイレの設計業務に係る建設予定地周辺の現場確認の際に状態を確認しましたところ、破損していることが把握され、その大きな原因が、隣接する樹木の根の浸食によるものであることが分かりました。修繕も可能ではございましたが、そのためには浄化槽に近接する樹木の伐採、除去が必要となります。また、既設の浄化槽は設置から25年を経過しようとしており、一般的に浄化槽の耐用年数が30年程度であることから、近いうちに更新について検討しなければなりません。さらに、将来的な維持管理費用の面から見ますと、新築トイレと併せて浄化槽を一つに集約するほうが、管理上効率的であることなどを含めまして、総合的に判断した上で、今回の補正予算に計上した次第でございます。以上でございます。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。教育委員会からは、御質問いただきました(8)①について、奄美スポーツアイランド協会運営負担金の補正予算についてということでお答えいたします。今回、補正予算として計上した157万1,000円につきましては、スポーツ合宿受入れ事業に使用するバスレンタル料の追加計上によるものでございます。奄美スポーツアイランド協会は、合宿受入れに伴う事業として、空港と宿泊施設の送迎業務を行っておりますが、昨年度までは、教育委員会所管のマイクロバスを使用しておりました。しかしながら、昨年末にエンジン故障により廃車となったため、急遽レンタルバスに切り替えて運用することとなり、今年度当初予算への反映が間に合わず、今回の補正計上に至ったものでございます。

続いて、決算状況についてお答えいたします。協会の収入につきましては、主に奄美市からの負担金により賄われており、そのほか受入れ宿泊施設や奄美群島広域事務組合からの負担金も充てられております。また、支出につきましては、主に誘致事業、受入れ事業、関係事業に関する経費となっております。直近3か年の収支の状況としましては、令和4年度が収入770万1,529円に対し、支出が697万3,748円、令和5年度は、収入776万589円に対し、支出が706万5,327円、令和6年度は、収入689万3,235円に対し、支出が590万3,947円となっております。最後に、監査の実施状況といたしまして、奄美スポーツアイランド協会の正会員である宿泊施設の代表者2名により、毎年監査を実施しております。監査結果は、総会内において報告し、承認をいただいているところでございます。併せて、協会の運営費の多くを本市の負担金により賄っていることから、奄美市監査事務局による財政援助団体としての定期監査も受けており、令和4年度に適正な会計処理が行われていることを確認いただいております。以上でございます。

奥 輝人 議長 第2回目の質疑ありますか。

川口幸義 議員（22番） どうもありがとうございました。よく理解できました。それで、再質問したいと思います。

（1）の5ページ、第2表債務負担行為補正、奄美市健康体験交流施設アドバイザー業務限度額2,500万、期間は令和7年度からR8年度までについて、民間資金、民間活力による整備運営、PFI方式について、どのような検討をなされたか、どのような課題が出てきたのかを再度お答えください。②海水を利用しているポンプシステムの機械の状況と、施設全体のメンテナンス状況はどのようになっているのかをお示してください。今後の再開経費に関するを伺う。③R5年6月の休館から開館に至るまでの工程が、順調に進んで4年後のR9年の8月とあまりにも時間がかかり過ぎではないかと思えますけど、施設の状況から考えると、もっとスピードアップしないと、メンテナンスがかかり過ぎて、膨大な費用を要する。財政面をどのように予測しているのか見解を示せ。④今回の状況を踏まえ、開館の予定がいつになるのかお答えください。

（3）11ページ、20款1項1目1節基金繰入金5,100万円限度額について、奄美市は、R2年度から毎年実質収支が約9億円から10億円出ている。このことから財政調整基金は毎年積み上がることになるので、地方財政法上、剰余金の処分方、財政調整基金が減少する心配はない。適正な実質収支、形式収支を含め、努めて財政運営をすべきであることについて、見解をお示してください。

（8）財政支援団体、各種団体運営補助金負担金、指定管理などに対する監査状況については、今、教育委員会から説明がございましたので、これについては終わりたいと思います。以上です。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

川畑良二 総観光課長 それでは、再質問いただきました件について御説明をいたします。まず、①の施設の課題についてでございます。施設開設から20年程度経過いたしておりまして、非常に設備が老朽化しているというのが非常に大きな問題でございました。②のメンテナンス状況とも関わってくるんですけども、令和5年6月の停止の時点で、非常に配管の設備であるとか、ボイラー設備、その時点でも非常に大きな老朽化が激しいと。その時点で大きな工事を入れないといけないような状況でございました。一旦停止をして、時間をかけて考える必要があるということを考えまして、令和5年6月の時点で、施設を一度休館という形をさせていただいたところでございます。その後、期間がかかっているという御指摘でございますけれども、当初、最初から民間の活用、民間の提案をいろいろ受けたいというところと、あと全国的なタラソ施設の状況等も調べさせていただきました。同様な施設が全国にも数多くあるんですけども、その多くの公共の施設も同じような悩みを抱えておられて、大体8割ぐらいが閉館に近いということで、我々も今後の状況を確認する上で時間をちょっと要したというところでござ

ございます。調査もかけて、民間の皆さんの、調査をしていく中で、なかなか海水をもう一度活用したタラソ施設として何とか活用できないかというところも、非常に我々も考慮したところだったんですけども、民間の団体、民間の事業所さんの意見としては、今のようなスキームではなかなか再活用には難しいんじゃないかという御提案が多いような状況でございました。我々も何とか再度温浴施設としての活用も検討できないかということも時間をかけて検討したんですけども、健康増進施設としての運用というのがなかなか難しいということで、我々としても観光施設としての活用を見出せないかということの計画を立てて、今、民間の事業者の提案を受けているところでございます。その点、御理解いただければと思います。財政面につきましても、同じように温浴施設、海水を回していくというのは、非常に議員も御理解のとおり、かなりコストのかかる、負担のかかる運営方法でございますので、我々としても様々な手法をもって運用の方法を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

柳 樹三郎 財政課長 (3)の実質収支と財政調整基金等についてお答えいたします。地方財政法の規定により、実質収支の2分の1を財政調整基金に積み立てることとして、毎年行っております。財政調整基金は毎年増加しておりますが、今後は、人件費の増加や金利上昇による公債費の増、また扶助費の増などを踏まえながら、他基金への積立てなども踏まえながら、安定的な財政基盤の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

奥 輝人 議長 3回目質疑ありますか。

川口幸義 議員(22番) (3)の11ページ、20款に……、失礼しました。(9)ここで農林水産費が補正で8,710万円、商工費が5,070万円、それから教育費が4,220万円と。これを足すと大体44億5,000万ほど、こうなりますけれども、これは限度額、いわゆる奄美市の36億から8億か7億ぐらいちょっと余分になると思うんですけど、先ほどは認定こども園のことで説明がありましたけれど、今回はこの補正については、これはどのように判断していらっしゃるのか、ちょっと説明伺いたいと思います。

奥 輝人 議長 先ほど答弁しましたけど、再度お願いします。

柳 樹三郎 財政課長 答弁いたします。起債枠の36億円、限度額というのは、その中で起債の償還財源などを後年度に確保しております。先ほど言いました認定こども園事業につきましては、将来の起債償還に関する元利償還金を減債基金等で確保しております。その分を特殊要因といたしまして除きますので、今回の合計44億円から特殊要因を除きますと、36億円の範囲内になるということでございます。以上でございます。

奥 輝人 議長 次に、無所属 瀧 真一郎議員の発言を許可いたします。

瀧 真一郎 議員(4番) おはようございます。議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について。(1)補正予算と未来の奄美市づくり計画との関係について。①今回上程された補正予算が未来の奄美市づくり計画の3つの柱である、市民の生活満足度の向上の実現、成長の源泉となる元気な経済活動の実現、次世代への「しまの誇り」の継承の実現へどのように配分されているのか、お示してください。なお、明確に配分できない分については、その他でお示してください。

(2)歳入の自主財源の変動理由について。今回の補正予算において、自主財源が3,495万8,000円の減額計上となっている。この変動要因をお示してください。

(3)歳出の人件費の変動理由について。なお、ここで人件費は、費目の中の給料、職員手当、共済

費の3費分の合算で示しております。①今回、人件費合計が1億7,187万1,000円となっている。当初の見込みからの変動した理由をお示してください。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。1の(1)①についてお答えいたします。議案第66号奄美市一般会計補正予算(第4号)につきまして、未来の奄美市づくり計画の基本理念ごとの予算額をお答えいたします。市民生活満足度の向上の実現のための予算として2,594万5,000円、成長の源泉となる元気な経済活動の実現といたしまして1億1,425万1,000円、次世代へのしまの誇りの継承の実現として1億1,115万6,000円、その他といたしましては、マイナスの1億389万7,000円でございます。

続きまして、(2)①自主財源についてでございます。今回の補正予算の歳入における自主財源3,495万8,000円の減額の内訳につきましては、18款財産収入で1,276万1,000円の増額、19款寄附金14万円の増額、20款繰入金が5,249万6,000円の減額、22款諸収入が463万7,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、繰入金の減額が大きいものでございます。これは、補正予算(第1号)において、大川地区パイプライン復旧に係る財源といたしまして、財政調整基金繰入金としておりましたが、今回の補正予算において、市債を充当することとしたため、繰入金を減額したことによるものでございます。以上でございます。

永田公洋 総務課長 おはようございます。それでは、(3)人件費についてお答えいたします。今回の第4号補正予算では、今年度の職員配置の確定により、各費目において人件費の増減額を計上いたしております。新年度における人件費につきましては、毎年度、人事異動に伴う配置後の調整や確認に一定期間を要することから、第3回定例会に計上いたしているところでございます。御質問の当初予算との差額についてであります。まず新年度の予算編成に当たりましては、前年度の秋には予算作業が始まりますので、要求時点では、その時期の人件費を参考に計上いたしております。その中で、令和5年度からは定年延長制度を導入しておりますが、各年度において定年延長を受けずに60歳をもって退職される方もおります。その退職者の動向が確定いたしますのは、年明けての2月頃となるため、新年度当初予算では不足が生じることがないように、定年延長等に係る全ての対象者の人件費を計上いたしているところでございます。しかしながら、令和6年度におきましては、年度末にかけて、想定していない60歳未満での早期退職者も例年より多く出てきたこともあり、今年度の人件費につきましては、前年度の退職者の数、新年度の職員の配置、それから会計年度職員の採用の数などを反映した結果、例年に比べ大きな減額での補正予算となったところでございます。以上です。

瀧 真一郎 議員(4番) ありがとうございます。まず(1)について、もうちょっと教えてください。おのおの3つの柱の中で、予算の中で計上してあるかと思うんですけども、主だった事業があれば教えていただければと思います。(2)については理解いたしました。(3)人件費の変動理由についてなんです。たしか昨年度でいくと約1億4,000万ですか、減額だと思うんですが、この際は23名想定外の退職者がいたというふう聞いております。今回、何名予測できた方がいらっしゃったかということ併せて教えてください。

柳 樹三郎 財政課長 答弁いたします。市民の生活満足度の向上の実現に係る主なものにつきましては、特別会計への繰出金2,754万9,000円、住宅管理費、市営住宅の修繕等に係る費用1,682万8,000円、災害復旧に係る事業1,147万4,000円。次に、成長の源泉となる元気な経済活動の主なものにつきましては、マングローブパークリニューアル整備事業、浄化槽整備等4,502万1,000円、農業施設管理費、大川地区パイプラインの復旧事業4,243万9,000円。

次世代へのしまの誇りの継承に係る主なものとしたしましては、学校施設整備事業1,329万3,000円、屋仁小学校施設整備事業1,500万円、太陽が丘運動公園改修事業729万8,000円などがございます。以上でございます。

永田公洋 総務課長 それでは、退職者の数という御質問でありまして、お答えいたします。令和5年度から、令和6年度の予算に反映することで、まず令和5年度末の退職者の数であります。12名でございます。うち60歳の退職者が4名、早期退職者が8名ということでございました。それから、令和7年度の予算に係る令和6年度末の退職者は23名でございます。うち60歳で退職された方が5名。この年から定年延長が迎えられておりますが、61歳で退職を迎えた方が7名、それから早期の退職者が11名ということでございました。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） すみません、確認なんですけれども、2つですみません、3番についてですが、先ほど言った23名というのが、今回の補正で入った1億7,000万の内訳になっているのかということが1点。併せて、予算の当然都合上、2月に計上しなきゃいけない、2月に分かった段階で変動できないというのは理解をしているんですが、逆にこの1億7,000万という金額が計上したことで、令和7年度予算に繰り入れることができなかったという事業があるかないかということをお示してください。

永田公洋 総務課長 先ほども申し上げましたとおり、退職者が確定するのが、どうしても年明け以降になります。ただ、新年度予算の編成につきましては、11月ぐらいから作業が始まりまして、議会の上程がありますので、1月の中旬頃にはある程度確定をするという時期のずれがありますので、まずは人件費というものは経常経費で必ず必要となってまいりますので、退職者が出ないと、まずマックスでどの程度かという形での計上をさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、60歳以降の退職者というものは、ある程度想定したり、把握はできますが、早期退職者というのはちょっと把握ができませんので、例年と比べ昨年度は大きかったということでございます。1億7,000万でほかの事業が計上できなかったかということは、財政課のほうで全体を見て調整しながら、当初予算に必要な事業というものは計上されているということでありますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

奥 輝人 議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで暫時休憩いたします。（午前10時27分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午前10時45分）

議案第74号、議案第75号及び議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会に、議案第67号から議案第71号まで、議案第78号及び議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての7件は、これを文教厚生委員会に、議案第72号、議案第73号、議案第76号、議案第77号及び議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての5件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日17日から24日までを休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日17日から24日までを休会とすることに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。9月25日午前9時30分、本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午前10時47分）

第 3 回 定 例 会
令和 7 年 9 月 25 日
(第 7 日 目)

9月25日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	住 用 総 合 支 所 長
永 田 公 洋	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	中 村 幸 浩	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長
信 島 賢 誌	市 民 環 境 部 長	麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	米 田 大 樹	こ ど も 未 来 課 長
篤 泰 之	市 民 福 祉 課 長	中 村 明 広	い き い き 健 康 課 長
國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長	田 中 巖	商 工 政 策 課 長
川 畑 良 二	紬 観 光 課 長	大 庭 勝 利	農 林 水 産 部 長
坂 元 久 幸	建 設 部 長	川 上 浩 一	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	夜 差 輝 信	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

9月25日(7日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向 井 渉	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱
田 川 正 盛	主 幹 兼 議 事 係 長	重 井 真 人	議 事 係 主 査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります。日程第1、議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)についてから議案第78号 財産の取得についてまでの13件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

竹山耕平 文教厚生委員長 おはようございます。自民党新国会 竹山耕平でございます。

御報告を申し上げます。文教厚生委員会は、去る9月17日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第66号中の関係事項及び議案第67号から議案第71号及び議案第78号の議案7件について審査を行いました。7件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

初めに、議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中、関係事項分について審査いたしました。まず、2款総務費中関係事項、3款民生費、4款衛生費及び11款災害復旧費について当局の補足説明の後に、委員より、4款1項3目養育医療扶助費830万円についての質疑に対して、当局より、出生時の体重が2,000グラム以下など未熟児及び低体重に伴う併発症により、養育に必要な医療の給付を行う未熟児養育医療事業に伴うもので、令和6年度は19名だった。例年、年間10名から15名で予算を計上しているが、令和6年度は例年の倍近くの人がかかったという実績となっているということです。また、委員より、11款4項1目永田墓地流入土砂撤去業務251万9,000円についての質疑に対しては、当局より、7月26日未明の大雨により、永田墓地の上流から土砂が流れ、水路を塞いだことにより冠水し、通路等へ土砂が流出したことにより、その復旧のための費用である。作業期間は3日程度。土砂によりお墓に御迷惑をおかけした方々には事前に御連絡いたし、御説明を行ったということでございます。ほかにも、保育所費修繕料、システム改修負担金、伐採業務等、質疑ございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、10款教育費について審査を行いました。当局の補足説明の後に、委員より、1款4目学校環境整備費修繕料1,299万3,000円についての質疑に対し、当局より、合計で14件の修繕費を計上、内訳として空調設備の入れ替えが5件、雨漏りが2件、プールの設備が3件、自動火災報知機設備の入れ替え1件、教室の黒板の入れ替え1件、その他施設の改修、窓の手すりやフェンスの補修等でございます。併せて、いずれも当初予算では想定していなかった修繕であったが、必要性があるということで、今回補正予算を行った。また、比較的大規模修繕について有利な起債として一括して行うことのできることから、合併特例債を活用するということでもあります。また、委員より、5項3目業務委託自主文化事業63万円の増額理由についての質疑に対しては、当局より、当初予算において300万円計上したが、劇団四季と協議を行う中で、昨今の物価高騰やチケット販売額の在り方などを含めて協議、交渉を行い、その結果総事業費として363万円となり、今回の補正額63万円を計上したということです。また、この件に伴いチケット販売収入も363万円と見込まれるよう、金額を今後検討してまいるといふことでもあります。ほかにも、弁護士委任業務及びそれぞれの施設に係る修繕料など質疑ございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第67号 奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について審査いたしました。委員より、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第68号 奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について審査いたしました。当局の補足説明の後に、委員より、備品購入、医療用器具類47万円についての質疑

に対して、当局より、笠利診療所における医療機器として、耐用年数経過後の故障した滅菌器を購入するものとしている。また、委員より、直営診療におけるということで関連をいたしまして、住用診療所の医師確保の状況についての質疑に対しては、当局より、現在、後任が決まっていないため、見通しはついていない。他市町村の対応を参考にしたり、求人募集を行うなど、現在できる最善を尽くしているということでございます。また、地域の方々への広報に対しては、8月の地域協議会や9月の嘱託員会で、各集落の区長への周知を行い、嘱託員や区長から、集落のほうに周知をお願いしているということでもあります。

次に、議案第69号 奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査いたしました。当局の補足説明の後に、委員より、弁護士委任業務25万3,000円についての質疑に対して、当局より、保険料返還請求訴訟に伴う弁護士への成功報酬を計上した。昨年8月に市民1名から訴訟が出され、後期高齢者医療保険料及び介護保険料などの返還請求訴訟について、同月、顧問弁護士と契約の上対応し、本年1月に結審、3月19日に市の勝訴が確定したことに伴い、弁護士への成功報酬50万6,000円を、本会計及び介護保険事業特別会計で折半して計上するもの。また、契約時に着出金として36万8,500円を支払っていることから、今回の件では合計87万4,500円費用としてかかったということでもあります。

次に、議案第70号 奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。当局の補足説明の後に、3款3項7目認知支援業務10万円についての質疑に対して、当局より、認知症の診断を受けた方の数というのは把握はできていないが、一つの基準として65歳以上の人のうち、要支援認定あるいは要介護認定を受けた方々の中で、日常生活に何らかの認知機能の支障をきたし始める認知症生活自立度が2以上という方については、毎年1回統計を行っている。令和6年9月の数字では、認知症生活自立度が2以上と判定された方が、奄美市内で1,551名、認定者数のうちの率として約57パーセントとなっているということでございます。また、委員より、5款1項1目介護保険事業準備基金2,851万7,000円についての質疑に対しては、当局より、介護保険事業の準備基金の積立は毎年行っている。取り崩しは、令和6年度、令和5年度、令和2年度がなく、令和3年度に取り崩している。基金残高については、現在2億9,300万円。準備基金については、第9期において取り崩し予定額が決まっており、その額は1億9,610万円となっている。次の第10期で計画を組むときに、給付費の見込みが足りない予測がつけば、準備基金を活用し、次の第10期に備えたいということでございます。

次に、議案第71号 奄美市訪問介護特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。委員より、質疑はございませんでした。

次に、議案第78号 財産の取得について審査いたしました。当局の補足説明において、令和2年度に導入した児童生徒用のタブレットの更新を行うにあたり、契約金額が2,000万円を超えることから、議会への議決を得るもの。タブレットの契約相手につきましては、鹿児島県が一括してタブレット端末の共同調達に係るプロポーザル方式での入札を行い、落札業者であるリコージャパン株式会社との契約予定であるということ。委員より、県が一括したプロポーザルによる入札方式によるものだが、市がどのように関わることができたのかという質疑に対して、県が全市町村に対し、要望等の意向調査を行い、その中で奄美市としてはiPadのWi-Fiモデルを要望していた。その結果も踏まえて、落札業者であるリコージャパン株式会社と契約を予定するものであるということでございます。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得ましてお答えをさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

奥 輝人 議長 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

弓削洋平 産業建設委員長 おはようございます。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。

御報告申し上げます。産業建設委員会は、去る9月18日の1日間開会し、付託議案5件の案件につ

いて、丁寧に審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全て原案可決すべきものと決しました。以下、その審査内容について御報告いたします。

議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中、関係事項のうち、6款農林水産業費、7款商工費並びに予算書5ページ第2表債務負担行為補正について、歳入歳出とも同時に審査いたしました。当局の補足説明後に、委員より、25ページの18節農業研修等助成金について質疑があり、当局より、要綱上、研修は毎年1月から3月まで募集しており、研修期間は7月から2年間の研修ということで、毎年7月に入所ということになっている。研修等助成金は、日額5,800円を支給しているところである。経緯について、以前、合併当初前は、研修助成金を支払わず無償でやっていた時期もある。その後、国の制度で就農を新たに目指す研修生について、国が年額150万円を最長2年間給付しますという就農準備資金という制度が始まり、それを機に、この収納準備資金も対象とならない研修生については、市のほうで日額5,800円を支給しているという経緯であるとのこと。委員より、物価も全部上がっている中、農業のかかってくる経費も上がってきている状況であるが、日額増の見解について質疑があり、当局より、これまでに途中で金額を変更している。変更したタイミングというのが、国の就農準備資金、年間150万円を2年間給付しますよという制度が始まってからで、5,800円。国の制度になるべく近づけようということで、5,800円の支給に上げたという経緯である。その後、国の制度は金額が変わっていないので、市としては今のところ5,800円現状というところを考えているとのことでした。次に、委員より、5ページの債務負担行為、奄美市健康体験交流施設アドバイザー業務2,500万円について質疑があり、当局より、現在想定しているのは公募型でプロポーザルを実施しようと思っており、対象となるのはコンサル関係の会社になると考えているとのことでした。次に、委員より、26ページの2目農業施設管理費12節の委託料、業務委託について、農家に対する説明とかはなされているのか質疑があり、当局は、大川パイプラインの更新の推進委員会というものを、農林水産課主体で農家を含めて組んでおり、そこに、一般農家の方の代表と区長さんと、あと農業委員を含めて話し合いをまず行った。その中で、今遅れている状況が受注生産品であるため、ちょっと遅れているという事情をお話ししたら、今度はそちらからのアイデアとして、何か配れるものであったり、農家に周知や貼り紙であったり、直接そういったものを配れるものは作れないかという話があった。こちらのほうで、一度、貼り紙を作って、実際、ポンプであったり、皆さんが見れる施設、農家の方が見る施設に貼ると、農業委員会の岸田さんから御協力を得て、岸田商店にチラシを置くであったり、受注生産品で遅れているところと、そろい次第、工事を始めますという話を周知したところである。さらには、電話のほうで、給水依頼に関しては、農林水産課のほうで取りまとめを行っている。その中で、基本的にそういったところを聞かれる場合は、事情を説明という形での周知を行っているとのことでした。その他にも、多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第66号中、8款土木費及び11款災害復旧費を歳入歳出とも同時に審査いたしました。当局の補足説明後に、委員より、33ページ、1目住宅管理費10節需用費2,055万3,000円の増額補正について質疑があり、当局より、今回の補正修繕費の内訳については、まず、春日の6号棟のテレビケーブルの改修であったり、真名津の住宅のエレベーターのバッファ一台の安全管理に必要な設備の補修であったり、浜里の漏水に対応する補修費が名瀬地区の主な修繕の内容となっている。それ以外に、年度末までに、大体、不足が見込まれる分として360万円ほどある。この中で、ある程度、佐大熊の移設に必要な空き家の改修という部分も手だてができるのかなと思っている。緊急的にどうしても対応しないといけない修繕が発生した場合には、なかなかこの年間を通して何戸カバーできるっていうのはいけない状況ではあるが、可能な限り、多くの住宅の改修に当てて、来年度以降の佐大熊の移転が進むような工夫をしていく。佐大熊移転の今の現状は、7月1日と7月11日に住民に対する説明会を実施した。1日2回開会し、合計4回開催をして、住民向けに移転対象希望先のアンケートを実施している。8月5日時点でのアンケートの回収率が、移転対象217世帯のうち167世帯から回答をいただいております、率にして77パーセントの回収である。まだ、回答をいただけていない世帯が50世帯で、全体の23パーセントである。世帯によっては長期入院中という方もいるので、また

10月にでも改めてもう一度アンケート回答のお願いをしようということで、年度末までに全体の把握に努めていく。回答がありました167世帯のうち、移転を希望すると回答した方の割合が全体の53パーセント。対象の217世帯のうち53パーセントですので、114世帯が移転を希望する。希望しないという世帯もあり、これが全体の24パーセント。53世帯の方々が希望しないという回答になっている。説明会のほうでも説明したが、今回の移転はあくまでも建替えに伴うものではないので、我々のほうとしても明渡し要望とかという強い措置は取れない状況ですので、あくまでもこれからもお願いというスタンスで、皆様に御協力をいただいている結果という形になっているとのことでした。次に、委員より32ページの委託料、大規模盛土第2次スクリーニング事前調査業務31万円の増額について質疑があり、当局より、この第2次スクリーニングというものが本市に所在する大規模盛土造成地の安全性を把握するために実施する地盤調査等になる。本業務は、この第2次スクリーニングへ移行する前段階の事前調査に当たり、当該造成地が第2次スクリーニングまたは経過観察のいずれに移行すべきかを判定するとともに、今後の調査実施計画を検討するものである。この業務を通じて、今後の方向性を検討していくというものであるとのことでした。その他にも多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第72号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について審査いたしました。当局の補足説明後、質疑に入りましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第73号 令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）について審査いたしました。当局の補足説明後、質疑に入りましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第76号 奄美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査いたしました。当局の補足説明後、質疑に入りましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第77号 奄美市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について審査いたしました。当局の補足説明後、委員より、想定している災害があったときに、市内の業者がいないということを想定して、他の町村の業者に協力をもらうという理解をされているのかという質疑があり、当局より、そのとおりである、能登半島の地震の際にそういった状況が起きたということもあり、国のほうから条例の改正等も行っており、速やかな復旧ができるよう対応するようということ、今回の条例を改正するものであるとのことでした。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えします。よろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

栄 ヤスエ 総務企画委員長 皆さま、おはようございます。

総務企画委員会は、去る9月19日の1日間開会いたし、付託されました4件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。それでは、総務企画委員会に委託されました議案第66号、議案第74号、議案第75号の3件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会報告書のとおり、全て原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の結果について御報告いたします。

初めに、議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中、関係事項について、当局からの補足説明として、総務課より各課にまたがる共通の人件費について、今年度の人事異動等に伴う職員配置の確定により、各費目の給料、職員手当、共済費をそれぞれ増額・減額計上した。財政課より、財源については補正予算書11ページの20款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金5,410万円の減額は、一般会計補正予算（第1号）において、大川地区ダムパイプライン復旧工事の財源として、金額を財政調整基金として予算計上していたが、今回の補正予算で財源の一部を市債で対応することで財源を更正する。歳出については、補正予算書15ページ、20款1項3目財政管理費24節積立金の公共施設整備基金、公共整備事業基金の1,302万2,000円は、歳入の不動産売払収入などを基金

へ積み立てる。5目財産管理費11節役務費の通信運搬費249万1,000円については、名瀬本庁舎に係る電話料金をこれまでは一括請求したものを各課に振り分け支払っていたが、今後は各課計上の電話料金予算を減額し、財産管理費で一括して支払うこととする。21節補償補てん及び賠償金の損失補償額539万円については、マリンタウン地区において、土地売却後に地中より障害物が出たことにより、その撤去等に係る費用を契約不適合責任として支払う。名瀬市民課より、補正予算書17ページ、2款3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍台帳費12節委託料、既存電算処理システム改修業務46万2,000円については、法改正に伴う戸籍の氏名の振り仮名記載処理のため、住用総合支所に設置している戸籍情報システム端末のうち、1台を名瀬総合支所に設置する経費として計上している。同じく、17節備品購入費7目機械機具費29万6,000円については、外国人住民に対してマイナンバーカードと在留カードの一体化整備が進められており、在留カードのICチップに住所地等を記録するための端末を調達する経費として計上している。歳入としては、予算書10ページの16款3項1目総務費国庫委託金1節総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金29万6,000円を財源としている。消防所管分については、予算書33ページ、34ページで、9款1項1目消防費補正額264万のうち10節需用費114万円は、奄美市消防団、名瀬西部方面隊に配置している消防ポンプ自動車1台のモニター盤の修繕料の一部と、笠利方面隊に配備の小型消防ポンプ車3台分の修繕料である。また、18節負担金補助金及び交付金150万円については、笠利町節田地区の消火栓新設事業費を奄美市水道課へ負担金として支払うものを補正計上した。歳入については、予算書12ページ、23款1項市債1目辺地対策事業費6節消防施設整備事業費として、消火栓設置移設事業負担金150万円を補正予算計上したとの補足説明の後、委員より、予算書17ページ、2款3項1目12節委託料の既存電算システム改修業務について質疑があり、当局より、法改正に伴う戸籍端末の移設については、事務処理として届出を受けて担当職員が審査をする。内容を別の職員がダブルチェックの意味を兼ねて決裁をするという流れになっている。住用支所での届出件数が少ないことから、住用総合支所に設置している戸籍情報システム端末のうち1台を名瀬総合支所に設置する。また、戸籍の振り仮名が終了したらバックアップの意味も兼ねて、住用総合支所へ戻すか検討したいとの説明がありました。委員より、補正予算書17ページ、2款3項1目17節の備品購入費について質疑があり、当局より、令和6年の入管法で法改正があり、市内には在留カードと特定特別永住者証明書を持っている方がおり、住民登録している外国人はマイナンバー法が発令されてから両方とも持つことができるようになった。これまで入国管理局、市町村が窓口になっていた。今後は、出入国管理局で手続を一元化するため、機器の調達となるとの説明がありました。委員より、補正予算書33ページ、9款1項1目消防費10節修繕費についての質疑があり、当局より、モニター盤の消防団奄美号液晶モニター60万円、小型ポンプ車の修繕料54万円を計上しているとの説明がありました。委員より、補正予算書14ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費についての質疑があり、当局より、職員の定数については企画調整課で各課でヒアリングを行い、その業務に必要な人員を把握し整理した上で、現在いる職員の数字を元に定数の配置をしている。昨年度2月初旬の定数値時点では、職員数は616名で配置している。会計年度職員はその時点で448名で配置した。その上で、その後退職など変動もあるものとの説明がありました。委員より、補正予算書33ページ、9款1項1目18節消火栓移設事業負担金について質疑があり、当局より、節田地区に水道管が新規で入ってきており、節田集落から土浜集落の間には消火栓がない現状、周辺には家や店が建ち、消防力が弱い地域でもあり、予算計上したとの説明がありました。そのほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第74号 奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案75号 奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について当局より補足説明があり、委員より、育児休業についての質疑があり、当局より、本市はこれまで妊娠、出産、介護に関する休暇や、休業手当については、本市独自のガイドブックを作成し、職員にも周知しているほか、対象となる職員に対しては、直接、産休・育休の休暇の取り方などを説明している。男性の育児休暇取得率は、令和5年度で対象16名のうち5名取得で31パーセントの取得率。令和6年度

で、対象15名のうち5名取得で33パーセントの取得率。令和7年度、8月現在で対象者7名のうち3名取得で42パーセントの取得率であるとの説明がありました。そのほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

議案第66号から議案第78号までの13件を一括して採決いたします。

この議案13件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案13件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第66号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)についてから議案第78号財産の取得についてまでの13件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

奥 輝人 議長 日程第2、陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第3号に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

竹山耕平 文教厚生委員長 自民党新政会 竹山耕平です。よろしくお願いいたします。

続きまして、陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査報告を行います。

陳情第3号の提出者は、奄美市名瀬大字仲勝の長瀬爽さんでございます。本陳情につきましては、第2回定例会におきまして、継続審査案件となりました。その後、8月12日に閉会中の継続審査といたしまして、第2回定例会常任委員会時に、不在でありました陳情者の長瀬氏に御出席をいただきまして、改めて趣旨説明並びに陳情事項等の確認作業を行いました。この一連の流れを踏まえまして、本委員会の陳情審査におきましても、長瀬爽氏から丁寧な趣旨説明がございました。質疑を終結いたしまして、討論を省略した後に採決の結果、陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、全会一致でこれを採択すべきものと決しました。

以上で、審査報告を終了いたします。なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第3号について採決を行います。

本件に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この陳情は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この陳情第3号は採択することに決定いたしました。



奥 輝人 議長 日程第3、陳情第8号 景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいまの陳情第8号に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

栄 ヤスエ 総務企画委員長 それでは、総務企画委員会に委託されました陳情につきましては、審査の結果について御報告申し上げます。

総務企画委員会に付託されました陳情第8号 景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情書について、慎重に審査を行った結果は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。以下、その審査の経過について御報告いたします。

陳情第8号の陳情者は、奄美市笠利町にお住まいの節田集落区長の長谷川雅啓さんほか3名からであります。陳情の趣旨は、事前相談において地元集落住民と開発事業者との情報共有の仕組みを導入すること、景観審議会へ地元集落住民意見を反映することにあります。審査においては、当局からの意見として、1つ目、事前相談において地元集落住民と開発事業者との情報共有の仕組みを導入することについては、事業者から住民側に情報共有を促す仕組みについて検討してまいりたいと考えている。2つ目、景観審議会へ地元集落住民意見を反映することについては、景観審議会規則第4条第4項において、議長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて、その意見もしくは説明を聞き、また関係資料の提出を求めることができると規定されており、一定規模の建築物等が建設される地域の代表者等について、必要に応じて景観審議会に出席いただき、御意見を伺うことは、今現在でもできている。地域の代表者等の御意見を踏まえ、景観審議会の中で議論を深めていけるものと考えている。なお、意見の反映方法については、審議会の中での議論が必要と考えているとのこと。次に、陳情者を代表して節田集落区長の長谷川雅啓さんから、趣旨説明の後、委員より、景観審議会は決定機関ではなく、あくまでも審議する場であるという認識のもとでの意見反映という陳情趣旨かとの質疑があり、陳情者より、間違いなしとの回答がありました。委員より、地元の意見が反映できるような仕組みを構築しなければいけないと考えているとの意見や、地域住民との協定書を添付させることを検討するのがよいの意見があり、陳情第8号 景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、陳情第8号については、採択と決した場合には、奄美市議会会議規則第142条及び143条

の規定により、これを市長に送付することを適当と認め、その処理の経過及び結果についての報告を求めたいと思いますので、後刻、議長においてよろしく取り扱いますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この陳情第8号について採決を行います。

本件に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この陳情は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この陳情第8号は採択することに決定いたしました。

なお、ただいま採択されました陳情第8号につきましては、これを当局に送付し、その処理の経過と結果の報告を求めるといたします。

○

奥 輝人 議長 日程第4、議案第79号 令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの10件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第79号から議案第88号までの提案理由を御説明いたします。

議案第79号 令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。令和6年度一般会計予算は、当初321億8,269万1,000円を計上し、その後、49億8,092万1,000円を増額補正したことにより、最終予算額は371億6,361万2,000円となりました。これに、令和5年度から繰り越した住民税非課税世帯生活支援特別給付金や、低所得世帯給付金など、19億3,497万6,222円を加えた最終の予算現額は390億9,858万8,222円となっております。この予算現額に対して住用、笠利地区認定こども園整備事業や奄美市斎場改良事業など19億3,049万4,888円を令和7年度に繰り越した後の令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額373億1,660万9,816円、歳出総額356億763万1,056円となり、歳入歳出差引額は17億903万8,760円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源4億6,879万5,888円を差し引いた実質収支額は12億4,024万2,872円でございます。

議案第80号 令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初52億2,343万5,000円を計上し、その後、1億3,170万6,000円を増額補正したこ

とにより、最終予算現額は53億5,514万1,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額52億1,034万6,660円、歳出総額52億481万1,981円となり、歳入歳出差引額は553万4,679円となりました。

議案第81号 令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3億1,314万円を計上し、その後、818万8,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は3億2,132万8,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額2億7,172万3,592円、歳出総額2億7,121万3,896円となり、歳入歳出差引額は50万9,696円となりました。

議案第82号 令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、6億7,101万3,000円を計上し、その後、582万円を減額補正したことにより、最終予算現額は6億6,519万3,000円となりました。これに対して、決算額は、歳入総額6億5,385万7,602円、歳出総額6億5,331万808円となり、歳入歳出差引額は54万6,794円となりました。

議案第83号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初51億9,981万2,000円を計上し、その後、2億6,891万9,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は54億6,873万1,000円となりました。これに対して、決算額は歳入総額54億6,278万5,953円、歳出総額53億3,368万6,418円となり、歳入歳出差引額は1億2,909万9,535円となりました。

議案第84号 令和6年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、3,045万7,000円を計上し、その後、425万1,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は3,470万8,000円となりました。これに対して、決算額は、歳入総額、歳出総額ともに2,979万4,076円となっております。

議案第85号 令和6年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3,320万4,000円を計上し、その後、811万4,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は2,509万円となりました。これに対して、決算額は歳入総額2,431万92円、歳出総額2,406万6,846円となり、歳入歳出差引額は24万3,246円となりました。

議案第86号 令和6年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額529万9,000円に対して決算額は歳入総額629万982円、歳出総額202万6,047円となり、歳入歳出差引額は426万4,935円となりました。

議案第87号 令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額11億6,667万5,336円、支出額11億5,812万6,390円で、当年度純利益は854万8,946円となりました。利益処分計画につきましては、令和6年度末未処分利益剰余金4億6,926万6,270円のうち931万2,680円を一般会計納付金とし、残りの4億5,995万3,590円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支につきましては、収入額3億935万700円に対し、支出額11億9,189万6,739円で、差し引き8億8,254万6,039円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額17億750万8,220円、支出額13億8,237万3,334円で当年度純利益は3億2,513万4,886円となりました。利益処分計画につきましては、令和6年度末未処分利益剰余金11億7,518万9,458円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支につきましては、収入額7億1,823万5,393円に対し、支出額14億5,615万4,525円で差し引き7億3,791万9,132円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分、損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上を持ちまして、議案第79号から議案第88号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認

定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 ただいま議題といたしました議案10件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は延べないようお願いいたします。

通告がありましたので、自民党新政会 川口幸義議員の発言を許可いたします。

川口幸義 議員（22番） おはようございます。議案第79号 令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について、（1）自主財源である財産収入が前年度比較し2億8,631万8,000円、繰入金が9億4,152万3,000円の減額になっている要因を説明ください。決算資料4ページ、①財産売払い収入の土地建物収入のR5年度の8億991万2,000円、R6年度の5億1,948万5,000円、うちマリンタウンは何区画で収入はいくらかをお示しください。マリンタウンの財産売払い計画、区画と売買総額、実際の売買総額と区画についてお答えください。②基金繰入金は、昨年比去年に比べ財政調整基金取崩しが4億9,233万7,000円の減額、減債基金取崩しが6,827万9,000円の増額となっている理由についてお答えください。③平成28年度から財政力指数が0.27と9年間変わらず、今年度は19市中19番目と最下位になった理由と財政力指数を上げる努力はどのようになされてきたのか、今後は財政指数を上げるためにどのような取組を行うかをお答えください。

（2）21款1項1目1節繰越金、前年度繰越金9億7,341万6,982円、前年度明許繰越8億9,858万6,222円について説明ください。前年度明許繰越8億9,858万6,222円はかなり多額だが、主な明許繰越金の要因は、見解を伺いたします。

（3）人件費の伸びが前年度3億3,700万円、6.7パーセントとなっている理由について説明ください。職員給が1億2,585万円、4.1パーセント伸びた要因と職員数の推移を示せ。

（4）普通建設事業費は25億2,242万6,000円、人口1人当たり6万2,686円、県下で最下位であることの見解と今後の普通建設事業の計画についてお答えください。

（5）決算附属書、39ページから40ページ、2款1項14目から15目のデジタルほーらしゃ券事業助成金1,711万5,166円とほーらしゃ券発行事業助成金1億2,856万5,385円のそれぞれの計画と実績をお示しください。デジタルの申込みが業者に委託されていて、手続きが難しい、特に高齢者にはという声を聞いたが、見解と今後の対応をお答えください。

（6）55ページ、3款2項1目12節委託料、子ども・子育て支援事業計画策定事業業務298万2,650円の委託業者、委託期間、計画の実行状況と具体的にどのように生かされているか、当初予算との差額の要因について伺います。

（7）56ページ、3款2項3目1節報酬、会計年度任用職員、保育士、幼稚園教諭、9,020万4,814円、2節給与、常勤職、9,825万9,466円、及び108ページ、10款4項1目1節報酬、保育士、4,740万4,217円、2目給与、4,333万1,872円について、各人数、保育所、園の数と幼稚園、保育所の数と職員定数を示せ。また会計年度任用職員の多いことについての見解と今後の常勤での定数管理、定員確保はどのように行うのかお答えください。

（8）57ページ、同じく3目12節委託料、住用、笠利地区認定アドバイザー業務の結果と成果、業務契約業者を示すとともに、各地区でどのような特性、特徴が出たのか、アドバイザー業者と工事請負業者との連携についてお答えください。

（9）70ページ、4款1項10目18節負担金、補助及び交付金、脱炭素推進事業負担金905万9,000円を支出した団体名と事業内容の説明、予算はいつの補正に計上し、市への事業メリットと単年度の事業なのかお答えください。

（10）88ページ、7款1項5目18節負担金、補助及び交付金、観光・環境保全企画提案事業助成金196万8,000円は当初予算1,000万円の計上をしていたが、約800万円も計画に達せなかったことの原因、要因、令和7年度の予算を半額の500万円とした根拠についてお答えください。

(11) 116ページ, 10款6項1目1節報酬, 会計年度任用職員, 調理員, 給食センター配送員, 配送補助員兼調理員と常勤職員の人数は何名か, 常勤職員が退職していなくなったときの運営の在り方などはどのように議論がなされているのかをお答えください。

奥 輝人 議長 答弁を求めます。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。財政課から(1)(2)(4)について答弁いたします。

初めに, (1) 自主財源である財産収入及び繰入金が減額になっている要因について御説明いたします。財産収入が前年度に比較して減額になっている要因につきましては, 土地売払い収入が主な要因となっております。令和5年度の土地売払い収入が8億991万2,000円であったところ, 令和6年度におきましては5億1,948万5,000円となっております, 土地売払い収入のみで前年度比2億9,042万7,000円の減額となっております。次に, 繰入金が減額になっている要因につきましては, 財政調整基金繰入金が前年度比4億9,318万7,000円の減額, 地域振興基金繰入金が前年度比4億6,209万円の減額となっていることが主な要因でございます。

次に, (1) ①につきまして, 土地建物収入におけるマリンタウン地区の収入についてお答えいたします。令和5年度の実績につきましては, 3区画の売却を行い, 収入は7億9,024万5,194円となっております, 令和6年度の実績につきましては, 2区画の売却を行い, 収入5億784万2,440円となっております。なお, マリンタウン地区は令和元年度から売却を行い, 当初計画におきましては18区画, 売買総額43億5,912万8,762円としておりましたが, 区画の細分化や確定測量の結果により, 実績といたしまして20区画の契約件数19件, 売買総額43億5,913万1,208円でございます。

次に, (1) ②基金繰入金, 財政調整基金と減債基金について答弁いたします。財政調整基金取崩しの減額につきましては, 予算現額で5億9,706万5,000円であり, 重点支援交付金や物価高騰対策, 災害復旧事業などで繰入れを予定しておりましたが, 国からの交付金収入や災害については市債へ財源交付制により繰入額が予算減額より少なくなっているものでございます。減債基金の取崩し額の増額につきましては, 市民交流センターや庁舎建設などに係る市債の償還のための取崩しを行ったものでございますが, 償還の据置期間を経て元金の返済が本格的に始まったことによる増額でございます。

次に, (1) ③財政力指数について答弁いたします。財政力指数とは自治体の財政力を示す指数で, 標準的な行政需要に自主財源でどの程度, 対応できているものかを示したものであり, 数値が1に近ければ近いほど財政的にゆとりがあると言えます。本市は, 令和6年度決算で0.27となっており, 以前として財政基盤は弱い状態でございます。要因といたしましては, 歳入については, 市税や交付金も伸びておりますが, 歳出において, 人件費, 扶助費, 公債費の義務的経費も年々増加しているため, 数値が変わらない状況が続いております。財政力を上げるためには, まず自主財源である市税の向上が肝要でございます。本市においては, これまでも官民が連携した稼ぐ力の向上に重点を置き, 産業振興による稼ぐ力を向上させる取組やふるさと納税やネーミングライツなどにより, 新たな財源の増出に努めてまいりました。今後におきましても, 引き続き地域内総生産額を高め, 市民所得の向上, そして市税への増税へとつながる好循環により, 自主財源を伸ばし, 財政力を高める取り組みを続けてまいりたいと考えております。

次に, (2) 繰越金についてでございます。前年度繰越金9億7,341万6,982円につきましては, 令和5年度における歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支18億7,214万6,204円より繰り越し財源となる8億9,872万9,222円を除いた額でございます。また, 前年度明許繰越金は, 議員御案内のとおり8億9,858万6,222円となっており, 令和5年度の決算で1億5,158万1,130円から7億4,700万5,092円増加しております。この大幅な増加につきましては, 令和5年度からの繰越事業である住民税非課税世帯生活支援特別給付金や低所得者世帯給付金の繰越すべく財源として約7億5,800万円を歳入として受け入れたことが主な要因と考

えております。

続きまして（４）普通建設事業についてでございます。議員お尋ねの人口１人当たりの普通建設事業につきましては、県下１９市中１８番目となっております。他市と比較では鹿児島市の次に人口１人当たりの金額が小さい状況となっております。この主な理由といたしましては、令和４年度から令和６年度が大型公共事業の整備などが無い、いわゆるはざまの期間となっております。一時的に事業費が減少しております。一方、令和７年度当初予算におきましては、住用地区及び笠利地区における認定こども園整備事業の工事本格化の影響により、普通建設事業費は３９億４、５７２万７、０００円、令和６年度当初から２７パーセントの増加しております。今後とも各公共施設の修繕や大型事業の着手により、普通建設事業費の増加を見込んでいるところでございます。これら普通建設事業等の公共投資は、生活や産業の基盤づくりであるとともに、地域の雇用や事業運営を下支えする行政の重要な役割であることから、今後も財政健全化を念頭に、必要性や計画性を持って進めてまいりたいと考えております。

永田公洋 総務課長 おはようございます。それでは、（３）人件費についてお答えいたします。

まず、前年度と比較し３億３、７００万円、６．７パーセントの伸びについては、前年度よりも職員数は減少したものの、令和６年度の国の人事院勧告による職員の給与が本市全体では４パーセント以上に引き上げられたほか、年間の賞与、ボーナスが期末手当と勤勉手当併せて４．５月分から４．６月分へ０．１月分引き上げられたことによるものでございます。次に、職員給の１億２、５８５万円、４．１パーセントの伸びについてであります。これは、毎年、全国の全ての自治体において実施される地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値によるものでございます。その職員給は、職員と再任用職員の給与でありまして、令和６年度決算では３１億２、７８４万９、０００円となり、御案内のありましたとおり、前年度と比較し１億２、５８５万円の増、４．１パーセントの伸びでございました。伸びの要因といたしましては、先ほどの人件費全体と同様に、人事院勧告による給与の引き上げによるものでございます。職員数の推移につきましては、一般会計予算の決算でお答えいたしますと、令和５年度が５５５人、令和６年度が５４９人となっております。以上です。

田中 巖 商工政策課長 おはようございます。それでは、（５）ほーらしゃ券発行事業助成金についてお答えします。

決算附属書３９ページ、２款１項１４目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、１８節負担金、補助及び交付金のデジタルほーらしゃ券の発行事業助成金１、７１１万５、１６６円につきましては、令和５年度に実施しましたデジタルほーらしゃ券のうち、令和６年４月分の利用実績に係るものでございます。令和５年度はデジタル商品券の利用期間を令和５年１２月１日から令和６年４月３０日までとしていたことから、利用期間中の一部が令和６年度決算に計上されております。令和６年度におけるほーらしゃ券発行事業につきましては、決算附属書４０ページ、１５目物価高騰緊急対策事、１８節負担金、補助及び交付金においてほーらしゃ券発行事業助成金１億２、８５６万５、３８５円を計上し、紙、デジタル、両形式による商品券発行事業の助成を行ったものでございます。計画と実績につきましては、紙商品券が３万冊、デジタル商品券が２万冊を発行し、いずれも完売しております。換金率は紙商品券が９９．５１パーセント、デジタル商品券が９９．７３パーセントとなっております。多くの市民の皆様にご活用いただけたものと認識しております。

次に、デジタルほーらしゃ券について、高齢者による利用への見解と今後の対応についてお答えいたします。デジタルほーらしゃ券につきましては、令和５年度より発行を開始しております。利用者側の利点としましては、１円単位での利用が可能であること、紛失リスクが軽減されること、電子決済での購入が可能であること、また加盟店側の利点としましては、換金手続が簡素であること、商品券の物理的な保管が不要であること、売上データの把握が容易であることなど、双方にとって利便性の高い仕組みとして運用しております。一方で、特に高齢者の方々から申請方法や利用方法が分かりにくいスマートフォンを所持しておらず利用できないといった御意見、御相談も寄せられております。こうした状況

を踏まえ、利用方法について丁寧な説明を行うとともに、紙商品券の併用発行についても周知を図ってまいりました。今後も引き続き紙、デジタル、両形式での商品券発行を継続しながら、利用者の声を丁寧に受け止め、より柔軟かつ効果的な事業運営に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

米田大樹 こども未来課長 おはようございます。それでは、こども未来課から、(6) (7)についてお答えいたします。

(6) 子ども・子育て支援事業計画策定業務についてお答えいたします。入札により決定した委託業者は、株式会社鹿児島有恒社で、委託期間は令和6年6月4日から令和7年3月31日で執行しております。策定した第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画は、令和6年度までの第2期計画を引き継ぎ、切れ目のない子育て施策を推進する令和7年度から令和11年度までの5か年計画であり、策定された計画に沿って保育、教育の充実はもとより、地域ぐるみの子育てや子育てと仕事の両立支援、経済的支援の強化など、各種子育て施策を進めているところでございます。当初予算額418万円と決算額298万2,650円との差額につきましては、入札執行残でございます。

次に、(7) 保育所費及び幼稚園費の報酬、給料等についてお答えいたします。3款2項3目の保育所費につきましては、小浜保育所、赤木名保育所、節田保育所、宇宿保育所の4つの施設の合計額となります。1節の報酬9,020万4,814円につきましては、小浜保育所24名、赤木名保育所11名、節田保育所11名、宇宿保育所12名の計58名分の会計年度職員分であります。2節の給料9,825万9,466円につきましては、同じく4つの保育所職員の合計額であり、定数は小浜保育所17名、赤木名保育所7名、節田保育所5名、宇宿保育所4名の計33名であります。次に、10款4項1目の幼稚園費につきましては、名瀬幼稚園、小宿幼稚園、朝日認定こども園、赤木名幼稚園の4つの施設の合計額となります。1節の報酬4,740万4,217円につきましては、名瀬幼稚園16名、小宿幼稚園5名、朝日認定こども園22名、赤木名幼稚園1名の計44名分の会計年度職員分であります。2節の給料4,333万1,872円につきましては、同じく4つの施設職員の合計額であり、定数は名瀬幼稚園4名、小宿幼稚園2名、朝日認定こども園7名、赤木名幼稚園1名の計14名となっております。会計年度任用職員の多いことについての見解でございますが、当市の定数管理の基本的な考えといたしましては、市民サービスの提供の主体は職員であるため、各部署に職員をしっかりと配置したうえで、保育士など様々な技術を要する職、現行職員ではフォローしきれない部分につきましては、会計年度任用職員の方々を採用して、住民へのサービスが低下しないよう努めているところでございます。保育所、幼稚園の定数管理としましては、毎年度、業務内容をヒアリング、意見交換を行い、精査して職員数の要望をしているところでございますので、今後も同様に業務をしっかりと推進できる体制をつくっていききたいと考えております。以上でございます。

篤 泰之 市民福祉課長 おはようございます。(8) 住用地区、笠利地区、認定こども園アドバイザー業務についてお答えいたします。

住用地区新設認定こども園整備事業及び笠利地区新設認定こども園整備事業については、設計施工一括発注方式を行うことを庁内で検討し決定いたしました。当発注方式が本誌ではまだ事例の少ない方式であったため、こども園整備事業の発注から本事業契約までの事務手続きなどを円滑に進めることを目的として設計施工一括発注方式の発注支援業務を行った実績がある事業者にはアドバイザー業務を委託することとしました。当業務の内容としましては、公募資料の作成、事業者選定手続の支援、事業者から提出された応募書類、提案内容の確認などであり、これらをこども園整備事業の発注準備段階から事業契約締結までの期間、支援するものでございます。当業務につきましては、募集を行った結果、島外に本社を持つ3社からの応募があり、プロポーザル方式による選考の結果、契約相手方はランドブレイン株式会社鹿児島事務所となりました。委託業務の成果についてでございますが、当業務は、これまでの経緯や設計施工一括発注方式の特徴を十分に踏まえながら、必要な検討及び資料作成等を行い、こど

も園整備事業を実施する事業者の選定を円滑に推進することを目的としておりますので、令和8年4月の開園に向けた整備事業の発注及び事業者の選定がスケジュールどおりに行えたことが当事業の成果となります。

次に、住用と笠利の各地区においてこども園の施設にどのような特性、特徴が出たのかという点についてお答えいたします。当事業に当たっては、令和4年度に策定しました住用地区、笠利両地区の基本構想、基本計画において定めた基本方針整備方針に沿って施設を整備することとして事業者を募集しております。事業者の審査を行った結果、住用地区のこども園整備事業者として決定しました事業者につきましては、高窓を配置して採光を確保している点や子どもの年齢ごとの過ごし方や職員の利用しやすさに配置した施設設計、本市との連絡体制や品質管理、竣工後のメンテナンスのサポート体制などについての提案など、高い評価を受けております。笠利地区のこども園整備事業者として決定した事業者につきましては、遊戯室が交流エリアや図書コーナーを兼ねており、多様な遊びを包括する設計となっている点など、乳幼児にとって利用しやすい計画になっている点や、島内の共同実績の多い体制を軸にしつつ、各種専門家を取り入れた実施体制、また本市が求める耐震等級を超えた耐震等級3の取得を目指すことを施工計画、工事監理業務について高く評価を受けております。

最後に、アドバイザー業者と工事請負業者との連携についてお答えします。当業務は、事業契約締結までの支援をすることを範囲としておりましたので、アドバイザー業者と工事請負業者との連携というものは業務に入っておりませんが、関連する内容としましては、発注の準備段階において市内、また県内の設計企業、施工企業に対しアドバイザー業者とともにヒアリングを行って事業のスケジュールや事業費、発注方式などについて意見を集め、その内容、公募の際に反映しております。また、設計企業と施工企業の連携という点におきましても、事業を請け負った共同事業体の代表企業、今回は住用と笠利どちらも設計企業が代表企業となっておりますから、そちらの責任において、現在、設計企業と施工企業で連携を取って、事業を進めているところでございます。以上でございます。

中村幸浩 プロジェクト推進課長 おはようございます。それでは、(9)の脱炭素推進事業負担金の御質問についてお答えいたします。

本事業は、令和5年度に実施した奄美市有地等の無償貸与による脱炭素推進事業公募型プロポーザルにより採択された民間事業者と共同で赤木名小学校と奄美大島食肉センターに太陽光発電システムを設置した事業でございます。昨年の9月議会に補正予算を計上し、設置費用の一部を民間事業者である丸紅株式会社へ負担金として支出したものです。本市へのメリットといたしましては、温室効果ガスの排出削減につながることで、太陽光発電システムが民間事業者の所有であるため管理が不要であること、長期的には経費の削減が図られることなどが上げられます。なお、本事業につきましては、単年度事業となっております。以上でございます。

川畑良二 総観光課長 おはようございます。それでは、私のほうから(10)観光×環境保全企画提案事業助成金について御説明をいたします。

観光×環境保全企画提案事業助成金につきましては、本市内における新たな環境保全の担い手として、事業者が奄美大島を訪れる旅行者へ向けた取組を行う場合に要する経費に対しまして助成金を交付することで、奄美沖縄世界自然遺産登録を契機とした持続可能な奄美観光の構築を後押しすることを目的としております。令和6年度の当初予算1,000万円に対しまして196万8,000円の実績にとどまった理由といたしましては、当初15件程度の申請があるものと見込んでおりましたけれども、結果的に2件の申請にとどまったことが大きな要因でございます。令和7年度予算額を500万円と半額にした理由といたしましては、過去3年間の事業実績などから勘案いたしまして7件程度の申請を見込み、令和7年度は500万円としたところでございます。以上です。

夜差輝信 学校教育課参事兼学校給食センター所長 お疲れさまです。(11)会計年度任用職員の人数

等につきましてお答えいたします。

一般事務補助は、笠利学校給食センターの1名分になります。以下は朝戸にあります学校給食センター分になりますので、御理解をお願いします。栄養士1名、給食調理員36名、うち主任6名、調理員28名、障害者雇用の調理員2名、それとは別に代替調理員が8名いらっしゃいます。給食センター配送員9名、うち主任が2名、配送員7名でございます。給食センター配送補助員兼調理員9名になります。常勤職員につきましては、技師1名、再任用3名の4名でございます。今年度、令和7年度は技師1名となっております。学校給食は児童生徒の健康や食習慣の形成に重要な役割を担っており、安全、安心でおいしい給食の安定供給を最優先に取り組んでおります。運営体制につきましては、直営を基本としておりますが、効率化や人材確保の観点から調理業務や配送業務など、一部業務につきましては民間委託を検討する余地があると考えております。委託の導入には、専門的なノウハウ活用や経費削減の効果が期待できますが、一方で安全性の確保や災害時の安定供給、市が責任主体として行う管理、監督体制の確立など、多くの課題もございます。今後の方針といたしましては、教育的意義を重視しつつ、直営を基本に据えながら一部業務委託の可能性についても調査、検討を行い進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

奥 輝人 議長 質疑ありますか。手を挙げてください。

川口幸義 議員（22番） 皆さん、御苦労さまです。皆さんの説明を聞きながら、なるほどなど、そういうことで、一応理解はしました。それから、職給の伸びている件については、人事院の勧告があつて0.1か月これが伸びたということで、これもよく理解できましたので、それからもうあと1点、2点ぐらいですけども、あと2点目は、いわゆる会計年度の職員の任用について、いわゆる市民サービスが最大限に生かされるように、また正職員の皆さんがミスがないように十分やっぱり配慮しながら、サービス業務に努めていただければありがたいかなど、このように思っております。最後に、あと1点は、最後は、普通建設費、これが非常に奄美市は低いから、先ほど説明では、19位じゃないが18位とか言っていましたけれども、この普通建設費が非常に抑えられておりまして、この3年間で業者さんが、1件もまだ仕事ももらってなくて非常に困ったぞと、路頭に迷うっていると、そういう業者もたくさんいるちゆうことは、行政は理解をしなければいけないと思っております。業者は、仕事をもらって初めて実績が来る、この実績がなければランクが下がっていくんです。AからB、C、ランクがあるわけ、奄美市には。CからDのランクまで奄美市あると思う。そうすると、市に指名は入っていても、ほとんど仕事はなくて、もう3年、4年、1件も仕事をもらえずに、こういった途方にくれたりと、こういう業者もいるということ、よく理解をして、これから取り組んでいただければありがたいかなど思っております。ひとつ要望しておきたいと思います。終わります。

奥 輝人 議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算認定議案10件については、10人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び10人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、決算認定議案10件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付してあります両特別委員会名簿のとおり、議長において指名いたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、両特別委員会名簿のとおり選任することに決しました。

議案第79号は、一般会計決算等審査特別委員会に、議案第80号から議案第88号までの9件については、特別会計決算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時08分)

○

奥 輝人 議長 再開いたします。(午前11時19分)

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に正野卓矢議員，同副委員長に竹山耕平議員が互選されました。また、特別会計決算等審査特別委員会委員長に弓削洋平議員，同副委員長に与 勝広議員が互選されました。以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会審査及び報告書整理のため、明日26日から10月7日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日26日から10月7日までを休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。10月8日，午前9時30分，本会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。(午後11時21分)

第 3 回 定 例 会
令和 7 年 10 月 8 日
(第 8 日 目)

10月8日(8日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤスエ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	諏 訪 哲 郎	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	藤 原 俊 輔	総 務 部 長
永 田 公 洋	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	信 島 賢 誌	市 民 環 境 部 長
麻 井 庄 二	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長
國 分 正 大	商 工 観 光 情 報 部 長	大 庭 勝 利	農 林 水 産 部 長
坂 元 久 幸	建 設 部 長	川 上 浩 一	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

向 井 涉	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱
田 川 正 盛	主 幹 兼 議 事 係 長	重 井 真 人	議 事 係 主 査

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

奥 輝人 議長 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

先日、執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、曾於市議会議長、山田義盛議員が当選いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります。日程第1、議案第79号 令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

正野卓矢 一般会計決算等審査特別委員長 皆様、おはようございます。チャレンジ奄美の正野卓矢でございます。御報告申し上げます。

一般会計決算等審査特別委員会は、去る9月26日から10月1日までの4日間開会し、本会議に付託されました議案第79号 令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての1件を慎重かつ丁寧に審査いたしました。審査結果につきましては、皆様に配付しています審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。以下、主な審査内容について御報告いたします。

1日目、まず質疑に入る前に財政課より財政全般についての説明があり、全会計の予算合計額からそれぞれの合計重複額、純計額を除いた予算総額は492億1,410万9,222円となり、令和6年度の決算額は、歳入が473億1,161万6,117円、歳出が454億6,237万8,472円となっており、歳入と歳出の差引額は18億4,923万7,645円の黒字となっている。普通会計の歳入決算額は372億9,603万7,000円となり、前年度比6億6,424万1,000円、1.8パーセントの増となっている。主な内訳といたしましては、地方税は令和6年度も40億円を超えましたが、前年度比8,129万4,000円、1.9パーセントの減となっており、各種交付金は定額減税の影響から地方特例交付金などにより前年度比2億2,518万7,000円、18.8パーセントの増、地方交付税も基準財政需要額において公債費の増などにより前年度比4億3,982万6,000円、3.3パーセントの増、国庫支出金は物価高騰対策重点支援臨時交付金などにより4億909万9,000円、5.3パーセントの増となっております。繰入金は国の交付金や起債などで対応することにより、基金からの繰入額を縮減したことにより9億4,152万3,000円、53.1パーセントの減となります。繰越金は前年度剰余繰越金及び明許繰越金の増により7億4,087万4,000円、65.5パーセントの増となっております。

次に、歳出は、決算額355億8,699万9,000円で、前年度比8億2,734万9,000円、2.4パーセントの増となっている。主な内訳といたしまして、人件費は年々増加傾向にあり、前年度比3億3,700万円、6.7パーセントの増となりました。扶助費は令和3年度から100億円超えで推移して増加傾向でありましたが、前年度比マイナス1億6,589万4,000円、1.5パーセントの減となります。公債費は辺地債や過疎債の元金償還金の増などにより1億1,919万9,000円、2.6パーセントの増となり、今後も増加傾向を見込んでおります。人件費、扶助費、公債費の合計であります義務的経費は、前年度比2億9,030万5,000円、1.4パーセントの増となっております。次に、投資的経費につきましては、普通建設事業費は前年度比2億1,504万5,000円、9.3パーセントの増、災害復旧費は前年度比1億7,262万円、66.7パーセントの増となっております。普通建設事業費と災害復旧事業費の合計の投資的経費は、前年度比3億8,766万5,000円、15.1パーセントの増となっております。積立金は財政調整基金において剰余積立の増、公共施設整備事業基金においては不動産売払いの収入などを積み立てたことに

より、前年度比21.0パーセントの増となっている。

歳入と歳出の差引額、形式収支は17億903万8,000円となり、前年度比1億6,310万8,000円の減額となっている。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は12億4,024万2,000円、単年度収支は2億6,682万6,000円となっております。次に、この単年度収支に財政調整基金積立金8億9,890万円を加え、取崩額1億6,602万8,000円を差し引いた実質単年度収支は9億9,969万8,000円となっております。続いて、経常収支比率は令和6年度91.3パーセントとなり0.1パーセント増となりました。要因としては、人件費や補助費などの一般財源の増額でございます。

財政力指数は令和6年度は前年度と同じ0.27、実質公債費比率3年平均は令和6年度は9.1パーセントとなり、前年度比0.4パーセント改善されております。将来負担比率はマイナス17.1パーセントとなり、前年度よりも大きく改善され、積立金現在高は令和6年度決算では191億612万9,000円、前年度比20億6,068万9,000円の増、財政調整基金については49億352万3,000円、前年度比7億3,287万2,000円の増となっている。地方債現在高は令和6年度決算では371億8,703万3,000円となり、前年度比26億6,019万円と大きく減少となっている。4つの財政健全化判断比率の状況は、全て早期健全化基準及び財政再生基準以内であるとの説明がありました。

次に、委員より、安全安心対策費、工事請負費のFM中継局に関して、笠利地区における難聴地域についての質疑があり、当局より、今回蒲生崎に中継局を設置したことと併せて須野の中継局の機能強化を行ったことにより、笠利地区全体で災害情報を確実に受信できるようになり、災害時の情報伝達における空白地域を解消することができたとの答弁がありました。委員より、定住促進等対策費の成果についての質疑があり、当局より、定住促進住宅に関して令和6年度につきまして、朝仁定住促進住宅のほうに1世帯3名の方が入居されており、住用の定住促進住宅には地域おこし協力隊が1名入居しているとの答弁がありました。また、委員より、自治振興費の中の出前講座についての質疑があり、当局より、令和6年度は37回の講座、1,454名の方が利用されており、出前講座の中身としては保健指導や防災についての講座が多く、昨年より回数が増えた理由としては、まずこの出前講座がメニュー化されたこと、そのことをホームページや広報紙にて公表できたことなどが考えられると答弁がありました。そのほかにも、不動産売払収入や職員のメンタルヘルスについてなど数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、2款1項12目地方創生推進費に関して、当局より一覧表の配付があり、それに対する補足説明が行われました。これに対し、委員から、「移・職・住」総合対策事業費補助金の実績が1社のみとなった要因についての質疑がありました。これに対し当局は、令和6年度の事業開始が8月であったため実績が1社にとどまったこと、また、入居条件として無期限雇用の正社員が対象となっていたことがハードルとなった可能性がある。その上で、今年度からは条件の緩和を含め、事業内容の見直しを行っているとの答弁がありました。次に、委員より、奄美大島自然保護協議会ヤジ会負担金について、個体数の減少や移入生物の駆除数、また養殖技術の育成や普及についての質疑があり、当局より、移入生物の駆除数については、令和6年度については414匹、減少の原因としては、年魚のため個体数の増減が激しく減少の理由は解明できてはいないが、引き続き調査を継続する。養殖の育成については、野生のリウキュウアユを養殖化で育成、人工的にふ化させる技術を確認するために事業を行っているとの答弁がありました。委員より、堆肥センターの運営状況についての質疑があり、当局より、令和6年度の堆肥販売実績としては664万2,490円、販売量は1,068トン。内訳としてはバラ堆肥1,040トン、袋堆肥28トン、家畜のふん尿は笠利地区の畜産農家と契約しているとの答弁がありました。ほかにも地域創生、高校未来コンソーシアム事業や人材確保事業など数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、2款1項13目ふるさと納税推進費に関して、当局より一覧表の配付があり、それに対する補足説明が行われました。これに対し、委員より、令和6年度ふるさと納税で寄附金が増加した一方、寄

附件数が減少した要因、返礼品登録者数についての質疑があり、当局より、寄附金が増加した要因は旅行系返礼品が伸びており、その寄附単価が高かったためであり、寄附件数の減少の要因は、全国的な返礼品競争の激化や令和6年10月の返礼品価格の見直しによる影響が考えられる。また、返礼品の取扱事業者は約150、品目数は650を超えているとの答弁がありました。ほかにも数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

続きまして、2款1項14目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、15目物価高騰緊急対策事業について当局より補足説明があり、新型コロナウイルスワクチン接種事業における不用額及び医療廃棄物の処理について、またワクチンの廃棄量に関する質疑がございました。これに対し当局からは、接種業務について500名分を計上していたものの、実際の請求は1件のみであり、支出額は2,277円、うち手数料として300円であったとの説明がありました。医療廃棄物処理費用については、使用済みの注射針や容器等を専門業者により安全に処理したとのこと。また、ワクチンの廃棄量については、有効期限切れにより、やむを得ず廃棄した本数が3,405本、約3万808回分であったとの答弁がありました。委員より、ほーらしゃ券の換金率及び利用状況についての質疑がありました。これに対し当局からは、紙のほーらしゃ券の換金率は99.5パーセント、デジタルほーらしゃ券は99.73パーセントであり、デジタルのほうが換金率が高い要因として、1円単位で利用できることが換金率の上昇につながっていると考えられるとの説明がありました。また、換金率が100パーセントに達しない理由については、利用者による使い忘れが最も大きな要因であるとの答弁がありました。

次に、2款2項徴税費から6項監査事務局費にかけて当局より補足説明がありました。これに対し、委員からは、キャッシュレス決済や書かない窓口の導入による業務効率化の具体的な成果について質疑がありました。当局からは、目に見える成果としてレジ締め作業の手間が省けたことや人的なミスがなくなったことが上げられました。また、2月から導入された書かない窓口により待ち時間が短縮され、2月、3月の利用者は2,000人に達したとの説明がありました。さらに、戸籍請求のオンライン化により利用者数の増加が見られるとの答弁がありました。ここで、1日目の審査は終了いたしました。

次に、3款民生費1項社会福祉費について当局より補足説明がありました。これに対し、委員からは、養育支援訪問業務について、実際に支援を受けた家庭の家庭改善の状況についての質疑がありました。当局からは、育児に対する不安やストレス、産後鬱の傾向が見られる家庭に対し、保健師、助産師、看護師などが訪問し指導や支援を行うことで一定の改善が図られていると考えているとの答弁がありました。令和6年度は、4世帯に対し延べ104回の訪問支援を実施したと説明がありました。次に、委員より、老人福祉費の入浴施設笠利ふれ愛の郷の利用停止期間中の対応についての質疑があり、当局より、デイサービスの利用者については、特別浴室を利用できるよう仮設の給湯器を設置し、入浴ができるよう対応したとの答弁がありました。委員より、子育て短期支援、ショートステイ事業について、利用状況及び対応する職員数に関する質疑がありました。これに対し当局からは、令和6年度の利用者は12世帯、16名であり、延べ利用者日数は266日であったと説明がありました。主な利用理由としては、保護者の病気、育児疲れ、看病疲れ、精神的な不調、出産などが上げられます。また、受入先については、児童養護施設だけではなく里親にも委託しており、委託先は必要数確保できているとの答弁がありました。次に、お達者ご長寿応援事業の成果について複数の質疑がありました。これに対し当局からは、笠利地区の利用率が低かった理由として、タクシー、バスの利用者減少や入浴施設ふれ愛の湯の設備故障による影響があったとの説明があり、また、各地区、名瀬、住用、笠利における交通機関とそのほかの利用割合については、名瀬地区、交通機関の利用率が86パーセント、その他が14パーセント、住用地区、交通機関が49パーセント、その他が51パーセント、笠利地区、交通機関が64パーセント、その他が36パーセントとの答弁がありました。また、女性相談員支援費105件、青少年支援費、家庭児童相談員の787件、家庭児童相談員が1名で対応している件について、青少年支援業務951件について、委託事業所との連携について、ほか、成年後見制度の現状についてなど多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、3款民生費2項児童福祉費から4項災害救助費についての補足説明があり、委員より、子ども

医療費のうち子ども通院費に関して、島内の医療機関で必要な医療を受けることができず、やむを得ず島外へ通院する子どもへの支援上限6回についての質疑がありました。これに対し、当局から、令和6年度の実人数は61名、延べ件数は163件の支出があったとの説明がありました。内訳といたしましては、年間6回利用した者が8名、5回が1名、4回が9名、3回が10名、2回が11名、1回のみ利用者が22名であったと答弁がありました。また、委員からは、年6回以上の通院が必要な場合でも柔軟に対応できる制度の検討をお願いしたとの要望がありました。ほかの委員より、ファミリーサポートセンター事業について、会員の伸び率、職員数、平均年齢、運営状況に関する質疑がありました。これに対し当局からは、令和5年度から令和6年度にかけて利用会員数は55名減少した一方で、サポート会員数は33名増加した。職員体制については、常勤職員が1名、非常勤職員が2名で運営しているとのことです。また、運営状況については、サポート会員、登録会員の増加に伴い、援助活動も増加しており、事務作業が煩雑化しているものの丁寧な対応を心がけながら運営しているとの答弁がございました。そのほかにも、トライアル補助金、広域入所費など多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、4款衛生費について当局より補足説明があり、委員より、子宮頸がん予防接種の接種率の上昇要因及び高齢者肺炎球菌予防接種の接種率が横ばいであることについての質疑がありました。これに対し、当局からは、子宮頸がん予防接種について、キャッチアップ接種期間の終了に伴い国及び奄美市において周知、勧奨を強化した結果、接種率が約2倍に増加したとの説明があり、一方、高齢者肺炎球菌予防接種については、令和5年度までは5歳刻みでの対象者を設定していたが、令和6年度からは65歳以上の新規対象者のみとなったため、今後も接種率では横ばいで推移する見込みであるとの答弁がありました。次に、委員より、母子保健費のうち遠方への分娩施設への旅費等支援事業に関して、申請者数及び当初の見込みに関する質疑がありました。これに対し当局からは、支援給付の対象者は、奄美市内の医療機関で分娩が困難であると主治医が判断した方であり、当初の見込み人数は15名であったとの説明がありました。申請者数は4名で、いずれも支給済みであるとの答弁がありました。次に、委員より、ヤギ被害防除対策事業についての報奨金についての質疑があり、当局より、銃器による捕獲は1頭当たり2万5,000円、わなによる捕獲は1万5,000円であったが、令和7年度より、銃器、わなともに1頭当たり3万円に増額予定であるとの答弁がありました。その他にも、ゲートキーパー養成講座について、D-1プロジェクトについて、TNR実施状況について、ノネコの譲渡状況などについて質疑がございましたが、この際、省略いたします。

引き続き、3日目の御報告をいたします。5款労働費について当局より補足説明があり、委員より、特定地域づくり事業協同組合補助金、不用額、就労状況、組織形態についての質疑があり、当局より、特定地域づくり事業協同組合補助金の不用額は、当初6名の派遣職員を予定していたが実際には4名の雇用にとどまったことによる人件費の分である。組織形態としては、奄美市内の事業所の季節的な労働需要に応じて人材を派遣するマルチワーク型の労働者派遣事業を展開しており、宿泊業4、飲食サービス業2、観光サービス業2、イベント業1、インターネット関連1、社労士事務所1の計11業者が組合員としての参加。この事業では繁忙期に応じて派遣先を調整し、派遣を通じて事業者と職員の合意による就職につながるケースもある。また、派遣登録者の給与は協同組合が保障するため、無期限雇用として安定した収入が得られるなどメリットがあるとの答弁がありました。ほかにシルバー人材センター運営事業など数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、7款商工費について当局より補足説明があり、委員より、本場奄美大島紬購入等助成金についての補助割合減少傾向の要因についての質疑があり、これに対し当局からは、購入目的に応じて補助割合及び上限額を設定しているとの説明がありました。具体的には、二十歳のつどいで着用するために購入する場合は補助割合が40パーセント、上限額は20万。一般購入の場合は補助割合20パーセント、上限額10万。洋服に仕立てる目的で購入する場合は補助割合20パーセント、上限額5万円となっている。令和6年度の助成総額は399万1,000円。また、助成制度の利用が年々減少している理由として、二十歳のつどいの参加者数が10年前と比べて約100名減少していること、対象人口の減少

が背景にあること、加えて、物価高や生活費の上昇などの経済的要因、レンタル利用の増加、着用機会の少なさなどが複合的に影響していると分析しており、今後は紬フェスタなどのイベントを通じて着用機会の創出や魅力発信に努め、助成制度の活用促進を図っていききたいとの答弁がございました。次に、特産振興費の奄美市加工品販路拡大事業補助金の内容についての質疑があり、これに対して当局からは、物産店や展示会などへの参加料、小間料、賃貸料、旅費、商談会参加費などの出展関連費用のほか、PR素材の作成やウェブ製作に関わる委託費、加工品の輸送費、ネット通販サイトの登録料、パッケージ開発費などが対象となっており、幅広く活用できる仕組みとなっている。令和6年度までは実証という形でしていましたが、令和7年度の当初予算から支援事業ということで事業を実施しているとの答弁がございました。また、他の委員より、ユニバーサルツーリズムの受入れ体制や奄美満喫ツアーの不用額について、観光・環境保全企画提案型事業、繁盛店づくり支援事業などたくさんの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、6款農林水産業費について当局より補足説明があり、これに対し、委員より、機構法による利用権設定件数290筆に関する制度の内容や借り手、貸し手双方の関係、メリット・デメリットについての質疑がございました。これに対し、当局からは、令和7年7月をもって、個人間での農地の貸し借りは終了し、今後は農地バンクを活用した機構法制度に一本化されるとのこと。この制度変更は、集落全体で将来的な農地の集約や規模拡大を見据え、効率的な農地利用を促進するための措置であり、制度移行により書類の準備などで貸し手、借り手の双方の負担は増えるものの、農地バンクが介在することで賃料のやり取りが確実に行われるなどのメリットもあることから、今後も農地バンクを活用した貸出しを積極的に進めていきたいとの考えが示されました。また、10年後を見据えた農地の集約がこれまで以上に進めやすくなると考えているとの答弁がございました。次に、奄美大島選果場利用促進助成事業の不要額と事業終了についての質疑があり、当局より不用額については、当初は180トン、キロ当たり26円で計算していたが、実績としては383万5,045円となったとのこと。事業終了については、令和3年度から4年間の期限付きで開始されたもので、本来、農家が負担すべき選果料金を市が選果場の利用促進のために支援してきた経緯がある。交付対象者は今後も存在するが、市としては令和6年度で事業を一旦終了する方針である。ほかの町村では継続している例もあるが、市の判断として理解を求めたいとの答弁がありました。これらの質疑のほかにも、農林水産業輸送コスト事業、サトウキビ振興について、カラス小屋、タンカンのブランド化など、数多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、8款1項土木管理費から8款4項空港及び港湾費に関する補足説明があり、委員より、第3建設残土処分場の繰越明許費、緊急地方道路整備事業費において特に長期化している事業の状況について、ほか空港の修繕料などについて数件の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、8款5項都市計画費から8款6項住宅費まで当局より補足説明があり、委員より、住宅管理費の修繕料についての質疑があり、これに対して当局より、修繕料、施設建物等に関しては、住民からの補修要望が多数あるものの、予算の範囲内では全てに対応できていない状況である。現場確認の上、緊急性などを判断して必要なものから発注している。軽微な補修は大工業務で対応し、それ以外は外部事業者へ依頼しているが十分に伝えられていないとの説明があり、市営住宅補修状況としては、電気設備で92件、給排水設備で194件、ドア・窓で75件、ガラスで35件、その他で117件、おおよそ513件ほどであるとの答弁がありました。ほかに、住宅リフォーム等助成金についての申請世帯の状況について、アスベスト含有量について、まちづくり整備基金積立金についてなど複数の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

続きまして、4日目の報告をいたします。まず、9款消防費に関連する補足説明があった後、委員より、消火栓移設事業負担金についての不用額について質疑があり、これに対し当局からは、当初6基の移設を予定していたが、実際には3基の移設にとどまったため不用額が生じたとの説明があり、なお、本事業は水道課の事業の進捗に併せて実施されるものであり、移設の進捗も水道課の計画に応じて計画される仕組みであるとの答弁がありました。

次に、10款1項教育総務費から4項幼稚園費まで当局より補足説明があり、委員からは、小規模校通学バス運行業務に関する利用状況及び運賃の推移についての質疑がありました。これに対し、当局からは、特認校に関する通学バスは、芦花部小中学校に中型バス1台、乗車定員29名、崎原小中学校に小型バス1台、乗車定員25名が運行されていると説明がありました。通学手段については、制度導入時に保護者と面談を通じて確認を行っているとのこと。運賃の推移については、令和5年度、保護者負担額が芦花部小中学校で4,000円、崎原小中学校で3,500円であったのに対し、令和6年度はそれぞれ芦花部小中学校で5,500円、崎原小中学校で6,200円に増額されています。また、事業全体の費用は、令和6年度は芦花部小中学校で1,175万5,865円、崎原小中学校で1,093万8,873円となっているとの答弁がございました。次に、教育振興費の中の小中校の修学旅行費について質疑があり、当局より、修学旅行費に関しては、高度へき地児童生徒援助費として小学生に一律2万5,000円、中学生に一律4万8,000円の補助が行われている。さらに、要保護・準要保護児童生徒には、これらの補助額を差し引いた残りの修学旅行費が支給される仕組みとなっている。対象になる全額を、要保護・準要保護の援助費のほうで支給している形となっているとの答弁がございました。このほか、住用地区の教職員住宅について、節田小学校の学校給食コンテナ室整備事業、遠距離バス通学補助金について、ALTについて、教科書採択などについて多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、10款5項社会教育費から6項保健体育費について当局より補足説明があり、委員より、保健体育費よりスポーツアイランド戦略推進費の中で、アスリートと奄美をつなぐ交流事業について、その実績についての質疑があり、これに対し当局より、つなGO奄美の令和6年度の実績としましては、令和7年の2月に住用地区のほうで元全日本女子バレーボール代表監督の柳本さんと代表チームのトレーナーが参加されまして、バレーボール教室と生徒たちに対する日頃の体のケアについて教室を開いていただいたとのこと、市内の中学校のバレーボール部約50名の参加があったとの答弁がありました。次に、委員より、奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業、フィルムデジタル化業務についての質疑があり、当局より、令和6年度より奄美振興事業を活用して奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業を介し、所蔵する大量のネガポジフィルムは内容不明なものも多く、これらを含めた資料約10万点をデジタル化、アーカイブ化する取組を進めている。現在展示されている資料はごく一部であり、未公開資料をデジタルで公開することで来館者の関心を高め集客につなげていきたい考えとのこと、昨年度にデジタル化を終えた資料については、順次ホームページに掲載していく予定との答弁がございました。委員より、令和6年度の部活動地域移行謝金30万8,000円に関する詳細や制度の進捗についての質疑がございました。当局より、部活動の地域移行については、令和8年度前期までの3年間を目標期間として取り組んでおり、令和6年度には地域移行推進会議を3回開催、コーディネーター2名を推進員として指定し、助言を受けながら進めている。モデル校としては、金久中学校柔道、崎原小中学校バドミントン、赤木名中学校相撲の3校で継続実施しており、それぞれ部活動指導員やスポーツ少年団、外部競技団体と連携している。これらのモデルを他校にも広げていく方針であり、謝金の支出状況については、令和6年度は金久中学校と赤木名中学校で各1名に対して支出、崎原小中学校は土日に部活動を行っていないため謝金の支出はなし、推進員に関する謝金は、令和5年度から6年度にかけて報償金の部活動地域移行謝金として支出しているとの説明がありました。

続いて、公民館費、生涯学習講座について、令和6年度受講生講座数、報酬や課題、その成果についての質疑があり、当局より、令和6年度の生涯学習講座は受講者数2,205人と多様な内容で運営されており、アマホームPLAZA、市民交流センターや名瀬公民館では指定管理者に委託し、一定の自由度をもって実施されている。講座数、受講者数は講師の確保の難しさもあり若干減少したが、今後も多様な講座展開を目指しているとの答弁がございました。ほかに太陽が丘運動公園の工事請負費について、中学校県大会補助金についてなど多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、11款災害復旧費について当局より補足説明があり、委員より令和6年度の災害復旧費に関して、豪雨や台風に伴う工事について、補助事業と単独事業の違いや倒木の撤去について、補助率について

てなど多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、12款公債費と13款予備費について当局より補足説明があり、委員より数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

最後に、決算附属書122ページ、実質収支に関する調書、決算附属書の178ページから252ページまでの財産に関する調書、決算附属書の253ページから258ページまでの基金の運用状況調書について、当局より補足説明があり、委員より、公有財産における普通財産の取扱いほか数件の質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

以上をもちまして、一般会計決算等審査特別委員会の審査報告を終了いたしますが、御質疑がございましたら、ほかの委員の御協力を得てお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

奥 輝人 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本決算に関する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第79号 令和6年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

○

奥 輝人 議長 日程第2、議案第80号 令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの9件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

弓削洋平 特別会計決算等審査特別委員長 おはようございます。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。それでは、御報告申し上げます。

特別会計決算等審査特別委員会は、去る9月26日と29日の2日間開会し、慎重に審査いたしました。本委員会に付託されました議案第80号 令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの9件は、お手元に配付してあります報告書のとおり全て認定及び可決すべきものと決しております。それでは、審査した順に、内容について御報告申し上げます。

まず、議案第80号 令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について当局より補足説明があり、歳入については、県支出金が75.39パーセント、国民健康保険税が12.65パーセント、一般会計から繰入金10.97パーセントとなっており、歳入総額の99.01パーセントと大部分を占めている。歳出については、医療関係などへ支払う保険給付費が72.75パーセ

ント、県に納める国民健康保険事業費納付金が21.77パーセント、この2つで歳出の総額94.52パーセントを占めているとのことでした。被保険者数は、毎年減少傾向が続いている。1人当たり医療費については増加傾向であり、受診率も含めて増加傾向が続いているとのこと。委員より、施策の成果の3ページ、国保運営協議会の在り方について質疑があり、当局より、国保の健全な運営のためにということで保険医代表4名に委員になってもらっている。被保険者は、それぞれの地域の自治会長であったり、住用と笠利から1名ずつ出してもらっている。公益代表ということで議員4名とのことでした。民間の代表の方々から意見がなかったことについて、あらかじめアンケートとか、そういったものを基にして、話しやすい、意見を出しやすいような、そういったものがつくれないかということを一考している。保険医代表の方々が参加できない状況については、どうしても昼間開催という部分があるので、仕事をしながら出られないという御都合もあるかと思うので、会長などとまた相談をしながら、その開催時間、こういったものを工夫しながら、また次回に向けて、より多くの委員の方が出られるような環境を工夫していくとのことでした。委員より、基金積立金に質疑があり、当局より不用額について、まず当初予定では2,042万5,000円を積み立てる予定ではあったが、ただ今回財政状況が厳しく積み立てる金額に余裕がなかったということで、574万5,906円を積み立てているとのこと。当初予定していた予算から財政が厳しいというところで積立て額が少なくなってしまったので、1,400万円ほどの不用額が出ているとのことでした。委員より、予算書の125ページ、6款3項雑入、自賠責徴収金額が971万4,104円の要因について質疑があり、当局より、一番大きいのは交通事故によるもので、特に歩行者と自動車の事故が大きな要因を占めているとのことでした。そのほか、多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第81号 令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、委託料2億1,383万3,948円の主なものは、診療所の業務委託に関するもので2億1,336万5,392円の支出を行っている。内科業務については、住用診療所及び笠利診療所の内科業務の委託料になっており、1億9,093万6,271円のうち住用診療所分は4,734万1,758円、笠利診療所分は1億4,359万4,513円、歯科業務についても同じく、両診療所の歯科業務委託料になる。2,242万9,121円のうち、住用診療所分は980万、笠利診療所分は1,262万9,121円となっている。住用診療所の内科及び笠利診療所の内科と歯科は公設民営で診療を行っているので、診療報酬収入をそのまま委託料として支出している。住用診療所の歯科については、定額での支出を行っているとのことでした。委員より、笠利診療所の委託料の大幅な減額において、予算額と決算額に差が出ていることについて質疑があり、当局より、委託料に関する増減については患者数の増減に直結するので、4年度がコロナの関係でピークの数字があって、そこから5年度、若干減った。6年度も若干減った。今現在については、例えば同じ笠利にある病院が閉院の関係で、7年度についてはちょっとまた、そこから流れてきて増えているといったような状況であるとのことでした。そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第84号 令和6年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、訪問看護事業については、平成22年から笠利診療所所長のほうに業務委託を行っており、事業は市が医療機器等は無償で貸付けを行い、その運営は、事業者の訪問看護収入により行われる公設民営で行われている。訪問看護会計については、事業者の実績である訪問看護収入は事業開設される奄美市の口座に振り込まれることから、まず、奄美市で歳入として受け入れて、同収入を歳出の委託料として事業者へ支払う形となっている。令和6年度の歳入歳出合計については2,979万4,076円となっているとのことでした。委員より、財政調整基金の繰入金85万300円について質疑があり、当局より、このシステム導入については国から2分の1の補助金がある。12月に義務化をされて、それからシステム導入について進めていく中で、補助金の支払いが実績払いであるため、今年の3月末にこのシステム導入がされたこともあり、それから補助金申請をしている関係で、補助金については令和7年度の訪問看護の決算のほうに過年度分の補助金収入ということで入金される予定になっているとのことでした。そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第82号 令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、当局の補足説明後に、委員より、一般管理費12節委託料の弁護士委任業務18万4,250円について質疑があり、当局より、令和6年8月に介護保険及び後期高齢者医療保険料の賦課額について、市民の方から返還及び遅延損害金の支払いを求める訴訟が提起されたものである。本件は、弁護士に委任して対応し、令和7年2月に判決が下され、相手方の請求はいずれも棄却されているとのことでした。委員より、不納欠損の金額の推移について質疑があり、当局より、決算の額は増えているということはない。令和2年度は4万6,200円、令和3年度6万1,700円、令和4年度は7万6,900円、令和5年度6万7,964円、令和6年度6万800円となっており、同じ形で推移していくものと見込んでいるとのことでした。そのほかにも多くの質疑がされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第83号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、令和6年度奄美市介護保険事業特別会計の決算額は、歳入歳出54億6,278万5,953円、歳出総額は53億3,368万6,418円、差引額は1億2,909万9,535円となっているとのことでした。委員より、施策の成果23ページから24ページ、この保険給付費の委託介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付、施設介護サービス給付の不用額について質疑があり、当局より、介護保険の給付についてはそもそも予算が大きく、46億程度の予算規模で、まず大きいのが一つ。当初予算をつくる時に、昨年度の実績、ここ数年の推移を見ながら予算をつくるので、どうしても多少見込みと違ったりするところ、保険給付費が上がったり、地域密着型が下がったり、そういうところがあり、そうすると計算がずれてくる。それで金額は大きいですが、執行率は97パーセント付近にはなるとのこと。委員より、認定調査費の要介護、要支援認定者の推移について質疑があり、当局より、5年度と6年度は大きく変わらないような数字で2,800から900名で推移している。今では、令和2年度までは増えてきているというような形で、2,800名程度まで増えてきている形で推移していたが、それから近年は、認定者数は横ばいという形になっているとのことでした。委員より、3地区の介護支援専門員、ケアマネジャーの人数について質疑があり、当局より、名瀬地域包括支援センターでいえば、今8名が在籍しており、担当件数についてはその都度変動があるが、1人当たりおおむね40件から50件の間で推移している。住用地区の介護支援専門員は1名おり、担当している人員は20名程度で推移している。笠利地区においては現在2名おり、件数はそれぞれ1月大体30件程度を受け持っているとのことでした。そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第86号 令和6年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、令和6年度歳入歳出総額及び基金残高について補足説明があり、委員より、死亡事故について質疑があり、当局より、昨年6月頃だったと思うが、笠利町にて発生した事故で、自動車運転中に縁石に衝突してそのまま搬送され、そのまま即時入院となり、その2日後ぐらいにお亡くなりになられたということで、年齢は78歳だったと記憶している。見舞金は100万円とのことでした。

次に、議案第87号 令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、事業の概況及び当年度純利益は854万8,946円の黒字決算となるとの説明があり、委員より、収益構造の悪化について質疑があり、当局より、ここ二、三年のこのインフレの状況、人件費高騰、こういったものを踏まえて、経営がかなり悪くなっている。今の一番直近のシミュレーションにおいて、一番最短でも令和8年度、赤字決算に陥るんじゃないかと考えている。赤字になったからといって、すぐ、例えば倒産するとか、そういうことは当然なく、内部留保を積み上げており、それが約30億、今ある。必要最低限の内部留保は、我々の見積りでは大体10億円程度と見ており、この10億円を切る年度が、最短で行くと令和11年度と見ている。この令和11年度に向けて経営の中身を構造的に変えていかなければいけないということで、費用縮減や人件費を落とすというのも限界があるので、最後、詰まるところは、料金に行かざるを得ないということを考えているが、令和7年度の決算、こういったものをまず見て分析し、第三者の意見、専門家の意見も取り入れたりして、それから考えていくとのことでした。そのほかにも、公営企業債、過疎対策事業債の性質について、不納欠損の要因について質疑ありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、当年度純利益が3億2,513万4,886円となっている。この当年度純利益には、実際の現金の支出がない減価償却費と、現金の収入がない長期前受金戻入によって生じた利益も含まれている。令和5年度決算より5,129万3,553円の増加となっており、その要因は令和5年度の料金改定に伴う下水道料金収入の増加によるものであるとのことでした。委員より、特定環境保全公共下水道事業の水洗化率67.13パーセントの低い数字の要因について質疑があり、当局より、赤木名処理区の特定環境保全公共下水道事業は、令和6年度、処理場の建設をしている。事業を今、面整備を含めて進めている状況で、この水洗化率が伸びない理由として、合併浄化槽などを使用している方については、早急につなぐ必要がないと感じられた場合に、お金を投じてつないでいただけない場合もあるのではないかと考えているので、このようなことが影響しているものと考えているとのこと。この完成に当たって、また今後水洗化率を伸ばしていけるように、下水道の日を利用した周知であったり、そういうことを進めて、1件でも多くなつないでいただけるように努めていくとのことでした。そのほかにも多くの質疑がされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第85号 令和6年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、当局の補足説明後、委員より、豚のと殺頭数が減少した要因について質疑があり、当局より、はっきりした要因は申し上げられないが、精肉店の閉業が関係しているのではないかと考えているとのこと。2,000頭という目標があるので、この2,000頭という目標の達成のためには、ブランド力のアップとか、養豚関係は農林サイドのほうでしているが、そういったところと連携をしながらやっていく形で進めていき、需要拡大に努めていければと思っている。あわせて、国の規制についても、調整などの状況なども加味しながら加えていきたいとのこと。経営意識を持って、より黒字の形にも持っていくことを意識していきたいとのことでした。

以上で、特別会計決算等審査特別委員会の審査報告は終わりますが、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

奥 輝人 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正議員の発言を許可いたします。

崎田信正 議員(14番) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、特別会計のうち、議案第83号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び議案第87号 令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての2件について、反対の立場で討論を行います。介護保険特別会計と水道事業会計の2件については、これまでの予算委員会及び決算委員会で低所得者対策の必要性を訴え、住民の負担軽減を求めて討論を行ってきたものであります。物価高騰というのは「歴史的な」と表現されるなど、市民の生活を今なお直撃をしており、地方自治法第1条の2で、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定めており、この立場で行政が推進されるべきとの思いで討論をさせていただくことに、議員の皆様の御理解を賜りたいと思います。

まず、議案第83号 介護保険特別会計ですが、これは令和5年度の決算認定でも、私は旧名瀬市議会から減免制度の必要性を訴え、合併した平成18年度でも、介護保険料は少ない年金から天引きをされており、住民の生活を脅かしているのは明らか。介護保険料及び利用料の市独自の減免制度の創設を強く望みますと述べております。そして、令和6年度のこの予算でも、所得に対して保険料の負担が重過ぎる、介護保険は3年ごとに事業計画が見直しされる、ケアマネジャーによるケアプランの有料化や

要介護1, 2の総合事業への移行などの議論は継続されていることなどを示し、独自減免の必要性はますます高まるとして、市民生活を守る立場から、保険料と利用料の負担を抑えるために思い切った独自の減免制度に踏み切ることが必要だと述べて、予算には反対をしております。現状は、引き続く物価高騰により厳しさが増していることは明らかであり、当局のほうもいろいろと対策を行っておりますけれども、介護保険料というのは月額基準額が6,800円、この負担はやはり大変重いものと言わなければなりません。当局も、低所得者の負担を軽減するために、保険料区分をより多段階にするなど努力もされていることは認めますけれども、昨今のさらなる物価高騰に加え、医療費に係る負担増の懸念など、政治、社会情勢を見ると、減免制度の必要性はやはり強くなってくるものだと思います。このような状況を鑑み入れば、独自の減免制度がいまだに実現できていないことから、この決算認定には反対をするものであります。

次に、議案第87号 水道事業会計ですが、これも繰返し、生計費非課税の原則に照らせば、水道料金への消費税課税は認められないこと。さらに、市民の生活実態から、介護保険同様、福祉減免の必要性を述べてまいりました。予算でもこのことを指摘をし、反対をしたものであります。これも、介護保険同様、改善されないまま現在に至っております。しかし、水道会計の損益計算書では、先ほど委員長報告もありましたけれども、6年度の当年度利益剰余金が187万円に対して、決算では854万8,946円と4.57倍の剰余金を出しております。これだけ見ると、優良会計のように見えますけれども、令和5年度は163万6,000円に対して、何と5,992万5,051円、令和4年度も212万9,000円の剰余予算に対して5,505万3,523円と予算を大きく上回ってまいりました。しかし、令和6年度の今回の結果というのは、事業運営の厳しさが示すものだと私も理解をしております。もちろん、人口減少が続き、維持管理など将来的な水道会計の見通しを立てることは必要であり、責任でもあると思います。しかし今は、先ほどから述べているように異常なまでの物価高騰の中で、市民の生活がさらされているわけです。物価高を上回る収入の増加が見込まれないのが年金生活者、そして生活保護受給者たちの生活を考えたときに、やはり福祉の向上が自治体の取り組むべき第一義的な課題であるということを思えば、施しということではなく、憲法25条の具現化として、福祉減免制度の創設はやはり必要だと思います。さらに、水道料金基本料の従量計算を、現在の10立方メートルを区切り、使用料が少ない独居老人の方などの料金が低く抑えられるようにしていただくことを引き続き要望し、決算認定の反対討論といたします。

奥 輝人 議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、議案第83号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第83号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

次に、議案第87号 令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について、議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたしますが、本案については利益処分と決算認定の2つの表決が必要となる案件であります。

よって、まず本案のうち、令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分について及び奄美市下水道事業会計の利益処分についてを採決いたします。

この利益処分について委員長の報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この利益処分については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、令和6年度奄美市水道事業会計の利益処分及び令和6年度奄美市下水道事業会計の利益処分については、原案のとおり可決されました。

次に、令和6年度奄美市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対する議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、令和6年度奄美市水道事業会計決算認定については認定することに決しました。

次に、令和6年度奄美市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。

お諮りいたします。本決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第88号 令和6年度奄美市下水道事業会計決算認定については認定することに決しました。

次に、議案第80号から議案第82号及び議案第84号から議案第86号までの6件を一括して採決いたします。

この議案6件に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案6件はいずれも認定することに決しました。

○

奥 輝人 議長 日程第3，発議第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善，義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書の提出についてを議題といたします。

この発議第4号は提案理由の説明を省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，提案理由の説明を省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

○

奥 輝人 議長 日程第4，閉会中の継続審査及び調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で，本定例会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和7年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前10時47分）

○

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 奥 輝人

奄美市議会議員 正野 卓矢

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 奥 晃郎

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第66号	令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第67号	令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第68号	令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第69号	令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第70号	令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第71号	令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(7)	議案第78号	財産の取得について	原案可決すべきもの
(8)	陳情第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	採択すべきもの

令和7年9月25日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第66号	令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第72号	令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第73号	令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第76号	奄美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第77号	奄美市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和7年9月25日

産業建設委員長 弓削 洋平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第66号	令和7年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第74号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第75号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	陳情第8号	景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情書	採択すべきもの

令和7年9月25日

総務企画委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 79 号	令和 6 年度奄美市一般会計歳入歳出決算 認定について	認定すべきもの

令和 7 年 10 月 8 日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 正野 卓矢

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 80 号	令和 6 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第 81 号	令和 6 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第 82 号	令和 6 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第 83 号	令和 6 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第 84 号	令和 6 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第 85 号	令和 6 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第 86 号	令和 6 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第 87 号	令和 6 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの
(9)	議案第 88 号	令和 6 年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの

令和 7 年 10 月 8 日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 弓削 洋平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

令和7年10月8日

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

議会運営委員長 多田 義一

閉会中の継続審査及び調査の申出について

本委員会は、下記案件について、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

参 考 资 料
(意 见 书 等)

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善，義務教育費国庫負担制度の負担率の 引上げに係る意見書

学校現場では，貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善，義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げが不可欠です。

しかし，2025年3月31日に成立した2025年度予算では，小学校における教科担任制が第4学年まで拡大されましたが，鹿児島県における配置数は100人にも届かず，教員の配置増を求める学校現場の声を反映したものとはなっていません。さらに，少数職種の加配等を含め「様々な教育課題への対応」として文科省が求めていた配置数も減じられたままです。一方で，義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費の負担割合は県2/3とされたままであり，県財政を圧迫し続けています。さらに，教員採用試験の受験倍率の低下や離職者・病気休職者の増加等によって，学校現場は慢性的な人員不足状態にあります。

教育の機会均等と水準の維持向上をはかるとともに，すべての子どもにゆたかな学びの保障や学校における働き方改革を進めるためにも，教職員定数の改善，義務教育費国庫負担制度における教職員の給与費における国の負担割合を引き上げることが必要です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため，さらなる少人数学級の推進，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 複式学級を解消すること。
- 3 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，地方財政を確保したうえで義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和7年10月8日

奄美市議会